

平成 30 年度版

神奈川県における受動喫煙の現状

平成 31 年 3 月

神奈川県 健康医療局 保健医療部
健康増進課 たばこ対策グループ

目 次

第 1 部 調査の概要	1
1 調査の概要	3
(1) 調査の目的	3
(2) 調査の対象	3
(3) 調査の方法	3
(4) 調査期間	3
(5) 配布・回収状況	3
(6) 報告書の表記	4
2 回答者のプロフィール	5
(1) 県民意識調査	5
(2) 施設調査	11
第 2 部 調査結果【県民意識調査】	13
1 「受動喫煙」に対する考え	15
(1) 「受動喫煙」という言葉の認知度	15
(2) 受動喫煙の健康への影響について	18
(3) 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか	21
(4) 在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがあるか	28
(5) たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期	31
(6) 「神奈川県公共の施設における受動喫煙防止条例」の認知度	34
(7) 受動喫煙防止条例の内容の認知度	37
(8) 受動喫煙防止条例を認知した媒体	41
(9) 半年以内の受動喫煙の経験について	47
(10) 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか	50
(11) 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること	59
(12) 受動喫煙防止条例の規制について強化すべきこと	63
(13) 受動喫煙防止条例の規制について緩和すべきこと	67
(14) 自由意見	71
(15) 喫煙意向について	78
第 3 部 調査結果【施設調査】	79
1 「受動喫煙」に対する考え	81
(1) 「受動喫煙」という言葉の認知度	81
(2) 受動喫煙の健康への影響について	84
(3) 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか	87

(4) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度.....	92
(5) 受動喫煙防止条例の内容の認知度.....	95
(6) 受動喫煙防止条例を認知した媒体.....	100
2 「受動喫煙」の取組み等について.....	108
(7) 受動喫煙防止対策への取組みについて.....	108
(8) 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由.....	110
(9) 現在の受動喫煙防止対策について.....	116
(10) 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について.....	118
(11) 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて.....	127
(12) 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について.....	129
(13) 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること.....	134
(14) 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか.....	139
(15) 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか.....	143
(16) 自由意見.....	147
資料編.....	155

第 1 部 調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

① 県民意識調査

県民の受動喫煙に関する意識及び県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とする。

② 施設調査

県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

① 県民意識調査

住民基本台帳から層化無作為抽出法により、県内在住の20歳以上の県民5,000人の対象に抽出した。

② 施設調査

平成28年度経済センサス母集団情報及び神奈川県の各機関、横浜市、川崎市などの各市から最新の情報の提供を受けて一覧を作成し、層化無作為抽出を行った。

(3) 調査の方法

調査票を対象者に郵送で配布し、郵送で回収する無記名郵送方式

(ハガキによるお礼を兼ねた督促状：2回送付)

(4) 調査期間

平成30年9月11日～9月25日

(5) 配布・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
県民意識調査	5,000	2,563	51.3%
施設調査	5,000	2,434	48.7%

(6) 報告書の表記

- ① アンケート調査結果の集計に当たっては、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合、また、複数項目の合成値が項目ごとの比率の合計と一致しない場合がある。
- ② 複数の回答が可能な設問では、構成比の合計が100%を超える場合がある。
- ③ クロス集計の合計は、当該質問に対する全ての内訳ではないので、全体の合計とは合わない場合がある。
- ④ 文章・表・グラフの中で、アンケート調査票の選択肢の文章が長い場合、一部省略して表現している場合がある。
- ⑤ 回答数が少ないものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、コメントは記載していない。
- ⑥ 施設調査の2乗検定について、施設種類を第1種、第2種、特例第2種に分類している。分類分けについては以下の通りである。

分類分け後	分類前業種
第1種	「学校（幼稚園、小中高校、大学など）」、「病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院」、「劇場、映画館、演芸場」、「観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）」、「集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設」、「展示場」、「体育館、ボレーンク場などの屋内運動施設」、「公衆浴場（銭湯、サウナなど）」、「百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店」、「銀行、保険会社などの金融機関」、「郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等」、「駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル」、「鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両」、「図書館、博物館、美術館」、「動物園、植物園、遊園地」、「老人ホーム、保育所などの社会福祉施設」、「官公庁施設」
第2種	「食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）」、「ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）」、「ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設」、「その他のサービス施設」
特例第2種	「食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設」、「キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設」、「ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設」、「マージャン店、パチンコ店及び類似施設」

2 回答者のプロフィール

(1) 県民意識調査

図表 1-1-1 居住地域

(N=2,563)

横浜	41.2%
川崎	13.6%
相模原	8.0%
横須賀三浦	8.1%
県央	9.6%
湘南	14.9%
足柄上	1.1%
西湘	3.0%
無回答	0.4%

図表 1-2-1 性別

(N=2,563)

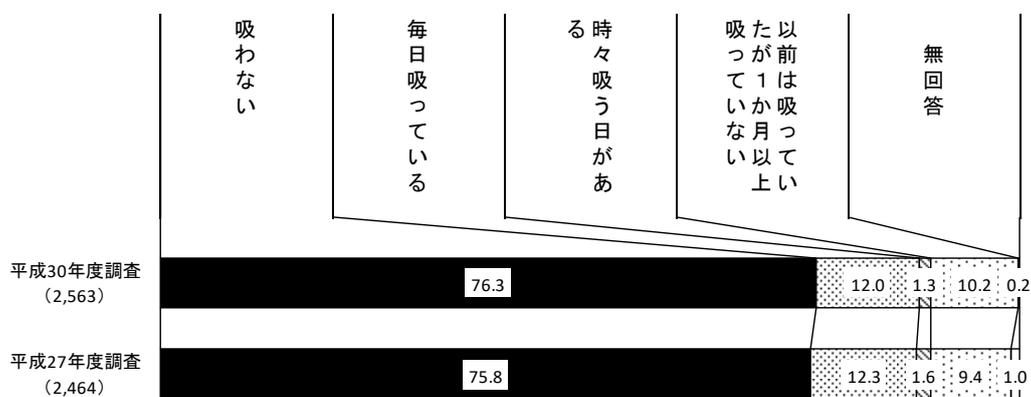
男性	43.4%
女性	56.2%
無回答	0.4%

図表 1-3-1 年齢

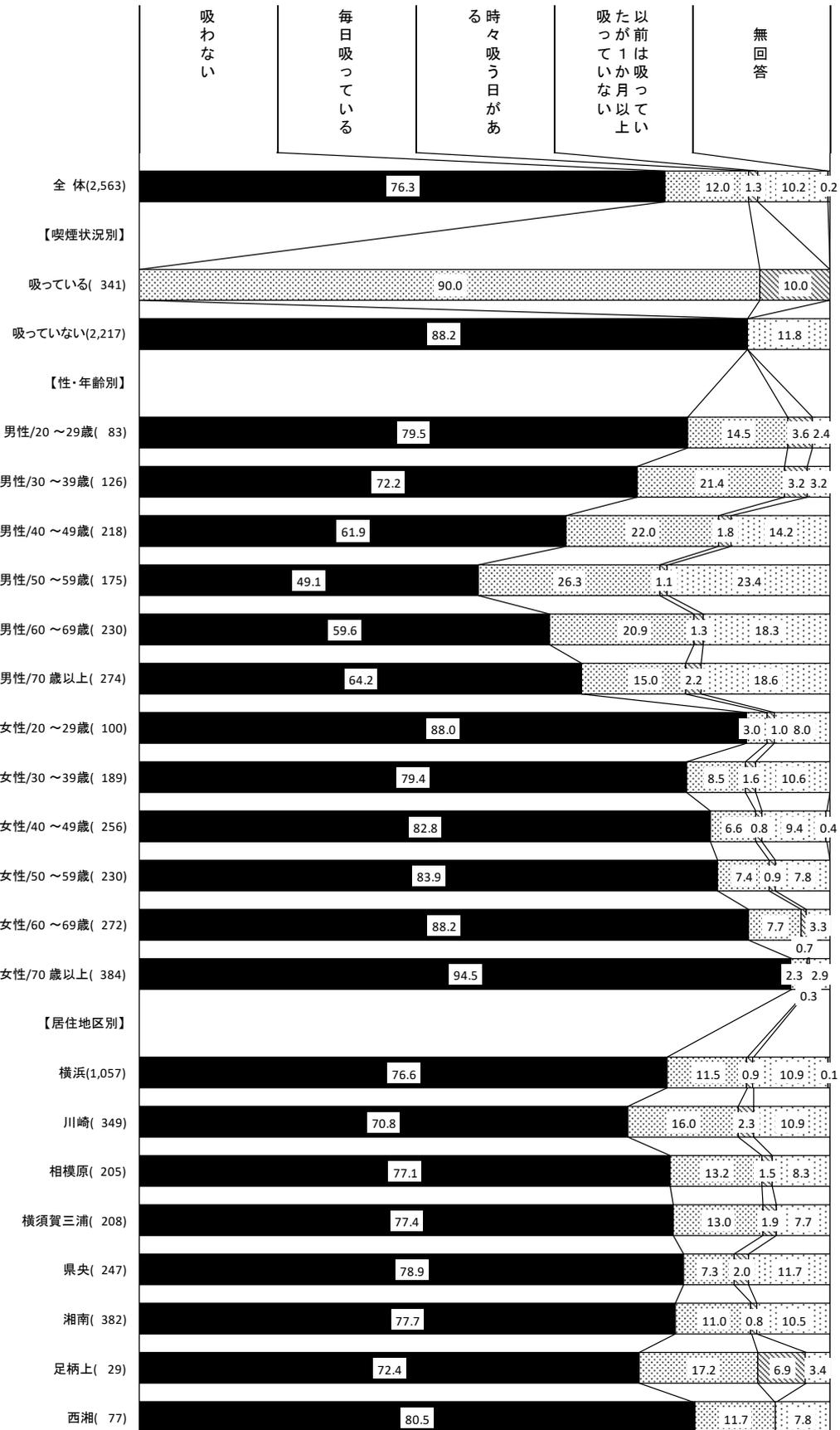
(N=2,563)

20～29歳	7.1%
30～39歳	12.3%
40～49歳	18.5%
50～59歳	15.8%
60～69歳	19.7%
70歳以上	25.8%
無回答	0.8%

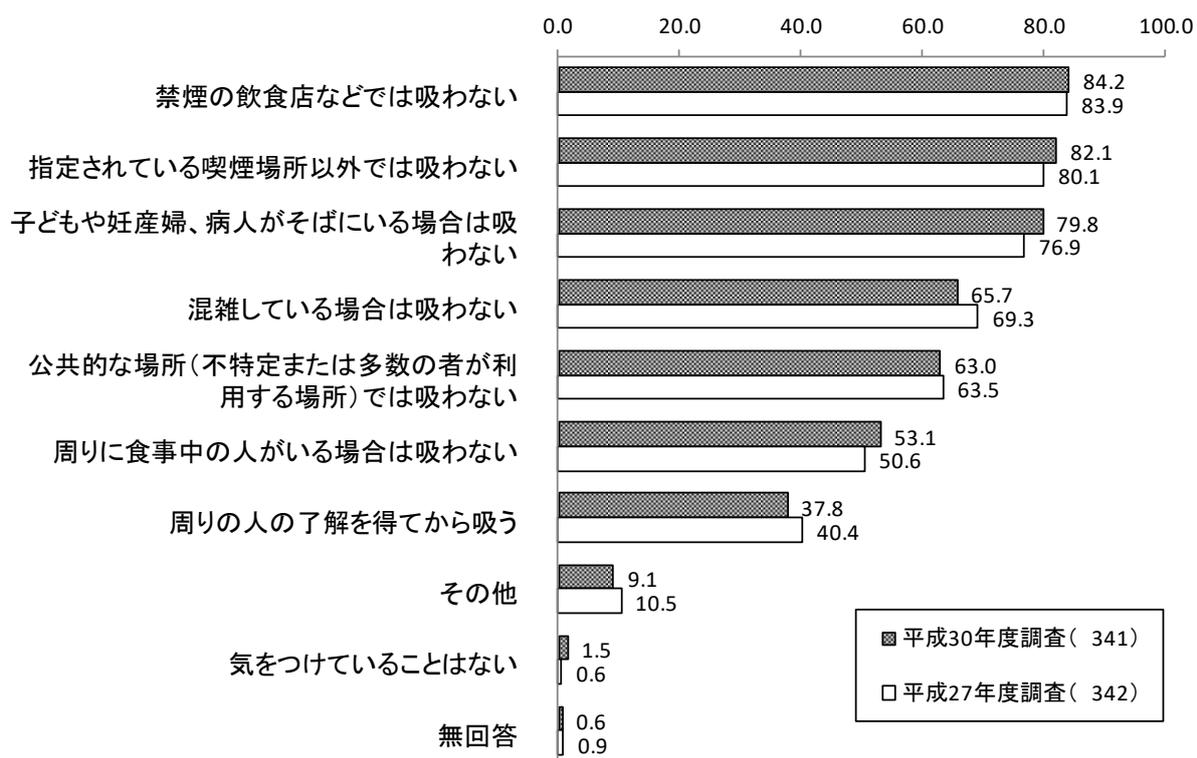
図表 1-4-1 喫煙の有無



図表 1-4-2 喫煙の有無-喫煙状況、性・年齢、居住地区別

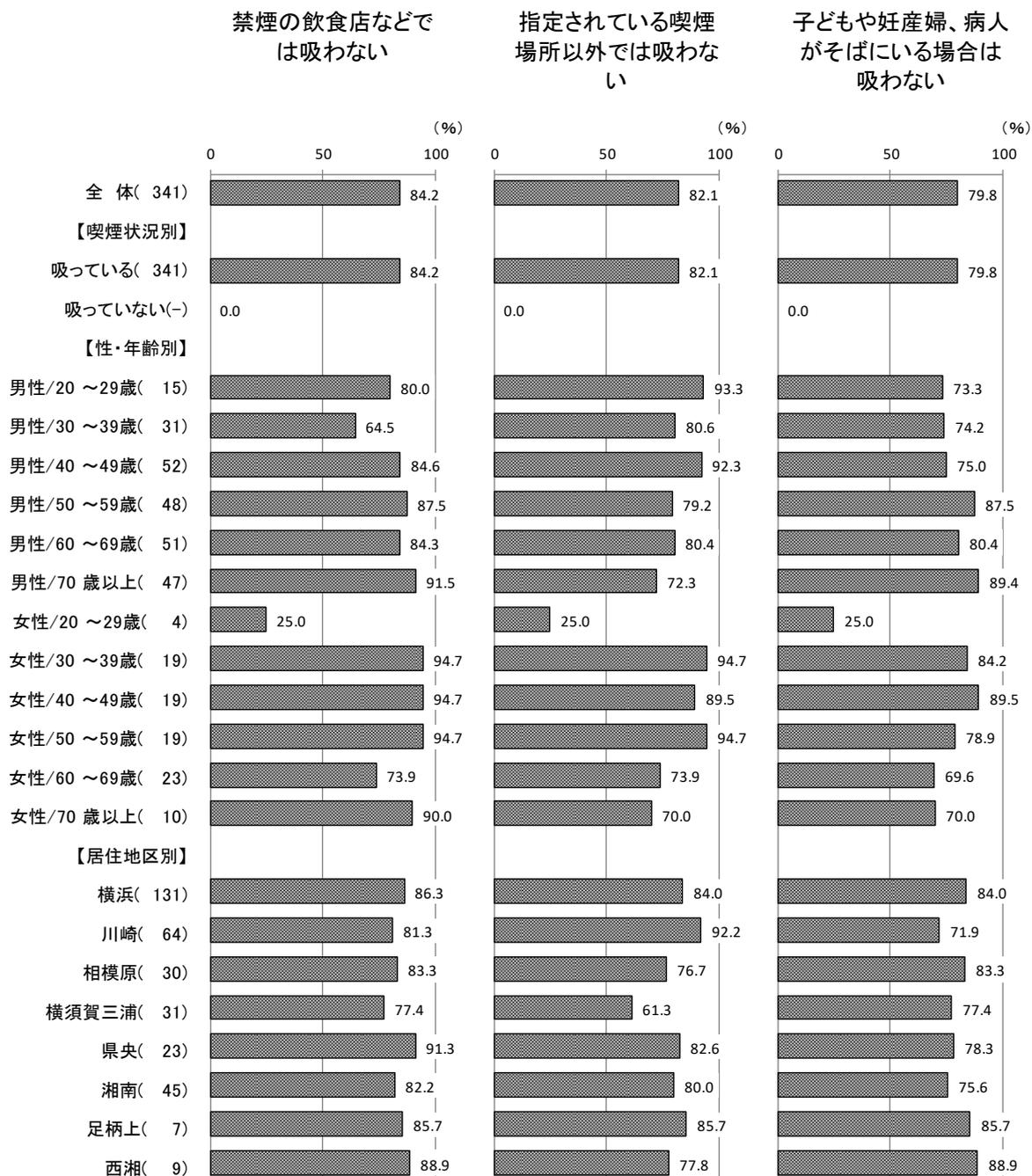


図表 1-5-1 喫煙時に気をつけていること（喫煙者）



図表 1-5-2 喫煙時に気をつけていること (喫煙者)

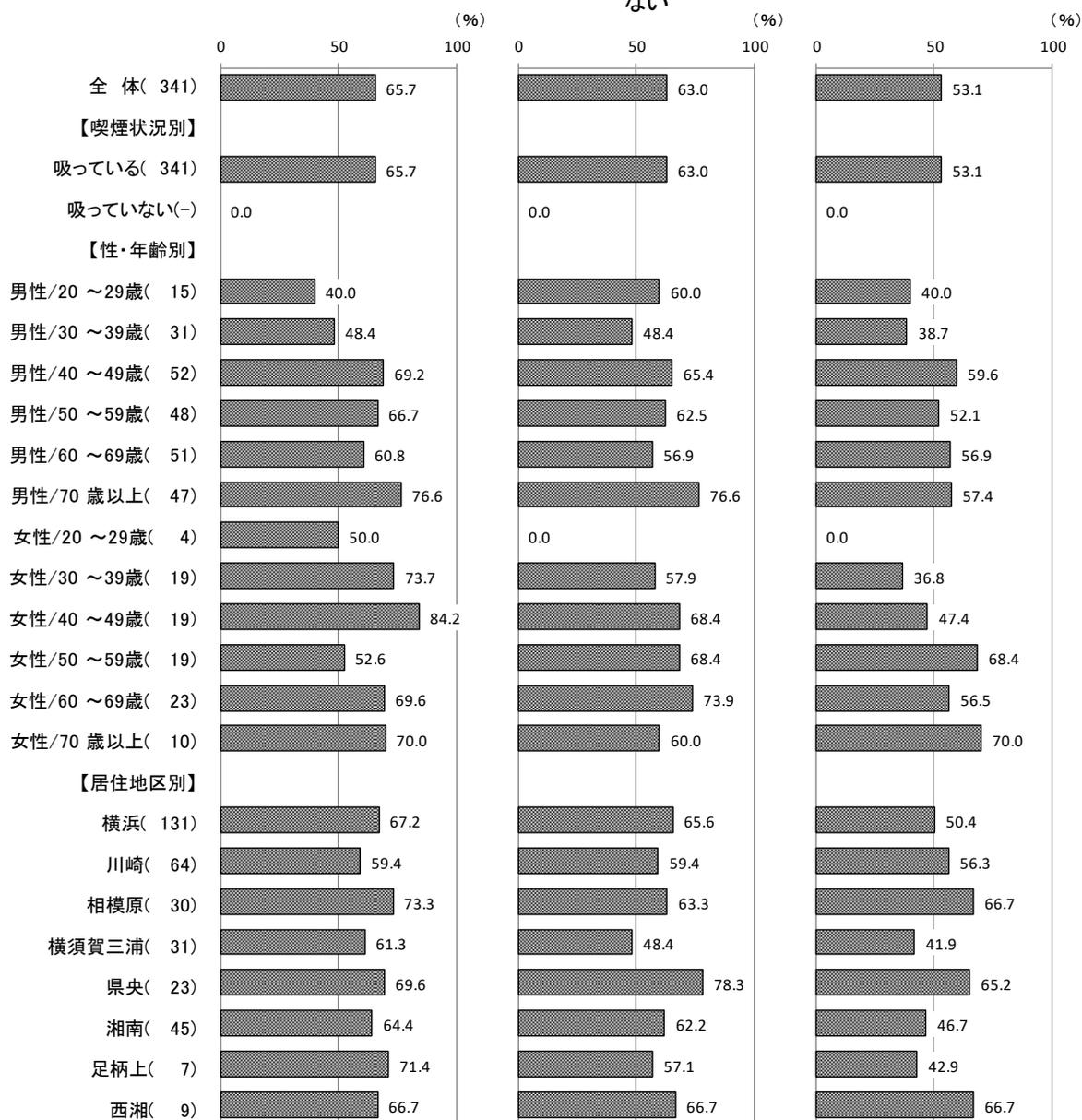
—喫煙状況、性・年齢、居住地区別



混雑している場合は
吸わない

公共的な場所(不特定
または多数の者が利
用する場所)では吸わ
ない

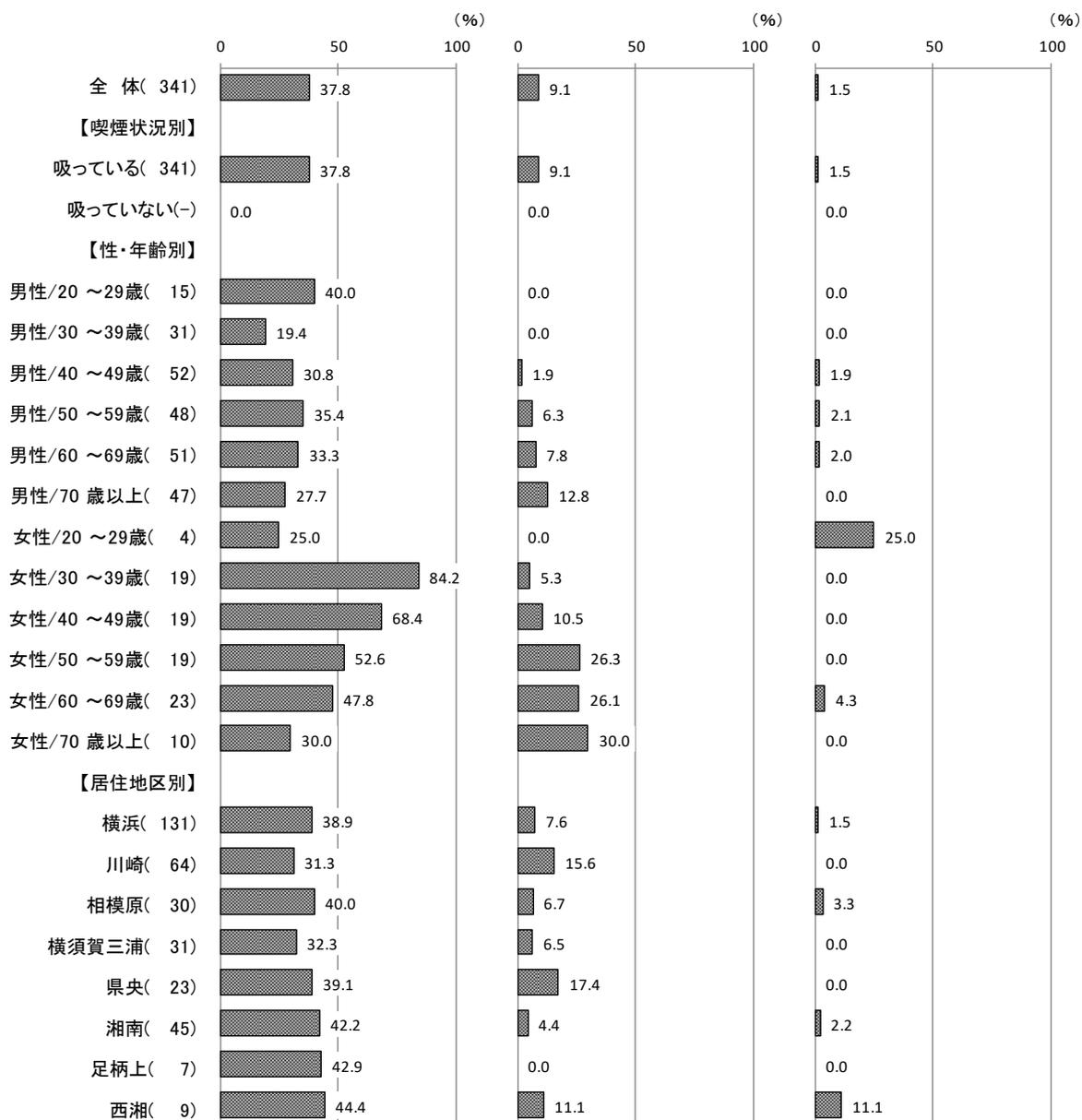
周りに食事中の人が
いる場合は吸わない



周りの人の了解を得てから吸う

その他

気をつけていることはない



(2) 施設調査

図表 1-2-1 施設種別

区分	(N)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など）	138	5.7
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	7.5
劇場、映画館、演芸場	26	1.1
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.3
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	4.0
展示場	4	0.2
体育館、ボーリング場などの屋内運動施設	26	1.1
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	1.7
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	100	4.1
銀行、保険会社などの金融機関	70	2.9
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	40	1.6
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	2	0.1
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	0.8
図書館、博物館、美術館	10	0.4
動物園、植物園、遊園地	3	0.1
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	7.4
官公庁施設	101	4.1
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）	224	9.2
ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）	150	6.2
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	2.5
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	345	14.2
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	0.5
ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設	68	2.8
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	3.9
上記に該当しないサービス施設	342	14.1
無回答	86	3.5
全 体	2,434	100.0

図表 1-2-2 施設形態

区分	(N)	(%)		
		独立した建物	ビル、地下街の一部を使用	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など）	138	89.9	4.3	5.8
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	53.0	43.7	3.3
劇場、映画館、演芸場	26	46.2	50.0	3.8
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	71.4	28.6	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	93.9	4.1	2.0
展示場	4	25.0	75.0	0.0
体育館、ポーリング場などの屋内運動施設	26	69.2	30.8	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	82.9	14.6	2.4
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	100	59.0	38.0	3.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	48.6	50.0	1.4
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	40	65.0	30.0	5.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	84.2	84.2	5.3
図書館、博物館、美術館	10	70.0	30.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	68.0	30.4	1.7
官公庁施設	101	72.3	27.7	0.0
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）	224	52.7	46.0	1.3
ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）	150	93.3	4.7	2.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	37.7	59.0	3.3
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	345	47.2	49.0	3.8
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	23.1	69.2	7.7
ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設	68	97.1	0.0	2.9
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	96	64.6	32.3	3.1
上記に該当しないサービス施設	342	62.9	35.1	2.0
無回答	86	65.1	23.3	11.6
全体	2,434	64.6	32.5	3.0

第 2 部 調査結果【県民意識調査】

1 「受動喫煙」に対する考え

(1) 「受動喫煙」という言葉の認知度

問1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。
(○は1つ)

受動喫煙という言葉を知っているかについて尋ねたところ、「言葉も意味も知っている」(87.5%)と「言葉は知っている」(7.5%)を合わせた『知っている』が95.0%となっている。

前回調査と比較すると、『知っている』は8.0ポイント増加しており、「知らなかった(今回の調査で初めて知った)」は7.3ポイント減少している。(図表2-1-1)

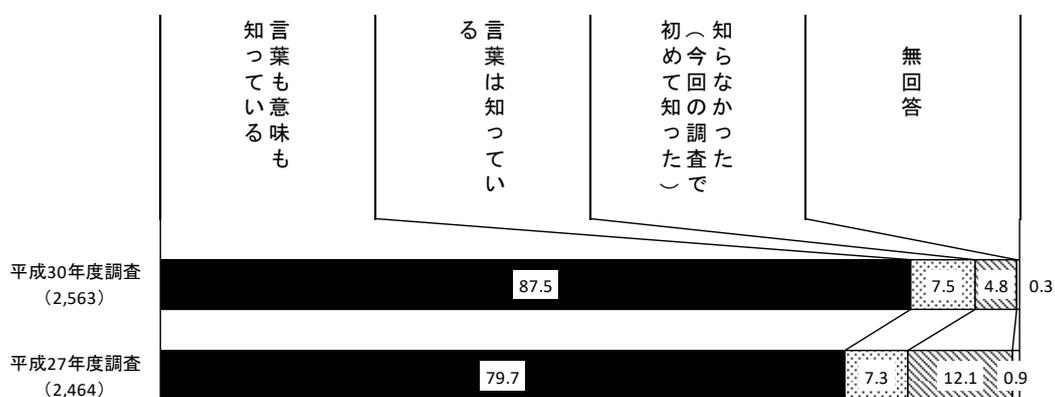
喫煙状況別にみると、「言葉も意味も知っている」は非喫煙者が喫煙者より0.8ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「言葉も意味も知っている」は40歳以上で男性が女性より高くなっている。

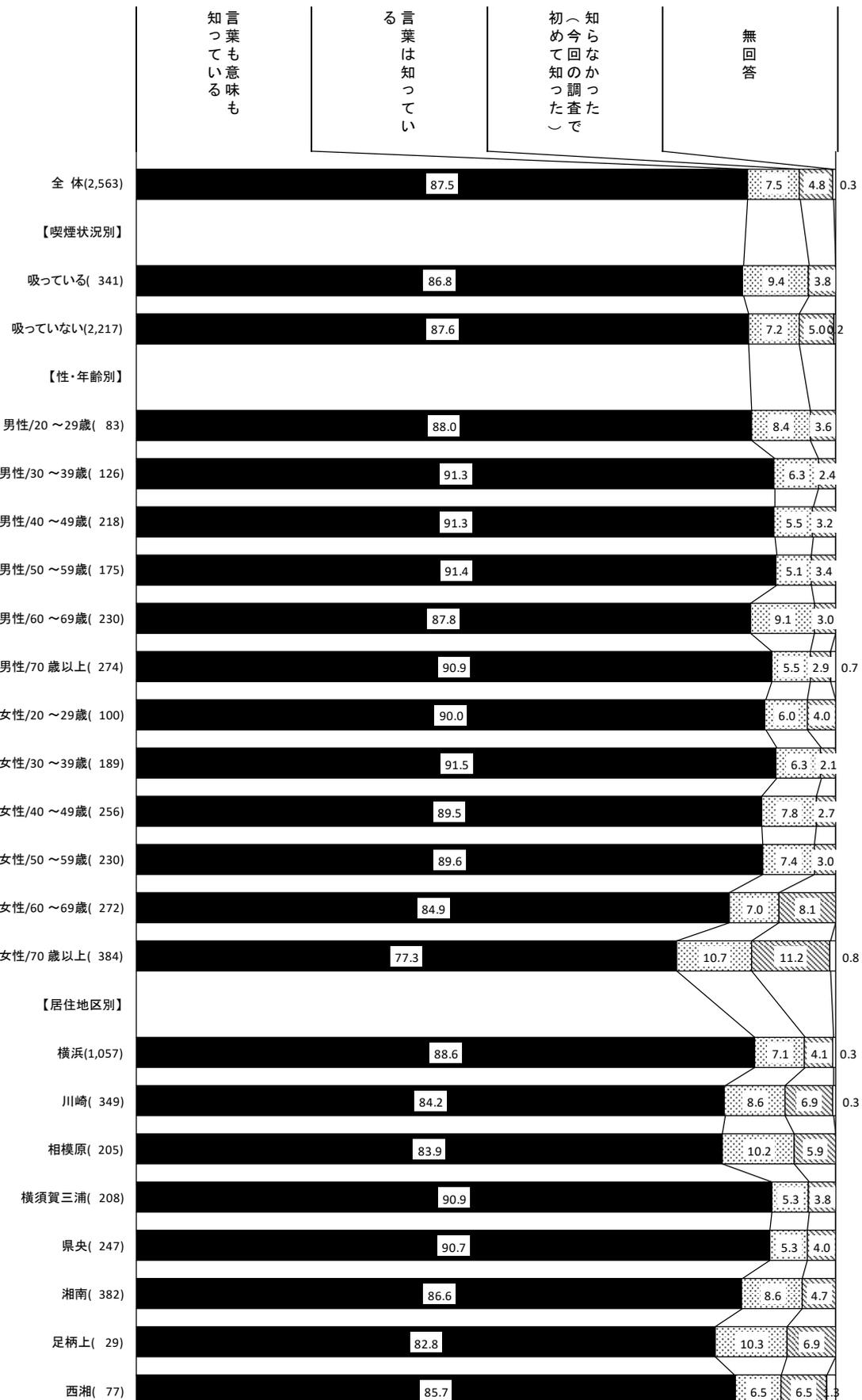
居住地区別にみると、「言葉も意味も知っている」は横須賀三浦で90.9%と最も高くなっている。(図表2-1-2)

表よりカイ2乗検定すると、「受動喫煙」という言葉の認知度と喫煙の状況には独立の可能性(確率)は24.341%という結果を得られ、喫煙者と非喫煙者で差がないことがわかる。(図表2-1-3)

図表2-1-1 「受動喫煙」という言葉の認知度



図表 2-1-2 「受動喫煙」という言葉の認知度－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-1-3 「受動喫煙」という言葉の認知度—クロス分析用

(B) 「受動喫煙」という言葉の認知度

(A)		言葉も意味も知っている	言葉は知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	計
状	喫煙者	0.12	0.01	0.01	0.13
況	非喫煙者	0.76	0.06	0.04	0.87
	計	0.87	0.07	0.05	1.00

(2) 受動喫煙の健康への影響について

問2 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

受動喫煙の健康への影響について尋ねたところ、「健康への影響があると思う」が91.5%で最も高く、次いで「わからない」が6.0%、「健康への影響があると思わない」が1.8%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表2-2-1)

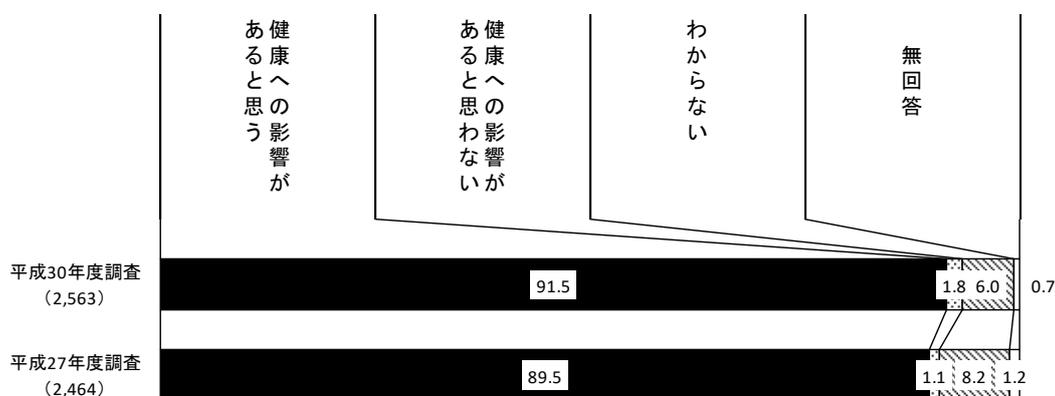
喫煙状況別にみると、「健康への影響があると思う」は非喫煙者が喫煙者より17.4ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「健康への影響があると思う」は30～39歳の女性で97.4%と最も高く、全ての世代で男性よりも女性が高くなっている。特に若い世代の女性が高いことから、妊娠時や乳幼児への悪影響に対する危惧に起因しているものと思われる。

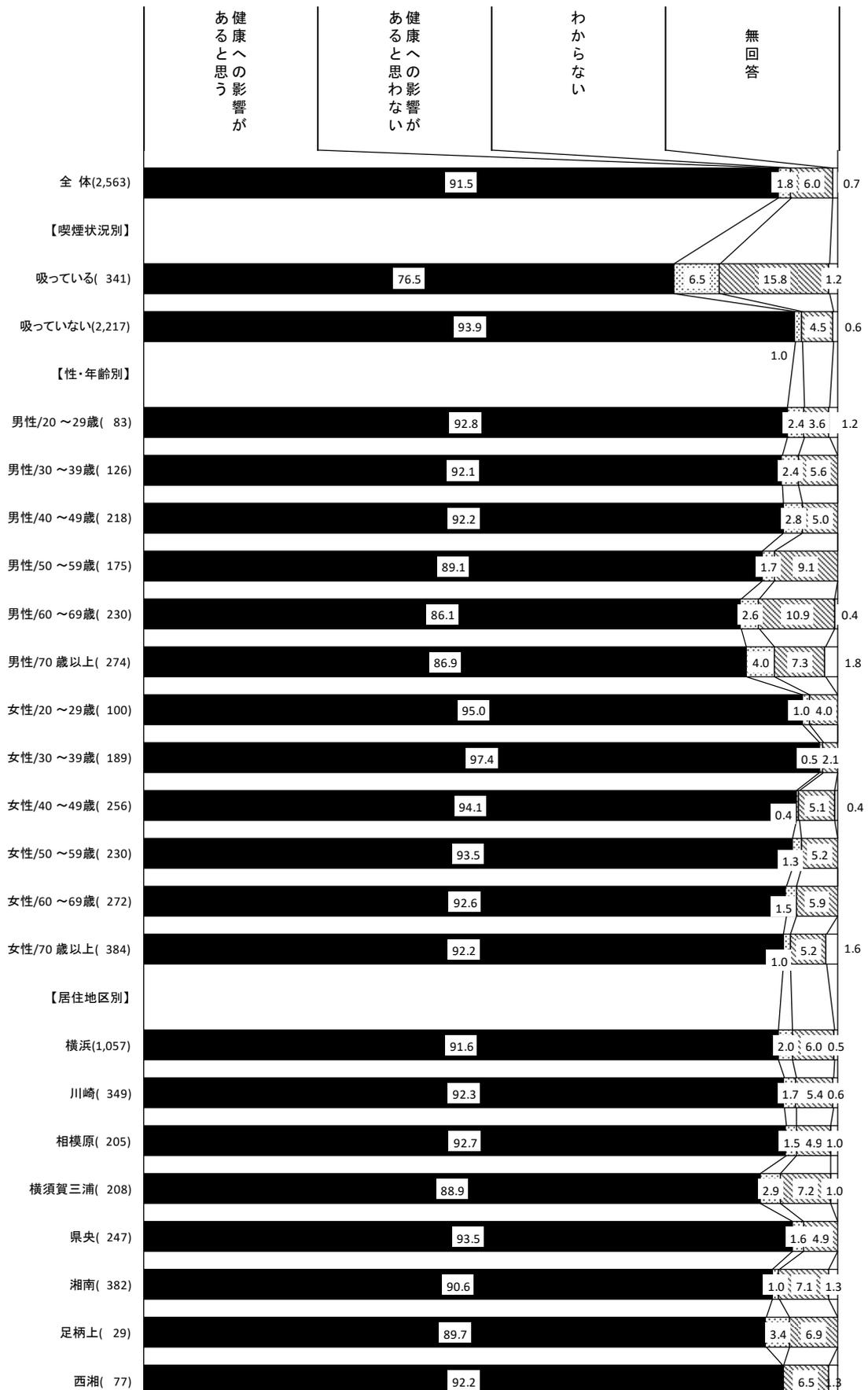
居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表2-2-2)

表よりカイ2乗検定すると、受動喫煙の健康への影響と喫煙の状況には独立の可能性(確率)はゼロという結果を得る。それより喫煙者は受動喫煙が健康への影響があると思わない割合が高く、非喫煙者はそれが低いことが読み取れる。(図表2-2-3)

図表2-2-1 受動喫煙の健康への影響について



図表 2-2-2 受動喫煙の健康への影響について—喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-2-3 受動喫煙の健康への影響についてークロス分析用

(B) 受動喫煙の健康への影響

(A)		健康への影 響があると 思う	健康への影 響があると 思わない	わからない	計
状	喫煙者	0.10	0.01	0.02	0.13
況	非喫煙者	0.82	0.01	0.04	0.87
	計	0.92	0.02	0.06	1.00

(3) 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか

問2で「1 健康への影響があると思う」を選んだ方のみお答えください。

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。

受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うかについて尋ねたところ、「そう思う」の割合が高いのは“肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める”が90.2%、“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める”が83.3%、“妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”が74.3%となっている。(図表2-3-1)

受動喫煙により“肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める”という影響があると思うかについては、喫煙状況別にみると、「そう思う」は非喫煙者が喫煙者より1.5ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「そう思う」は50～59歳の女性で93.0%と最も高くなっている。一方、50～59歳の男性で85.9%と最も低くなっている。

居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表2-3-2)

受動喫煙により“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める”という影響があると思うかについては、喫煙状況別にみると、「そう思う」は非喫煙者が喫煙者より3.3ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「そう思う」は20～29歳の女性で90.5%と最も高く、年齢が上がるに従って低くなっている。

居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表2-3-3)

受動喫煙により“乳幼児突然死症候群の危険性を高める”という影響があると思うかについては、喫煙状況別にみると、「そう思う」は非喫煙者が喫煙者より1.5ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「そう思う」は30～39歳の女性で70.1%と最も高い。若い世代では女性が、高齢層では男性が比較的高くなっている。

居住地区別にみると、「わからない」は横須賀三浦で43.8%と最も高くなっている。(図表2-3-4)

受動喫煙により“妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”という影響があると思うかについては、喫煙状況別にみると、「そう思う」は非喫煙者が喫煙者より0.8ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「そう思う」は30～39歳の女性で84.8%と最も高く、年齢が上がるに従って低くなっている。また、「そう思う」は70歳以上を除く全ての年齢で女性が男性より高くなっている。

居住地区別にみると、「そう思う」は県央で77.5%と最も高くなっている。(図表2-3-5)

表よりカイ2乗検定すると、生活習慣病の危険性への影響の認識と喫煙の状況には独立の可能性(確率)はゼロという結果を得る。それより喫煙者は生活習慣病の危険性への影響があると思わない割合が高く、非喫煙者はそれが低いことが読み取れる。(図表2-3-6)

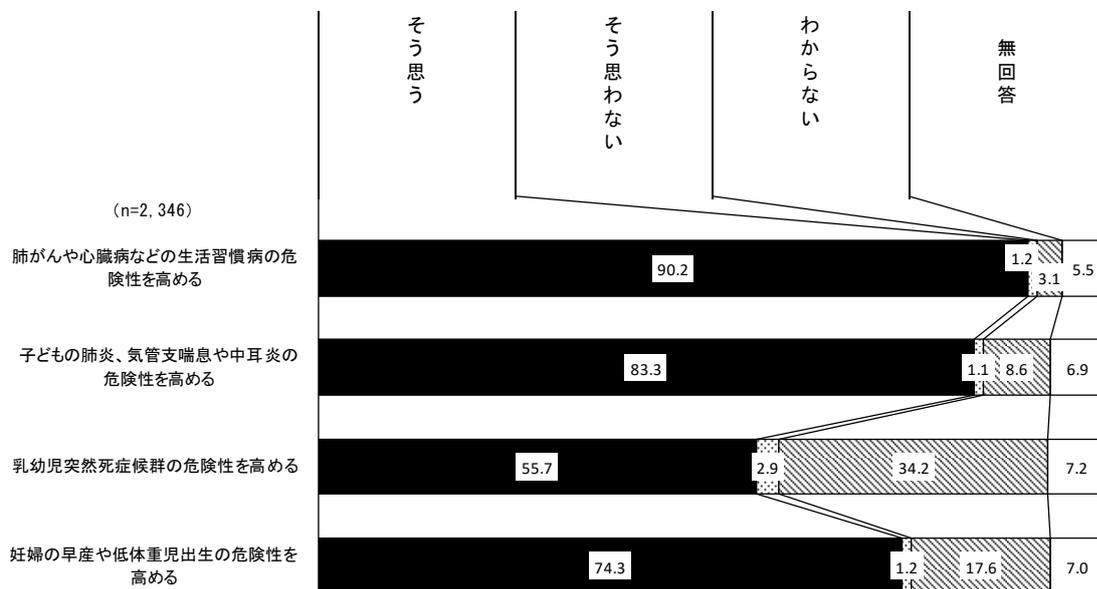
表よりカイ2乗検定すると、子どもの危険性への影響の認識と喫煙の状況には独立の可能性(確率)は0.378%という結果を得る。それより喫煙者は子どもの危険性への影響があると思わない割合が高く、非喫煙者はそれが低いことが読み取れる。(図表2-3-7)

表よりカイ 2 乗検定すると、乳幼児の危険性への影響の認識と喫煙の状況には独立の可能性（確率）は 4.565%という結果を得る。それより喫煙者は乳幼児の危険性への影響があると思わない割合が高く、非喫煙者はそれが低いことが読み取れる。（図表 2-3-8）

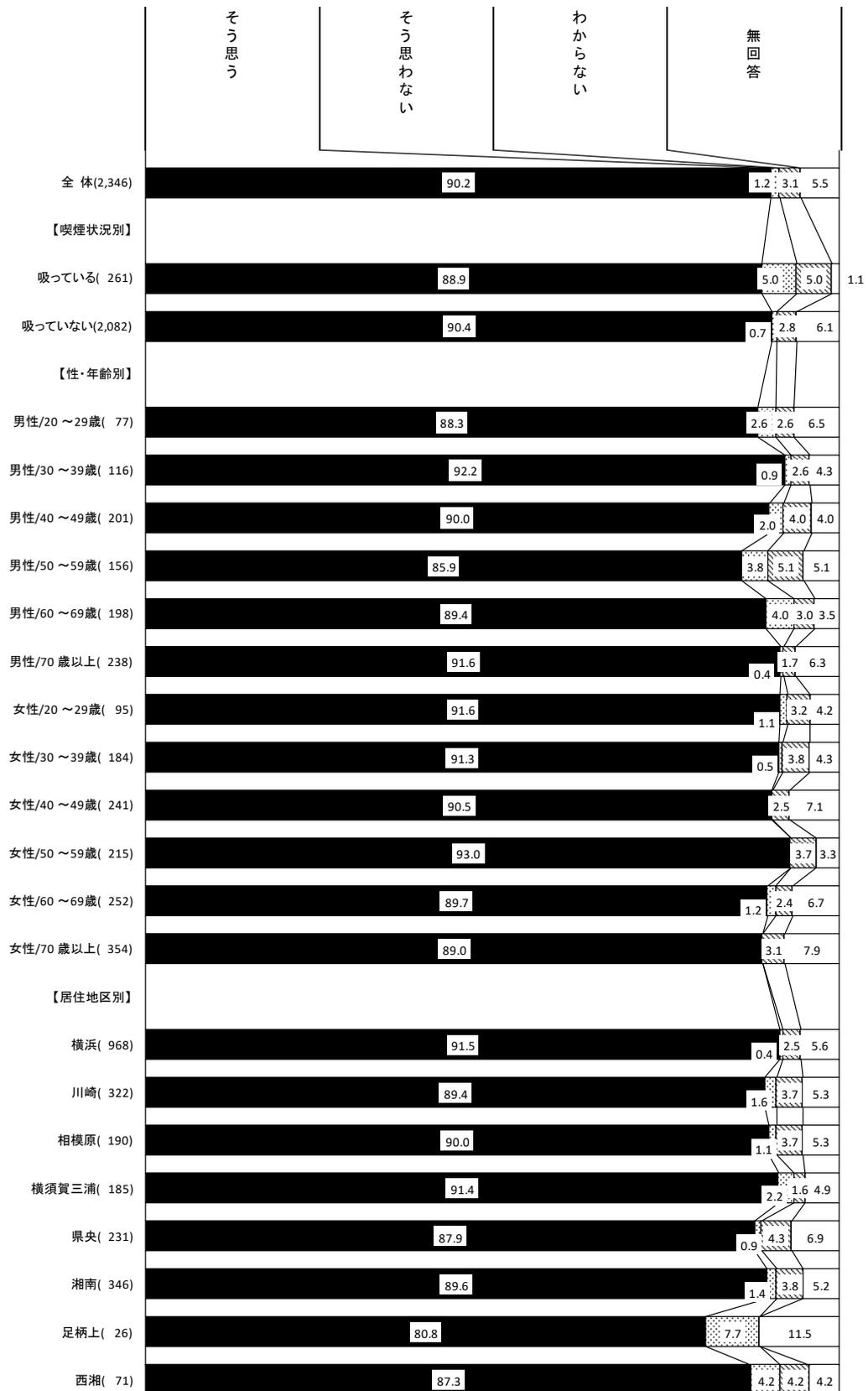
表よりカイ 2 乗検定すると、妊婦の危険性への影響の認識と喫煙の状況には独立の可能性（確率）は 10.099%という結果を得られ、喫煙者と非喫煙者で差がないことがわかる。（図表 2-3-9）

総じて、子どもや妊娠時への悪影響（“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める” + “乳幼児突然死症候群の危険性を高める” + “妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”）は 20・30 代の女性が「そう思う」で高く、当事者及び母親として、妊娠時や乳幼児への悪影響に危惧の念を抱いているのではないかと思われる。

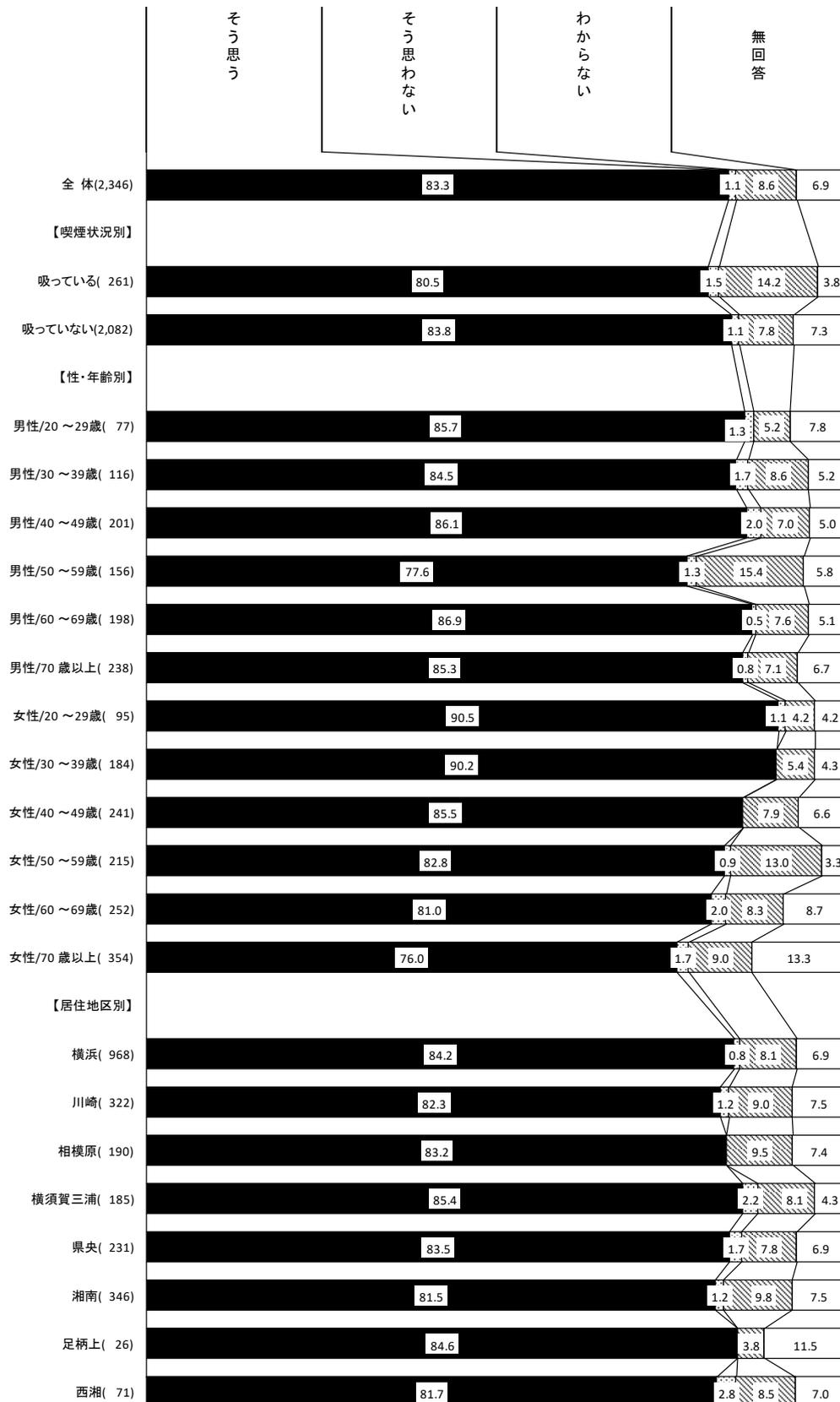
図表 2-3-1 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか



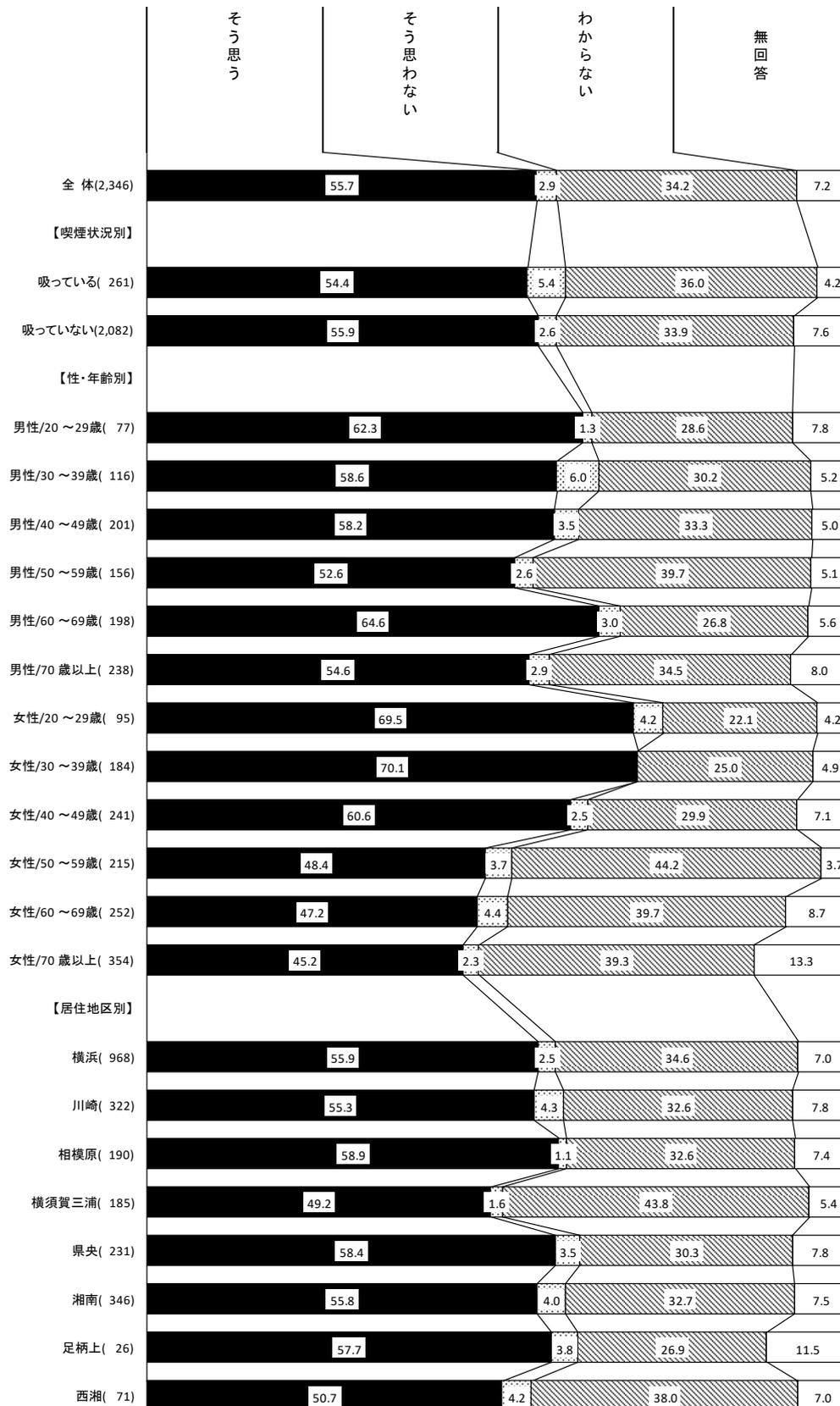
図表 2-3-2 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



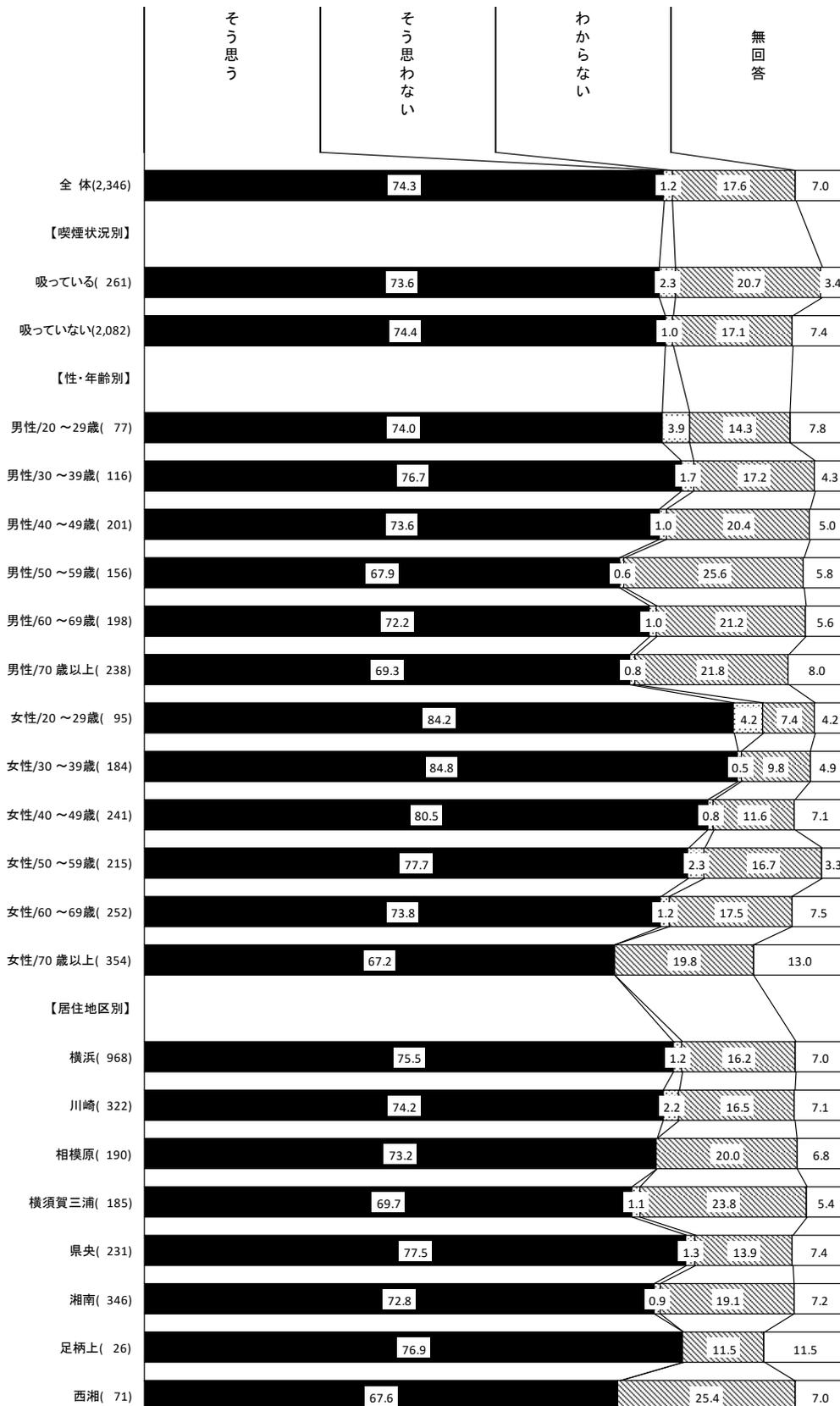
図表 2-3-3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-3-4 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-3-5 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -工 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-3-6 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高めるークロス分析用

(B)生活習慣病の危険性

(A)		そう思う	そう思わない	わからない	計
状況	喫煙者	0.10	0.01	0.01	0.12
	非喫煙者	0.85	0.01	0.03	0.88
	計	0.96	0.01	0.03	1.00

図表 2-3-7 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高めるークロス分析用

(B)子どもの危険性

(A)		そう思う	そう思わない	わからない	計
状況	喫煙者	0.10	0.00	0.02	0.12
	非喫煙者	0.80	0.01	0.07	0.88
	計	0.90	0.01	0.09	1.00

図表 2-3-8 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高めるークロス分析用

(B)乳幼児の危険性

(A)		そう思う	そう思わない	わからない	計
状況	喫煙者	0.07	0.01	0.04	0.12
	非喫煙者	0.54	0.02	0.32	0.88
	計	0.60	0.03	0.37	1.00

図表 2-3-9 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高めるークロス分析用

(B)妊婦の危険性

(A)		そう思う	そう思わない	わからない	計
状況	喫煙者	0.09	0.00	0.02	0.12
	非喫煙者	0.71	0.01	0.16	0.88
	計	0.80	0.01	0.19	1.00

(4) 在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがあるか

問4 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがあるかについて尋ねたところ、「受けたことはない」が63.7%で最も高く、次いで「受けたことがある」が20.8%、「わからない」が13.5%となっている。

喫煙状況別にみると、大きな差はみられない。

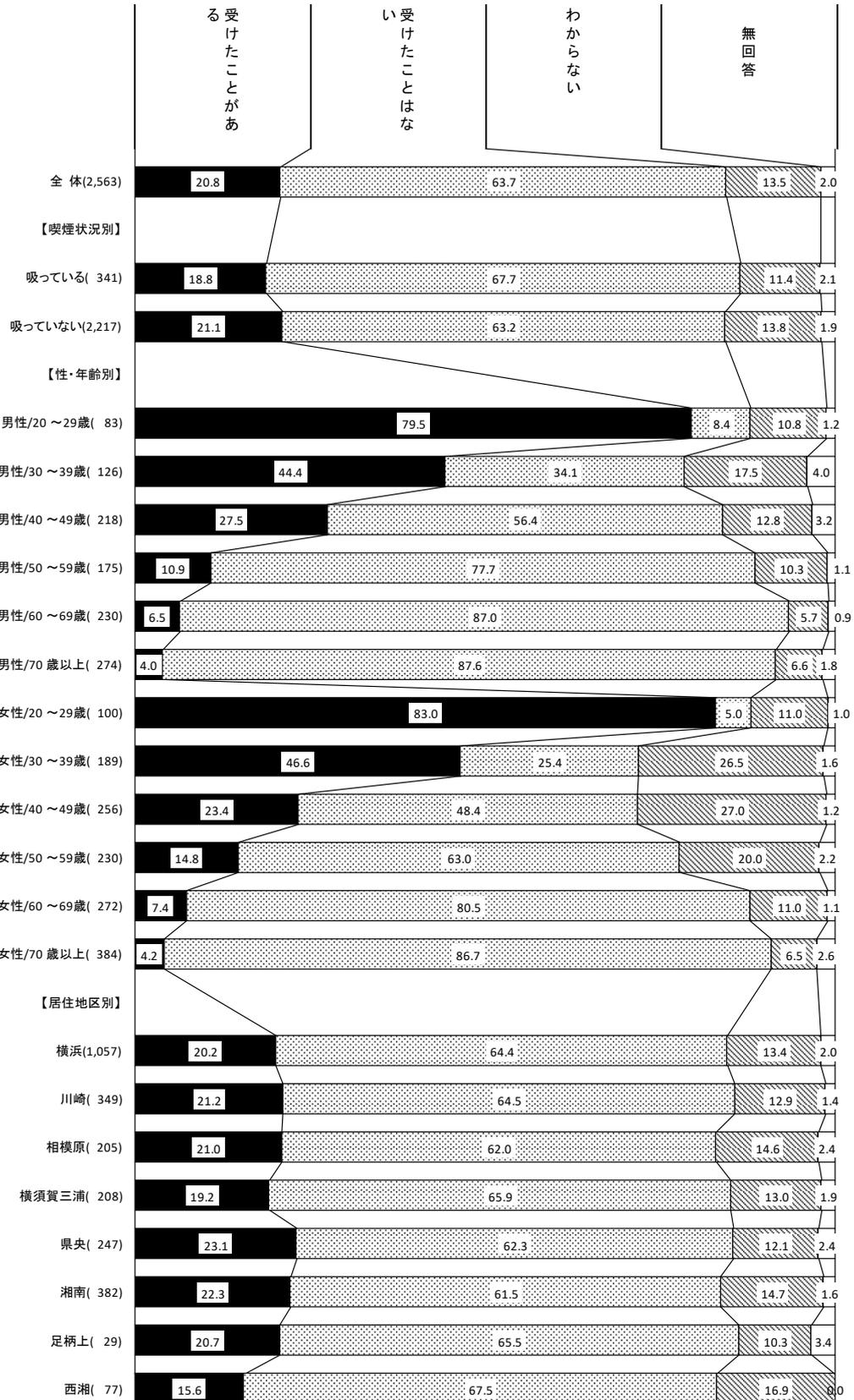
性・年齢別にみると、「受けたことがある」は男女ともに年齢が上がるに従って低くなっている。これは受動喫煙という認識が世間に定着した時期がそこまで古くなく、ある程度の世代以上は、そもそも在学中に受動喫煙防止に関する教育を受ける機会がなかったためと思われる。

居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表2-4-1)

表よりカイ2乗検定すると、乳幼児の危険性への影響の認識と喫煙の状態には独立の可能性(確率)は22.809%という結果を得られ、喫煙者と非喫煙者で差がないことがわかる。(図表2-4-2)

図表 2-4-1

在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがあるか
 - 喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-4-2

在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがあるか
—クロス分析用

(B) たばこの健康被害や受動喫煙防止に
関する教育受講の有無

(A)		受けたこと がある	受けたこと はない	わからない	計
状	喫煙者	0.03	0.09	0.02	0.13
況	非喫煙者	0.19	0.56	0.12	0.87
	計	0.21	0.65	0.14	1.00

(5) たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期

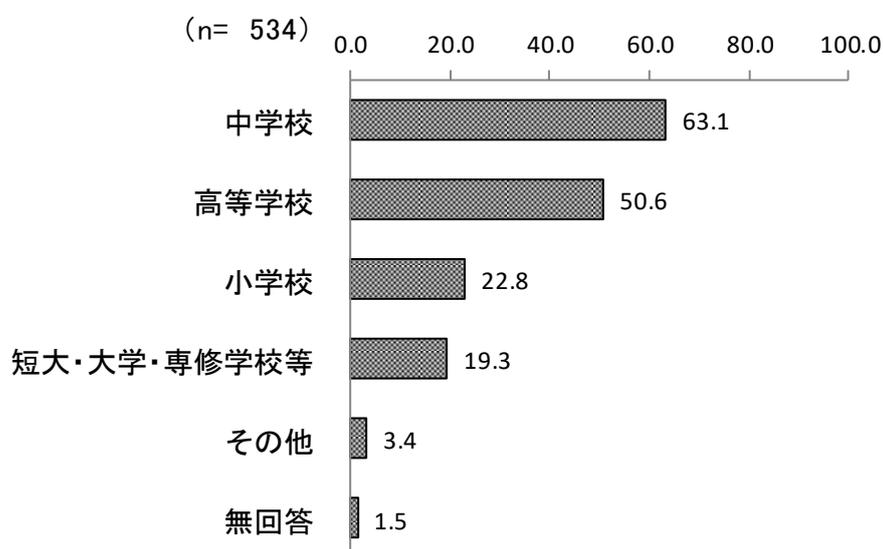
問4で「1 受けたことがある」を選んだ方のみお答えください。

問5 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

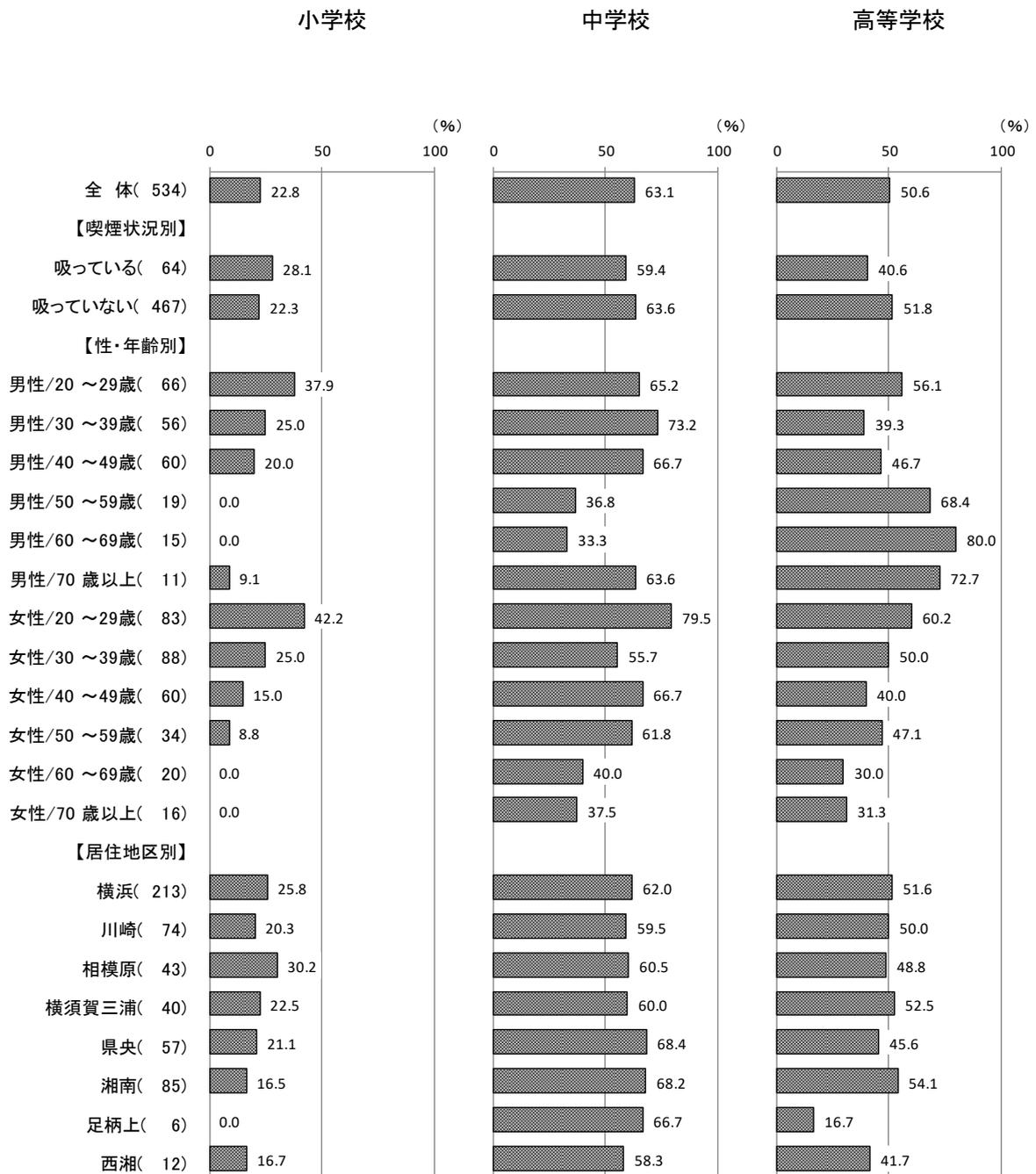
たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期について尋ねたところ、「中学校」が63.1%で最も高く、次いで「高等学校」が50.6%、「小学校」が22.8%となっている。(図表2-5-1)

喫煙状況別にみると、「高等学校」は非喫煙者が喫煙者より11.2ポイント高くなっている。性・年齢別にみると、「小学校」は男女ともに概ね年齢が上がるに従って低くなっている。居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表2-5-2)

図表2-5-1 たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期

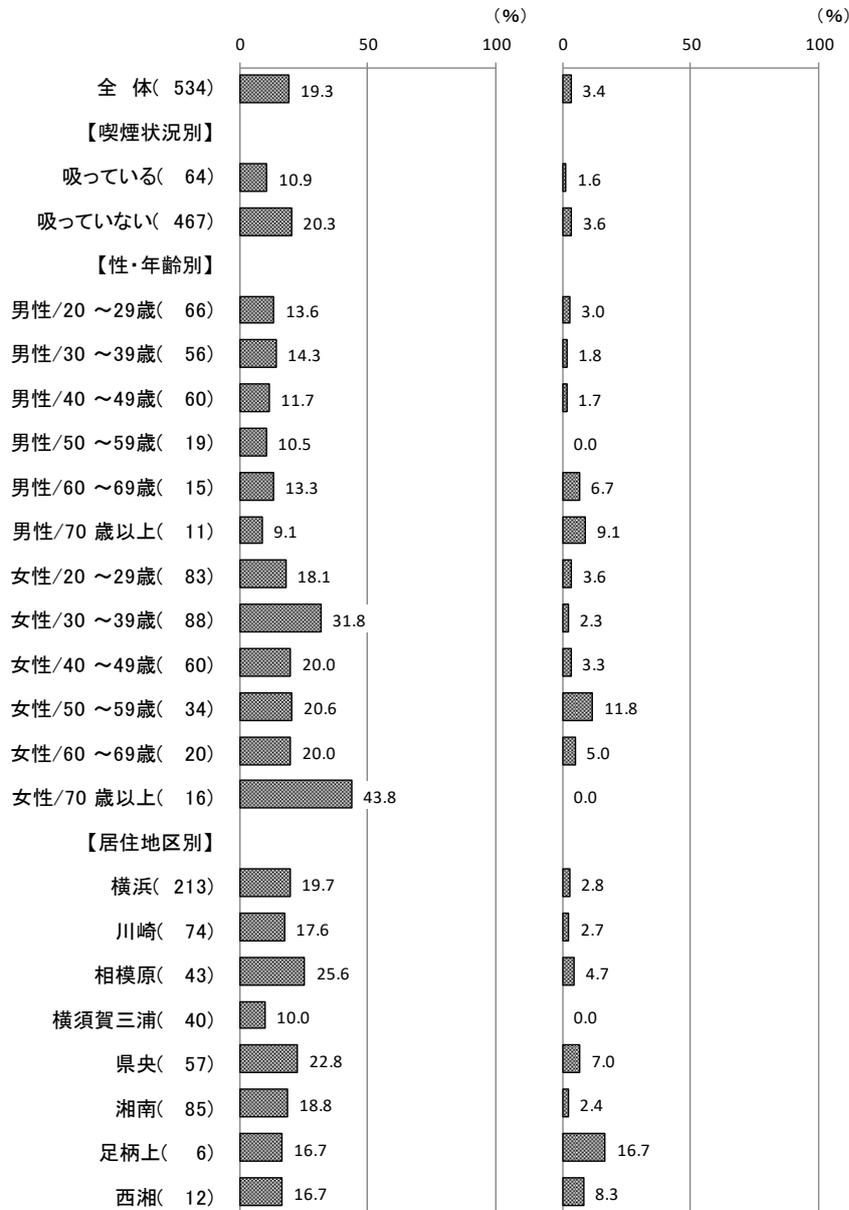


図表 2-5-2 たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期
-喫煙状況、性・年齢、居住地区別



短大・大学・専修学校
等

その他



(6) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度

問6 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度について尋ねたところ、「内容を知っている」(14.4%)と「条例があることは知っている」(48.0%)を合わせた『知っている』が62.4%となっている。

前回調査と比較すると、『知っている』は5.8ポイント増加している。一方、「内容を知っている」は6.2ポイント減少している。(図表2-6-1)

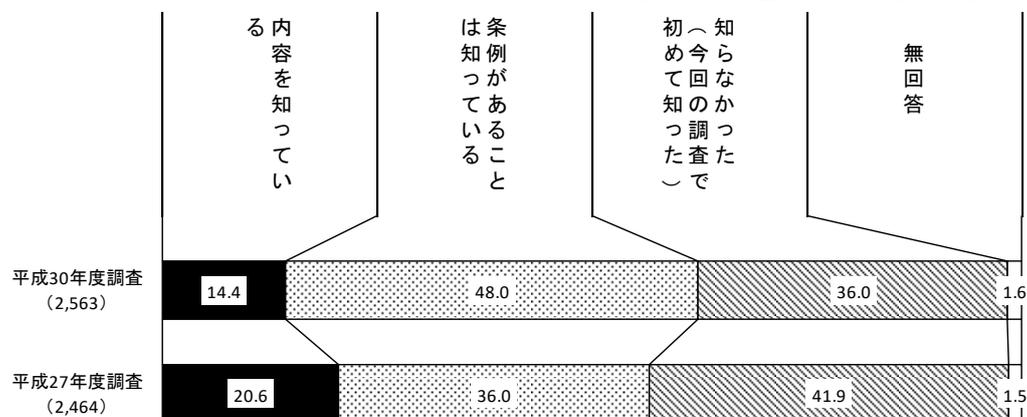
喫煙状況別にみると、『知っている』は喫煙者が非喫煙者より10.9ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「内容を知っている」は男性は概ね年齢が上がるに従って高くなっている。「知らなかった」は若い世代で比較的高く(20代は男女ともに過半数)、条例を目にする機会が少ないのではないかとと思われる。

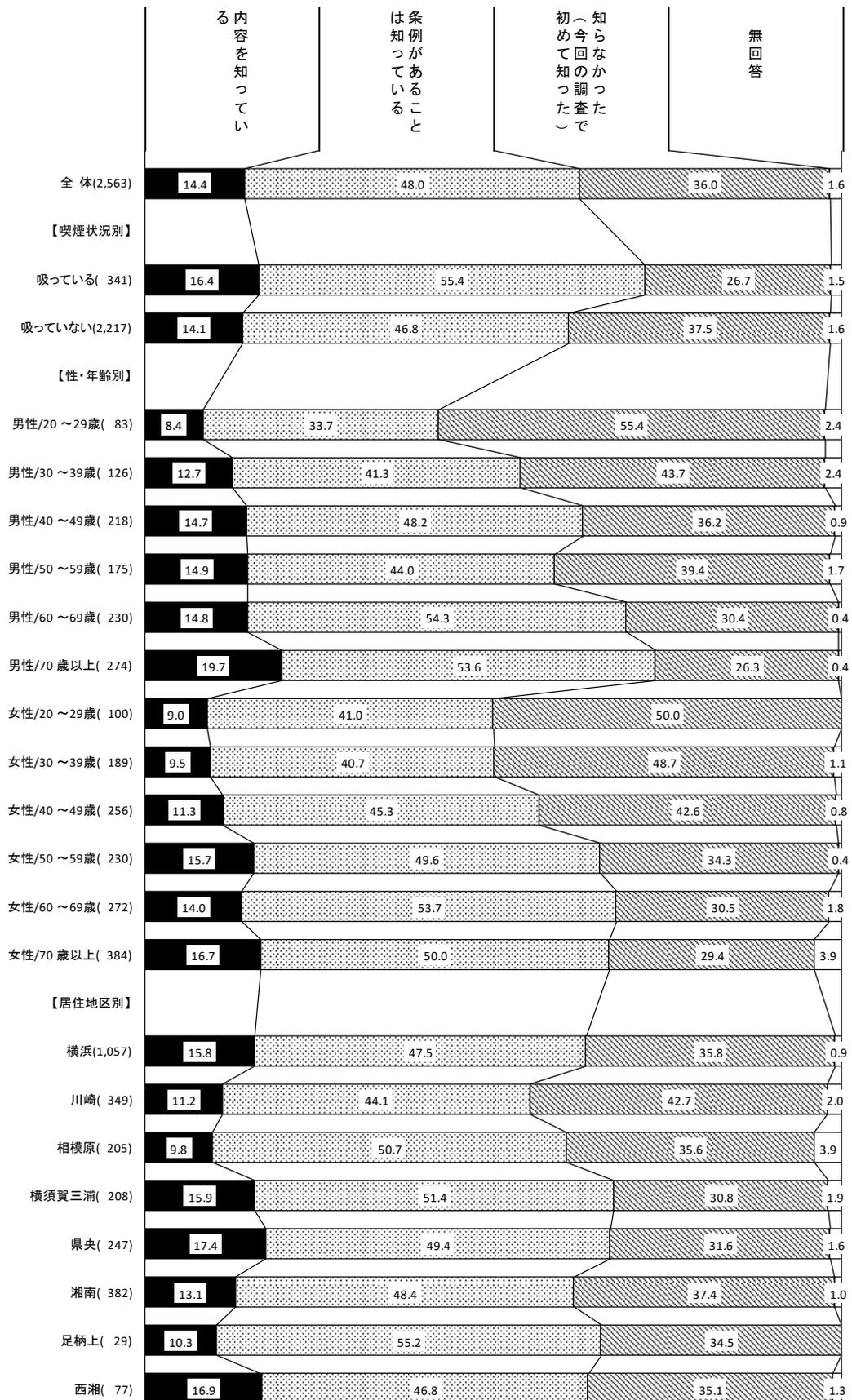
居住地区別にみると、「内容を知っている」は県央で17.4%と高くなっている。一方、相模原で9.8%と低くなっている。(図表2-6-2)

表よりカイ2乗検定すると、条例の認知と喫煙の状態には独立の可能性(確率)は0.050%という結果を得る。それより喫煙者は条例があることは知っている割合が高く、非喫煙者はそれが低いことが読み取れる。(図表2-6-3)

図表2-6-1 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度



図表 2-6-2 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表 2-6-3 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度
—クロス分析用

(B) 条例の認知

(A)		内容を知っている	条例があることは知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	計
状	喫煙者	0.02	0.08	0.04	0.13
況	非喫煙者	0.12	0.41	0.33	0.87
	計	0.15	0.49	0.37	1.00

(7) 受動喫煙防止条例の内容の認知度

問6で「1 内容を知っている」を選んだ方のみお答えください。

問7 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例について知っている内容を尋ねたところ、「学校や病院、官公庁施設は禁煙である」が90.5%で最も高く、次いで「飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である」が86.8%、「不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである」が84.9%となっている。

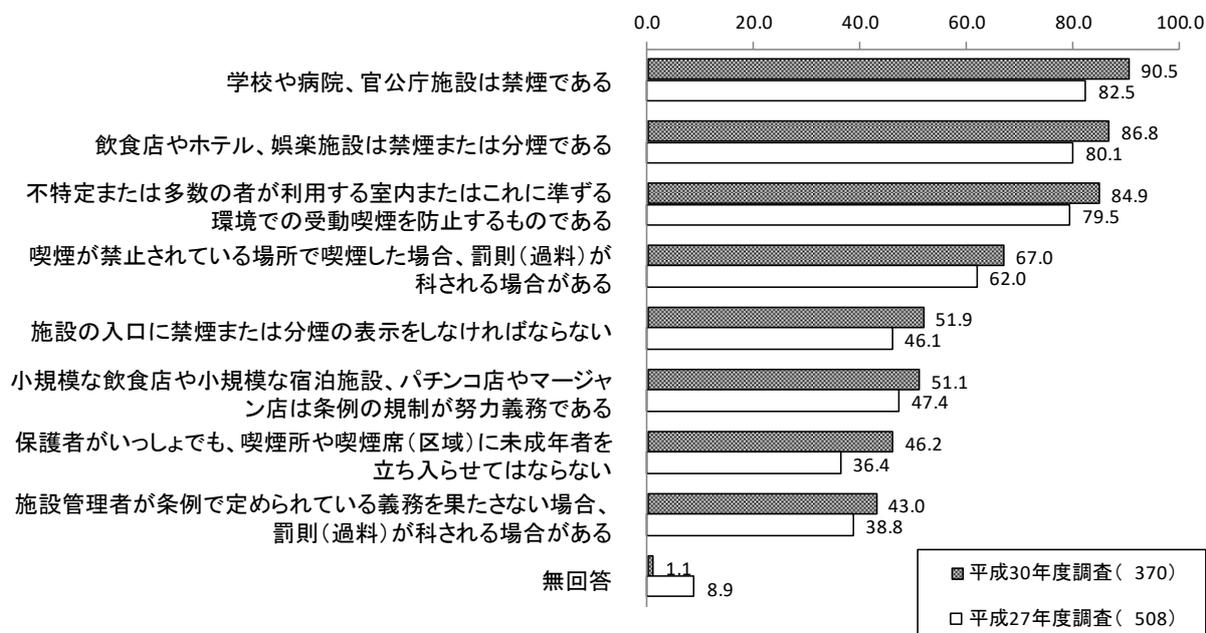
前回調査と比較すると、「保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない」は9.8ポイント増加している。(図表2-7-1)

喫煙状況別にみると、「喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則(過料)が科される場合がある」は喫煙者が非喫煙者より17.9ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」は男女ともに20~39歳、70歳以上を除き、男性が女性より高くなっている。

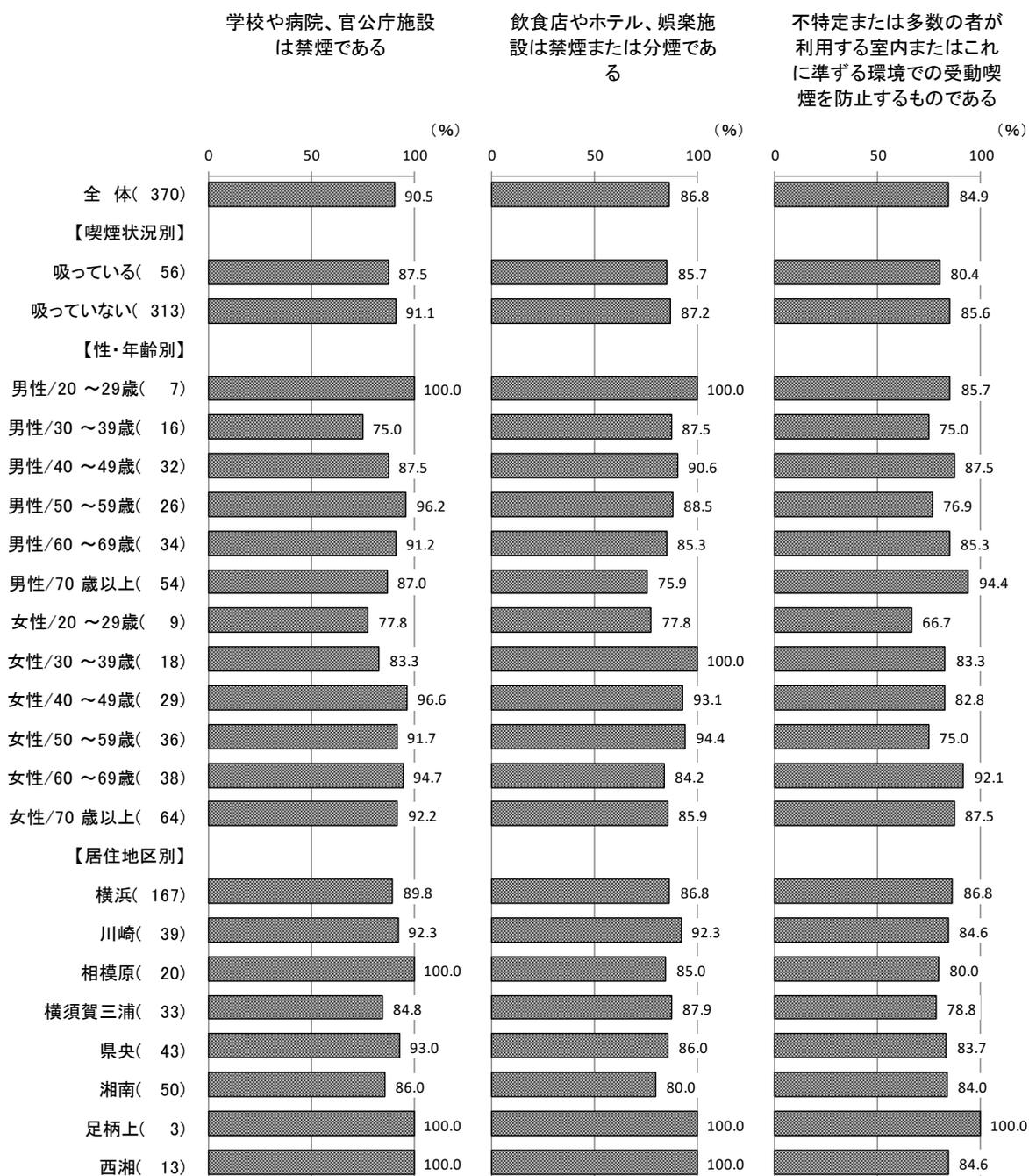
居住地区別にみると、「保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない」は横須賀三浦で60.6%と最も高くなっている。「施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない」は川崎・横須賀三浦・湘南で6割に達しているのに対し、横浜・県央は半数に満たず、やや地域による差が見られる。(図表2-7-2)

図表2-7-1 受動喫煙防止条例の内容の認知度



図表 2-7-2 受動喫煙防止条例の内容の認知度

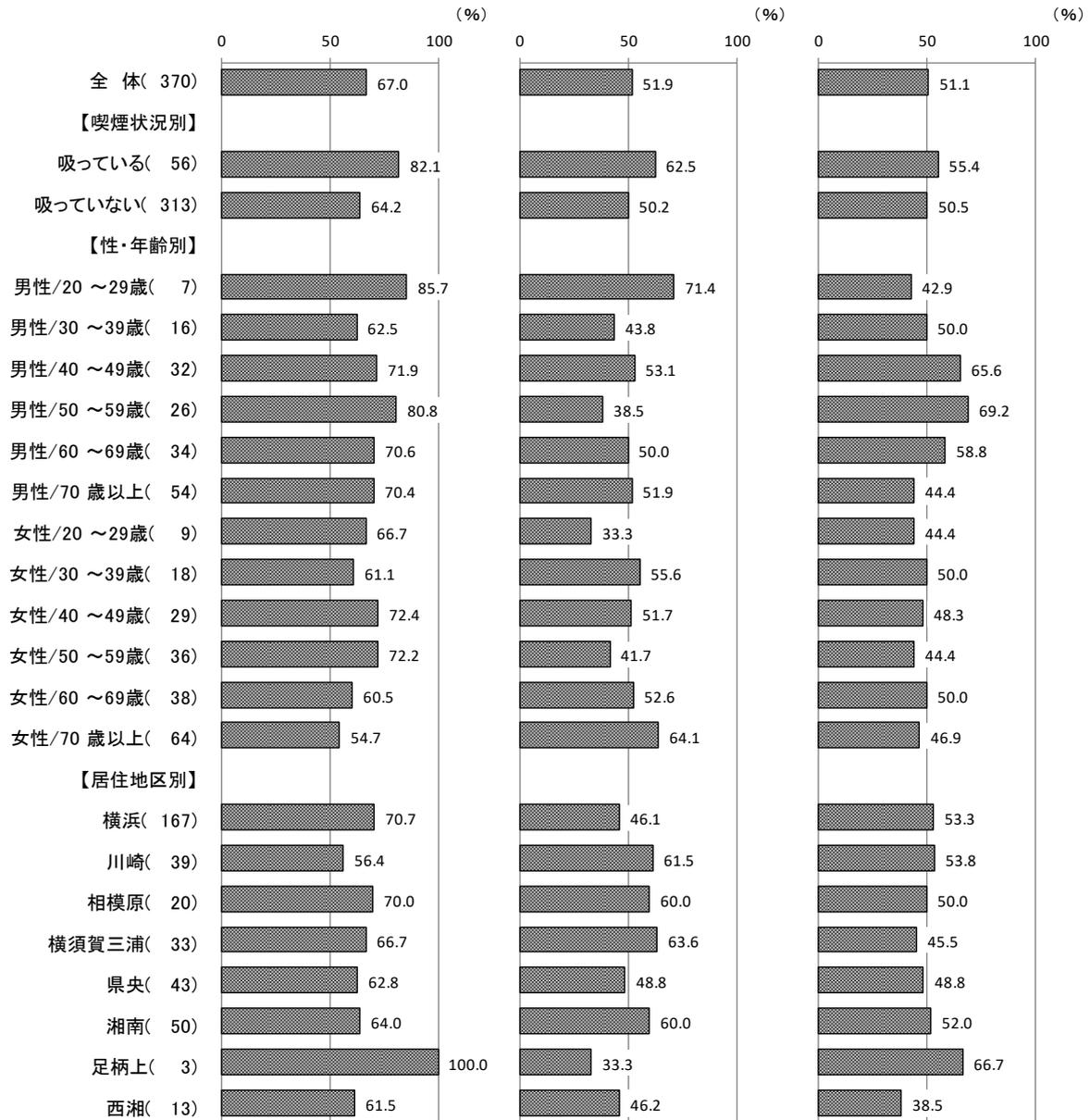
－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



喫煙が禁止されている場
所で喫煙した場合、罰則
(過料)が科される場合が
ある

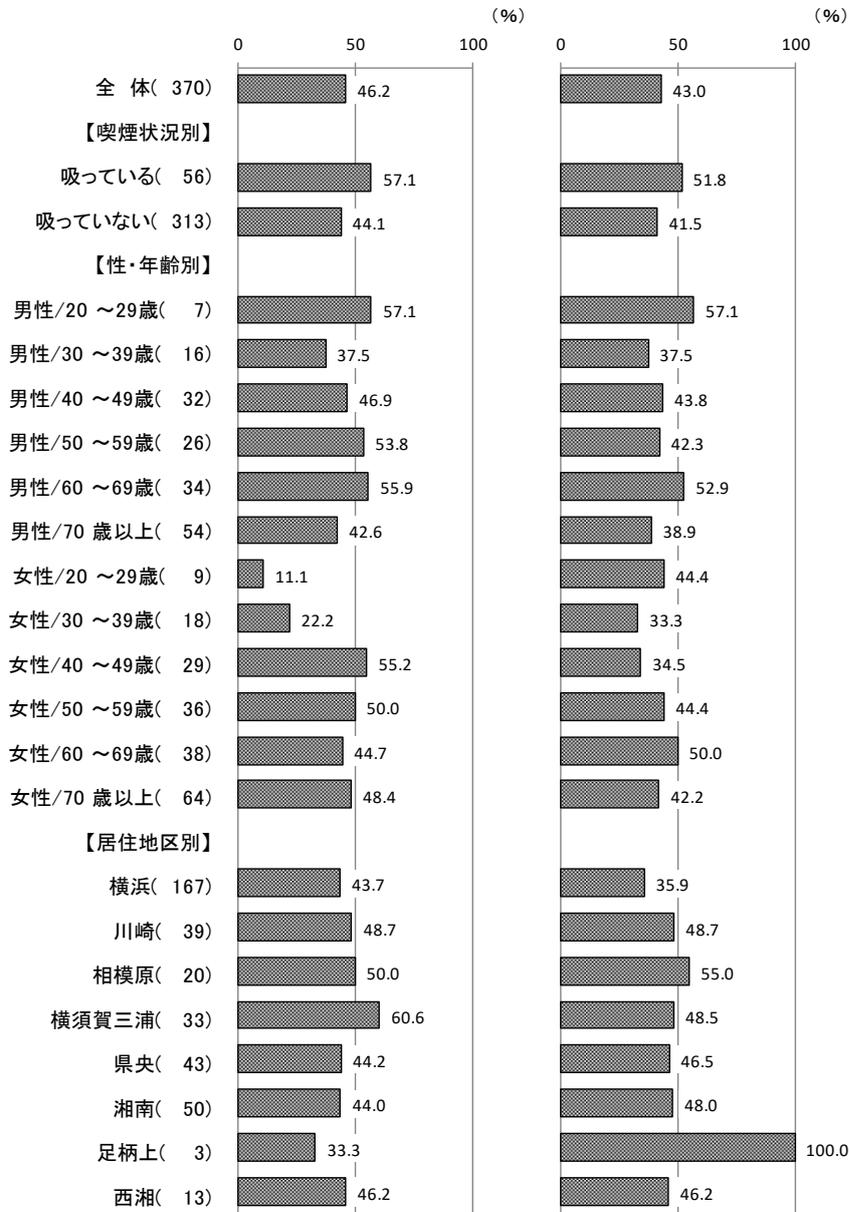
施設の入口に禁煙または
分煙の表示をしなければ
ならない

小規模な飲食店や小規模
な宿泊施設、パチンコ店
やマージャン店は条例の
規制が努力義務である



保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない

施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則(過料)が科される場合がある



(8) 受動喫煙防止条例を認知した媒体

問6で「1 内容を知っている」又は「2 条例があることは知っている」を選んだ方のみお答えください。

問8 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例を何で知ったかを尋ねたところ、「テレビ・ラジオ番組」が43.2%で最も高く、次いで「新聞報道」が36.8%、「禁煙や分煙の表示」が35.3%となっている。

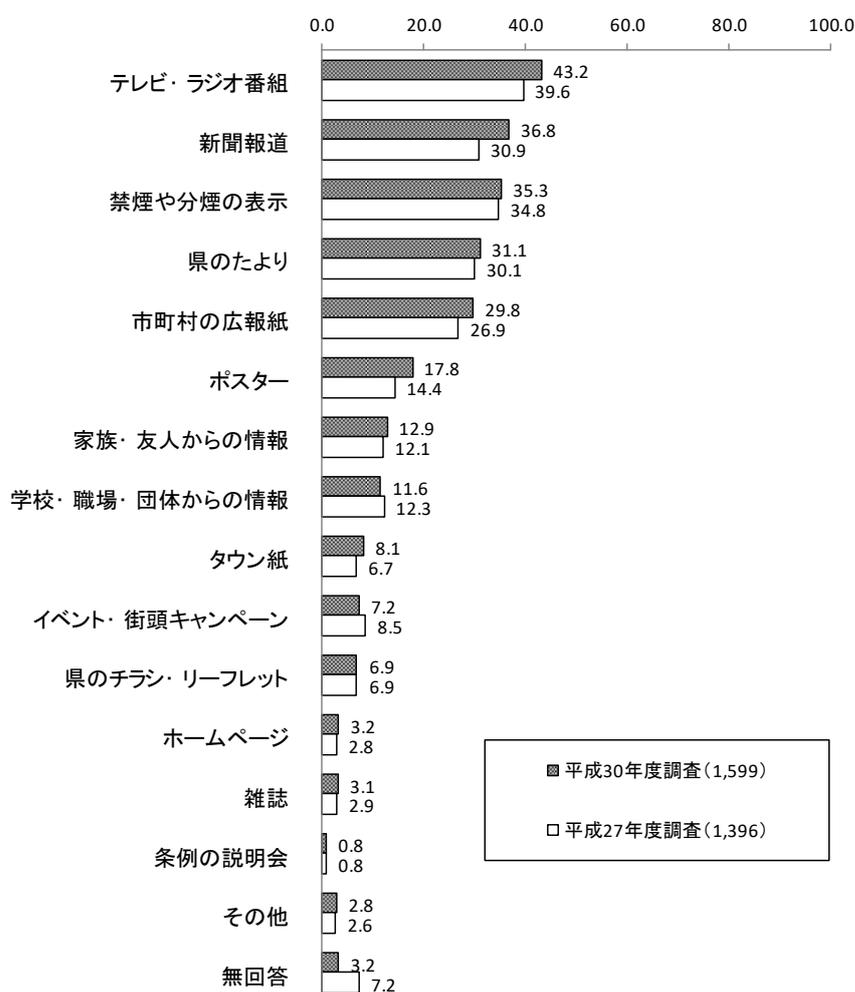
前回調査と比較すると、「新聞報道」は5.9ポイント増加している。(図表2-8-1)

喫煙状況別にみると、「市町村の広報紙」は非喫煙者が喫煙者より15ポイント高くなっている。

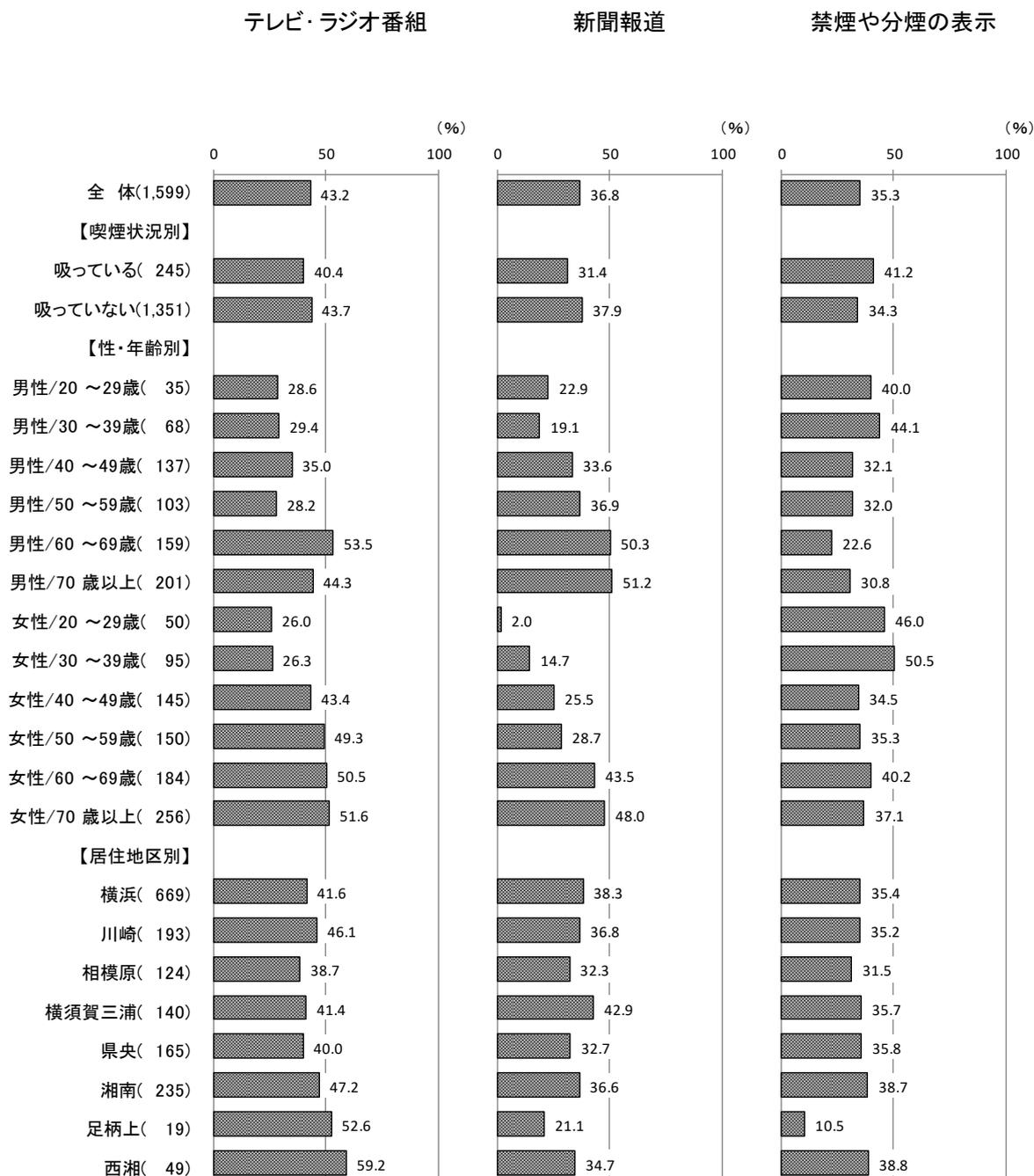
性・年齢別にみると、女性は年齢が上がるに従っておおむね高くなっている。「家族・友人からの情報」は女性20代が唯一2割超(24.0%)で最も高く、ママ友ネットワークの影響とも思われる。「禁煙や分煙の表示」は男女共に若い世代で比較的高く、幼い子どもを同伴することの多い世代で店舗選びの際に意識的に見ているのではないかと思われる。

居住地区別にみると、「テレビ・ラジオ番組」は西湘で59.2%と最も高くなっている。(図表2-8-2)

図表2-8-1 受動喫煙防止条例を認知した媒体



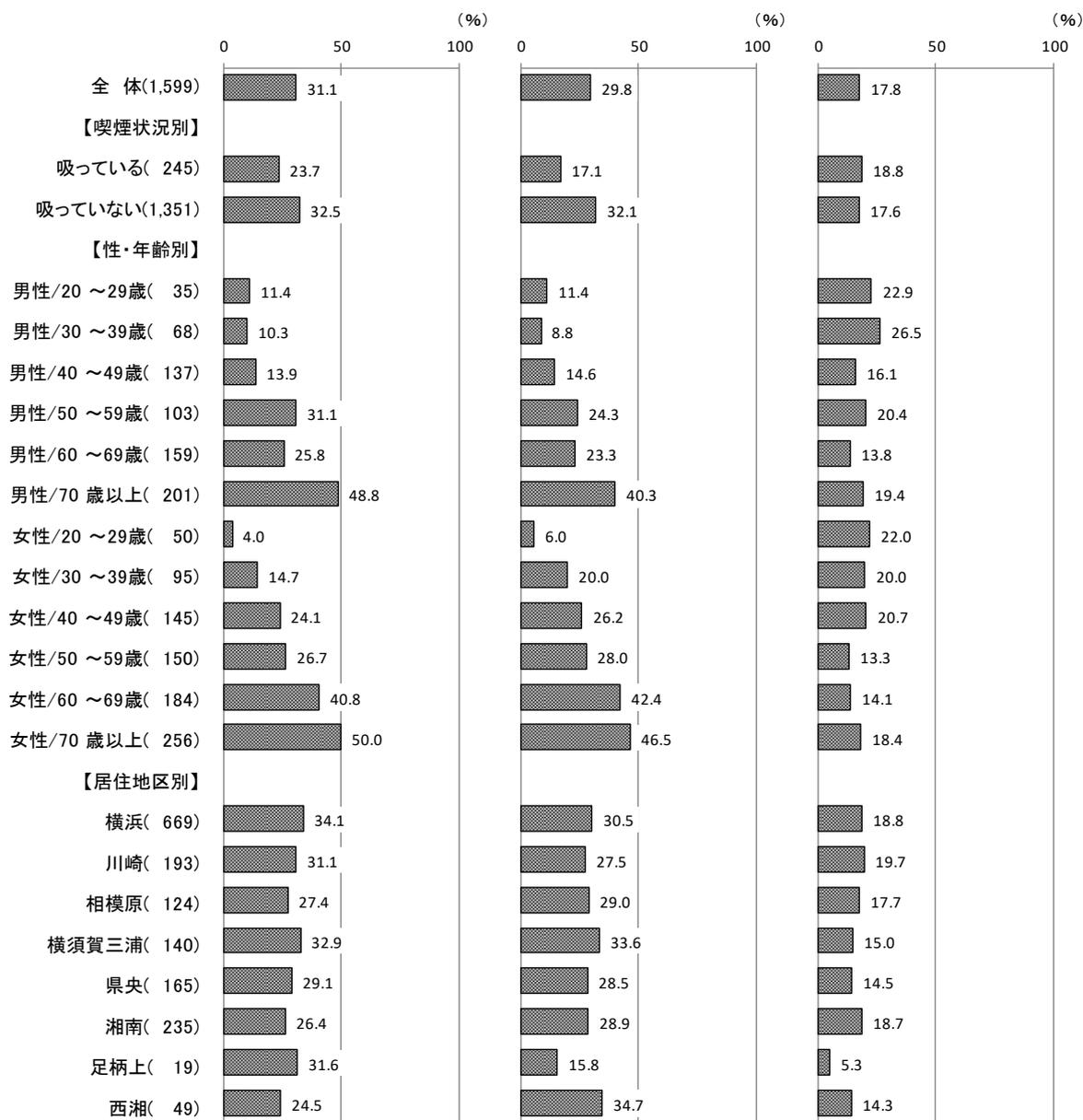
図表 2-8-2 受動喫煙防止条例を認知した媒体
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



県のたより

市町村の広報紙

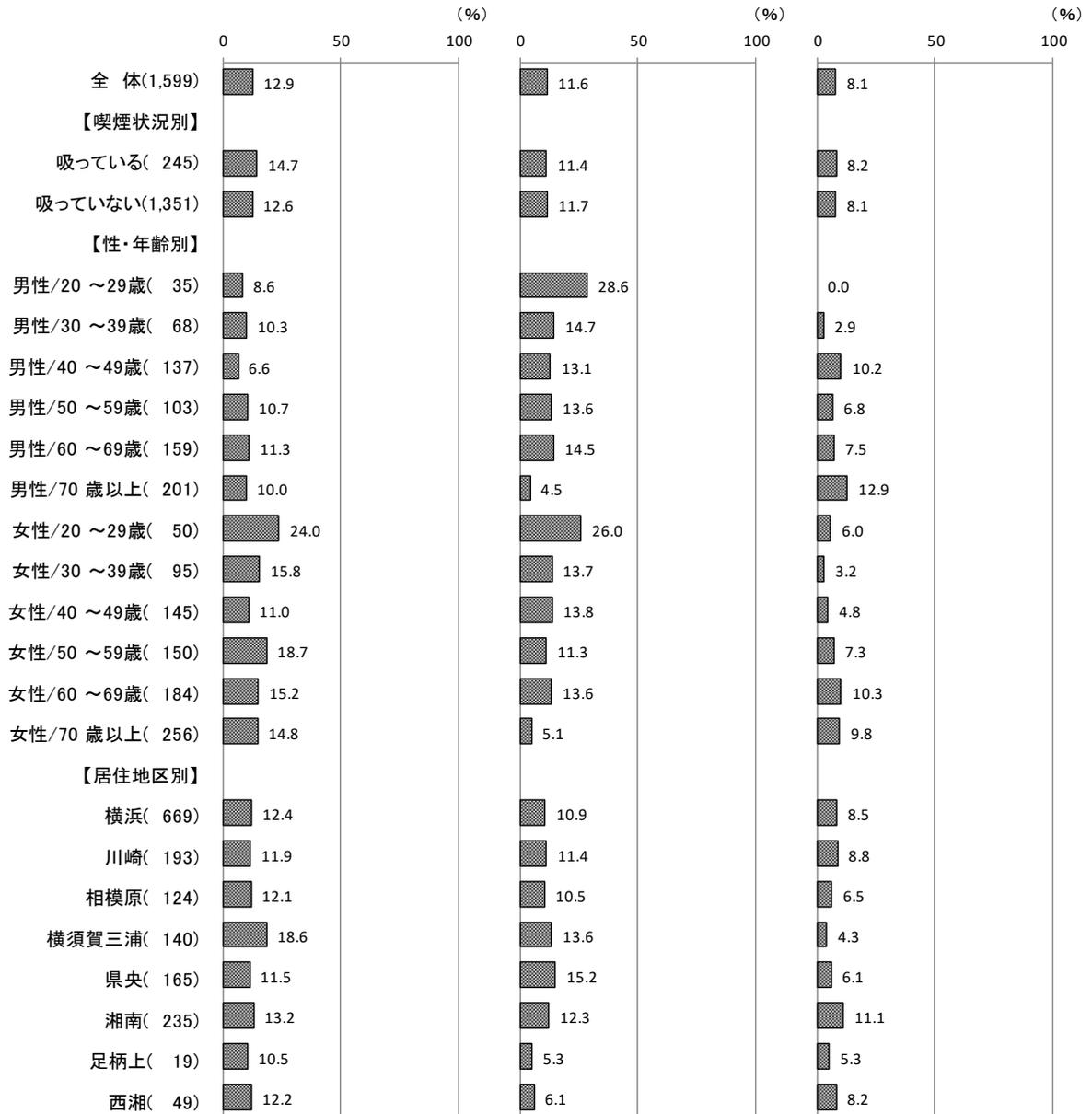
ポスター



家族・友人からの情報

学校・職場・団体からの情報

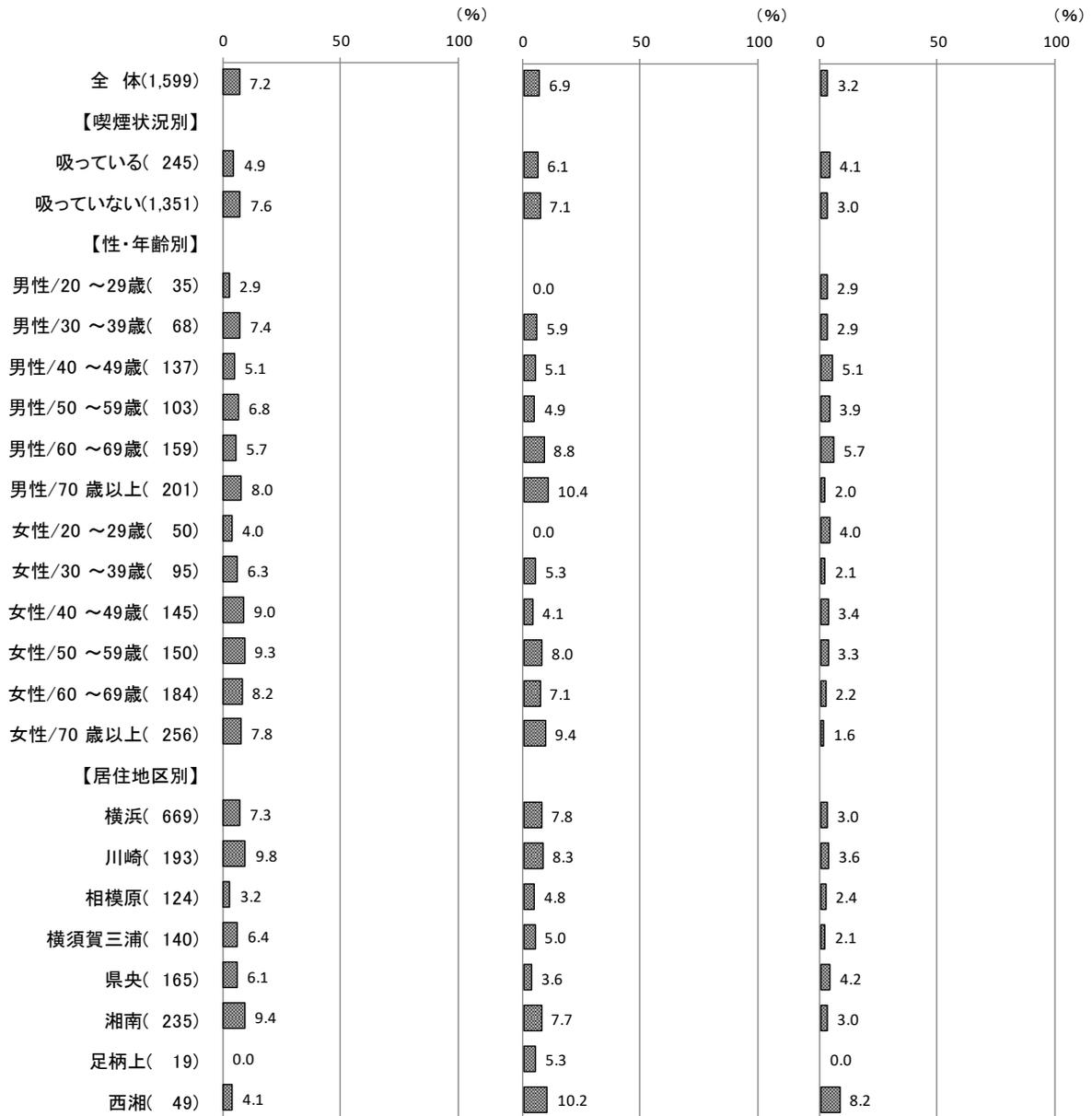
タウン紙



イベント・街頭キャンペーン

県のチラシ・リーフレット

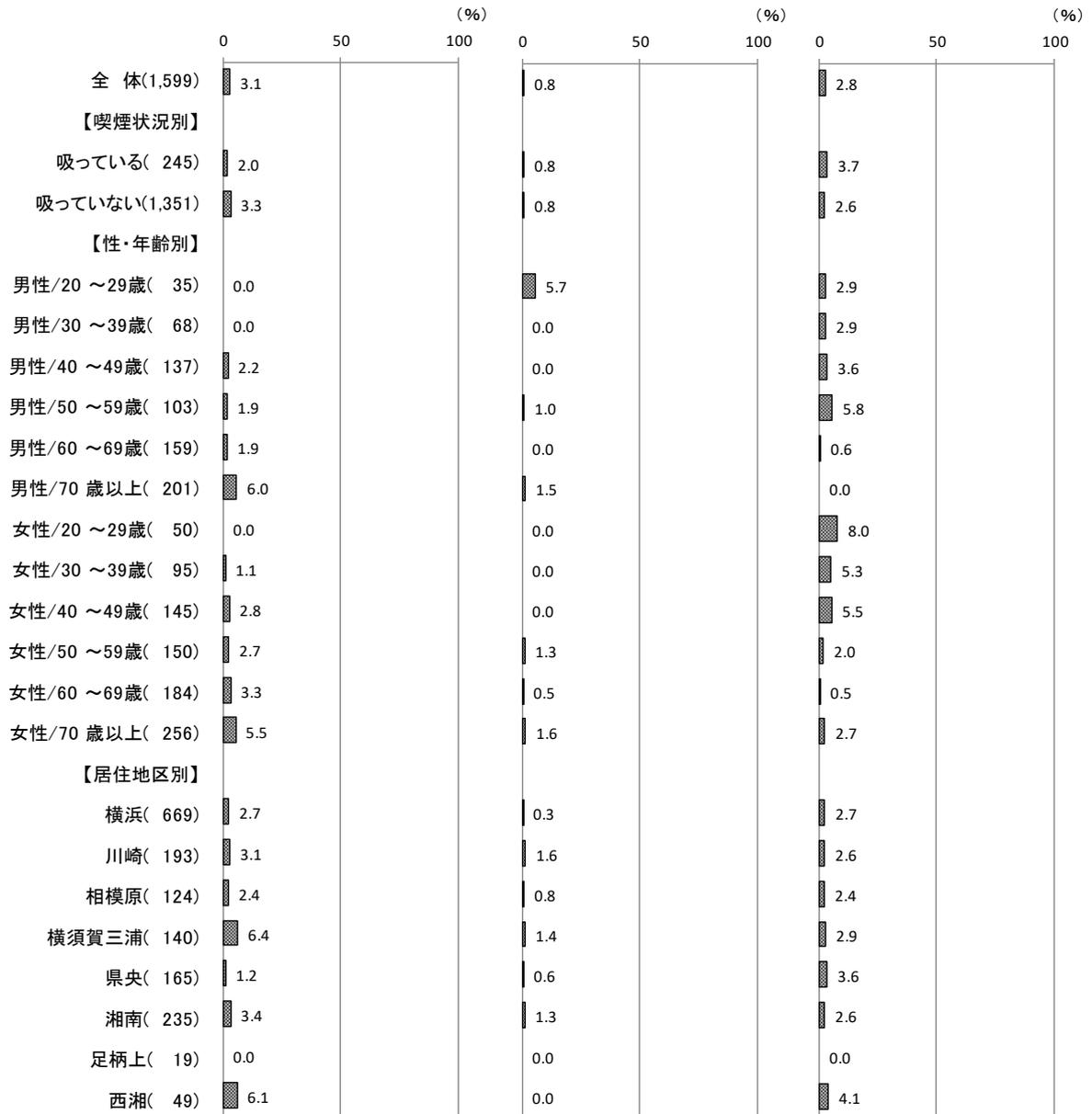
ホームページ



雑誌

条例の説明会

その他



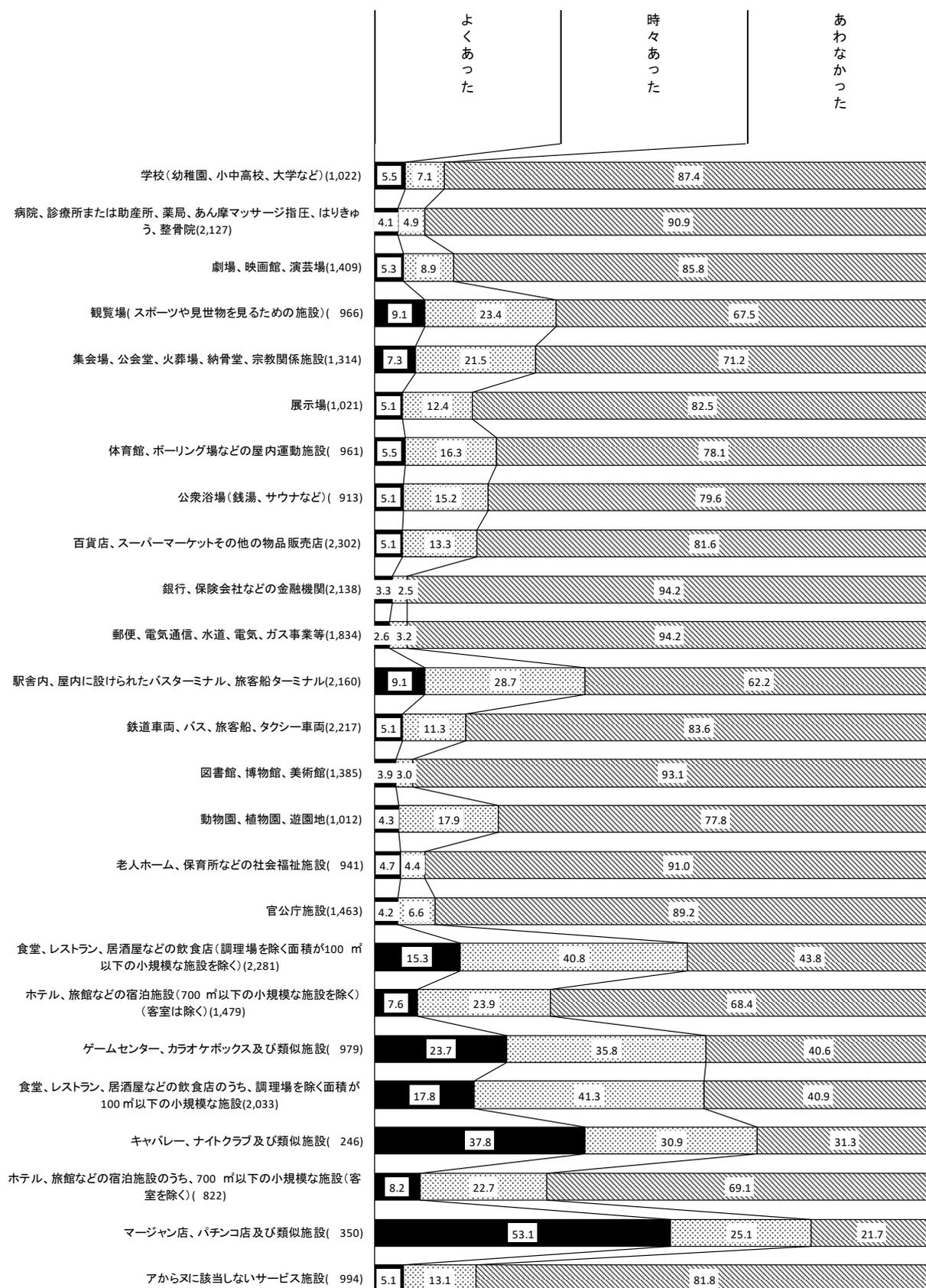
(9) 半年以内の受動喫煙の経験について

問9 あなたはこの半年間に受動喫煙にあいましたか。

半年以内の受動喫煙の経験について尋ねたところ、多くの施設で「あわなかった」が高くなっている。一方、「よくあった」と「時々あった」を合わせた『あった』は“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で78.2%、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”で68.7%となっており、特に“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”では「よくあった」が53.1%と5割を超えている。娯楽系統の施設で『あった』が比較的高いのは、小規模施設の割合が多いのと、その特質上、禁煙・分煙の実施が困難なためと思われる。(図表2-9-1)

表よりカイ2乗検定すると、学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、体育館、鉄道車両、動物園、宿泊施設(小規模除く)、ゲームセンター、キャバレー、宿泊施設(小規模)、マージャン店、その他では半年以内の受動喫煙の経験と喫煙の状態には独立の可能性(確率)は5%以上という結果を得られ、独立の関係が高いと考えられる。(図表2-9-2)

図表 2-9-1 半年以内の受動喫煙の経験について



※各施設を利用した県民だけを集計

図表 2-9-2 半年以内の受動喫煙の経験について-クロス分析用

		(B)受動喫煙体験(学校)				(B)受動喫煙体験(病院)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.01	0.11	0.13	0.01	0.01	0.11
非喫煙者	0.04	0.06	0.76	0.87	0.03	0.04	0.80	0.88	
計	0.06	0.07	0.87	1.00	0.04	0.05	0.91	1.00	

		(B)受動喫煙体験(劇場)				(B)受動喫煙体験(観覧場)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.01	0.11	0.13	0.02	0.03	0.11
非喫煙者	0.04	0.08	0.75	0.87	0.08	0.21	0.57	0.85	
計	0.05	0.09	0.86	1.00	0.09	0.23	0.68	1.00	

		(B)受動喫煙体験(集会場)				(B)受動喫煙体験(展示場)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.03	0.10	0.13	0.01	0.02	0.10
非喫煙者	0.06	0.19	0.61	0.87	0.04	0.11	0.72	0.87	
計	0.07	0.21	0.71	1.00	0.05	0.12	0.83	1.00	

		(B)受動喫煙体験(体育館)				(B)受動喫煙体験(公共浴場)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.02	0.11	0.14	0.01	0.01	0.12
非喫煙者	0.04	0.15	0.67	0.86	0.04	0.14	0.67	0.85	
計	0.05	0.16	0.78	1.00	0.05	0.15	0.80	1.00	

		(B)受動喫煙体験(百貨店)				(B)受動喫煙体験(銀行)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.01	0.11	0.13	0.01	0.00	0.11
非喫煙者	0.04	0.12	0.71	0.87	0.02	0.02	0.83	0.87	
計	0.05	0.13	0.82	1.00	0.03	0.03	0.94	1.00	

		(B)受動喫煙体験(郵便)				(B)受動喫煙体験(駅舎内)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.00	0.11	0.12	0.01	0.03	0.09
非喫煙者	0.02	0.03	0.83	0.88	0.08	0.26	0.53	0.87	
計	0.03	0.03	0.94	1.00	0.09	0.29	0.62	1.00	

		(B)受動喫煙体験(鉄道車両)				(B)受動喫煙体験(図書館)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.01	0.11	0.13	0.01	0.00	0.10
非喫煙者	0.04	0.10	0.73	0.87	0.03	0.03	0.84	0.89	
計	0.05	0.11	0.84	1.00	0.04	0.03	0.93	1.00	

		(B)受動喫煙体験(動物園)				(B)受動喫煙体験(老人ホーム)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.02	0.10	0.13	0.01	0.00	0.11
非喫煙者	0.04	0.15	0.68	0.87	0.04	0.04	0.80	0.87	
計	0.04	0.18	0.78	1.00	0.05	0.04	0.91	1.00	

		(B)受動喫煙体験(官公庁施設)				(B)受動喫煙体験(飲食店(小規模除く))			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.01	0.11	0.13	0.02	0.05	0.07
非喫煙者	0.03	0.06	0.78	0.87	0.14	0.36	0.37	0.87	
計	0.04	0.07	0.89	1.00	0.15	0.41	0.44	1.00	

		(B)受動喫煙体験(宿泊施設(小規模除く))				(B)受動喫煙体験(ゲームセンター)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.03	0.10	0.14	0.04	0.05	0.08
非喫煙者	0.06	0.21	0.58	0.86	0.20	0.30	0.33	0.83	
計	0.08	0.24	0.68	1.00	0.24	0.36	0.41	1.00	

		(B)受動喫煙体験(飲食店(小規模))				(B)受動喫煙体験(キャバレー)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.03	0.04	0.07	0.14	0.12	0.07	0.09
非喫煙者	0.15	0.37	0.34	0.86	0.26	0.24	0.22	0.72	
計	0.18	0.41	0.41	1.00	0.38	0.31	0.31	1.00	

		(B)受動喫煙体験(宿泊施設(小規模))				(B)受動喫煙体験(マージャン店)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.03	0.11	0.16	0.15	0.07	0.09
非喫煙者	0.07	0.19	0.58	0.84	0.38	0.18	0.13	0.70	
計	0.08	0.23	0.69	1.00	0.53	0.25	0.22	1.00	

		(B)受動喫煙体験(その他)			
状況	(A)	よくあった	時々あった	あわなかった	計
		喫煙者	0.01	0.01	0.10
非喫煙者	0.04	0.12	0.71	0.87	
計	0.05	0.13	0.82	1.00	

(10) 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか

問 10 県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるかについて尋ねたところ、「増えた」の割合が高いのは“屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数”が 67.1%、“禁煙や分煙の表示を見かける回数”が 62.3%となっている。(図表 2-10-1)

“屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数”については、喫煙状況別にみると、「増えた」は喫煙者が非喫煙者より 11.1 ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「増えた」は 20~29 歳の女性で 84.0%と最も高くなっている。一方、70 歳以上の女性では 54.4%と低くなっている。

居住地区別にみると、「増えた」は相模原、湘南で 70.7%と高くなっている。(図表 2-10-2)

“禁煙や分煙の表示を見かける回数”については、喫煙状況別にみると、「増えた」は喫煙者が非喫煙者より 19.2 ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「増えた」は 20~29 歳の女性で 75.0%と最も高くなっている。

居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表 2-10-3)

“屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数”については、喫煙状況別にみると、「増えた」は非喫煙者が喫煙者より 4.5 ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「増えた」は 20~39 歳の女性で 5 割前後と高くなっている。一方、60~69 歳の男性で 22.6%と低くなっている。

居住地区別にみると、湘南で 38.2%、横浜で 38.1%と高くなっている。(図表 2-10-4)

“家族や子ども連れでお店などを利用すること”については、喫煙状況別にみると、「しやすくなった」は非喫煙者が喫煙者より 19.2 ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「増えた」は 30~39 歳の女性で 52.9%と最も高くなっている。一方、20~29 歳の男性で 20.5%と低くなっている。

居住地区別にみると、大きな差はみられない。(図表 2-10-5)

“屋内の指定された喫煙場所の数”については、喫煙状況別にみると、「減った」は喫煙者が非喫煙者より 32.1 ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「増えた」は 50~59 歳の男性で 41.1%と最も高くなっている。

居住地区別にみると、「増えた」は県央で 40.9%と高くなっている。(図表 2-10-6)

“屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数”については、喫煙状況別にみると、「増えた」は喫煙者が非喫煙者より 12.6 ポイント高くなっている。

性・年齢別にみると、「増えた」は 20~29 歳の女性で 39.0%と最も高くなっている。一方、60~69 歳の男性で 25.2%と低くなっている。

居住地区別にみると、「増えた」は県央で 36.4%と高くなっている。(図表 2-10-7)

“屋外で喫煙する人の数”については、喫煙状況別にみると、「減った」は喫煙者が非喫煙者より 14.9 ポイント高くなっている。

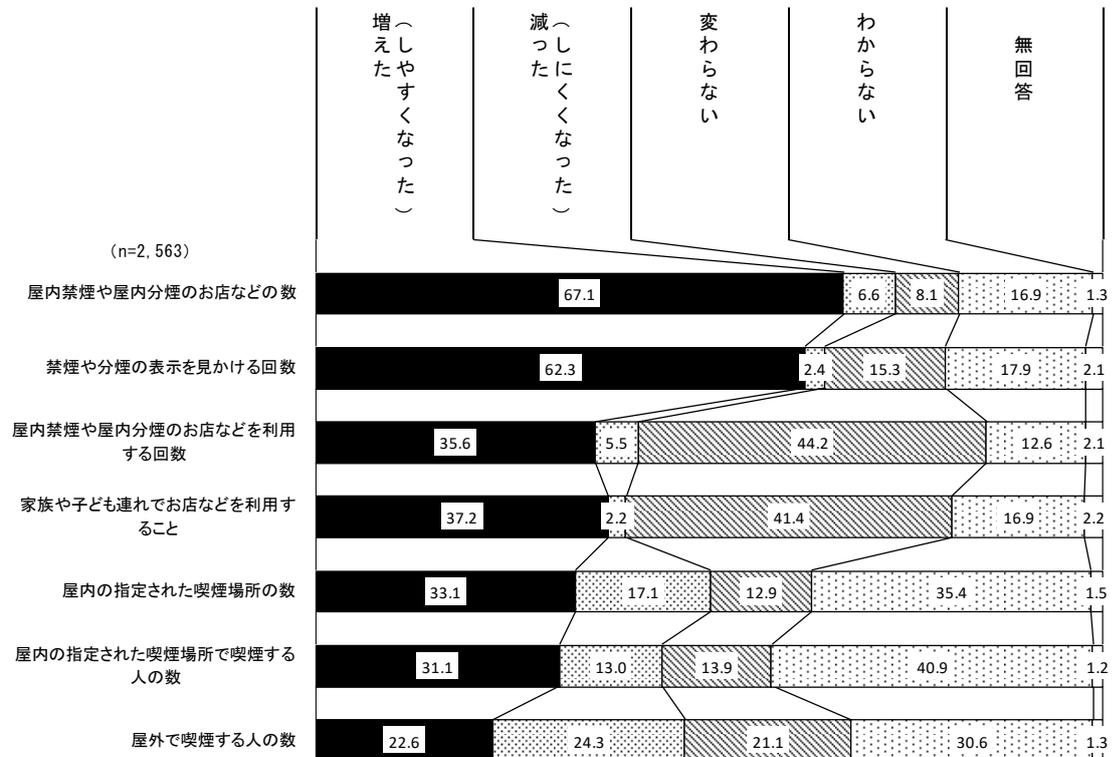
性・年齢別にみると、「増えた」は 60~69 歳の女性で 26.5%と最も高くなっている。一方、20~29 歳の男性で 13.3%と低くなっている。

居住地区別にみると、「増えた」は西湘で 27.3%と高くなっている。(図表 2-10-8)

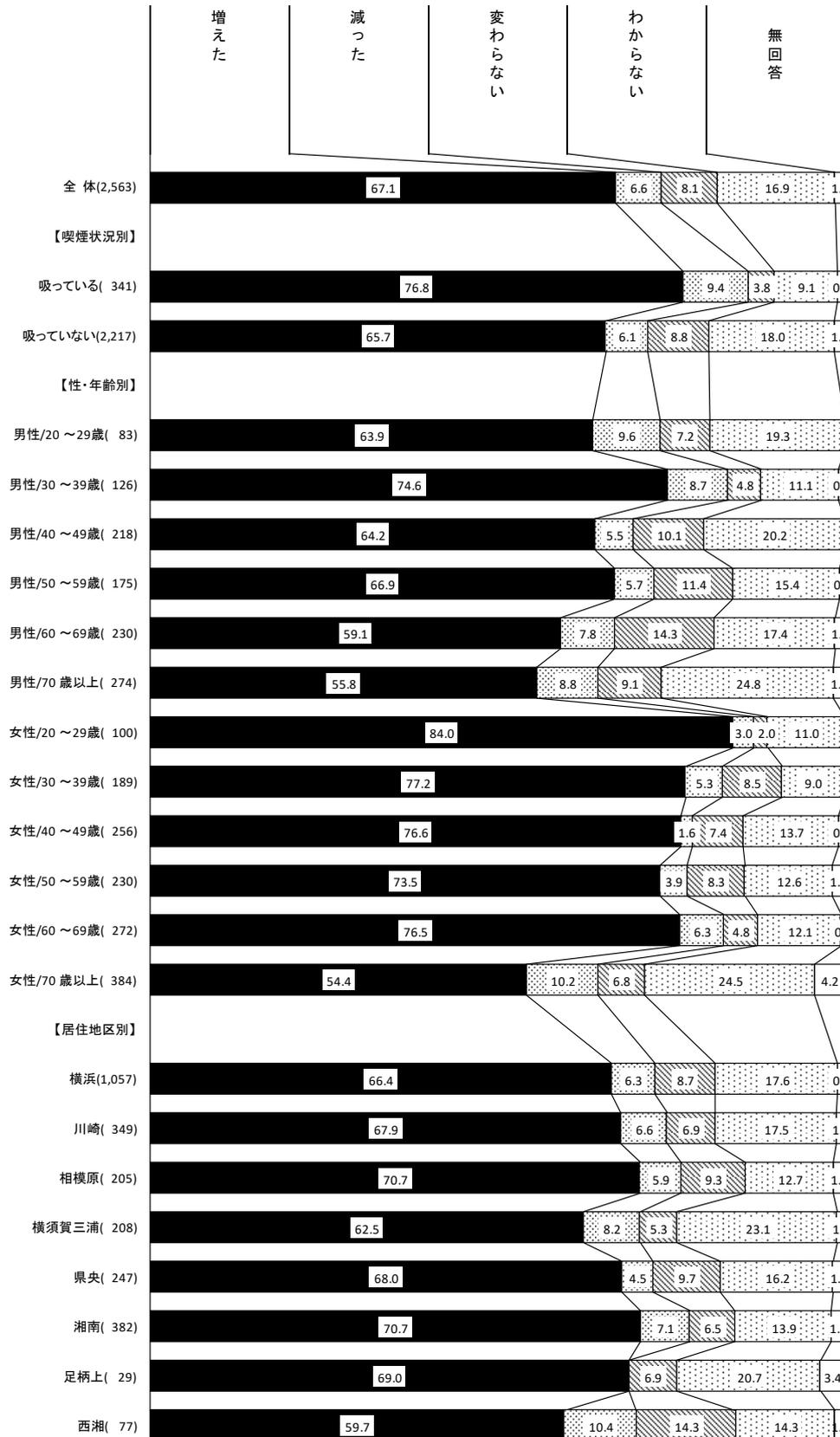
禁煙や分煙施設に関して(“屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数” + “禁煙や分煙の表示を

見かける回数” + “屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数”)、若い (20・30代) 女性の「増えた」が比較的多いのは、小さい子どもを同伴して利用する機会が多いためと思われる。

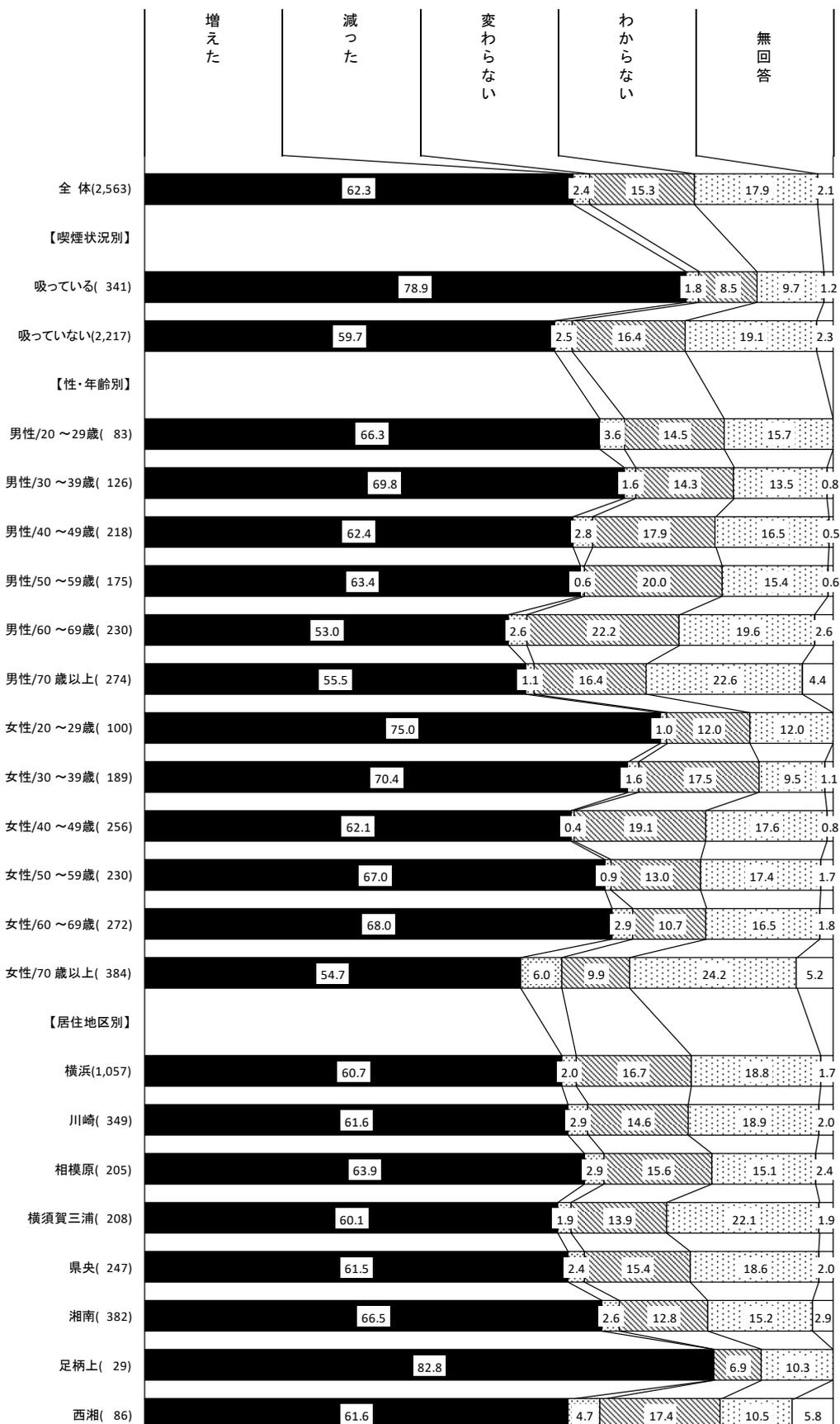
図表 2-10-1 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか



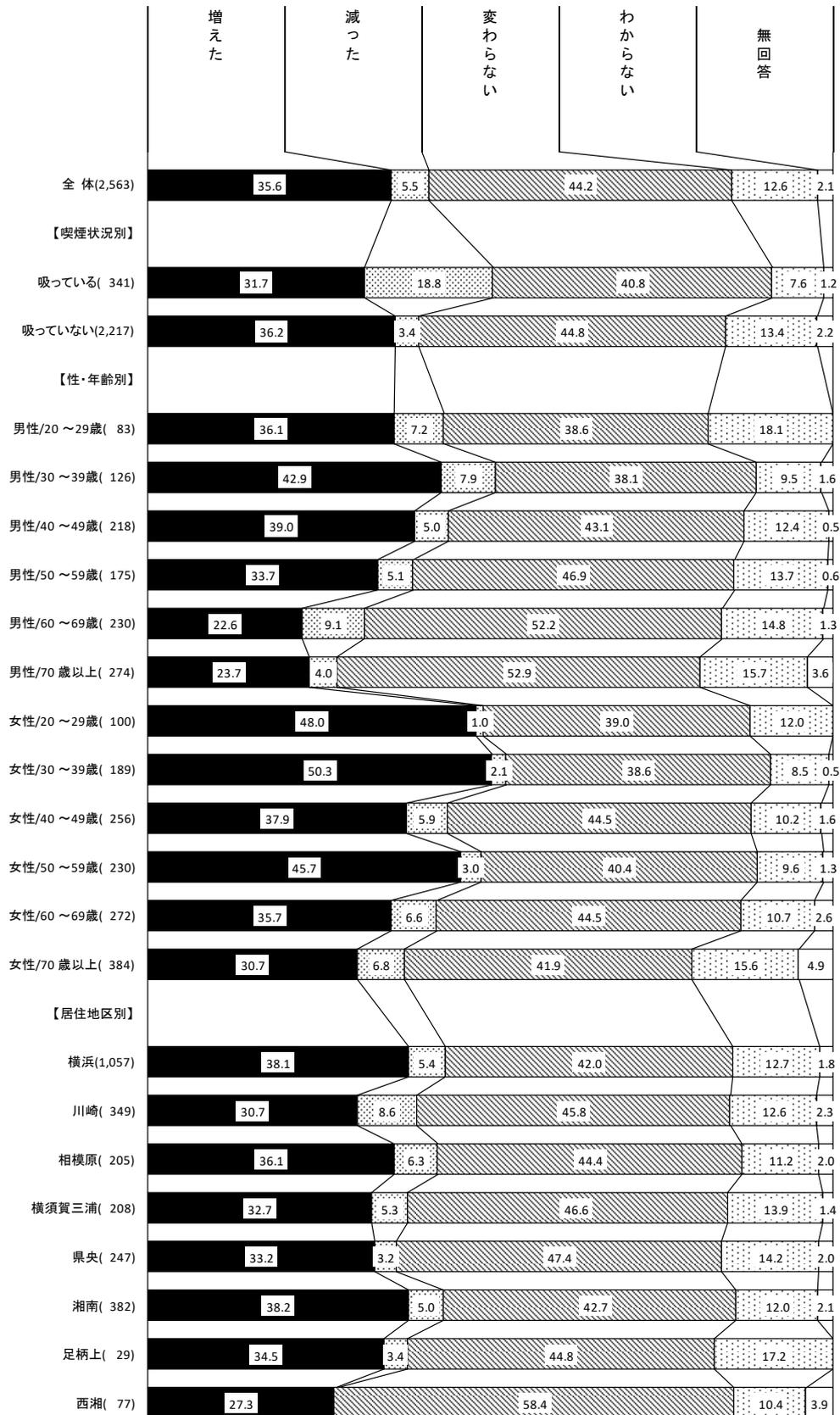
図表 2-10-2 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 ア 屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数-喫煙状況、性・年齢、居住地区別



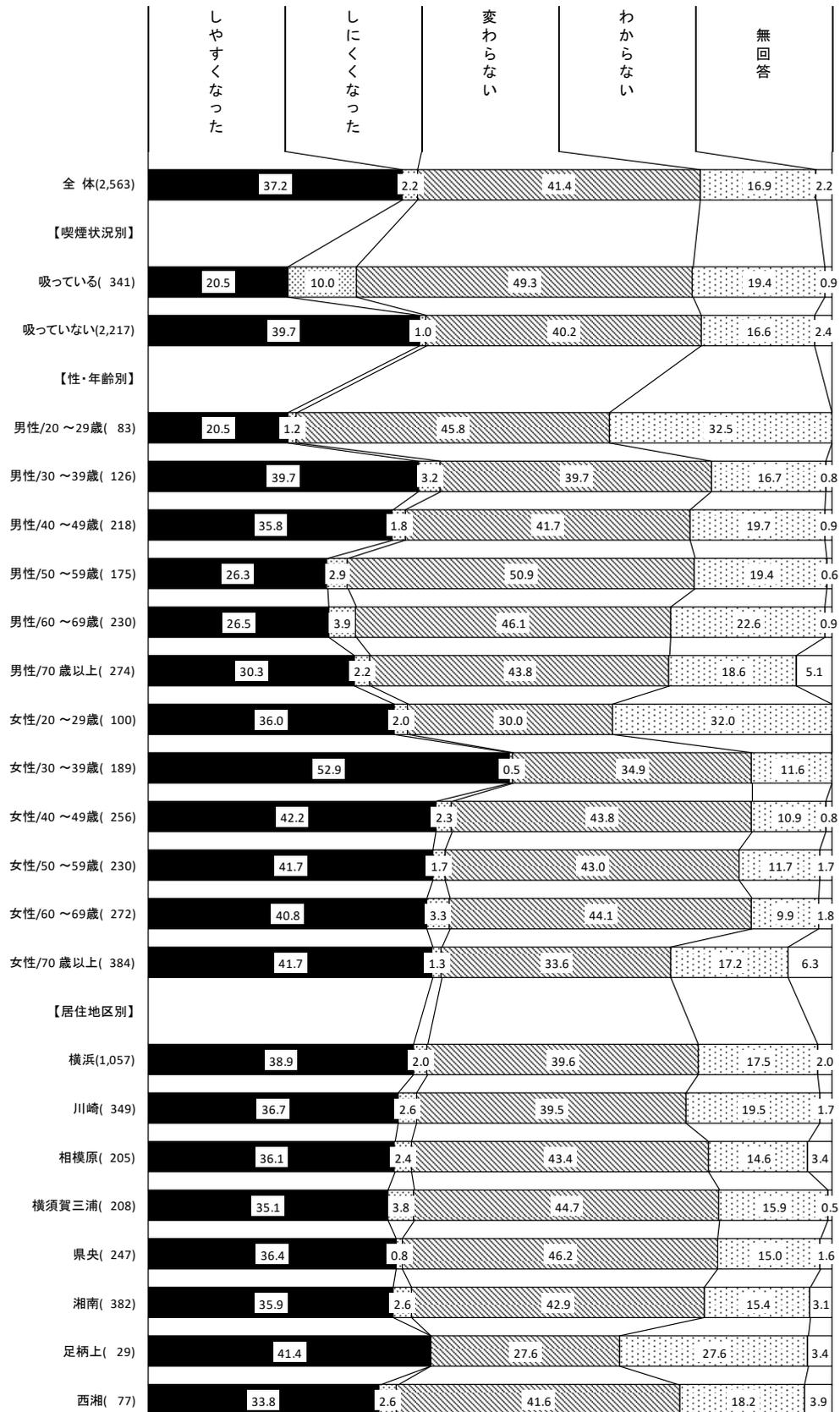
図表 2-10-3 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 -イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数-喫煙状況、性・年齢、居住地区別



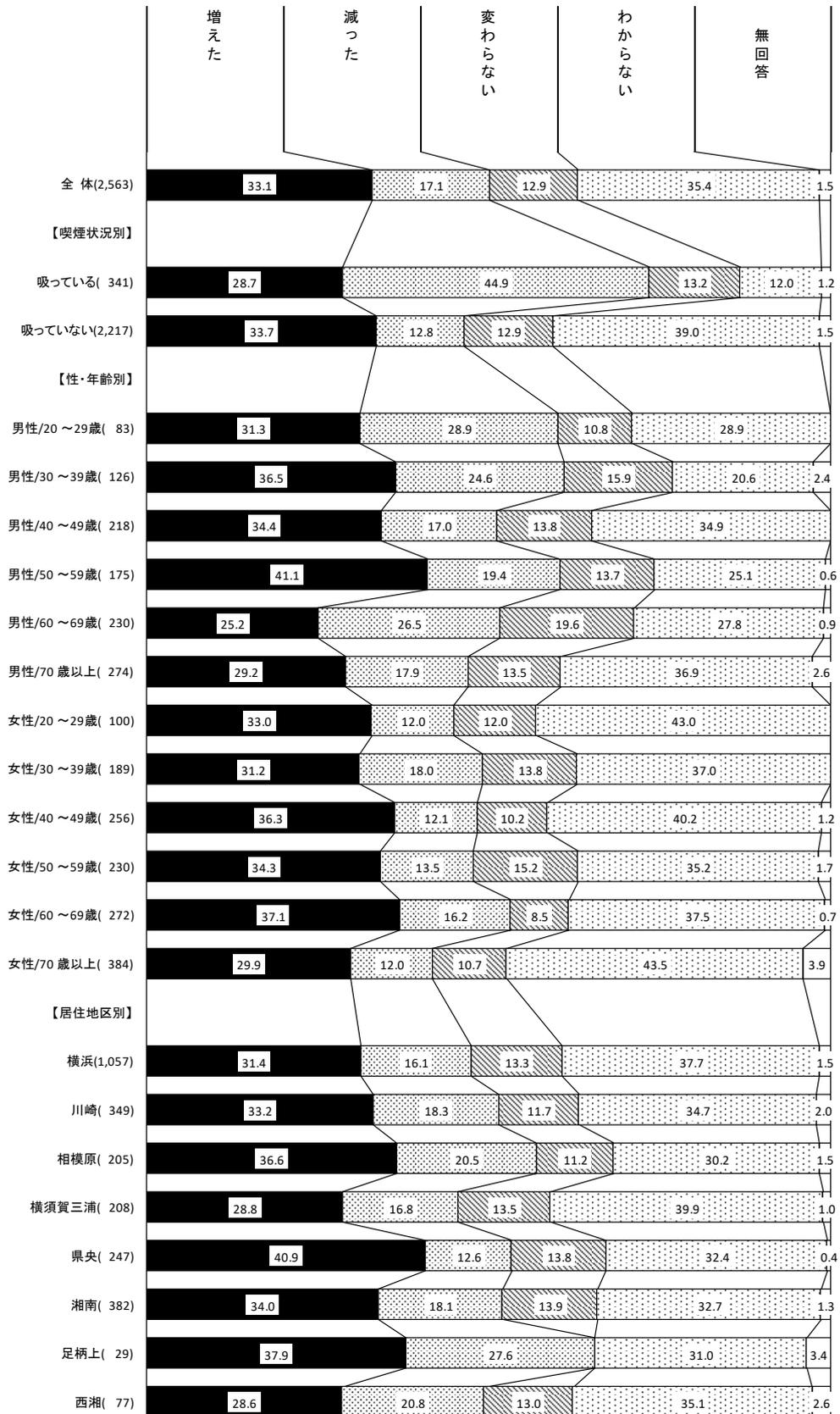
図表 2-10-4 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 ウ 屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



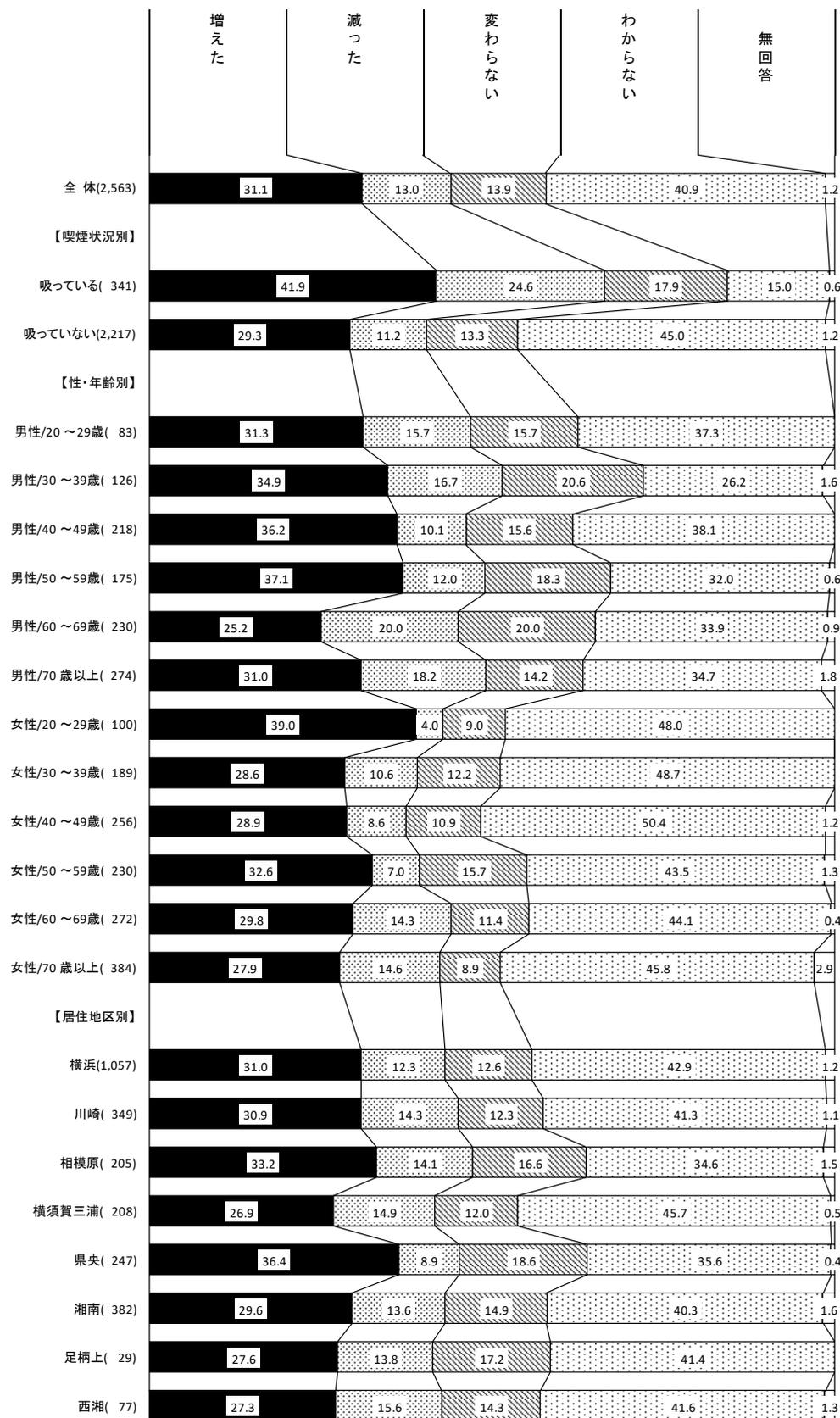
図表2-10-5 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 一エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



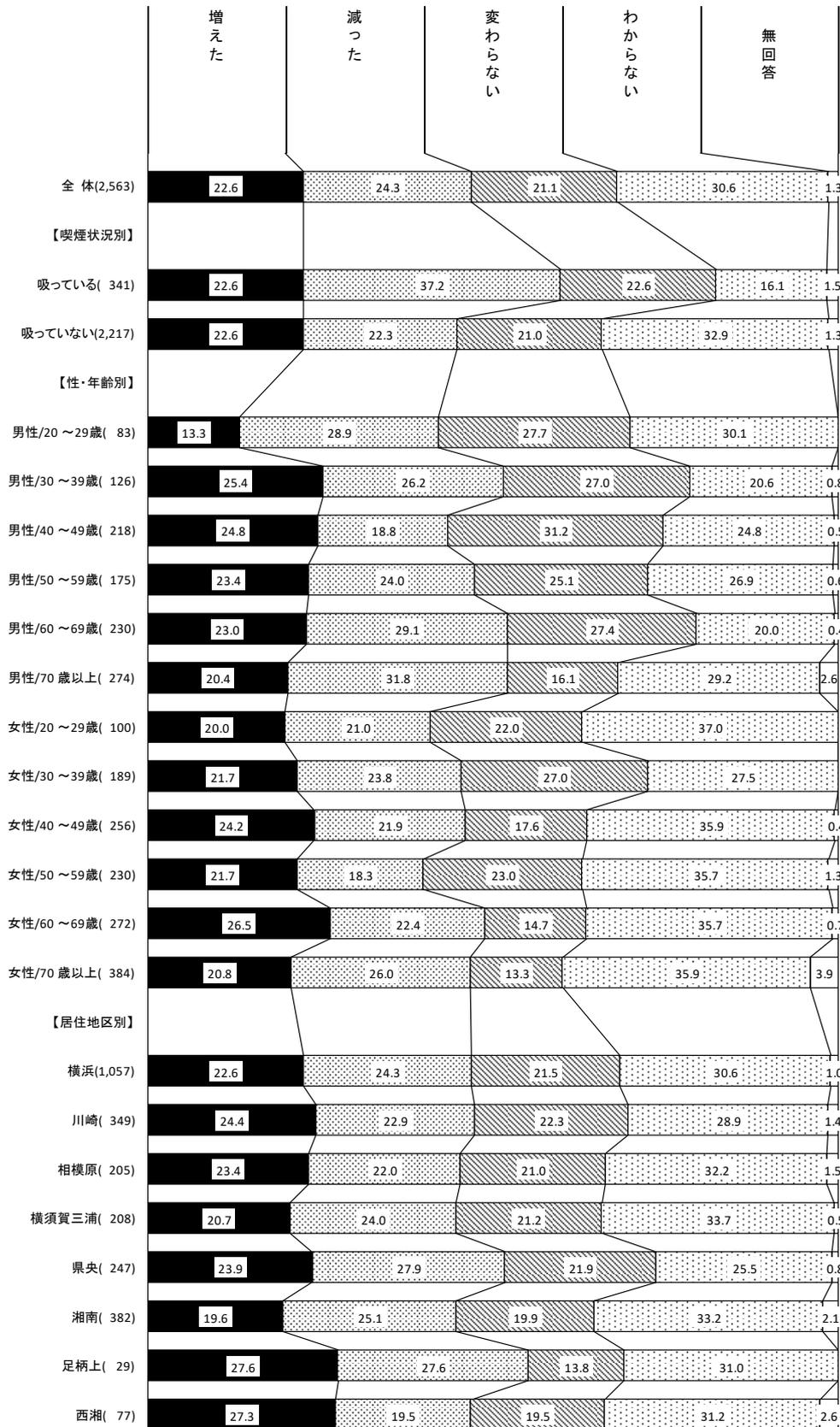
図表2-10-6 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 一オ 屋内の指定された喫煙場所の数－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表2-10-7 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 一カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



図表2-10-8 受動喫煙防止対策の状況について、どう感じるか
 キ 屋外で喫煙する人の数－喫煙状況、性・年齢、居住地区別



(11) 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること

問 11 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで)

受動喫煙防止条例について、県に期待することを尋ねたところ、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」が60.3%で最も高く、次いで「未成年者への喫煙防止教育」が51.9%、「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」が50.2%となっている。

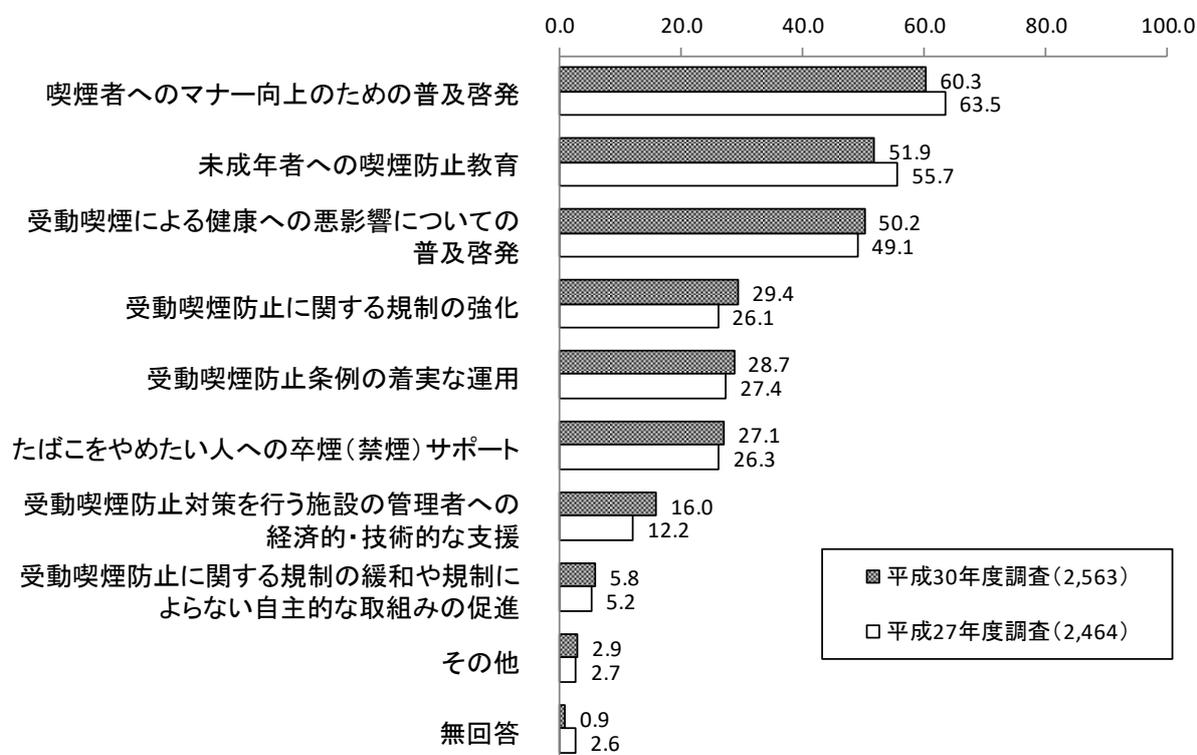
前回調査と比較すると、「受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援」は3.8ポイント増加している。一方、「未成年者への喫煙防止教育」は3.8ポイント減少している。県への期待としては、実施面（強化や運用）よりも普及啓発や教育の方が大きいという県民のニーズがうかがえる。(図表2-11-1)

喫煙状況別にみると、「受動喫煙防止に関する規制の強化」は非喫煙者が喫煙者より26.4ポイント高くなっている。一方、「受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」は喫煙者が非喫煙者より18.3ポイント高くなっている。

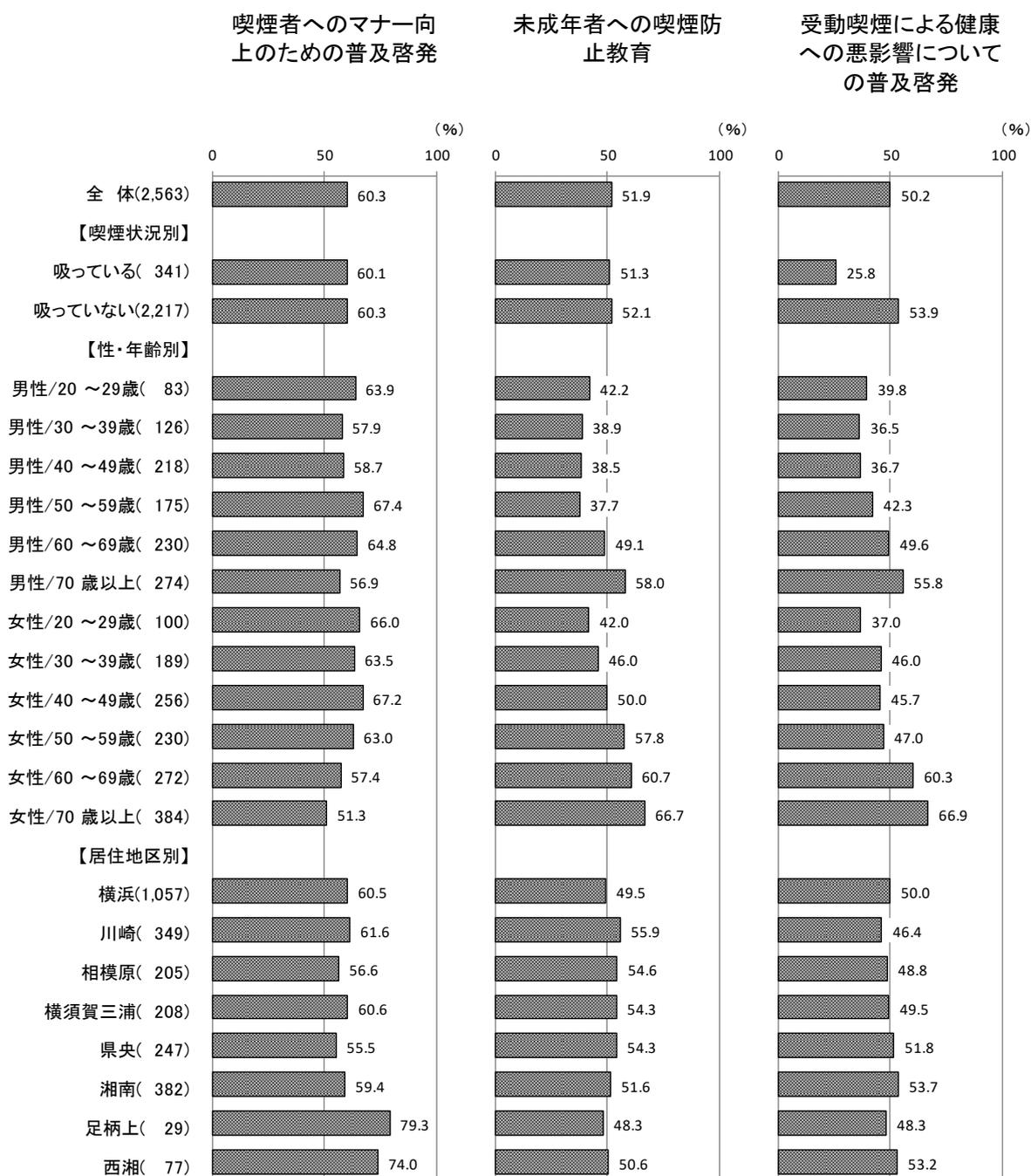
性・年齢別にみると、「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」は20～29歳を除き、女性が男性より高くなっている。「卒煙サポート」は男女共に20代が最も高く、若い世代で卒煙意向が高い傾向がうかがえる。

居住地区別にみると、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」は西湘で74.0%と最も高くなっている。(図表2-11-2)

図表2-11-1 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること



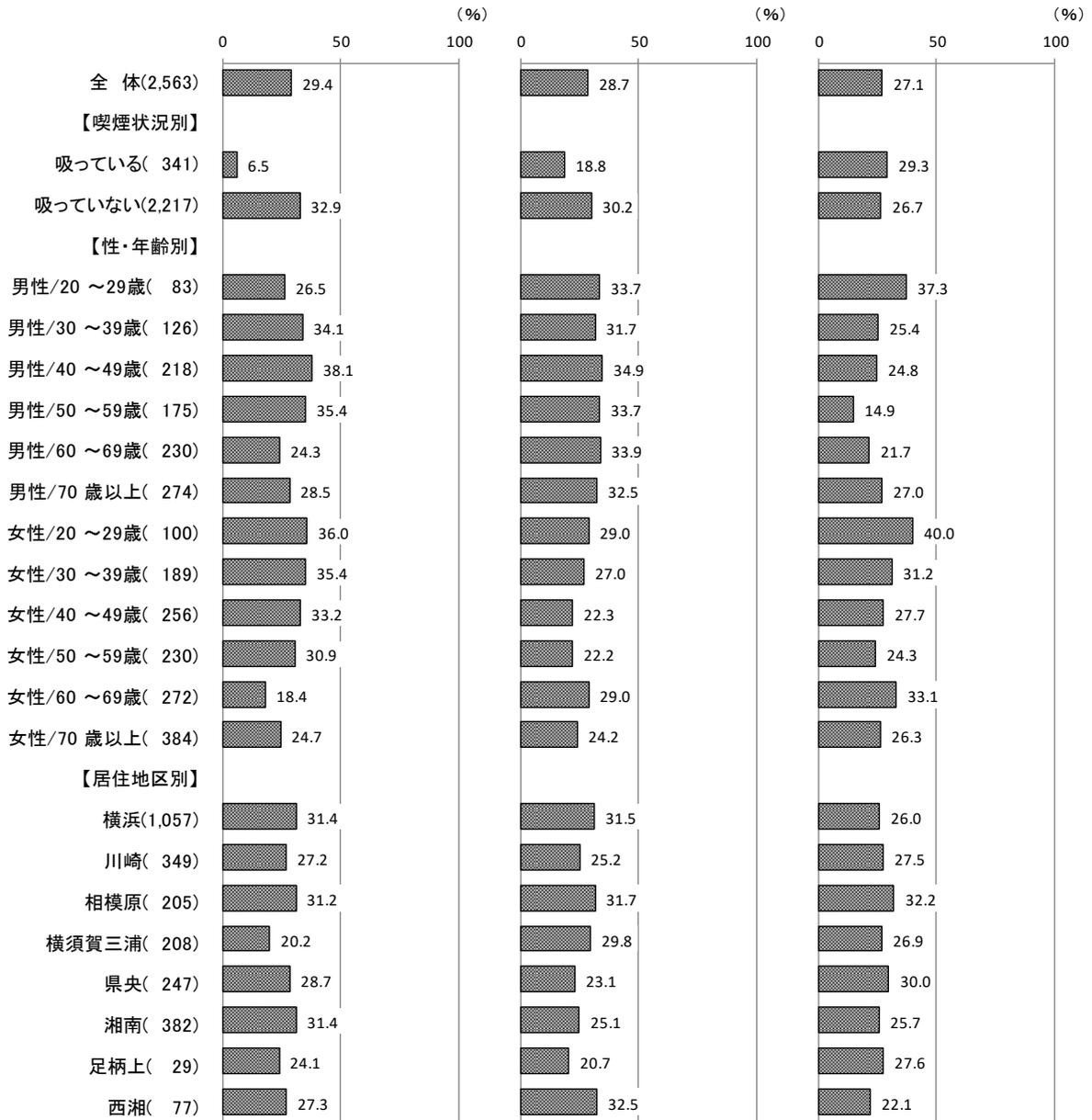
図表2-11-2 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別

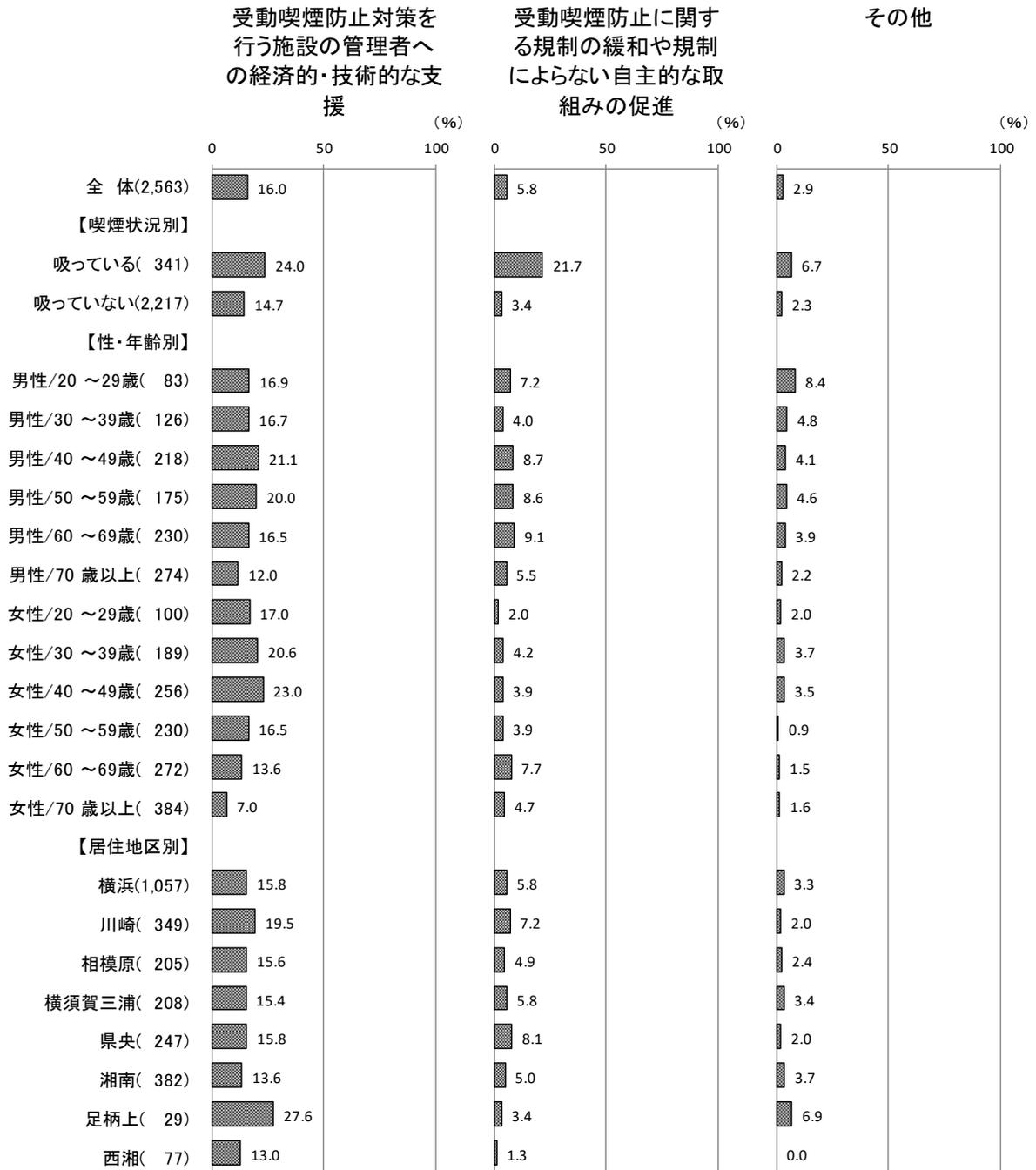


受動喫煙防止に関する規制の強化

受動喫煙防止条例の着実な運用

たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート





(12) 受動喫煙防止条例の規制について強化すべきこと

問 11 で「7 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方のみお答えください。

問 12 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

受動喫煙防止条例の規制について、強化すべきことを尋ねたところ、「屋外も対象にすべき」が 62.3%で最も高く、次いで「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」が 61.9%、「禁煙や分煙などの表示をすべての施設に義務付けるべき」が 55.6%となっている。

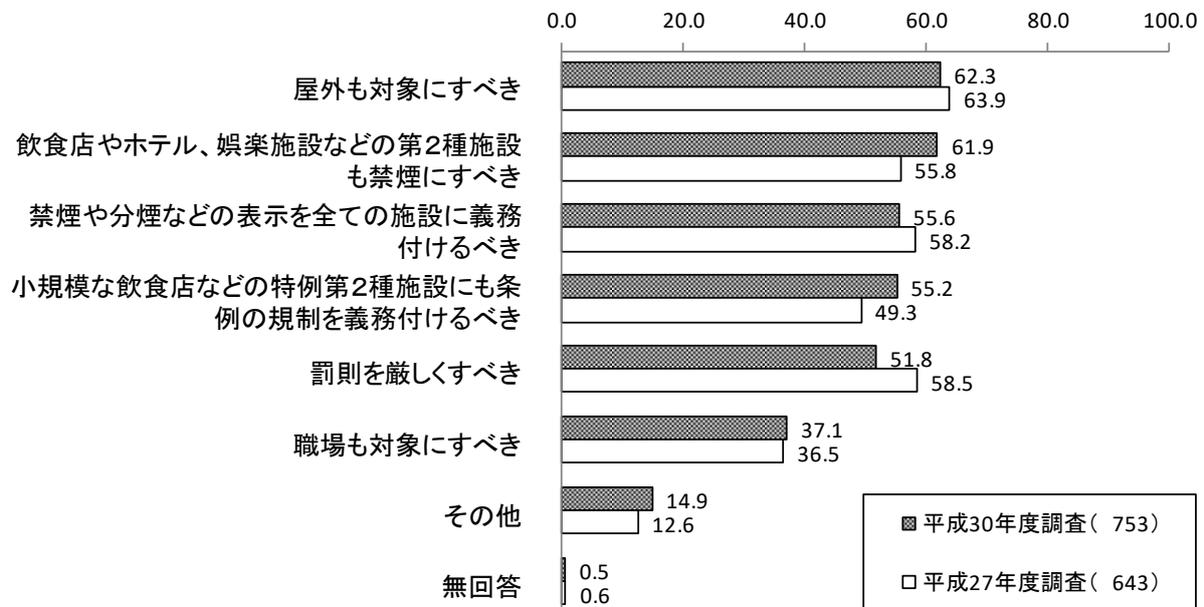
前回調査と比較すると、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」は 6.1 ポイント増加している。一方、「罰則を厳しくすべき」は 6.7 ポイント減少している。(図表 2-12-1)

喫煙状況別にみると、「禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき」は喫煙者が非喫煙者より 17.6 ポイント高くなっている。一方、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」は非喫煙者が喫煙者より 12.2 ポイント高くなっている。

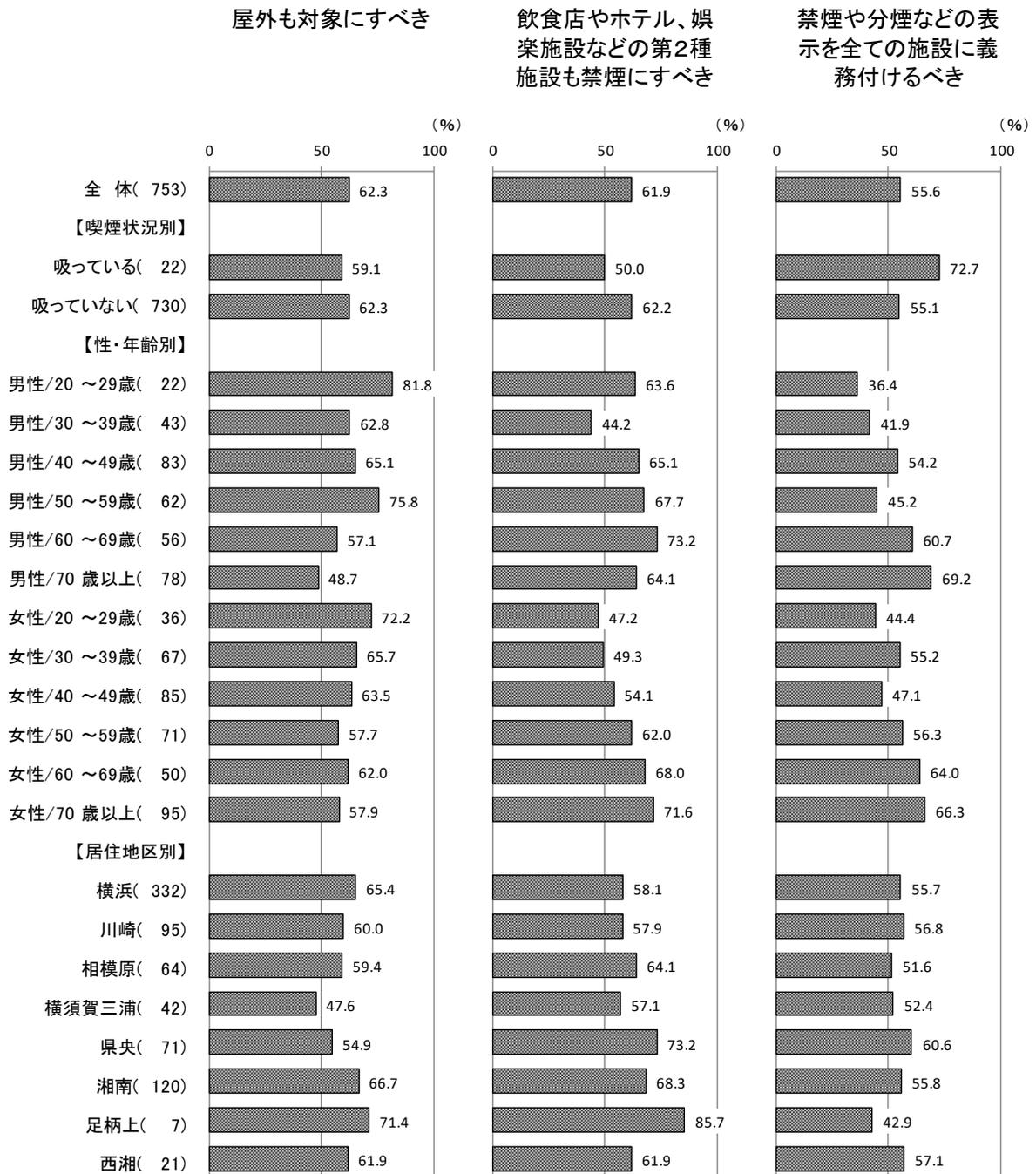
性・年齢別にみると、「禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき」は男女ともに 70 歳以上で最も高くなっている。また、「罰則を厳しくすべき」は若い世代で比較的高い傾向がある。

居住地区別にみると、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」は県央で 73.2%と最も高くなっている。(図表 2-12-2)

図表 2-12-1 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか



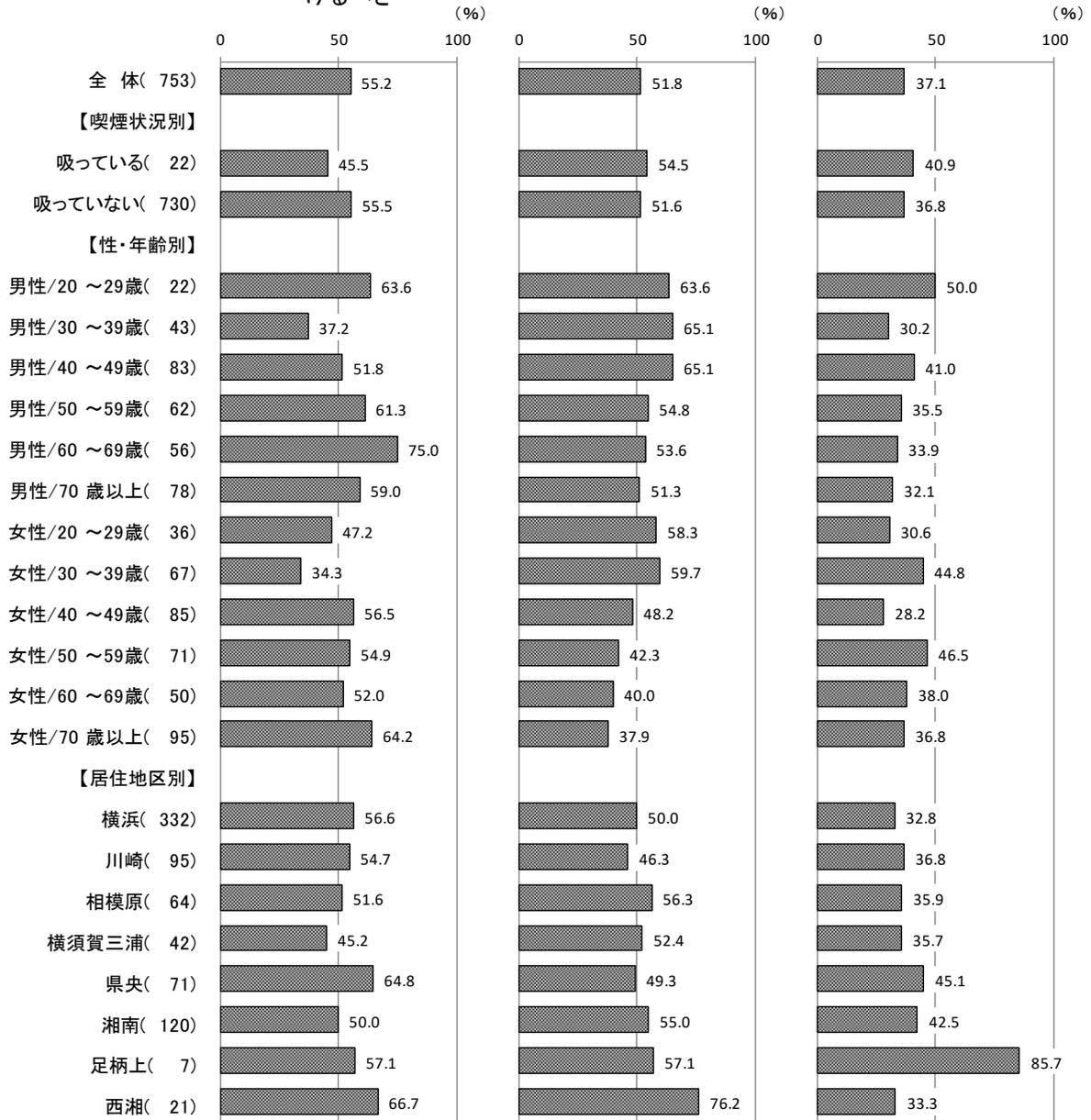
図表 2-12-2 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか
 -喫煙状況、性・年齢、居住地区別



小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき

罰則を厳しくすべき

職場も対象にすべき



その他



(13) 受動喫煙防止条例の規制について緩和すべきこと

問 11 で「8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方のみお答えください。

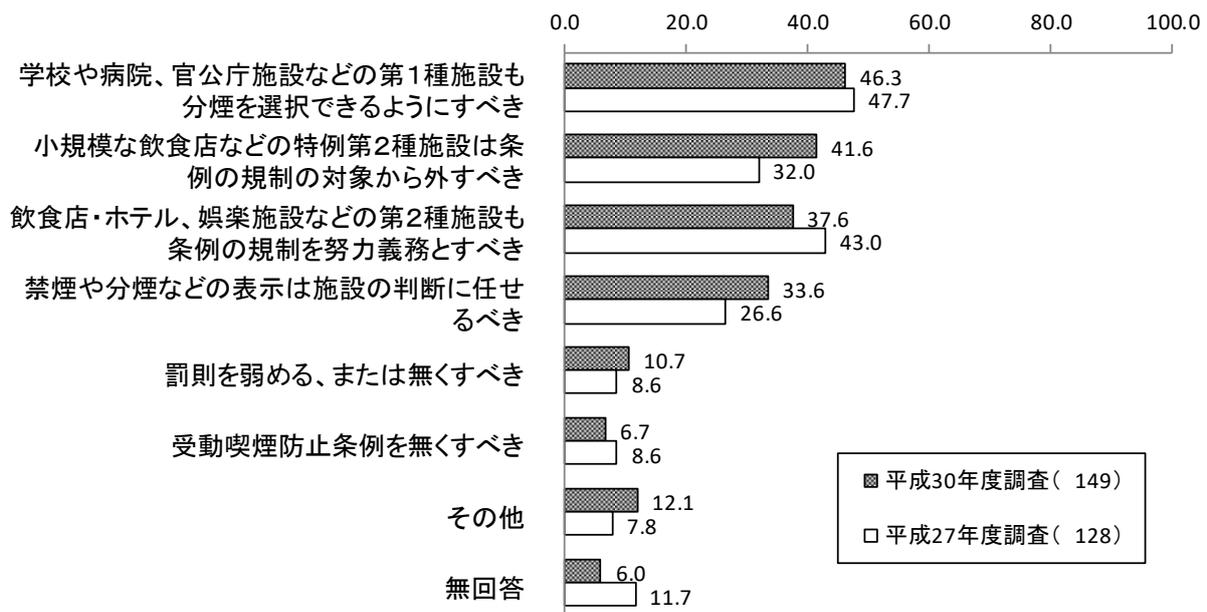
問 13 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例の規制について、緩和すべきことを尋ねたところ、「学校や病院、官公庁施設等の第1種施設も分煙を選択できるようにすべき」が46.3%で最も高く、次いで「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の規制の対象から外すべき」が41.6%、「飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき」が37.6%となっている。

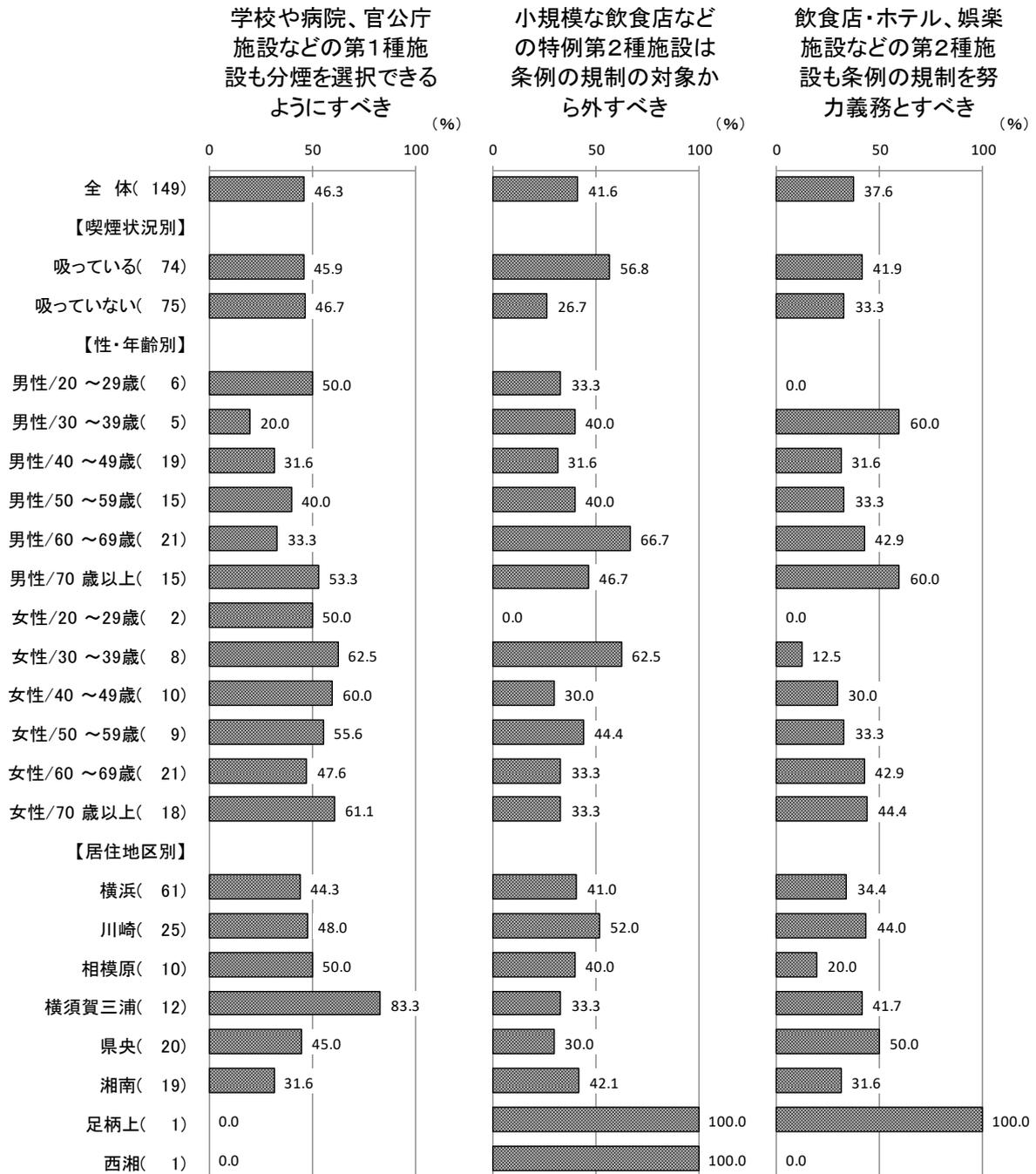
前回調査と比較すると、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の規制の対象から外すべき」は9.6ポイント増加している。(図表2-13-1)

喫煙状況別にみると、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の規制の対象から外すべき」は喫煙者が非喫煙者より30.1ポイント高くなっている。

図表2-13-1 受動喫煙防止条例の規制について緩和すべきこと



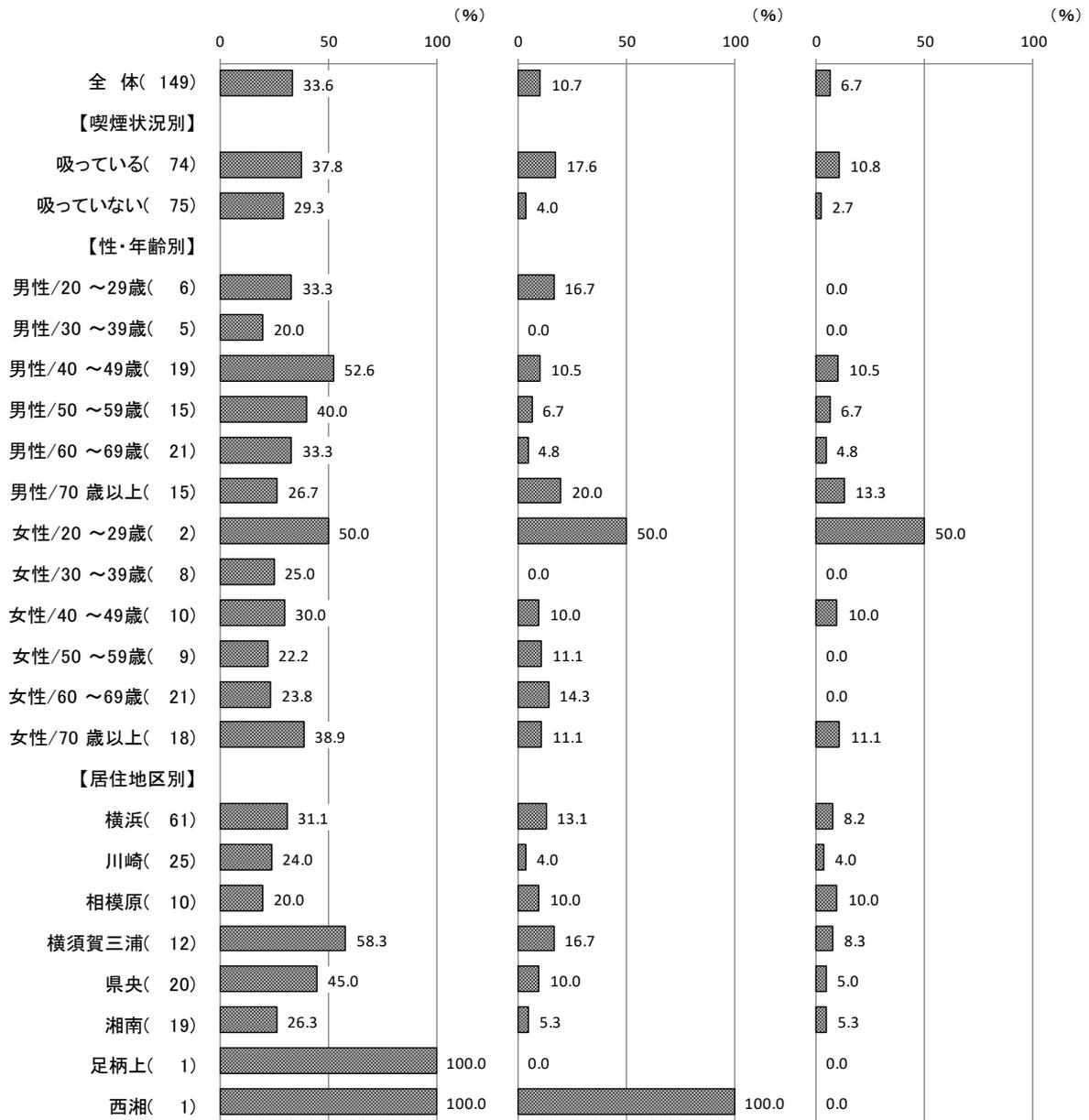
図表2-13-2 受動喫煙防止条例の規制について緩和すべきこと
-喫煙状況、性・年齢、居住地区別



禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき

罰則を弱める、または無くすべき

受動喫煙防止条例を無くすべき



その他



(14) 自由意見

☆受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

質問の最後に受動喫煙防止対策について、意見や提案を自由記入してもらったところ回答のあった2,563人のうち、32.9%に相当する842人から意見が寄せられた。

以下に分類分けした上で代表的な意見を抜粋した。

【受動喫煙防止対策について】190件

・折角の条例が出来ても喫煙者の受動喫煙に対する意識は全く理解が乏しいと思われます。仮に条例に抵触した場合過料が科されるといっても実効性は疑わしい。財務省における税収の優先と厚労省の医療費の抑制との綱引きで、堂々巡りが現在に至っていると思われます。この様な意識調査を行っても形式だけで喫煙者に対する抜け道ばかりが検討されており空しいと感じています。根本の解決方法は、葉煙草農家から支持を受けている議員の意識が変わらない限り、いくら啓発活動を行っても困難であると思ひます。そもそもこの様な百害あって一利なしのものを製造していることに矛盾を感じています。(男性・70代以上・藤沢市)

・喫煙防止条例が出来てから歩きながらもなし、道路にも落ちてないし町がお陰できれいになりました。以前はあちら、こちら駅でもみかけましたが場所で吸っているのも体にも良くありませんのでたばこを吸っている人も、条例が出来て止めた人もかなりいる事と思ひます(女性・70代以上・相模原市)

・子供も利用する可能性がある施設は20時まで禁煙にして欲しいです。屋外に設置されている灰皿は通路から遠ざけて欲しい。完全分煙できなければ禁煙にして欲しい。(吸わない人からの意見でした。)(女性・40代・横浜市)

・コンビニエンスストアの外に灰皿が置いている箇所を数多く見かけますがそこに喫煙者がたむろして煙草を吸っています。そこを通るたびにたばこの煙や臭いの影響を受けています。本来はたばこの火を消す意味で灰皿を置いていると思ひますが、完全に喫煙所になってしまっています。対策を講じていただきたいと思ひます。(男性・60代・横浜市)

・屋内での禁煙・分煙は広まりつつあるが、屋外での歩きたばこはまだ多く見られます。これに対する対策についても検討をお願いしたい。また、屋内に喫煙所が設けられている施設でも換気扇が通りの方に設置されており副流煙が流れてくるような場所もあります。単純に喫煙所を設置するだけでなく、排煙の経路についても監査していただきたい。(男性・30代・川崎市)

・世界は禁煙に方向に進んでいる。喫煙可能な条例を小刻みにせず、最初から全て喫煙しない方向で、出発すべきと思ひます。逃げ道や口実は、定着しないと思ひます。(女性・60代・相模原市)

・たばこを吸う人の立場など考えず、煙を吸わされてしまう立場の人のことだけを考えて欲しい。店などの出入口に灰皿を置かないことを強く要望します。分煙など生優しいことを言っているうちは受動喫煙は防止できません。全面禁煙で。(女性・40代・綾瀬市)

・罰則強化が望ましい。(男性・60代・大和市)

・子どもや妊婦さんと行き交う、不特定・多数の者が利用する「路上」では屋外でも全面禁止とする。喫煙者は占有権のある建物や車内のみで喫煙をする。たばこの税を大幅に上げ、3次喫煙に対する啓発活動の原資にする。(男性・60代・横浜市)

・駅などの喫煙所が屋外だと、結局煙などが喫煙スペースの外に流れるので、喫煙所は屋内にして欲しい。条例などで取締りは出来ないと思ひますが、近隣住民の屋外喫煙に、大変困って

います。夏など窓が開いている時は、誰もたばこを吸わない我が家が煙臭くなります。その辺りのマナーも向上してもらえる普及啓発活動をして欲しいと思います。施設などは回避できるが、自宅は逃げようがない場所なので、喫煙者の意識を変えて欲しいです。そのための活動をお願いします。(女性・30代・海老名市)

・屋内では禁煙、分煙は守られているかと思う。建物出入口、外に灰皿を(コンビニ多数あり)設置している所もあり、道路に面しているため、歩行者は受動喫煙となる。外だから大丈夫という感じがある。外も屋内同様、BOX型や仕切りなどで囲み、風で煙が流れないように清浄機など併用していただきたい。(女性・50代・横浜市)

・駅や公共施設など人が多く集まる場所が禁煙になったせいかわ、歩きたばこの人が増えているように感じます。難しいとは思いますが、喫煙は「特定の場所で」「立ち止まって」しかできないよう何か方策を検討していただけると幸いです。(女性・30代・横浜市)

・私の住んでいる川崎市宮前区では歩きたばこをしている人を時々見かけます。路上喫煙禁止条例というものがあるみたいですが、実際に取り締まっている所を見たことがありません。なので、そこをもう少し徹底すれば受動喫煙は減っていく気がします。また、居酒屋、カラオケ等の施設では分煙の表示をなかなか見ないので、臭いも残りやすく受動喫煙につながってしまうと思うので、レストランとかのように、喫煙できるゾーンと禁煙ゾーンを分けると良いと思います。(女性・20代・川崎市)

【たばこの健康影響や受動喫煙防止条例の普及啓発について】137件

・マナーの悪い人は、広報を見ないと思う。病院の領収証や税金の領収証・買い物のレシートなどで広めて欲しい。家庭での受動喫煙についても広めて欲しい。(女性・60代・横浜市)

・たばこの害を、幼・小・中・高の子どもたちに具体的に教える。(年2~3回の授業で)(男性・70代以上・川崎市)

・私は喘息認定を受けています。受動喫煙防止については、正しく啓発・指導して欲しい。昼間、禁煙の場所しか行けません。こうして、たばこを吸わない人も苦労している事を、知って欲しい。(女性・60代・川崎市)

・たばこを吸うことの体への影響がどんなに怖いか、若いうちから知っておくべきだと思います。自分自身にも家族にも悪い影響しかないと周知してほしい。高校の時に受けた「たばこの話」は衝撃的でそれまでは遊びで試すことがあったけど、その話を聞いてから、一切吸おうとも思わなくなりました(女性・40代・横浜市)

・歩きたばこで小さい子どもが危ないのを何度も見ました(私の子どもは混雑した通りで歩きたばこが顔に触れ、やけどをしました。声をかけましたら逃げられました)その他にも健康面だけでなく、危険なことも多々あります。その辺りも厳しくしていただきたいです。また、レストランで禁煙席をお願いしても喫煙席のそばでドアがなかったり上が開いていたりすると場所が沢山あり、煙が出て来て何のための禁煙席かということも沢山あります。喘息がある人はそれでも発作がでます。外で吸っても洋服などについたもので咳込みます。電車やレストランではつらいことが多いです(女性・50代・藤沢市)

・職場での受動喫煙に悩まされて、泣く泣く退職した経験があります。また、男性は依然として喫煙者の割合が高いため、会社の飲み会で喫煙可のお店になってしまうと、苦痛で食事交流も上の空でじっと耐えています。プライベートでは、どんなにお食事が評判のお店でも、喫煙・分煙のお店には行きません。(行けません。)分煙でも煙が流れてくるので、食事もそこそこに、逃げるようにお店を出ます。対策の徹底を切に望みます。追記：JTのコマーシャルで、「吸う人も吸わない人も」気持ち良く共存、などと耳障りの良いフレーズを並べていますが、あれは完全に喫煙者と製造・販売業者の都合の良いアピールに過ぎません。非喫煙者にとっては共存はあり得ません。100%苦痛かつ迷惑です。さらに100%有害です。(女性・40代・小田原市)

・小、中学生の時から「たばこ」の害をスライドで見せる。たとえば、「たばこ」を喫煙していた人の肺の様子や女の子には「たばこ」を吸っていたら、大人になって赤ちゃんが出来た時に未熟児が産まれるリスクが高いなど、好奇心だけで喫煙してはいけない事を十分教育し

た方がよいと思います。(女性・60代・横浜市)

・神奈川県が禁煙、分煙の表示をするようになって以来、特に食事に行く際とても快適になりました。たばこは「百害あって一利なし」の本当に体に有害なものだと考えています。吸う方の権利も守りながら、うまく喫煙者、非喫煙者がやっていけるように考えていきたいものだと思います。ほとんどはまともな喫煙者で問題なのは意識の低い喫煙者です。教育の必要性を感じます。(女性・50代・横浜市)

・喫煙、受動喫煙による健康への影響について、未成年者への教育を徹底すべきと思う。喫煙防止の為に罰則を求めても良いと思う。保護者への責任も問うべき。(女性・60代・横浜市)

・詳しい条例の内容がよく分からないのもっと広報をして欲しい。(男性・40代・横浜市)

・親がたばこを家で吸っていた。凄く吸うので嫌な思いをしていた。何度子供の私が言っても止めてくれず、止めようとも、自分の体や子供に悪い事をしてるとも思ってもくれなかった。そんな子供の相談窓口や学校などで親に対しての受動喫煙の講習など、やってくれたらと思う。(女性・20代・横浜市)

・最近では急激に喫煙が及ぼす体への悪影響という面での意識が一般的に浸透して来ており、私のような喫煙者も、他の方に迷惑をかけない様に心がけているつもりではいますが、まだ足りない面もあると思います。喫煙者側の意識をもっと高められる様な、例えば、歩きたばこや、子供のいる所では吸わないなど、吸う方も吸わない方もお互いに認め合える様な啓発が必要だと思います。(女性・40代・横浜市)

【喫煙者のマナーや喫煙者への配慮について】63件

・駅周辺の喫煙禁止区域を出た途端にたばこに火を付け、歩き出すので、歩きたばこを見かけることが意外と多い。マナー向上には、もう少し時間がかかるのでしょうか。(女性・40代・藤沢市)

・喫煙場所をきちんと確保しなければ、吸いたい人は禁止場所でも吸うのだと思います。吸わない人への対策だけでなく、吸いたい人が条例を守れるような環境作りが大切です。私は喫煙者ではありませんが、常々そう思っています。(女性・50代・横浜市)

・国が販売を許可している以上、喫煙者の権利も認めるべきと思うが、禁煙区域、禁止区域が曖昧になっている点が多く見られる。飲食店の広さ(㎡数)などは、一般に理解しにくい。(男性・60代・小田原市)

・吸わない側としては歩きたばこ等の条例で対策をしてもらえるのは良いが、吸う側としたら条例で対策するならば、喫煙スペースの確保をきちんとしてもらわないと、マナーの悪い人が減らないと思うので、その辺もしっかりやってもらいたいです。(女性・30代・藤沢市)

・分煙できる場所は分煙でいいですが居酒屋さんで小さい所とか、大衆チェーンで宴会を大人数でする時とか、現実的に難しいことはあると思います。パチンコ屋さんで働いていた事ありますが、イライラしているお客さんも多いので、タバコで落ち着くなら吸ってもらった方が良いです。コース内禁煙で壁ぎわに喫煙スペースを作るとか、努力できる事はあると思うけど完全に禁煙は無理だと思う。病院や公共施設は喫煙所すらなくて不便。医療従事者とか飲食とかハードな仕事の方は喫煙率高いです。リフレッシュ効果を無視しないで欲しい。(女性・40代・川崎市)

・分煙が進む中、喫煙する側は、吸う場所が失われている。また、喫煙所を探すのが大変であったりする。だからといって止めるまでには至らない。条例は必要だと思うが室内で空気清浄機(高性能)付の場所は確保して欲しい。喫煙者も他人の煙はととても嫌なものです。(女性・40代・横浜市)

・県内各駅に喫煙所を設け、歩きたばこやポイ捨て、禁止区域での喫煙の抑止に努めるべき。マナーを守って喫煙をしている人が悪者になる環境はおかしいと思う。(女性・30代・川崎市)

・煙草を吸わないせいか、とても煙草の臭いには敏感なのですが、最近ほとんど感じません。分煙の効果だと思えます。ただ、煙草は嗜好品なので、彼らにも、その楽しみを少なからず残しておいていただきたいし、多額の税金も納めているのですから。(女性・60代・綾瀬市)

・屋外の喫煙場所の設置場所に配慮が足りない所が多い。煙が漏れている所が多く受動喫煙防止になっていない。通行人は、嫌な思いをすることが多い。喫煙者のたばこのポイ捨て等、受動喫煙だけでなく、マナーの低さに困っています。(女性・60代・川崎市)

・喫煙する側の個人個人のマナーが問題だと思う。突然子供がいる横で吸い出し、こちらとしては食事の味もたばこの臭いで台無しに。空調によっては煙が流れてきたり。吸う側の気遣いが必要。でも、数年前に比べてかなり良くなっていると思えます。(女性・40代・鎌倉市)

・ルールを守らない喫煙者へのペナルティは強くあってもいいがルールを守って喫煙できる場所自体が減ってしまっている。ルールを守って吸いたいが場所がない。完全に隔離された喫煙所の配置を行えば公共の場でたばこを吸う人は減ると思う。ただ、いくらルールを厳しくしても外で禁煙の場所吸う人は吸うのでどうしようもない(男性・20代・川崎市)

【たばこ税やたばこの販売について】101件

・主に健康への意識高揚を目的にするのであれば何故に害あるとするたばこが平然と売られているのか？税対策の一環として販売を禁ずることが出来ないのでは。疑問です。(男性・70代以上・横浜市)

・基本的には全面禁止。(販売そのものを止める)(男性・60代・藤沢市)

・現行のたばこ(1箱)の値段を極端に上げることで、経済負担による禁煙の意識が強まると思います。(男性・60代・川崎市)

・喫煙や受動喫煙が健康に悪影響になるのは分かりますが、嗜好品である「たばこ」からの税金が減るのも、少し気になります。(女性・60代・川崎市)

・実際に家族が隣の家から流れてくるたばこの煙で喉の痛みや喘息で、病院で治療を受けています。条例や対策を強化すべきと考えます。我が家の様に健康被害を受けた場合の窓口開設や治療費免除等、被害者への救済についても考えていただきたい。喫煙者(加害者)には、罰則は、もちろんのこと損害賠償支払を命ずる。大袈裟と捉えるかも知れませんが、毎日の事で事態は深刻です。受動喫煙防止ですからたばこを吸わないようにすることは素より、たばこ販売中止等を実施する事を検討いただきたい。屋外のマナー等が特に悪く、ポイ捨て等(家の近くで燃えていた吸い殻)も多いのが現実です。歩きたばこも子供には、危険であり、受動喫煙となっている。(男性・50代・川崎市)

・屋内、屋外に限らず、煙が指定外に漏れている場所も多数あり、対策は不十分である。専用の設備にかかる費用はたばこの価格に上乗せすべき。税金を1円も使わないで欲しい。(吸わない人にはまったくイミが無いもの)(男性・40代・海老名市)

・禁煙を進めるのなら、たばこをなくすことが一番です。ただ税金がたばこ税の分国民に増えるようになると思います。本当にいいのでしょうか。(女性・50代・横浜市)

・身体や周りに迷惑や害があるたばこを、どんどん値上げをして、税収を確実にUP↑させるべきだと思います。(男性・40代・茅ヶ崎市)

たばこの値段が日本は安すぎる。1箱1500円以上にすべき。喫煙者数が減れば、自然に受動喫煙も減る。(男性・50代・藤沢市)

・喫煙行為が「悪」だという考えを社会が押し付けるあまり、喫煙者の精神的負担が増え、ストレスによる病気のリスクが高まっているのでは。マナーを守って喫煙すれば悪ではない(喫煙自体は違法ではないのだから)ということを経済に認知して欲しい。たばこをもっと

増税して、その代わりに、その税収をもっと、喫煙者がびくびくせずに吸える環境づくりに使
って欲しい。(男性・40代・横浜市)

・神奈川県はこの条例は大変評価されます。私はたばこ自体がこの世から無くなる事を望ん
でおります。(男性・50代・小田原市)

・たばこは百害あって一利なしです。40年止められない家族が禁煙するまで10年かかりま
した。製造する業種を根絶するしかないと思います。(男性・70代以上・横浜市)

・何よりも喫煙者を減らすべき。たばこの価格を3、4倍にすべき。(男性・70代以上・横浜
市)

・喫煙場所をあまり少なくすると、喫煙場所以外での喫煙が増えてしまい、かえって受動喫
煙が増えてしまうと思います。経済性の観点もあると思いますが、たばこ税なども活用して
バランス良く喫煙場所を設置して下さい。(男性・50代・逗子市)

【その他屋外における喫煙などについて】283件

・屋内の禁煙、分煙はだいぶ増えました。歩きタバコや、ポイ捨て…愛煙家のマナー向上に
期待して長らく経ちますが、屋外での罰則強化も望みます(女性・50代・川崎市)

・屋内での喫煙者は減少しているが、屋外・指定場所以外(歩きながら等)の喫煙者は後を
断たない。歩きながらの喫煙取締を厳しくして欲しい。(女性・70代以上・横浜市)

・歩きタバコが多過ぎる。厳罰化を徹底しないと、いつまでも変わらない(男性・20代・横
浜市)

・施設での分煙対策は進んでいる一方、屋外ではマナーが行き届いていないと感じています。
歩道で歩いている時、前を歩く人がたばこを吸っていて煙を吸いこんでしまったり、たばこ
の吸い殻を排水溝に捨てる人を見かけたり、注意したいけれど、怖くて何も言えません。そ
ういった人を見かけたら注意してくれる人を警察や行政で作って欲しいと思います。(女性・
30代・相模原市)

・路上喫煙、歩きタバコは禁止にし、罰則も必要だと思う。以前歩きタバコをしていた人の
たばこが娘の顔にあたりそのまま逃げた方がいる。幸い大事にならずに済みましたが、歩き
タバコに関してはもっと厳しくしてもよいと思うのですが、どうでしょうか。(女性・40代・
横浜市)

・罰則をもっと厳しくすべき。特に歩きタバコをしている人。後を歩いていると、吐いたた
ばこの煙を吸ってしまい、不愉快。ルールを守らない人に何で自分の健康を妨げられなきや
ならないんだと怒りを覚える。(女性・30代・藤沢市)

・喫煙禁止区域で監視員が取り締まっているのを見たことがない。立ち話をしているだけな
のでは。税金で雇用しているのだから、給料分の仕事をして欲しい。また、屋外の灰皿を積
極的に減らして欲しい。(男性・40代・相模原市)

・歩きタバコ、自転車やバイクに乗っている時など周りに人がいても吸っている人がいる。
外国では(アメリカ、カナダ)では考えられない事であり、モラルに欠ける人が多い。(女性・
40代・横浜市)

・スーパーの入口横に灰皿が設置されていて必ずたばこの煙を浴びてしまう。喫煙場の扉が
開くと煙や臭いが外に流れて来る。駐車場で車の中でたばこを吸っている人を見かける。窓
を開けて吸っている事があるので嫌だ。ホテル族、自宅のベランダや玄関先でたばこを吸っ
ている人がいる。窓を開けると煙が入ってくるので不愉快。近所に迷惑なので家の中で吸っ
て欲しい。歩きタバコも風向きによっては最悪。(女性・30代・横須賀市)

・家の外側(特に車道)に煙草の吸い殻が沢山落ちていて、未だに路上喫煙する人は減りま
せん。車の灰皿の吸い殻をそのまま外に捨てる人もいて、喫煙者のマナーは改善されてい
ると思えません。受動喫煙の害をもっと周知すべきです。年々喫煙者の減少が見られるのは

良いことです（女性・70代以上・大和市）

・公立の中学校の先生方が、たばこを敷地外（学校の）で吸っている姿を見た時、喫煙防止の授業をしているのに違和感を覚えました。教育者自身が禁煙するべきだと思います。せめて生徒に見られる所で吸わないで欲しい（自宅ならまだしも。）（女性・20代・川崎市）

・外にある囲のないまたは上とか下が空いている場所など（喫煙場）は全く意味がなく、その横とか前を通ると煙を吸う。喫煙場を作るなら完全に囲って欲しい。（男性・50代・川崎市）

・対子供（孫）対策としても強化をお願いしたいと思います。歩行喫煙で手に持って歩いていると子供と高さと同じくらいになりとても危険で煙も吸い込みます。シンガポールとか罰金で禁止していますが効果は？ですが心理的には有効かも（男性・60代・横浜市）

・自転車や歩行中にも喫煙している方を多く見かけ、副流煙を吸ってしまうことも多いので、屋外についても東京都のような路上喫煙防止地域を定めて罰則も設けるべきだと思います。（男性・30代・川崎市）

【喫煙者の卒煙（禁煙）について】17件

・私の夫は大変なヘビースモーカーでした。家族は皆で主人の健康そして回りの人達に迷惑になる事をとて心配しました。ある日テレビで快適生活でたばこを辞めたい人の為の健康たばこを観ましてそれを購入し少しずつ辞める努力をしています。全く害になるたばこは吸いません。どうか国民一人ひとりが健康な生活の努力して欲しいと願います。夫は頑張っています。（女性・70代以上・大和市）

・主人は一日に3箱も吸うヘビースモーカーでしたが、大腸がんの手術を受ける直前に病院で、禁煙外来で、パッチを購入、無事、何とか、たばこを止める事が出来ました。孫を抱かせてあげないと言葉も、我が身が、病気になる事もあり、あっさり諦めました。部屋の中も、ヤニが消え、空気がきれいになっています。たばこは絶対に、体に良くないと思います。（女性・70代以上・川崎市）

・私は、物心ついた頃より、家族がたばこを吸っていたので、あまり気にならなかったが、子供は学校で、たばこの健康への悪影響を学び、父親の喫煙を止めさせました。良かったです！！今では禁煙が進み、本当に気持ち良く、バス・電車にも乗れて良かったと思っています。（女性・70代以上・小田原市）

・禁煙外来の受診病院が少ない。私も過去禁煙外来で禁煙が簡単に止められました。禁煙外来受診病院の普及が必要だと思います。（男性・70代以上・横浜市）

・喫煙者の煙の香りですら、とても迷惑です。禁煙外来へ行きたい方が、料金が気にならずに受診できたら良いと思います。（女性・50代・横浜市）

・以前よりファミレスやコーヒーカーフェ等指定された喫煙場が増え、食事をしていても嫌な気持ちになる事がなくなりました。問11にあるように、喫煙の体への悪影響説明や卒煙サポート（どこの病院でどのような事をするのか…）を多くの人に知ってもらおう活動を増やして欲しいと思います。（女性・40代・平塚市）

・たばこを止める為の方法・手段をメディア等を通して発信するとやめるきっかけになると感じた。（女性・20代・大和市）

【その他】149件

・バス停でバスを待っている間にたばこを吸って、バスが来るとポイ捨てをする方をよく見かけます。バス停に「バス停での喫煙禁止」等の注意書きをして欲しいです。（女性・50代・横浜市）

・たばこを吸わない人への配慮が足りないと云う現代人の現れだと思います。なので厳しい罰則がなければ、改善されないと思います。（女性・30代・川崎市）

- ・規制強化による喫煙場所の減少により、大人でも「隠れたばこ」をしている姿を見かけるようになった。防火の観点からはリスクが増えているように感ずる。(男性・40代・座間市)
- ・2020年オリンピックに向け、国内言語だけによる喫煙場所案内でなく、他言語での標示も必要と考えます(女性・40代・横浜市)
- ・外部の施設は、規制が進んでいるが、自宅での受動喫煙防止についてもマナー向上のための普及を強化していただきたいです。(女性・50代・横浜市)
- ・吸う人ばかりが悪いのですか？たばこを日本から無くす取組みをしては？(女性・30代・厚木市)
- ・若い人は健康の為禁止にすべきです。60歳過ぎてから止めても良くならない。吸える場所で吸えばよいと思う。(男性・60代・横浜市)
- ・規制を強化すればする程、反する人も多くなると思う(女性・40代・横須賀市)
- ・実行性のあるものにしてほしい。(女性・70代以上・横浜市)
- ・個人的にはたばこは嫌いで昔に比べたら随分楽になりました。でも私はたばこは嫌いでそう思っても吸う人達にとっては、なかなかたばこも値段も高いし限られた所でしか吸えないし、それはそれで気の毒な感じもします。(女性・50代・鎌倉市)

【特になし】 21件

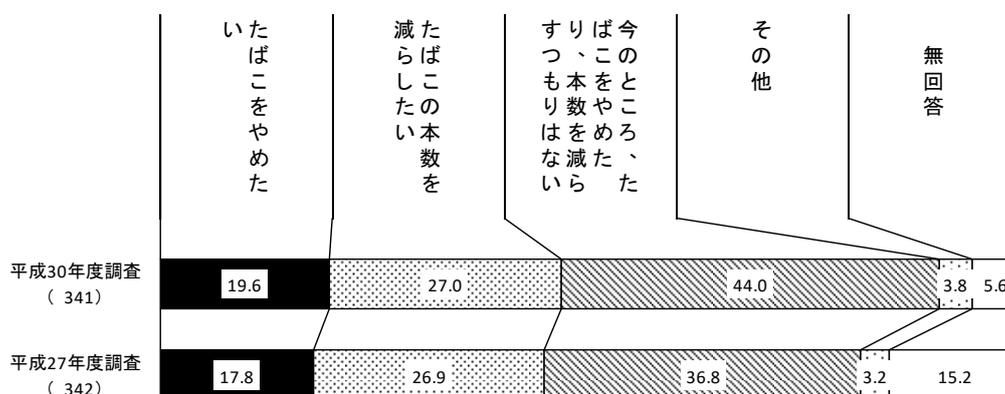
(15) 喫煙意向について

ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

自身の喫煙に対する今の気持ちについて尋ねたところ、「今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない」が44.0%と最も高く、次いで「たばこの本数を減らしたい」が27.0%、「たばこをやめたい」が19.6%となっている。

前回調査と比較すると、「今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない」は7.2ポイント増加している。(図表2-15-1)

図表2-15-1 喫煙意向について(喫煙者)



第 3 部 調査結果【施設調査】

1 「受動喫煙」に対する考え

(1) 「受動喫煙」という言葉の認知度

問1 「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

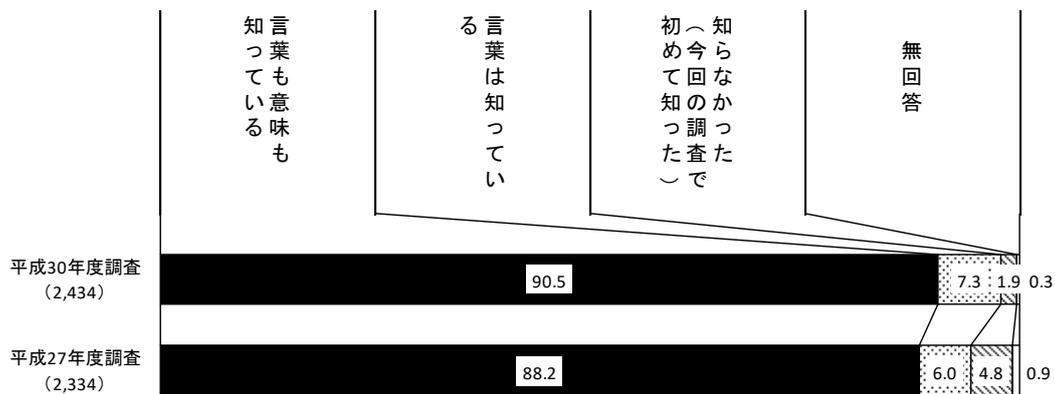
受動喫煙という言葉の認知度について尋ねたところ、「言葉も意味も知っている」(90.5%)と「言葉は知っている」(7.3%)を合わせた『知っている』が97.8%となっている。

前回調査と比較すると、『知っている』は3.6ポイント増加しており、「知らなかった(今回の調査で初めて知った)」は2.9ポイント減少している。(図表3-1-1)

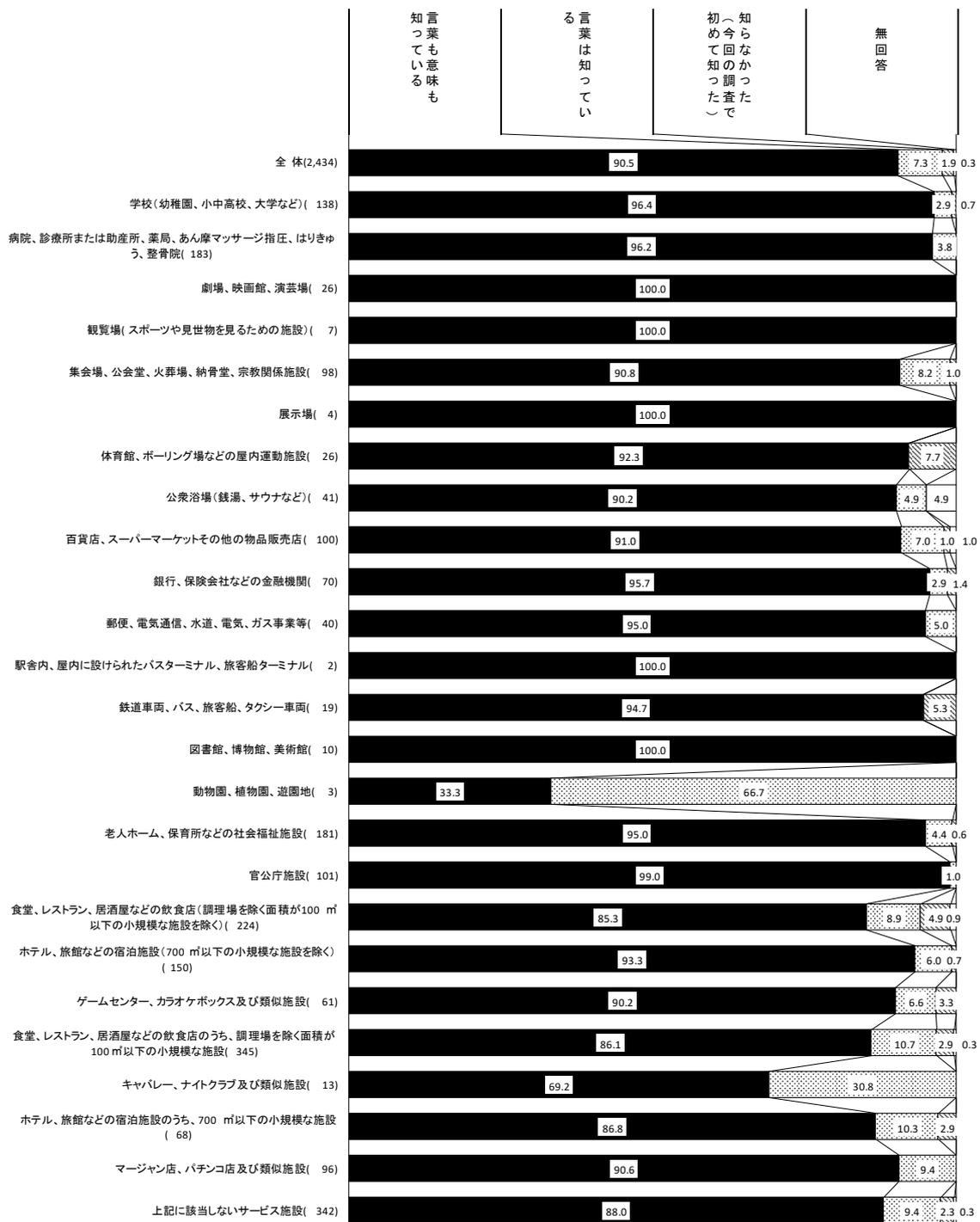
業種別にみると、「言葉も意味も知っている」は“官公庁施設”で99.0%と最も高く、次いで“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”が96.4%、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が96.2%となっている。(図表3-1-2)

表よりカイ2乗検定すると、「受動喫煙」という言葉の認知度と業種区分には独立の可能性(確率)はゼロという結果を得る。それより第1種、特例第2種は「受動喫煙」という言葉を知っている割合が高く、第2種はそれが低いことが読み取れる。(図表3-1-3)

図表3-1-1 「受動喫煙」という言葉の認知度



図表3-1-2 「受動喫煙」という言葉の認知度—業種別



図表 3-1-3 「受動喫煙」という言葉の認知度—クロス分析用

(B) 「受動喫煙」という言葉の認知

(A)		言葉も意味も知っている	言葉は知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	計
業種	第1種	0.43	0.02	0.00	0.45
	第2種	0.29	0.03	0.01	0.33
	特例第2種	0.19	0.02	0.01	0.22
	計	0.91	0.07	0.02	1.00

(2) 受動喫煙の健康への影響について

問2 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

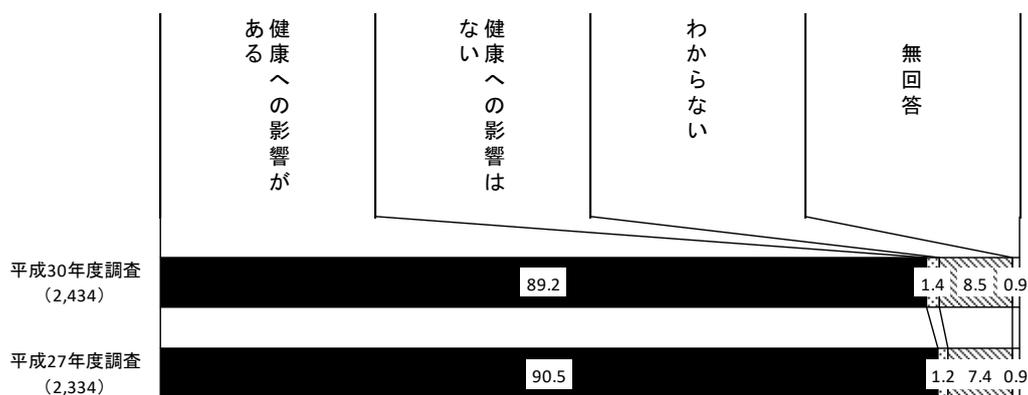
受動喫煙の健康への影響について尋ねたところ、「健康への影響があると思う」が89.2%で最も高く、次いで「わからない」が8.5%、「健康への影響があると思わない」が1.4%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-2-1)

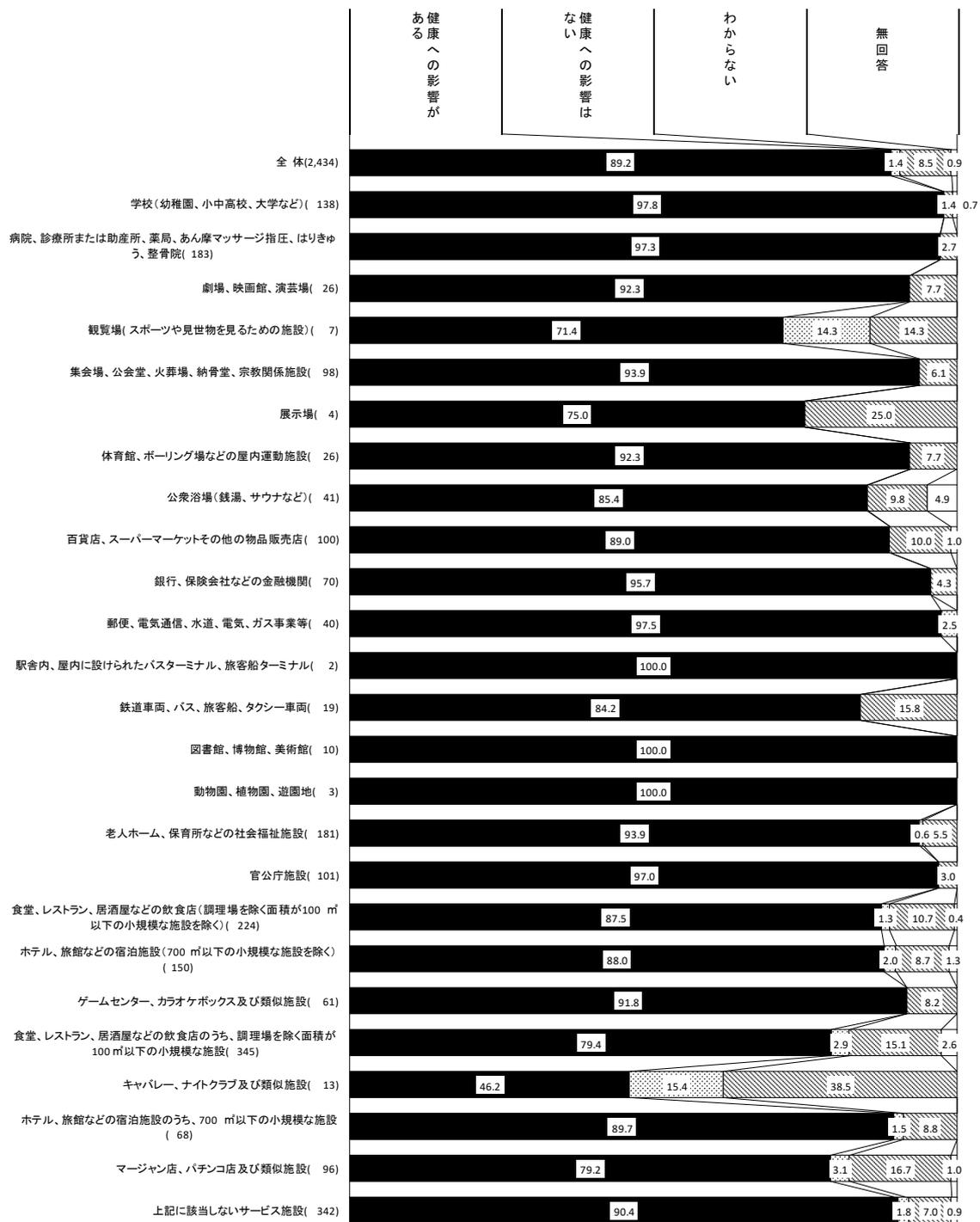
業種別にみると、「わからない」は“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で16.7%と最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”が15.1%と高くなっている。これは問7の受動喫煙防止対策の実施有無で「取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」回答が高かった施設となり、禁煙・分煙未実施との因果関係が推察される。(図表3-2-2)

表よりカイ2乗検定すると、受動喫煙の健康への影響についてと業種区分には独立の可能性(確率)はゼロという結果を得る。それより第1種、特例第2種は受動喫煙が健康への影響があると思わない割合が高く、第2種はそれが低いことが読み取れる。(図表3-2-3)

図表3-2-1 受動喫煙の健康への影響について



図表3-2-2 受動喫煙の健康への影響について—業種別



図表 3-2-3 受動喫煙の健康への影響について—クロス分析用

(B) 受動喫煙の健康への影響

(A)		健康への影 響がある	健康への影 響はない	わからない	計
業	第1種	0.43	0.00	0.02	0.45
	第2種	0.30	0.01	0.03	0.33
種	特例第2種	0.18	0.01	0.03	0.22
	計	0.90	0.01	0.08	1.00

(3) 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか

問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者のみお答えください。

問3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。

受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか尋ねたところ、「そう思う」の割合が高いのは“肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める”が93.3%、“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める”が85.5%、“妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”が77.7%となっている。(図表3-3-1)

受動喫煙により“肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」はほぼ全ての施設で9割を超えている。一方、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”では86.1%と低くなっている。(図表3-3-2)

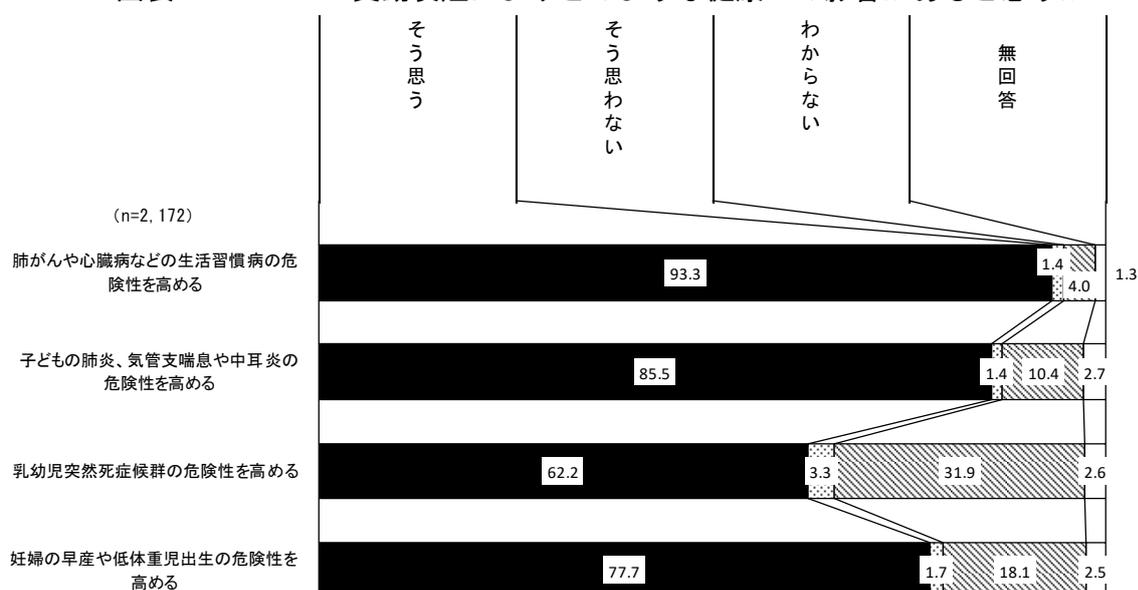
受動喫煙により“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”で93.8%と高くなっている。一方、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”では73.4%と低くなっている。飲食店(小規模を除く)も81.6%となり、外食産業でやや低い傾向がある。(図表3-3-3)

受動喫煙により“乳幼児突然死症候群の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」は“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”で76.3%と高くなっている。一方、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”では43.1%と5割を下回っている。(図表3-3-4)

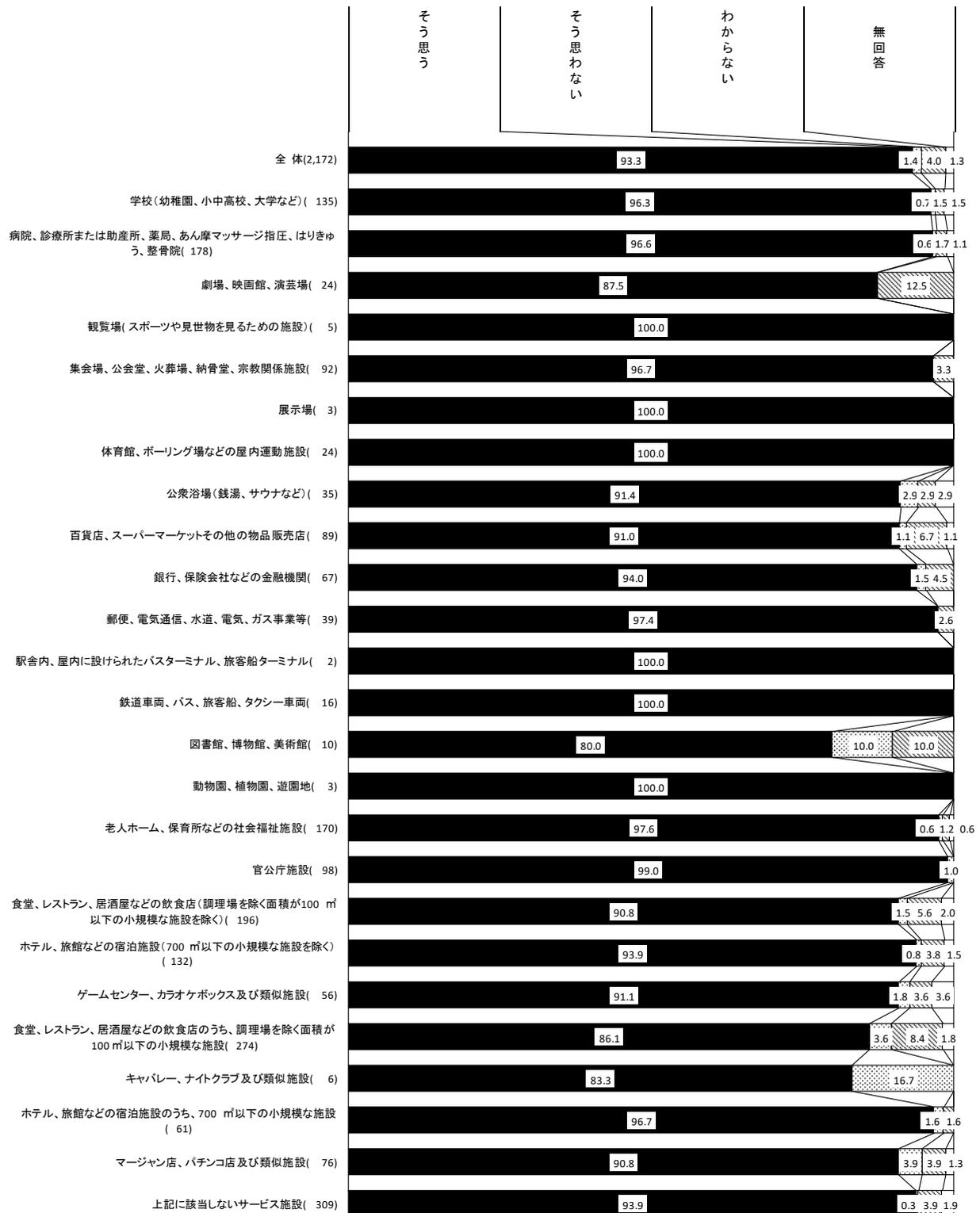
受動喫煙により“妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”で90.6%と高くなっている。(図表3-3-5)

総じて、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”は4項目すべてで全体よりも「そう思う」で上回り、孫世代を心配している心情が推察される。

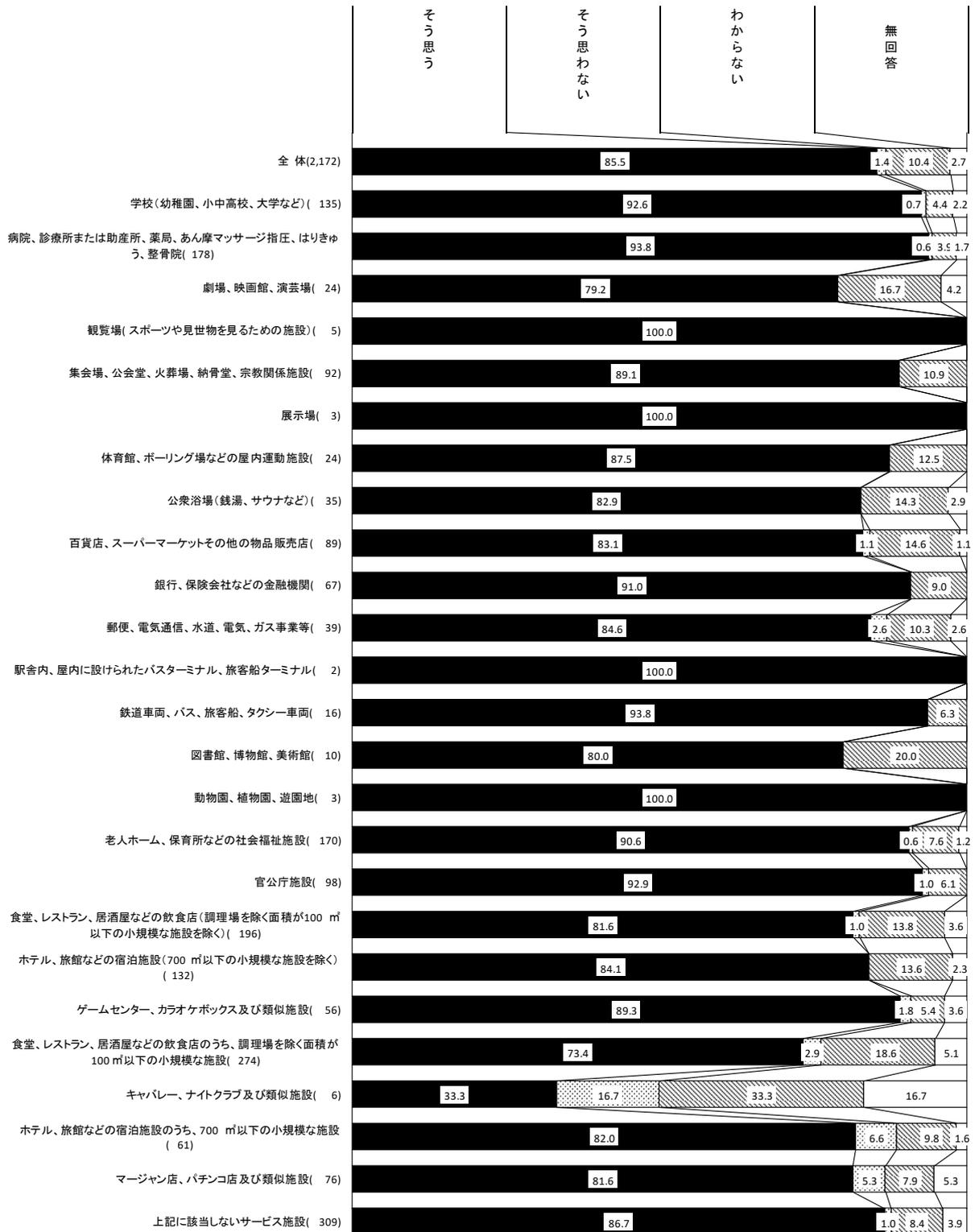
図表3-3-1 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか



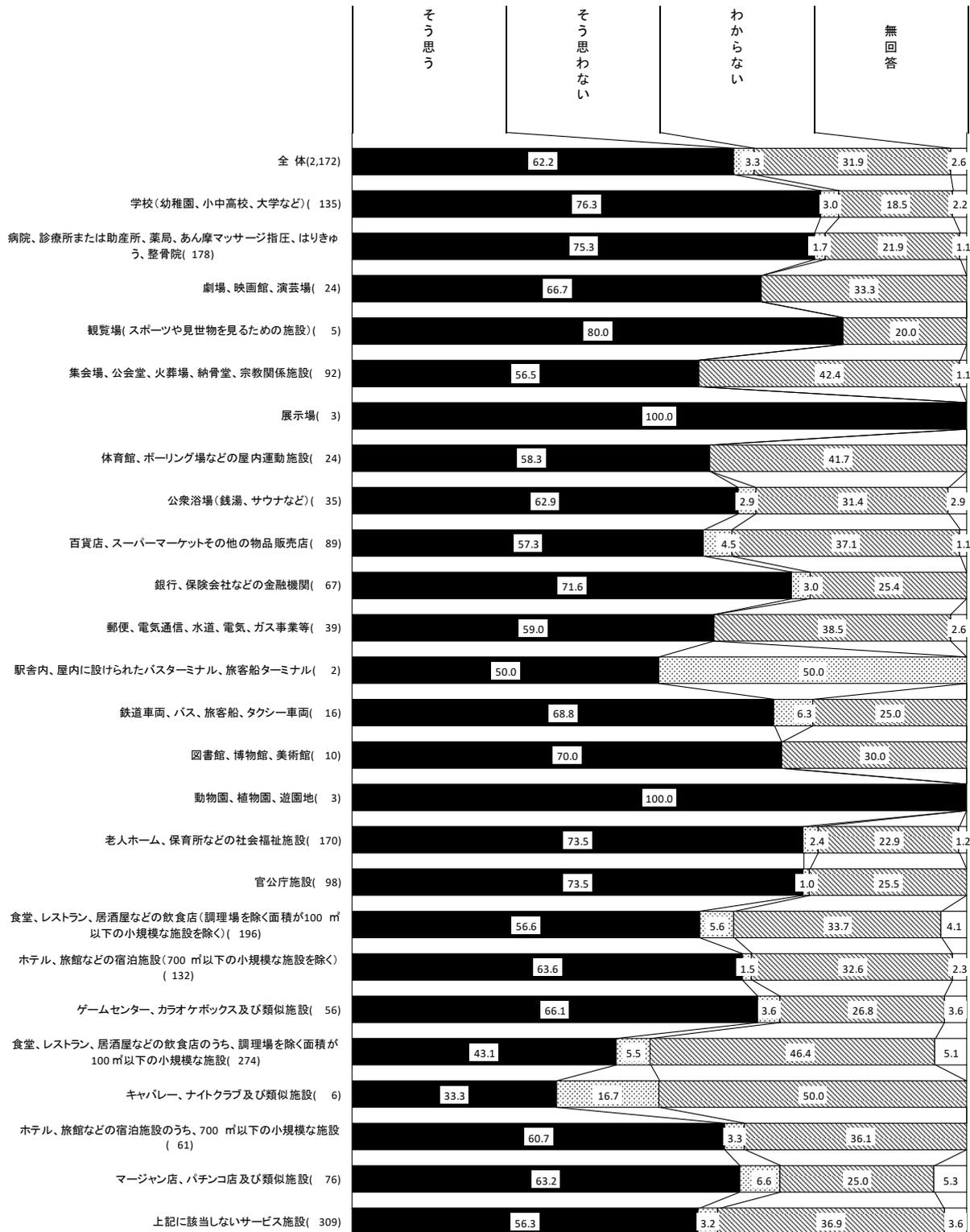
図表 3-3-2 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める—業種別



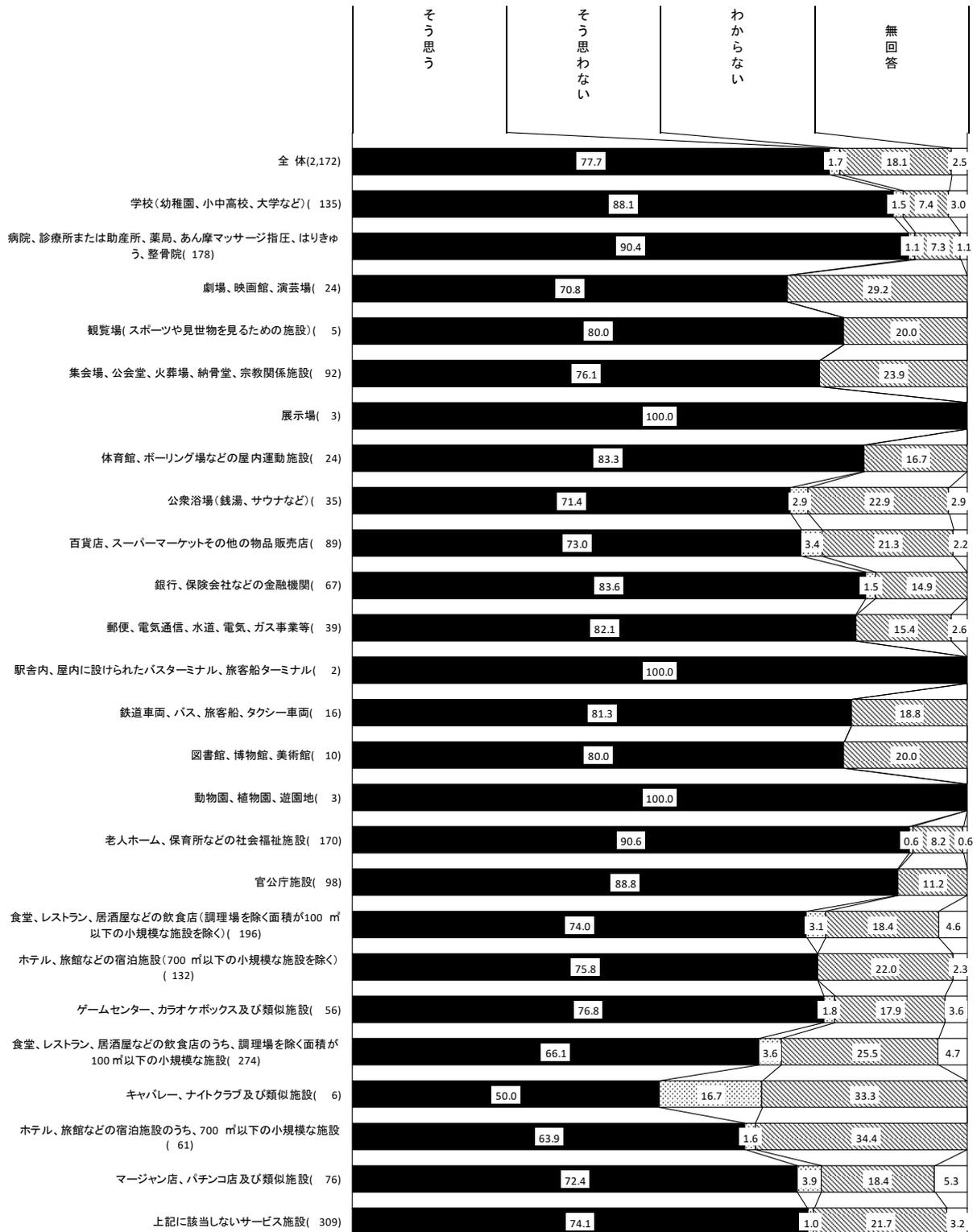
図表3-3-3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める-業種別



図表 3-3-4 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める-業種別



図表 3-3-5 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 一エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める一業種別



(4) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度

問4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

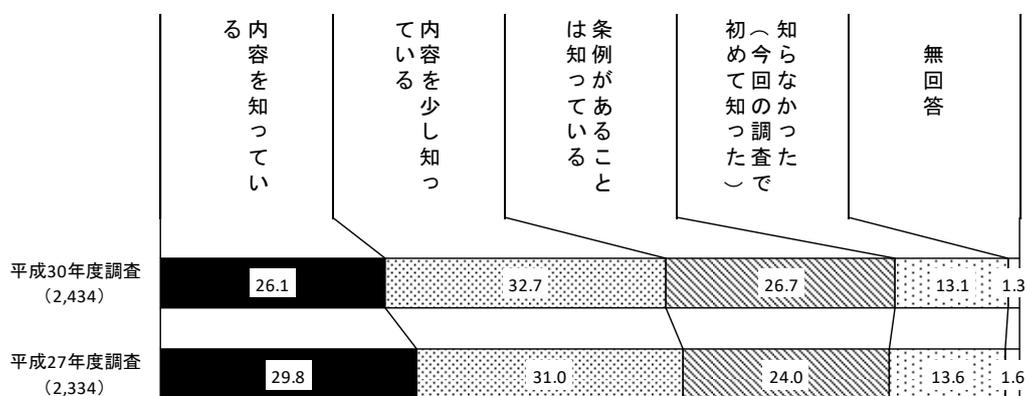
「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度について尋ねたところ、「内容を知っている」(26.1%)、「内容を少し知っている」(32.7%)、「条例があることは知っている」(26.7%)を合わせた『知っている』が85.5%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差は見られない。(図表3-4-1)

業種別にみると、「内容を知っている」は“公衆浴場(銭湯、サウナなど)”で43.9%と最も高くなっている。一方、“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”、“郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等”では15.0%と低くなっている。「知らなかった(今回の調査で初めて知った)」は“公衆浴場(銭湯、サウナなど)”(2.4%)や“宿泊施設(小規模を除く)”(6.7%)や“飲食店(小規模を除く)”(9.8%)で10%未満となり、不定期不特定多数を顧客対象としている業種で条例に対する意識の高さがうかがえる施設がある。(図表3-4-2)

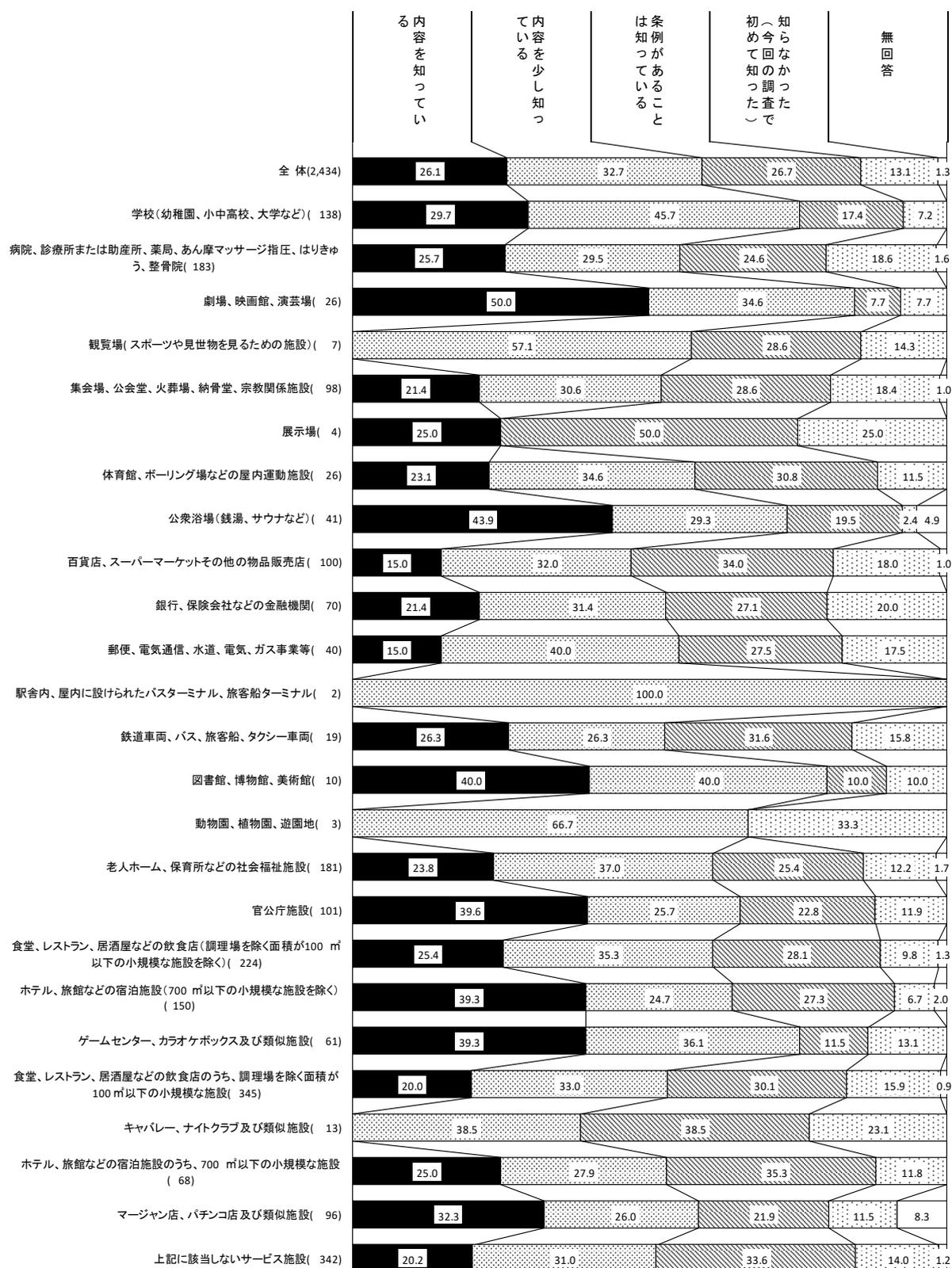
表よりカイ2乗検定すると、条例の認知と業種区分には独立の可能性(確率)は0.238%という結果を得る。それより特例第2種は条例内容を知っている割合が高く、第1種、第2種はそれが低いことが読み取れる。(図表3-4-3)

図表3-4-1 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度



図表 3-4-2

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度—業種別



図表 3-4-2

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度－クロス分析用

(B) 条例の認知

(A)		内容を知っている	内容を少し知っている	条例があることは知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	計
業種	第1種	0.12	0.15	0.11	0.06	0.45
	第2種	0.09	0.11	0.10	0.04	0.33
	特例第2種	0.05	0.07	0.07	0.03	0.22
	計	0.26	0.33	0.28	0.14	1.00

(5) 受動喫煙防止条例の内容の認知度

問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。

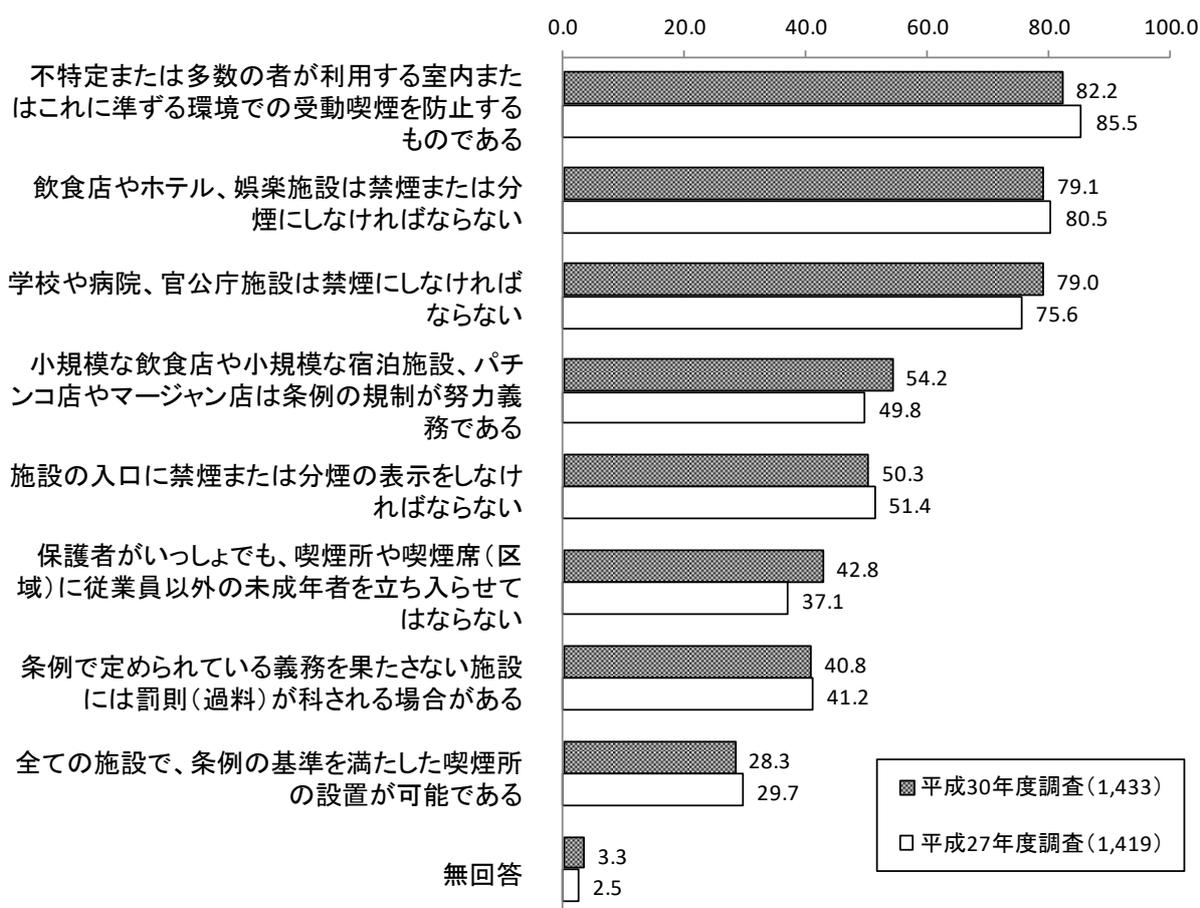
問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

受動喫煙防止条例の内容の認知度について尋ねたところ「不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである」が 82.2%、次いで「飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない」が 79.1%、「学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない」が 79.0%、「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」が 54.2%となっている。

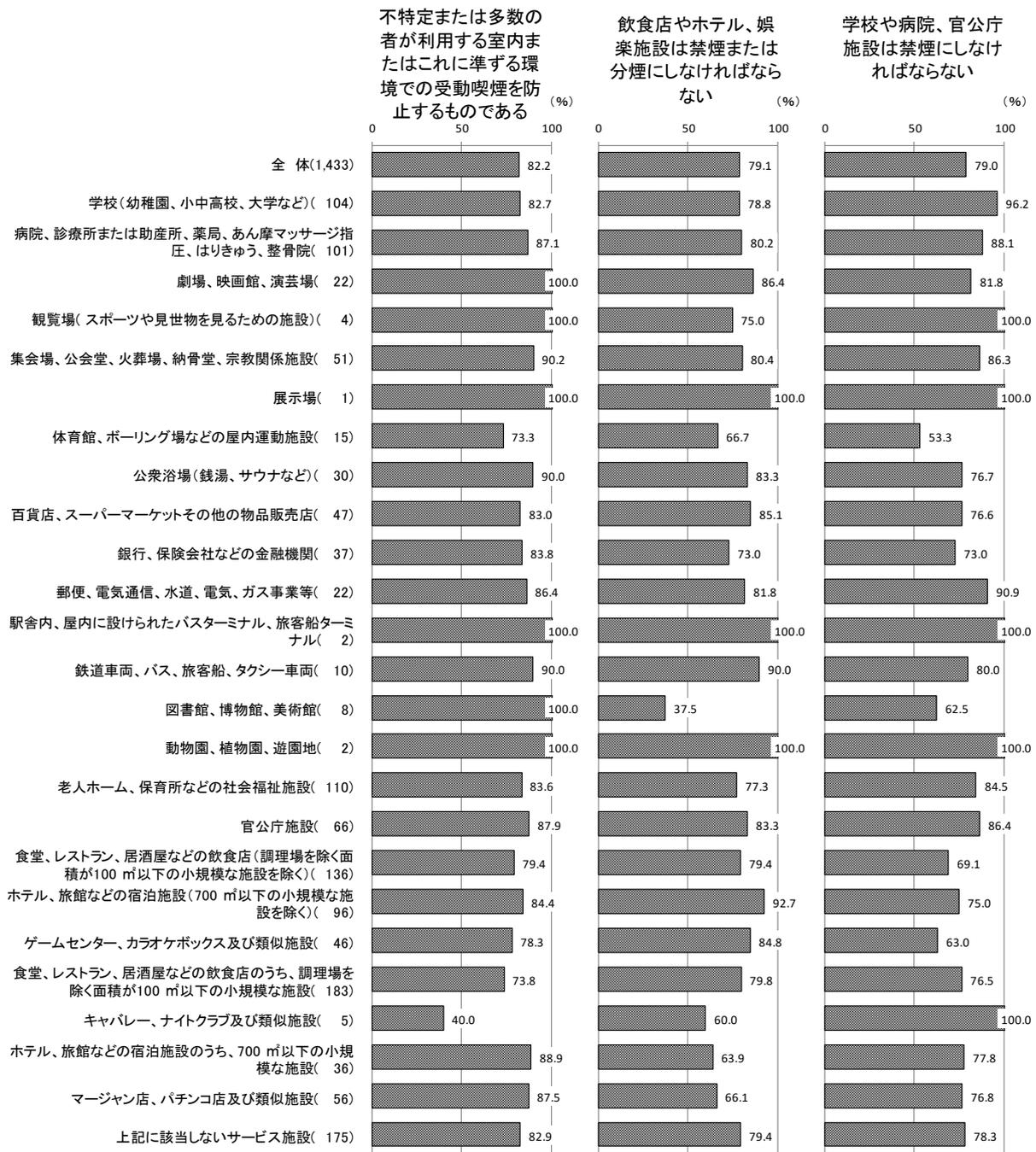
前回調査と比較すると、「保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない」が 5.7 ポイント、「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」が 4.4 ポイントそれぞれ増加している。(図表 3-5-1)

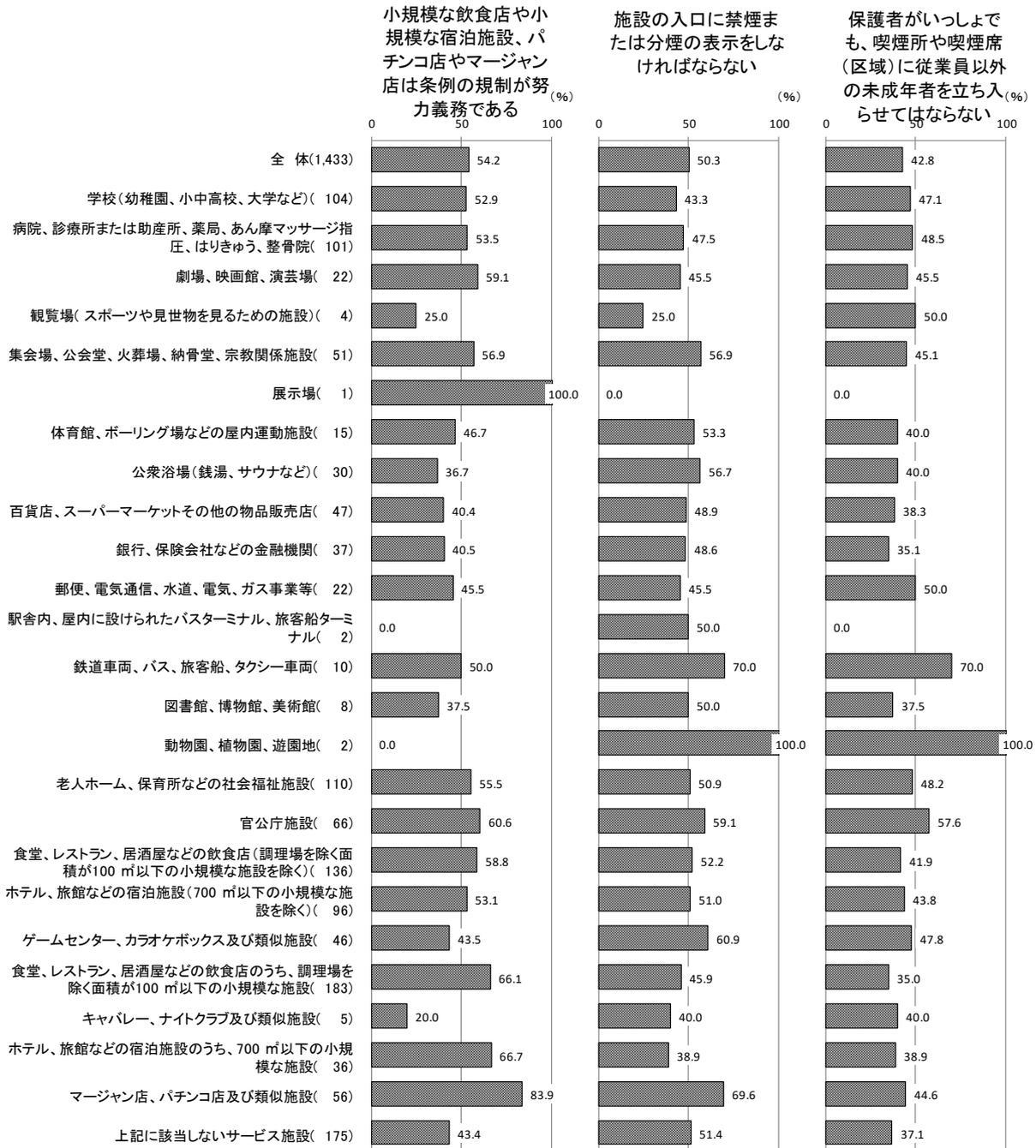
業種別では、「不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである」の認知度は、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で 90.2%、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700 m²以下の小規模な施設”で 88.9%と高く、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設を除く）”では 73.8%と比較的低い。「学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない」の認知度は、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”で 96.2%と高くなっており、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”で 63.0%と低くなっている。「飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない」の認知度は、“ホテル、旅館などの宿泊施設（700 m²以下の小規模な施設を除く）”で 92.7%と高く、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700 m²以下の小規模な施設”で 63.9%と比較的低い。「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」の認知度は、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で 83.9%と比較的高い。「全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である」の認知度は、“官公庁施設”で 57.6%と比較的高い。「施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない」の認知度は、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で 69.6%、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”で 60.9%と、比較的娯楽施設で高い。「保護者がいっしょでも、喫煙所、喫煙席（区域）に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない」の認知度は“官公庁施設”で 57.6%、「条例で定められている義務を果たさない施設には罰則（過料）が科される場合がある」の認知度は“官公庁施設”で 68.2%となり、比較的高い。総じて、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”と“官公庁施設”は 8 項目すべてで全体よりも高く、条例の内容認知度が高いと思われる。(図表 3-5-2)

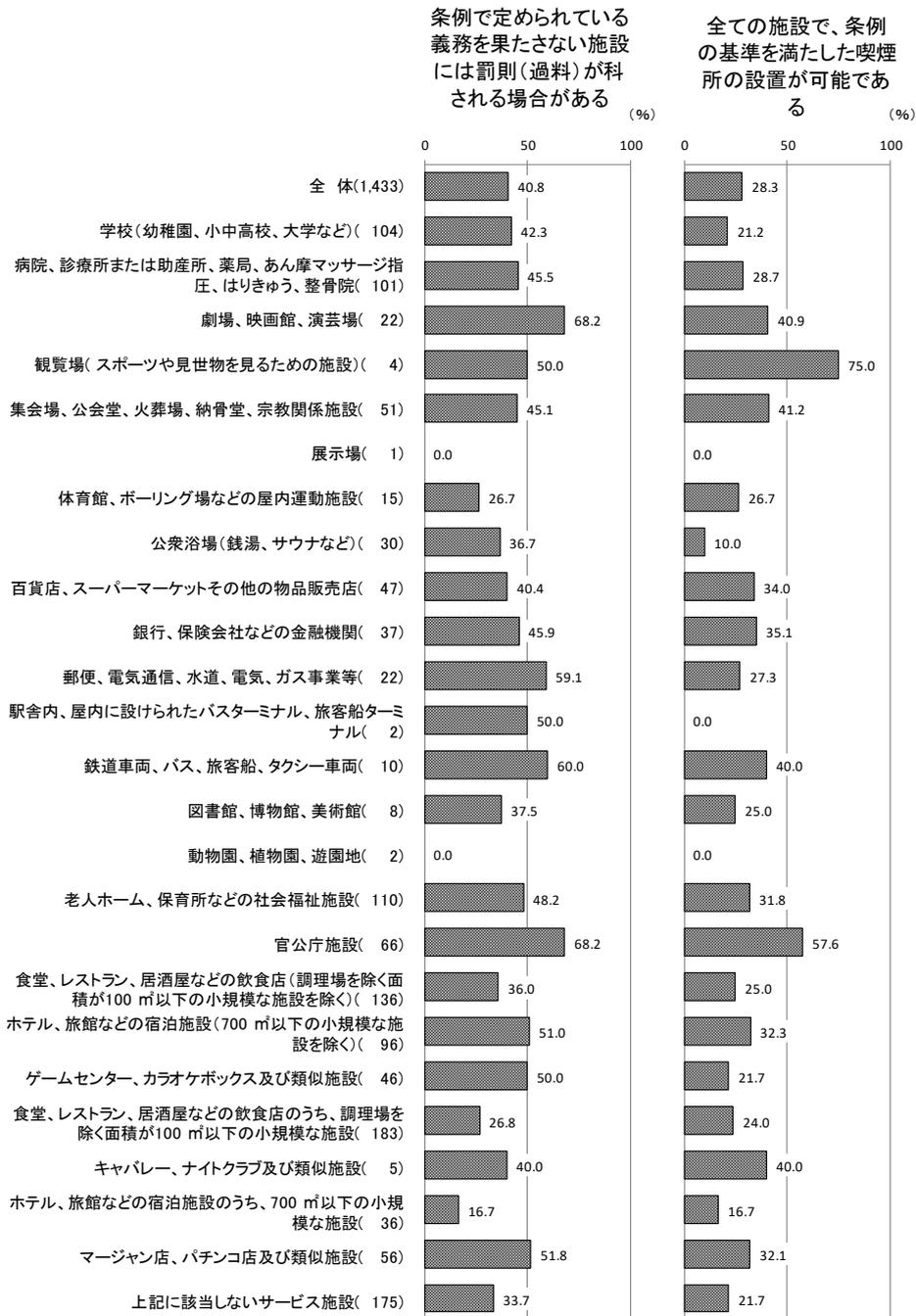
図表 3-5-1 受動喫煙防止条例の内容の認知度



図表 3-5-2 受動喫煙防止条例の内容の認知度－業種別







(6) 受動喫煙防止条例を認知した媒体

問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。

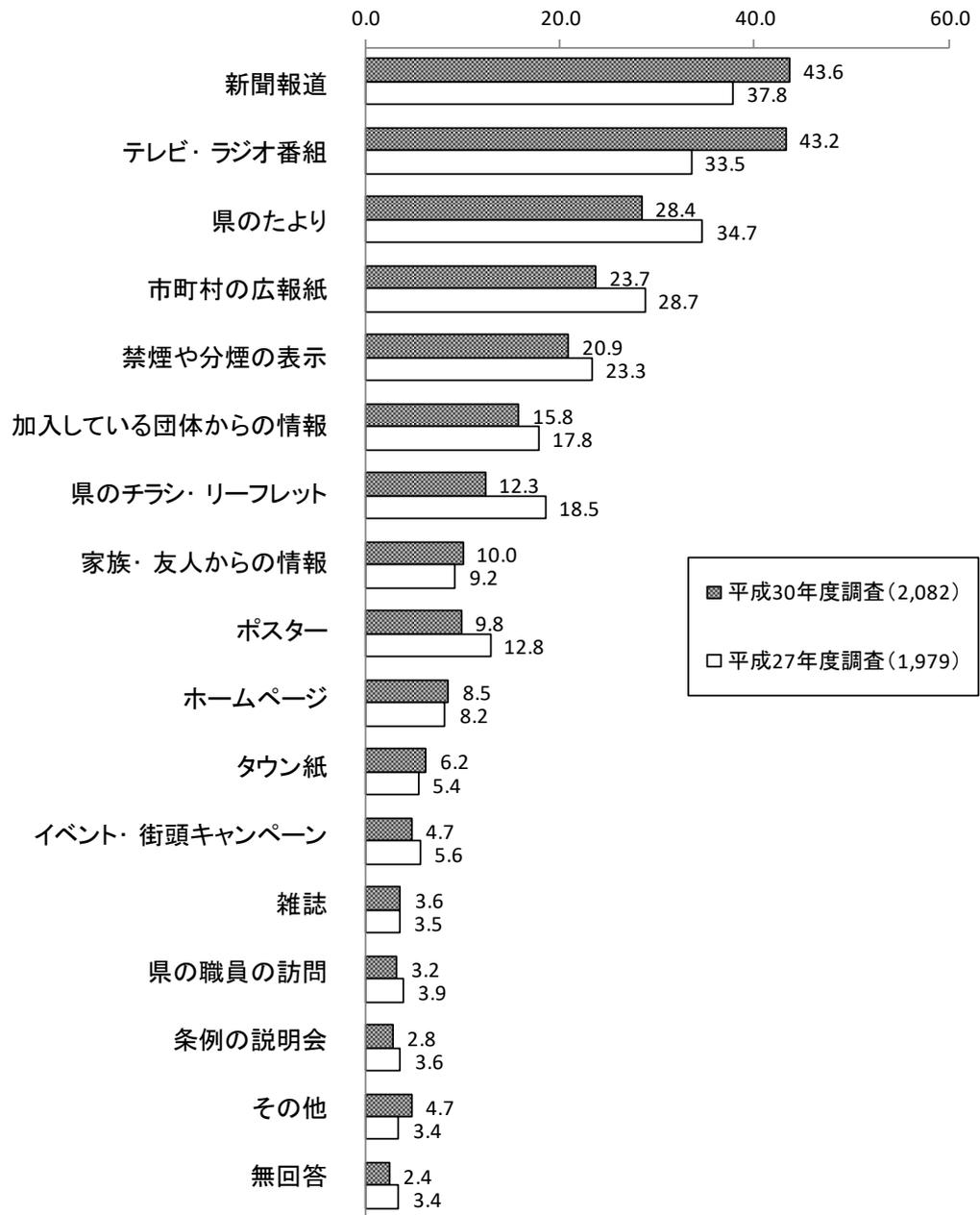
問6 受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

受動喫煙防止条例を認知した媒体では、「新聞報道」が43.6%で最も高く、次いで「テレビ・ラジオ番組」が43.2%、「県のたより」が28.4%、「市町村の広報紙」が23.7%となっている。

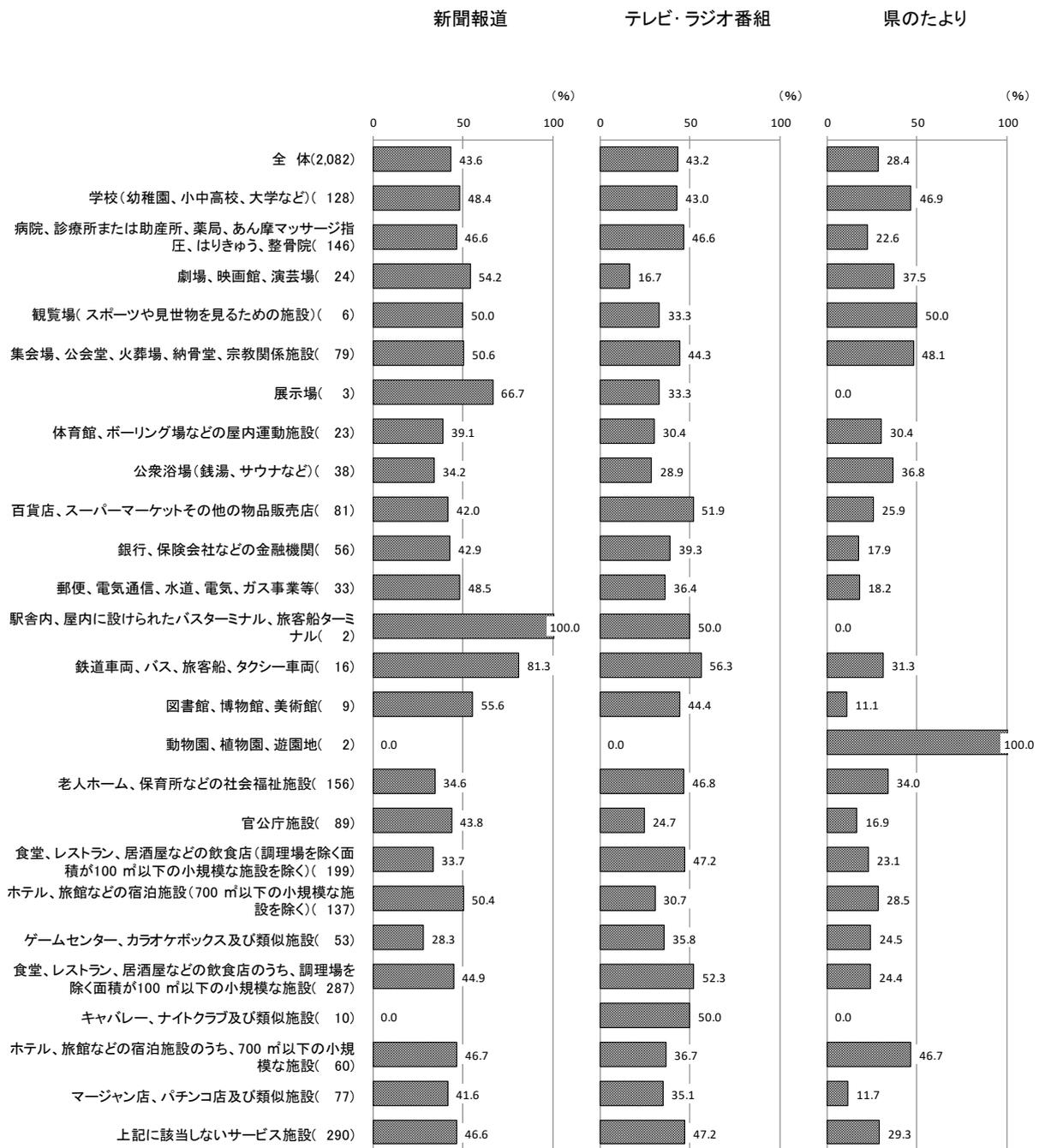
前回調査と比較すると、「新聞報道」で5.8ポイント、「テレビ・ラジオ番組」で9.7ポイントそれぞれ増加している。また、「県のたより」で6.3ポイント、「県のチラシ・リーフレット」で6.2ポイントそれぞれ減少している。「市町村の広報紙」や「ポスター」も減少傾向にあり、紙媒体の有用性が希薄になりつつあるように思われる。(図表3-6-1)

業種別では、「新聞報道」が“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で50.6%、“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”で50.4%と、それぞれ約5割となり比較的高く、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”が28.3%で比較的低くなっている。「テレビ・ラジオ番組」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”で52.3%、“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”で51.9%と、それぞれ5割を超えて比較的高く、“官公庁施設”が24.7%で比較的低くなっている。「県のたより」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で48.1%、“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”で46.9%と、それぞれ比較的高くなっている。「市町村の広報誌」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で31.6%、“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”で31.3%と、それぞれ比較的高くなっている。「加入している団体からの情報」は“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で32.5%、“公衆浴場(銭湯、サウナなど)”で31.6%と、民間企業によって構成される業界で比較的高くなっているように思われる。他の媒体からの業種別の認知度はあまり高くなく、大きな差はみられない。(図表3-6-2)

図表 3-6-1 受動喫煙防止条例を認知した媒体



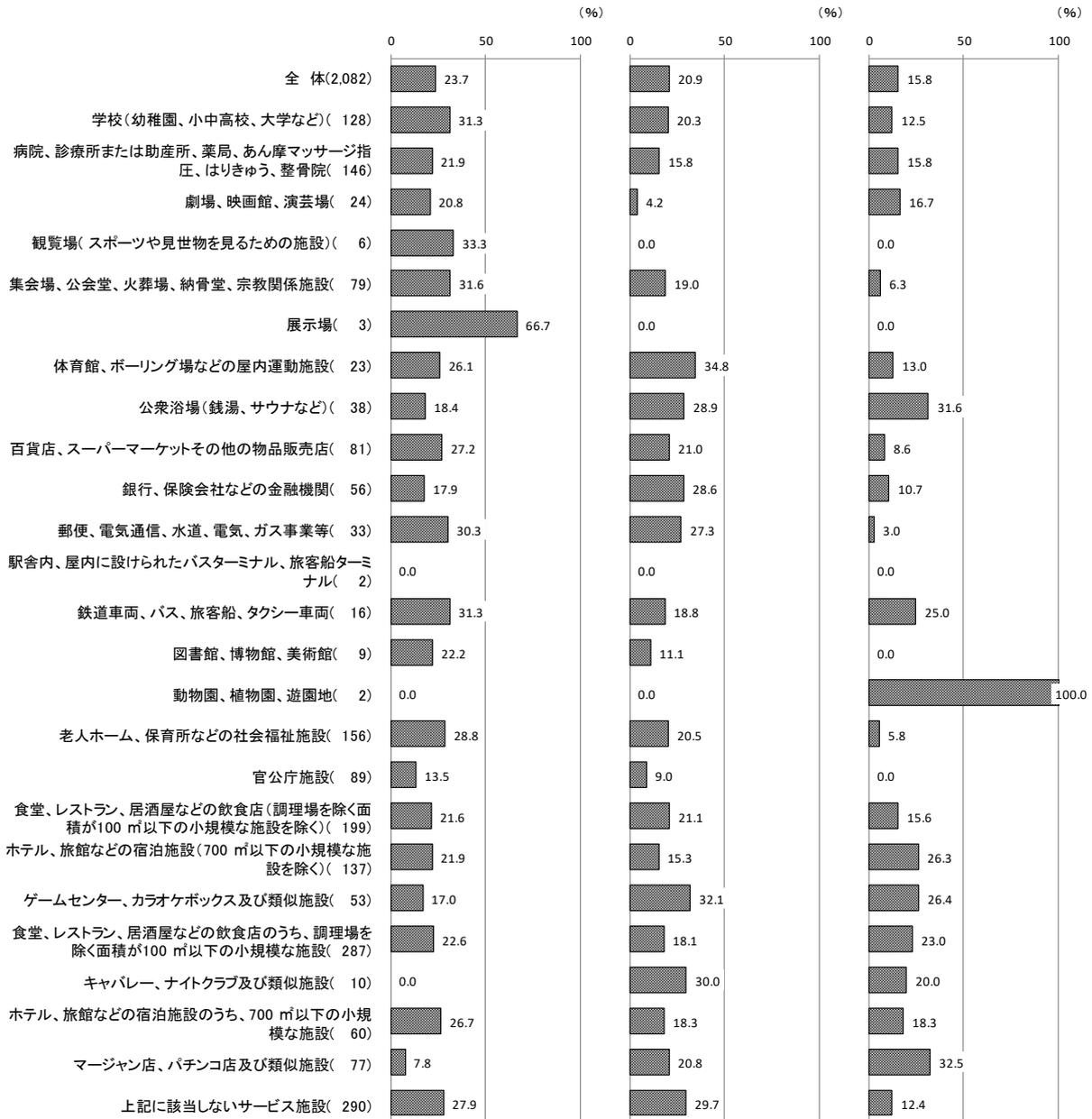
図表 3-6-2 受動喫煙防止条例を認知した媒体—業種別



市町村の広報紙

禁煙や分煙の表示

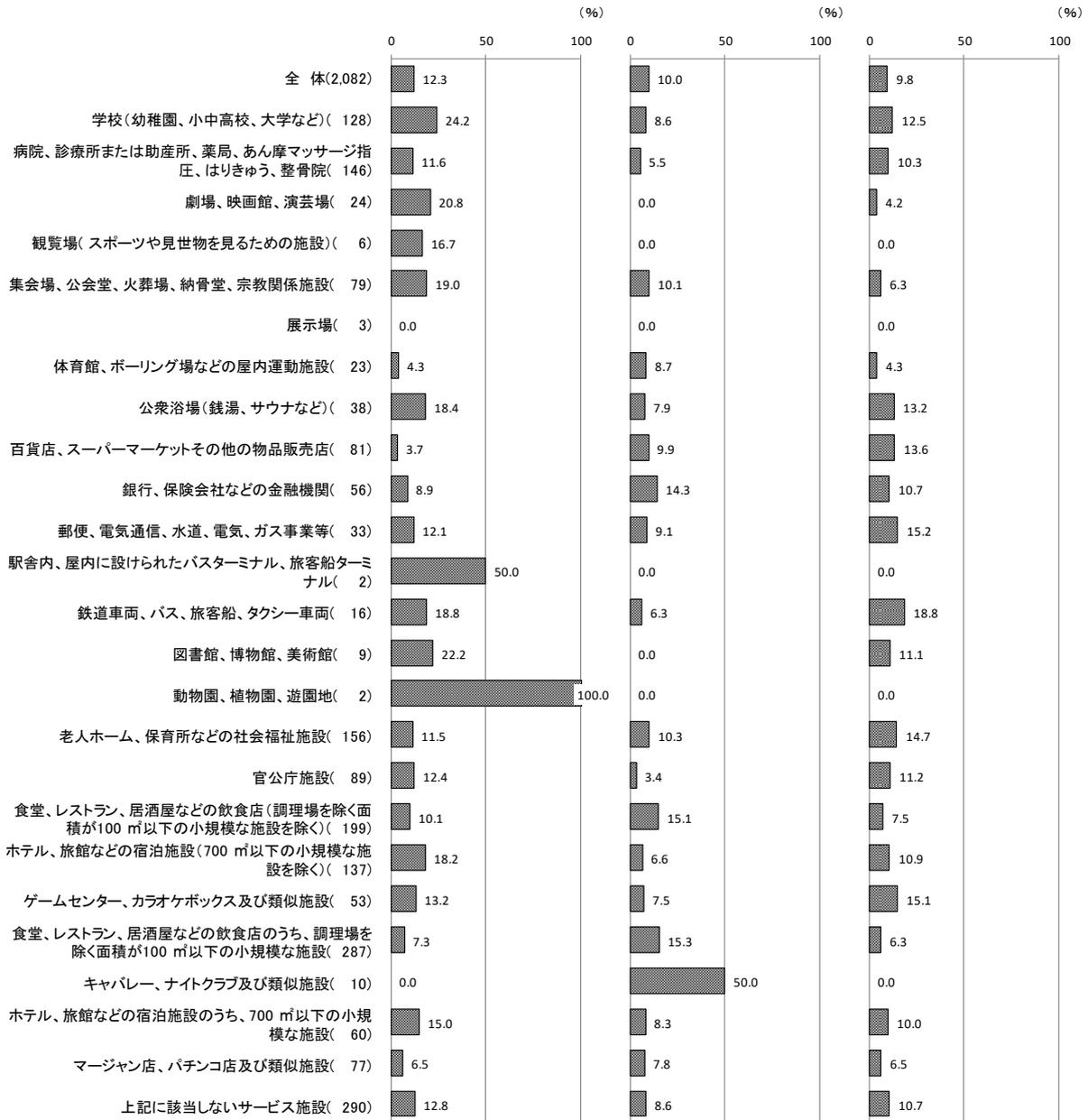
加入している団体からの情報



県のチラシ・リーフレット

家族・友人からの情報

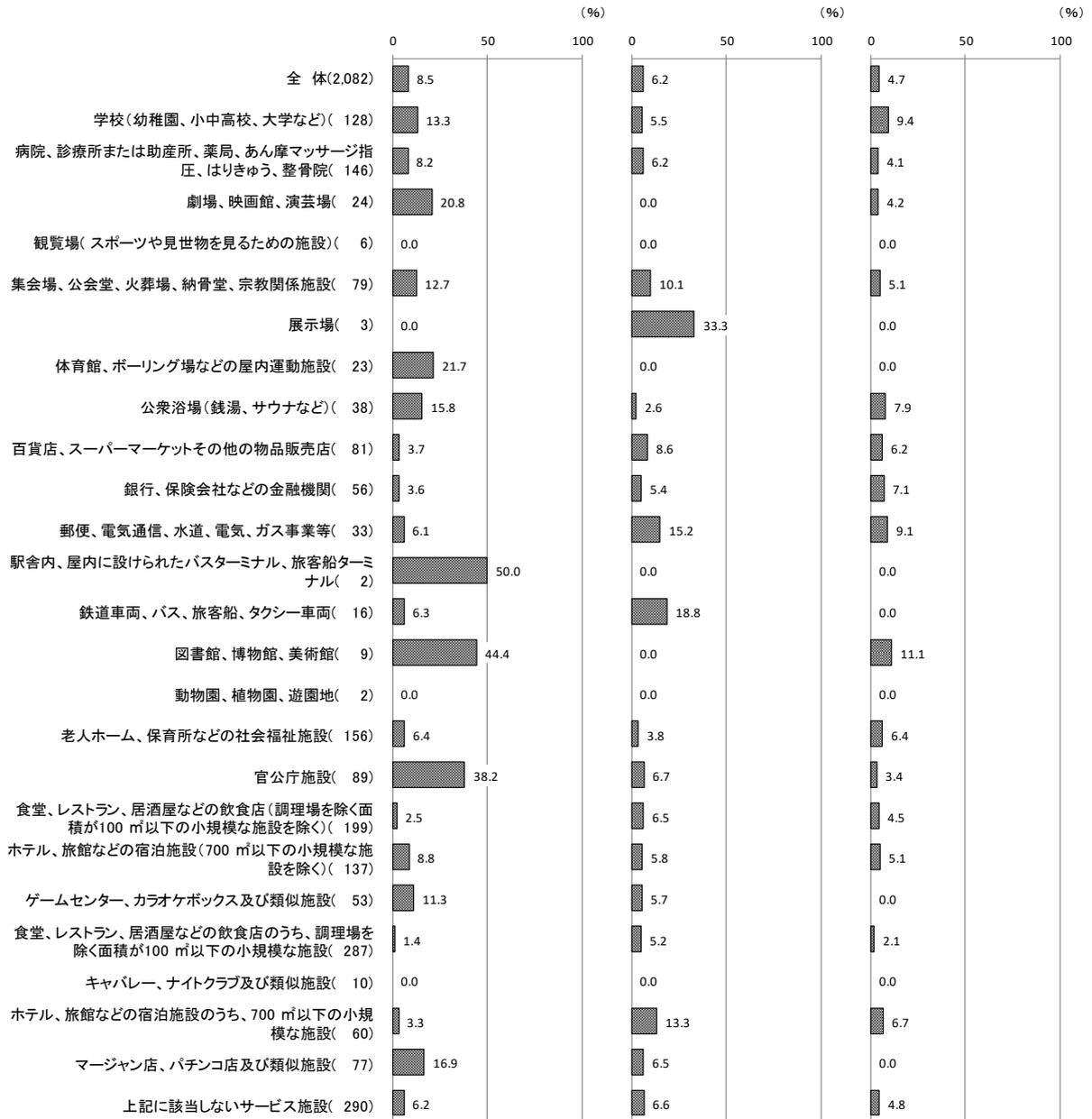
ポスター



ホームページ

タウン紙

イベント・街頭キャン
ペーン

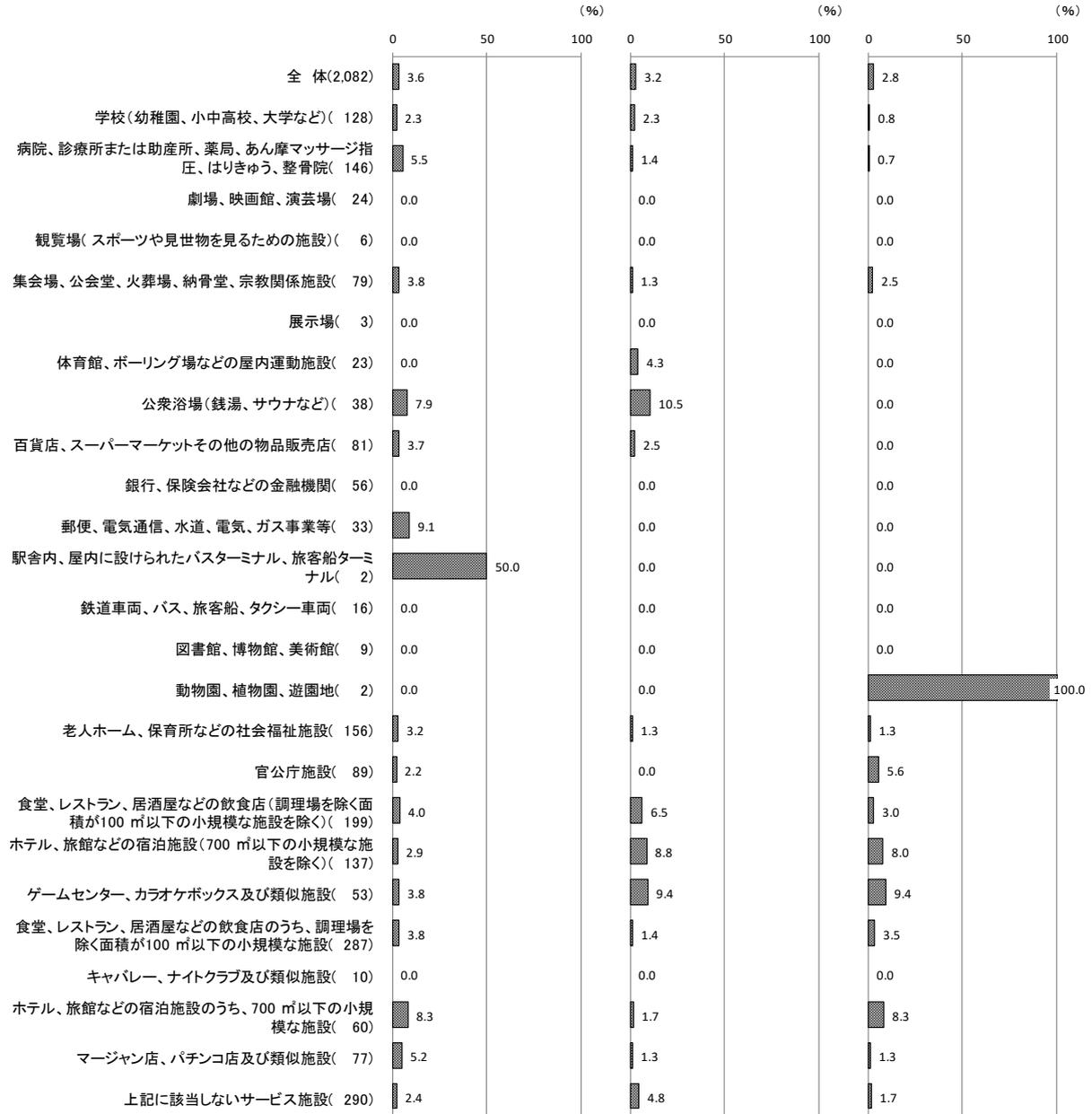


雑誌

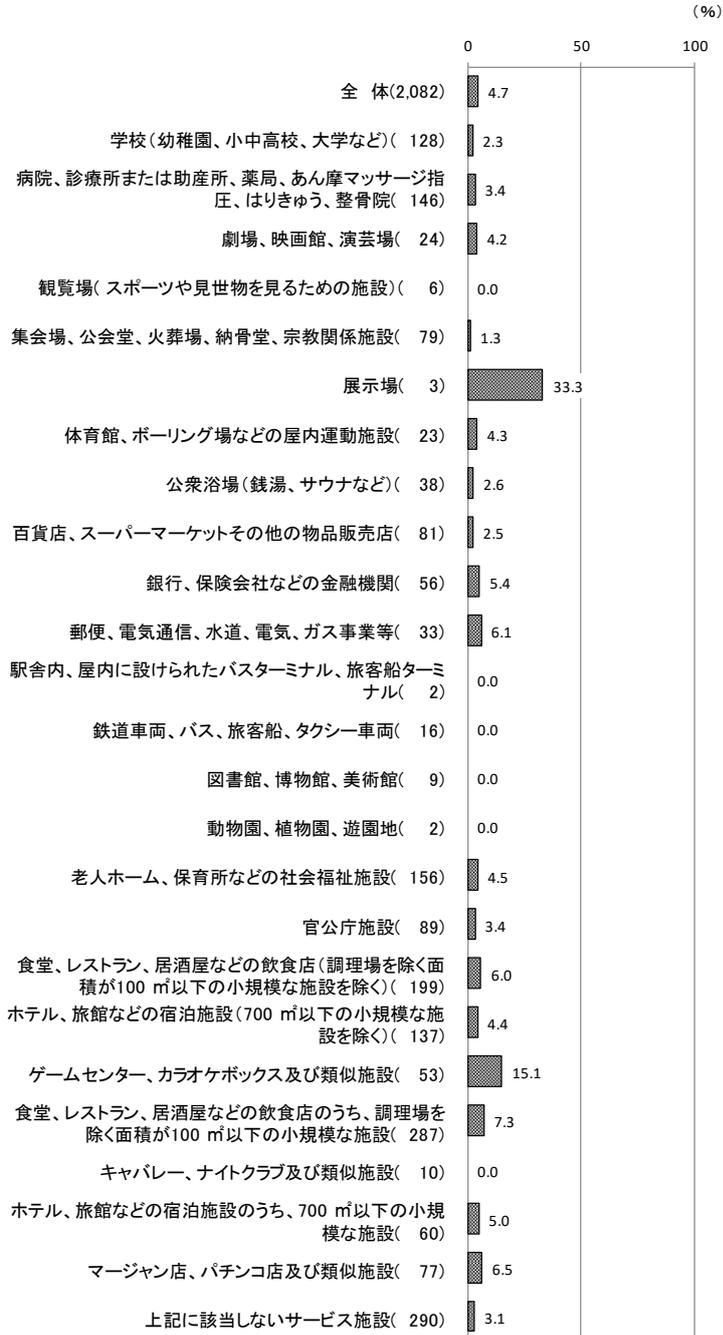
県の職員の訪問

条例の説明会

公衆浴場(銭湯、サウナなど)(38)



その他



2 「受動喫煙」の取組み等について

(7) 受動喫煙防止対策への取組みについて

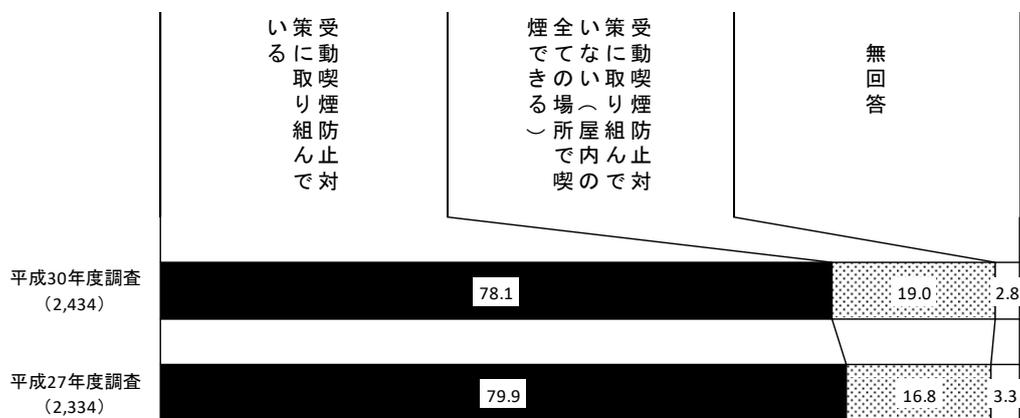
問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

受動喫煙防止対策への取組みについて尋ねたところ、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」が78.1%、「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が19.0%となっている。

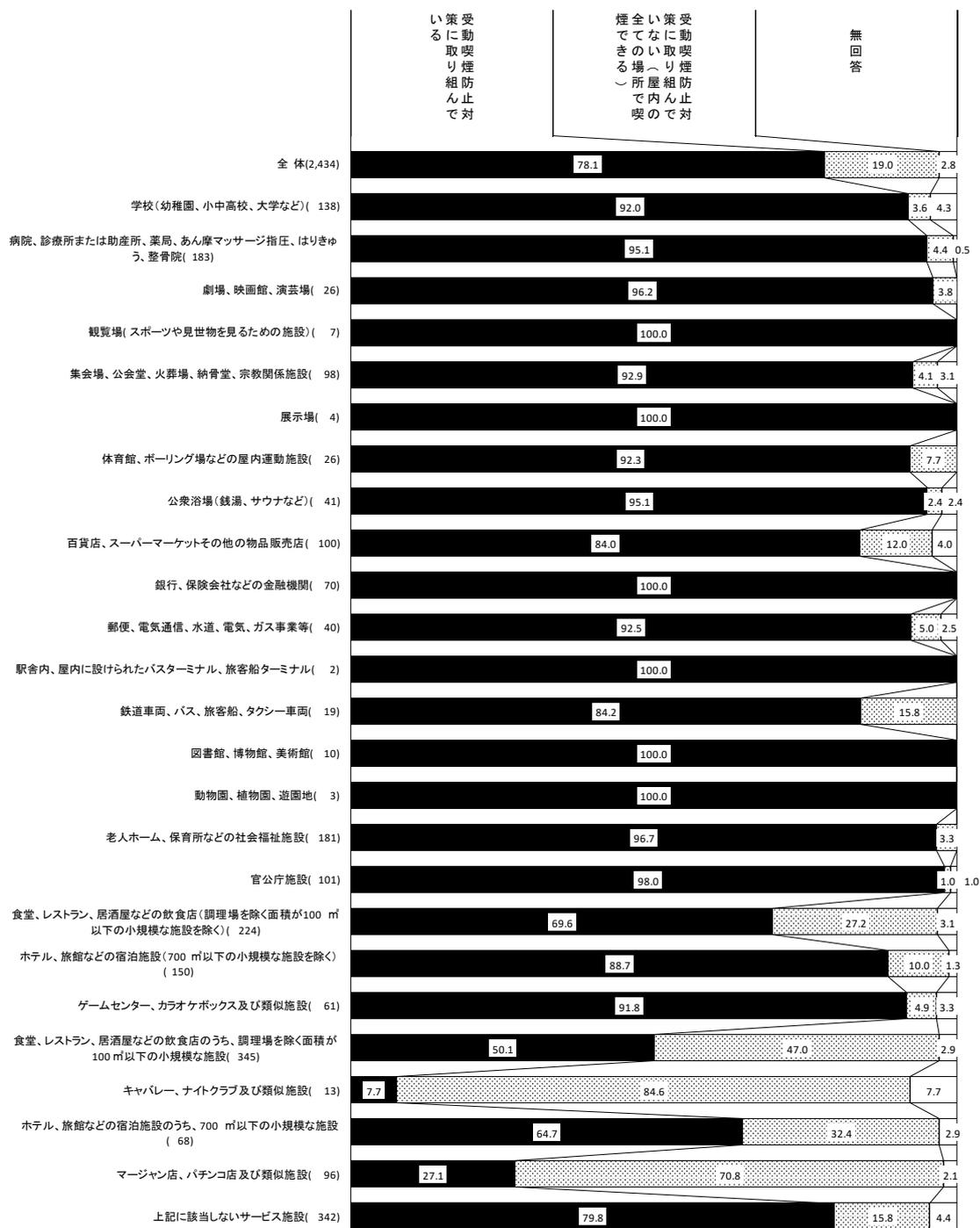
前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-7-1)

業種別にみると、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は“銀行、保険会社などの金融機関”が100.0%で最も高く、次いで“官公庁施設”が98.0%、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”が96.7%となっている。一方、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”においては27.1%と低く、「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が70.8%と高くなっている。飲食店は「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が小規模を除く施設で27.2%、小規模施設で47.0%と比較的高く、外食産業における禁煙・分煙実施の困難さが推察される。(図表3-7-2)

図表3-7-1 受動喫煙防止対策への取組みについて



図表 3-7-2 受動喫煙防止対策への取組みについて—業種別



(8) 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由

問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。

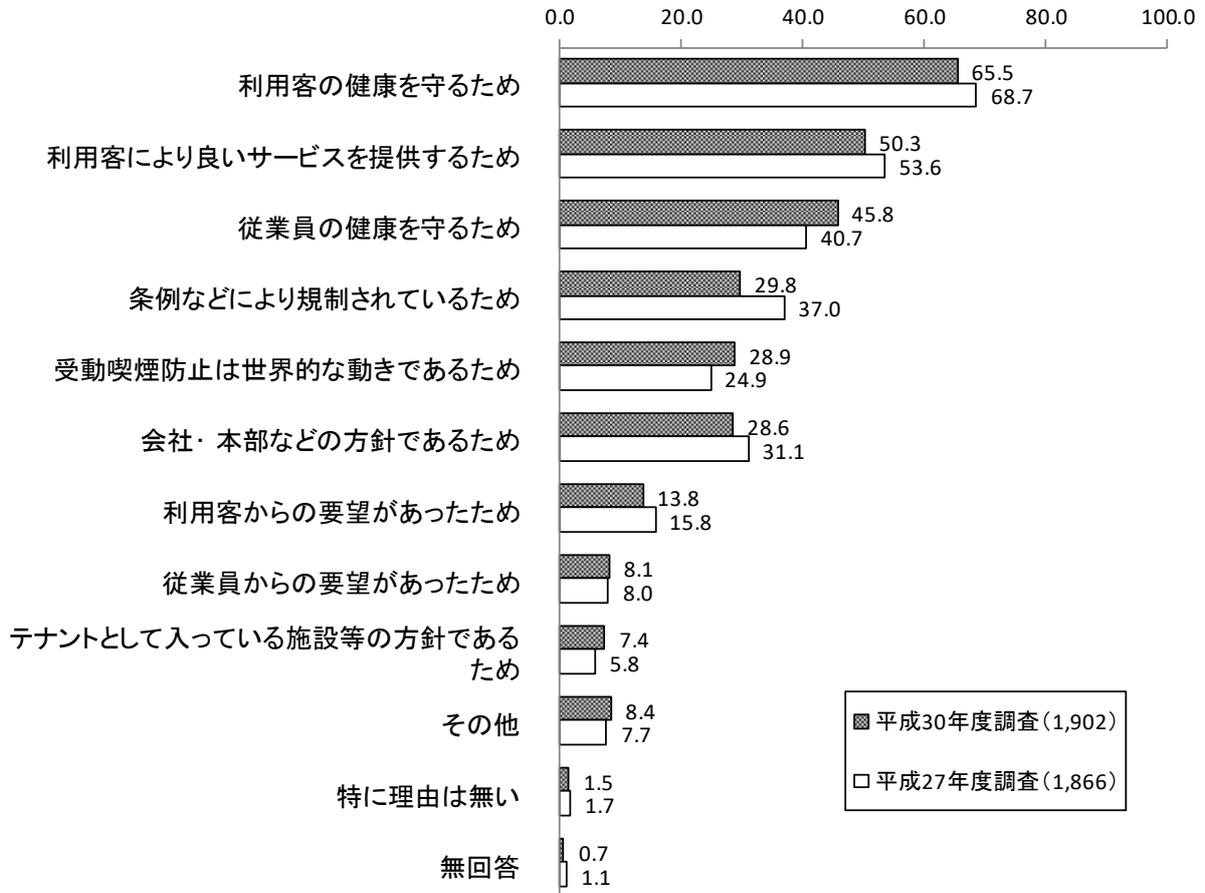
問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由について尋ねたところ、「利用客の健康を守るため」が65.5%で最も高く、次いで「利用客により良いサービスを提供するため」が50.3%、次いで「従業員の健康を守るため」が45.8%になっている。

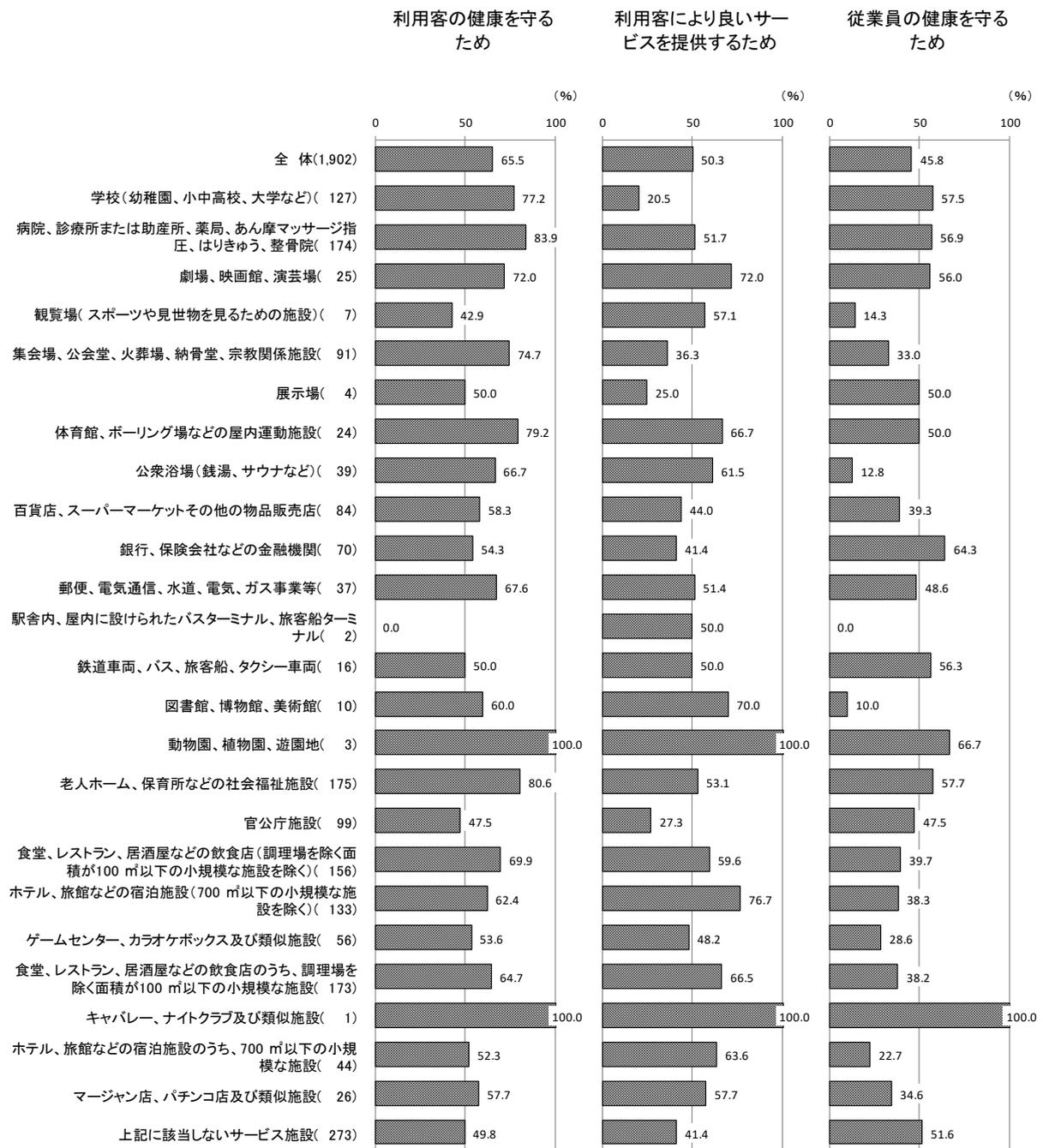
前回調査と比較すると、「従業員の健康を守るため」は5.1ポイント増加している。一方、「利用客の健康を守るため」は3.2ポイント減少している。(図表3-8-1)

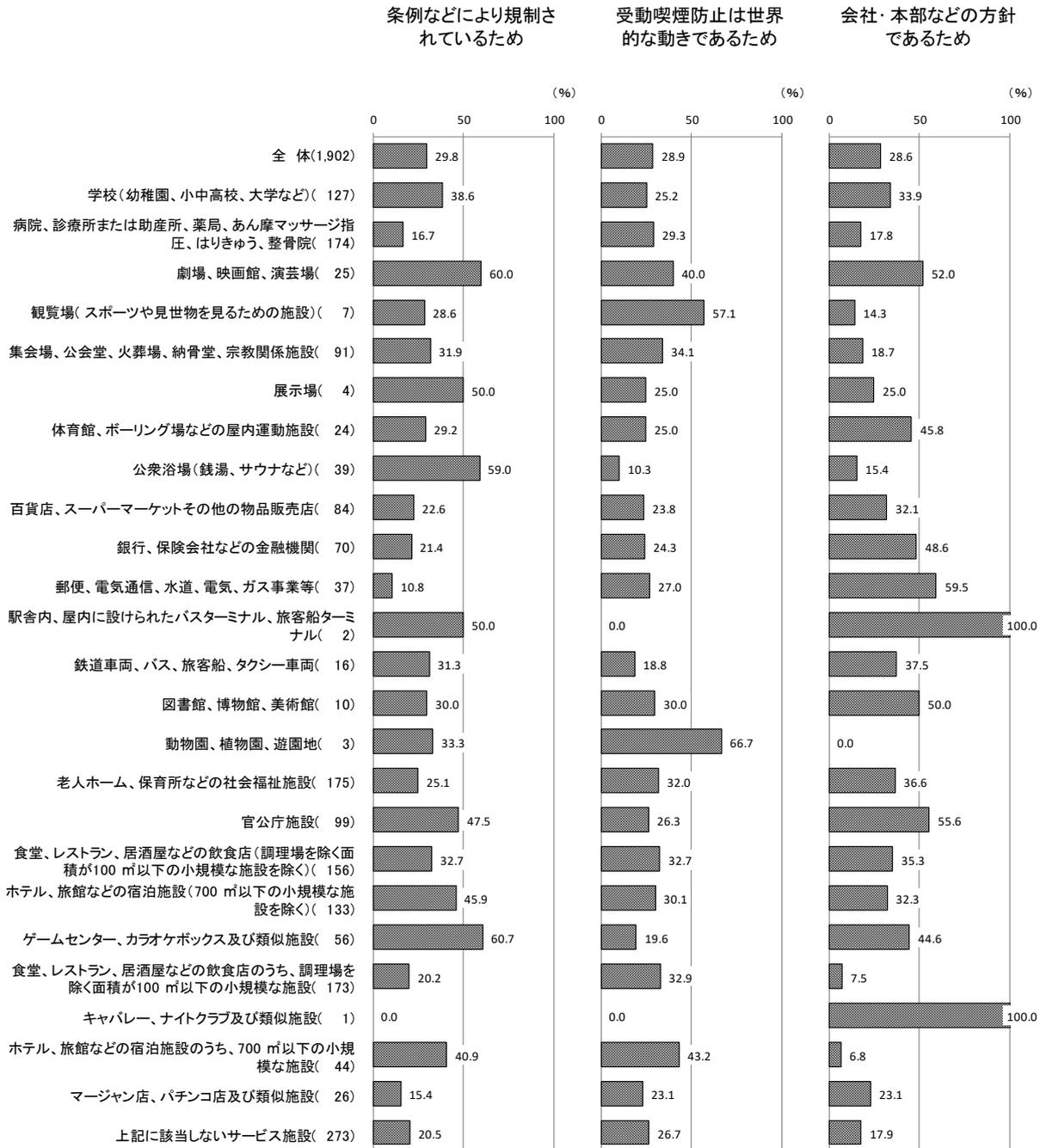
業種別にみると、「利用客の健康を守るため」では、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう整骨院”が83.9%、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”が80.6%となっている。「利用客により良いサービスを提供するため」では、“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”が76.7%、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”が66.5%となっている。「従業員の健康を守るため」では、全体で45.8%となっており、どの業種も大きな差はない。また、「受動喫煙防止は世界的な動きであるため」は少数回答ながらも“観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)”(7回答で57.1%)や“動物園、植物園、遊園地”(3回答で66.7%)と、施設の特性上、高い意識を有していると思われる。(図表3-8-2)

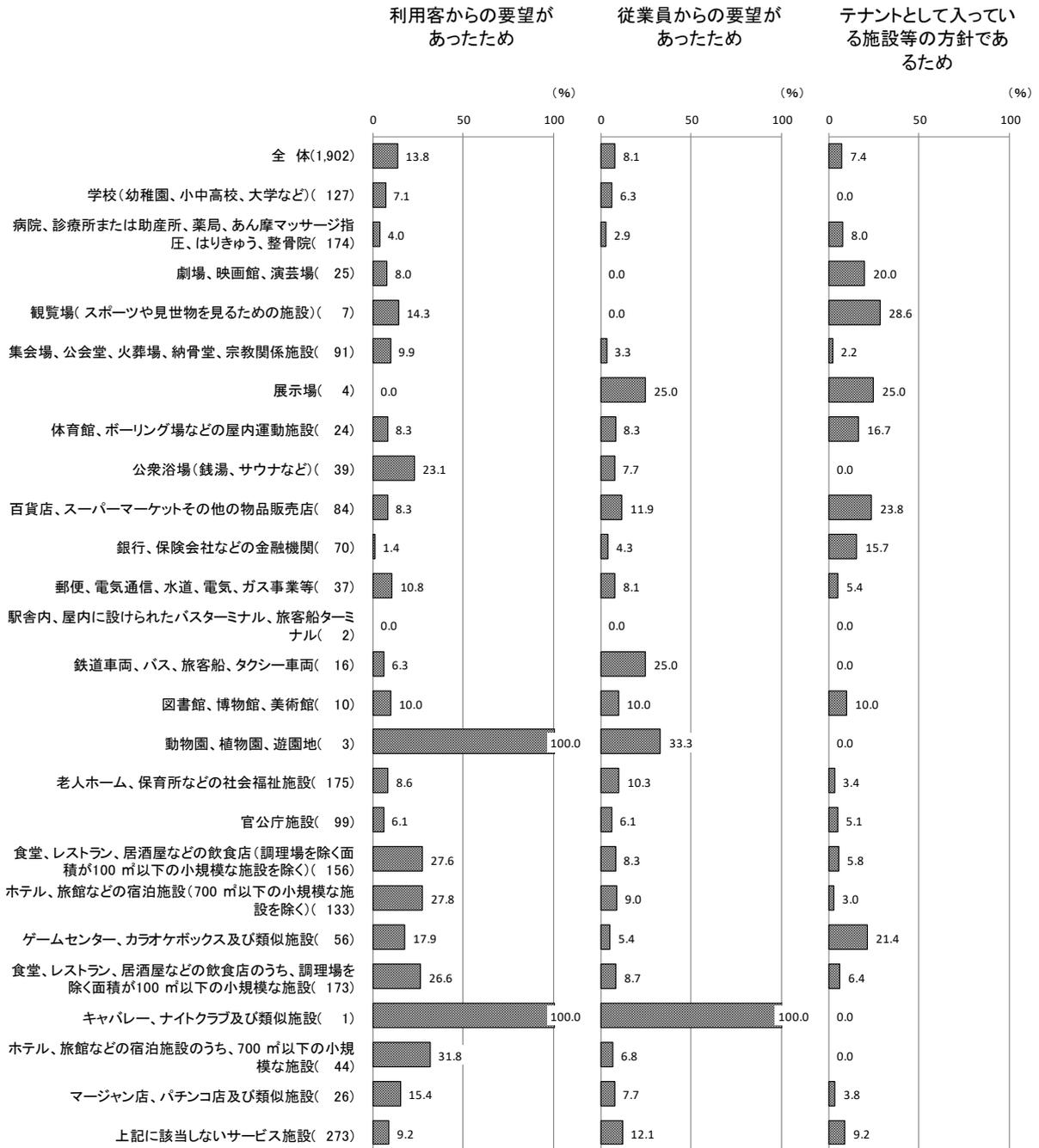
図表 3-8-1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由



図表 3-8-2 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由—業種別

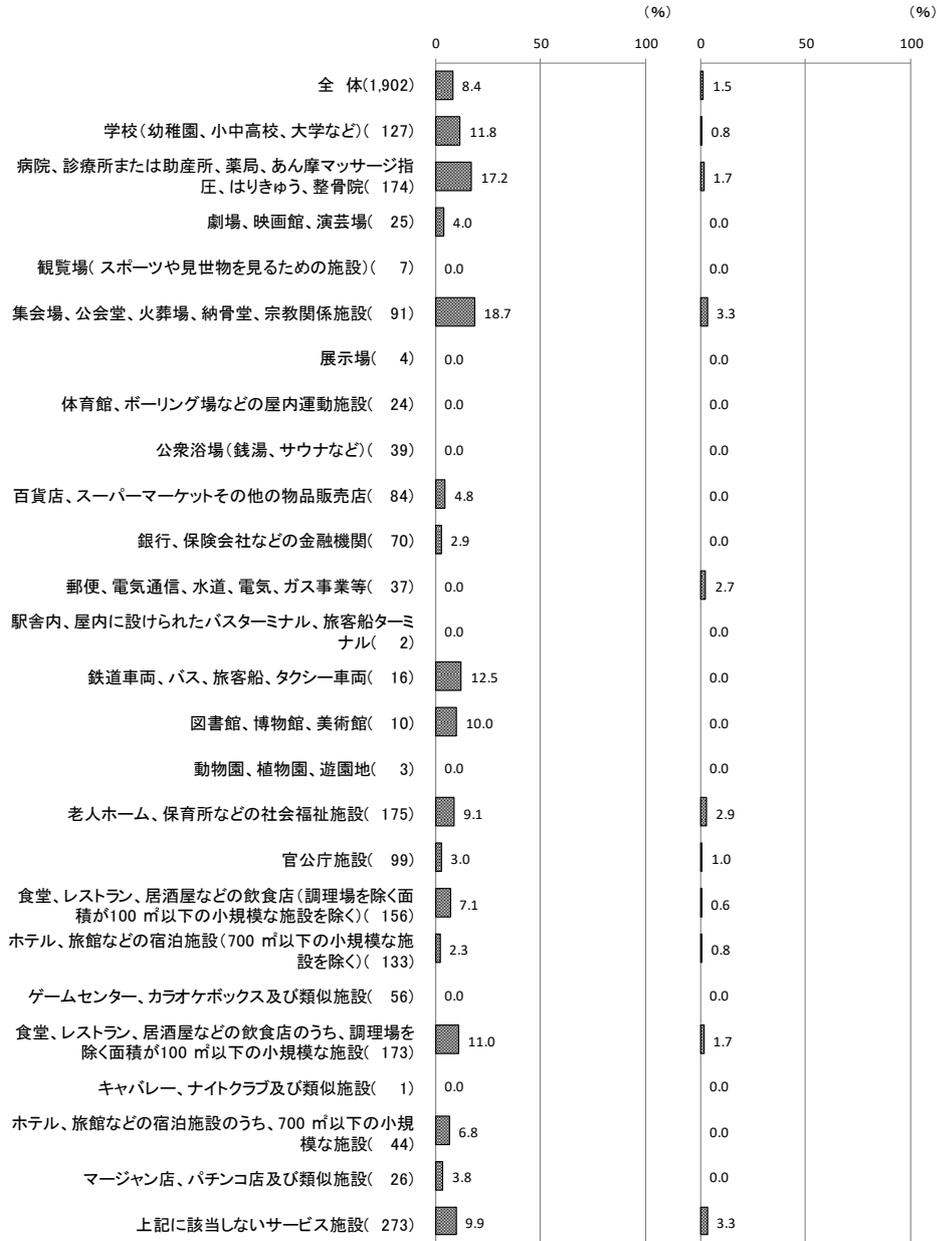






その他

特に理由は無い



(9) 現在の受動喫煙防止対策について

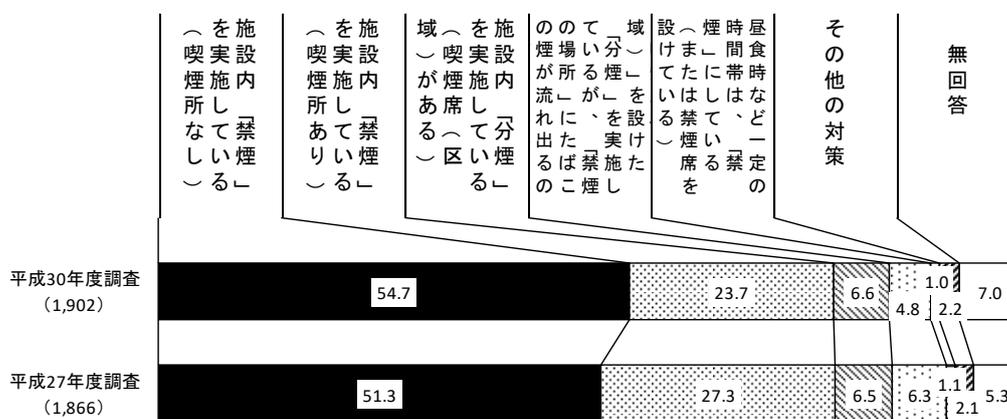
問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。
 問9 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ)

受動喫煙防止対策について尋ねたところ、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）」54.7%で最も高く、次いで「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）」が23.7%となっている。

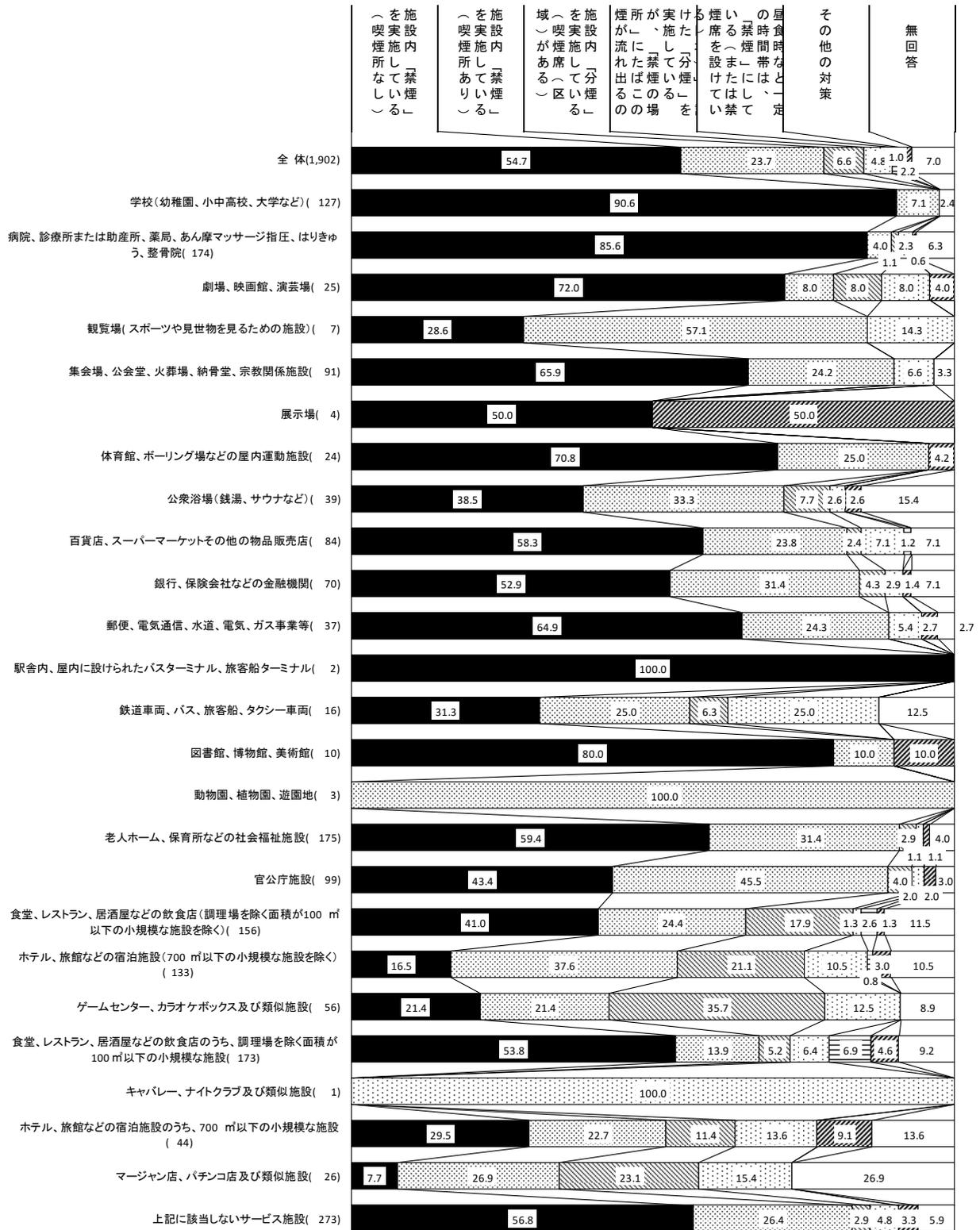
前回調査と比較すると、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）」は3.4ポイント増加している。一方、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）」は3.6ポイント減少している。(図表3-9-1)

業種別にみると、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）」では、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”が90.6%、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が85.6%となっている。一方で、“ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）”では16.5%にとどまり、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）」の37.6%や「施設内「分煙」を実施している（喫煙席（区域）がある）」の21.1%を下回っている。「施設内「分煙」を実施している（喫煙席（区域）がある）」は“官公庁施設”の45.5%をはじめ、多人数利用が見込まれる施設で比較的高くなっているように思われる。(図表3-9-2)

図表3-9-1 現在の受動喫煙防止対策について



図表3-9-2 現在の受動喫煙防止対策について—業種別



(10) 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。
問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。

受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について尋ねたところ、
ア、たばこを吸わない利用客の来店では

「増えた」が10.5%、「変わらない」が45.6%、「わからない」が33.8%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない(図表3-10-1)

業種別にみると、「変わらない」では“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”が54.9%、次いで、“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設)”54.5%となり大差はない。「わからない」では“官公庁施設”が54.5%、「増えた」では“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”が32.1%で比較的高くなっている。

(図表3-10-2)

イ、たばこを吸う利用客の来店では

「変わらない」が42.8%、「わからない」が34.4%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない(図表3-10-3)

業種別にみると、「変わらない」では“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”が54.9%で最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設)”が54.5%となっている。「わからない」では、“官公庁施設”が54.5%、「減った」では“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)”が34.6%で比較的高くなっている。(図表3-10-4)

ウ、たばこを吸わない利用客の反応では

「良い」が29.0%、「わからない」が41.4%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はないが、「どちらかというが良い」が3.6ポイント減少し、「わからない」は3.5ポイント増加している。(図表3-10-5)

業種別にみると、「良い」では、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)”が44.9%、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”が42.2%、「わからない」では“官公庁施設”が67.7%となっている。「良い」と「どちらかというが良い」を足した『良い』は飲食店(小規模を除く71.8%、小規模64.2%)で比較的高く、外食産業では好評のように思われる。(図表3-10-6)

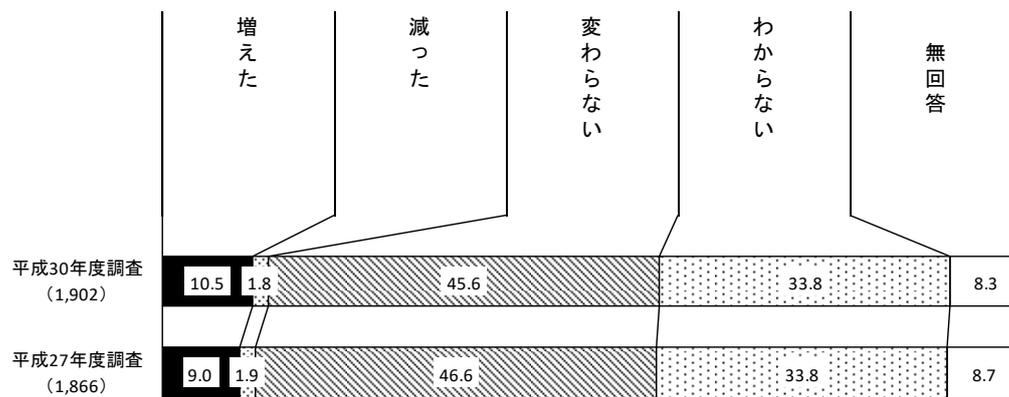
エ、たばこを吸う利用客の反応では

「わからない」が50.9%、「どちらかというが良い」が14.8%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-10-7)

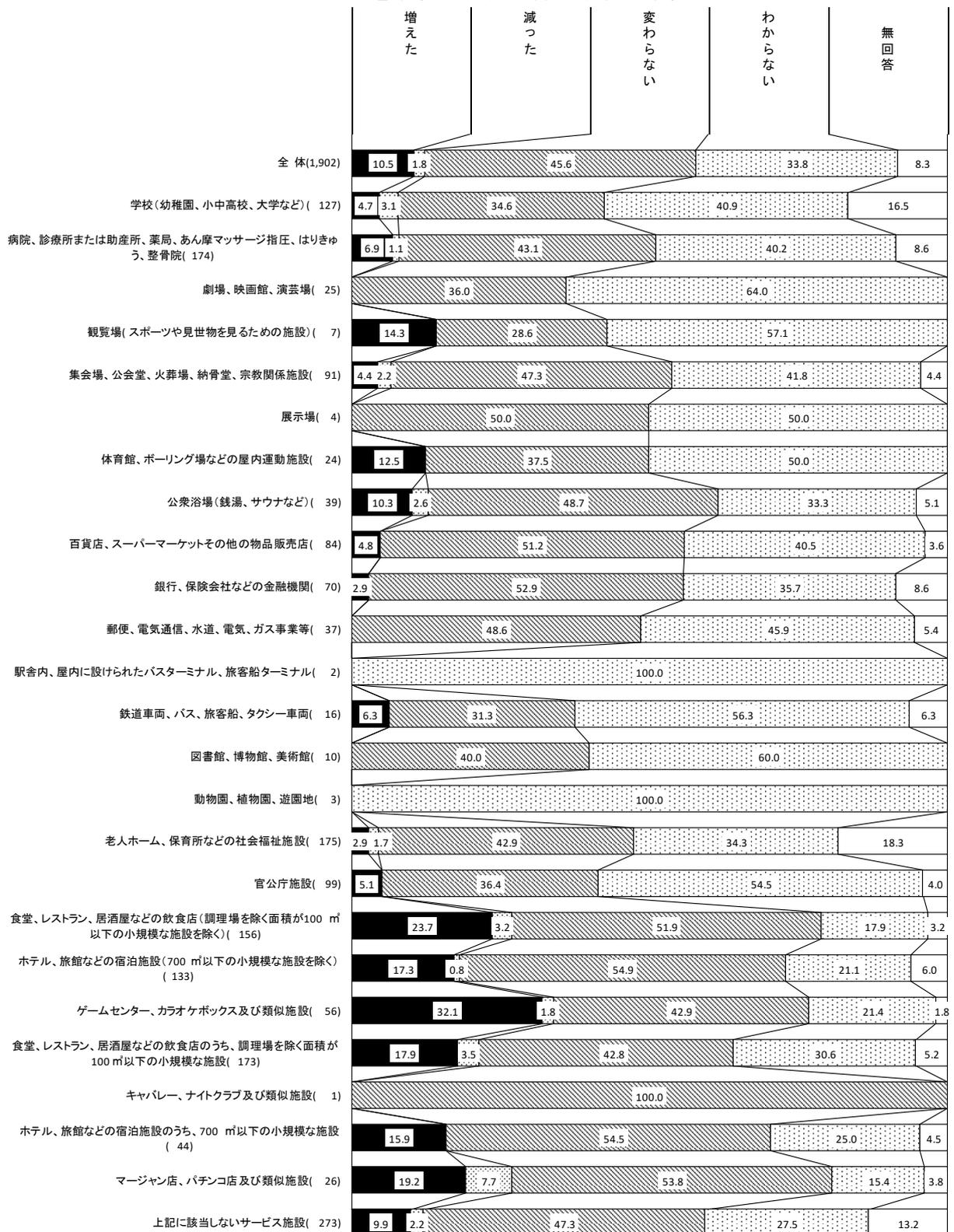
業種別にみると、「わからない」では“郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等”が81.1%で、「どちらかというが良い」では“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)”が25.6%で比較的高くなっている。(図表3-10-8)

図表 3-10-1 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 ア たばこを吸わない利用客の来店

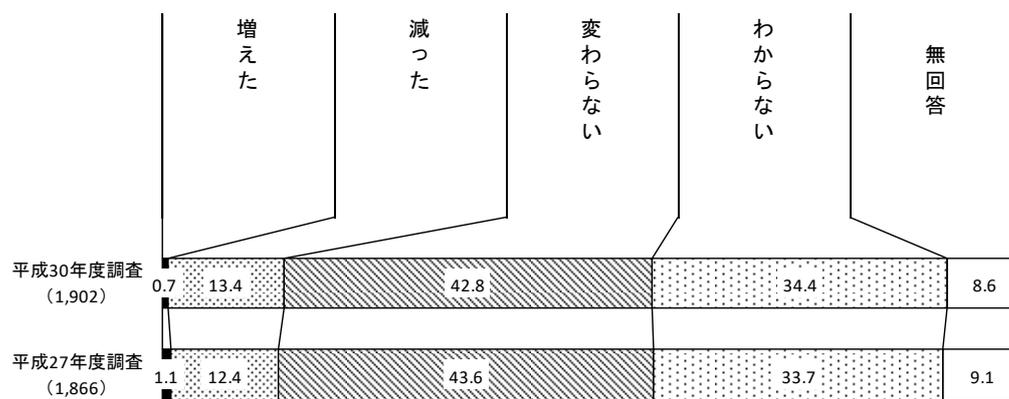


図表 3-10-2 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

ア たばこを吸わない利用客の来店一業種別

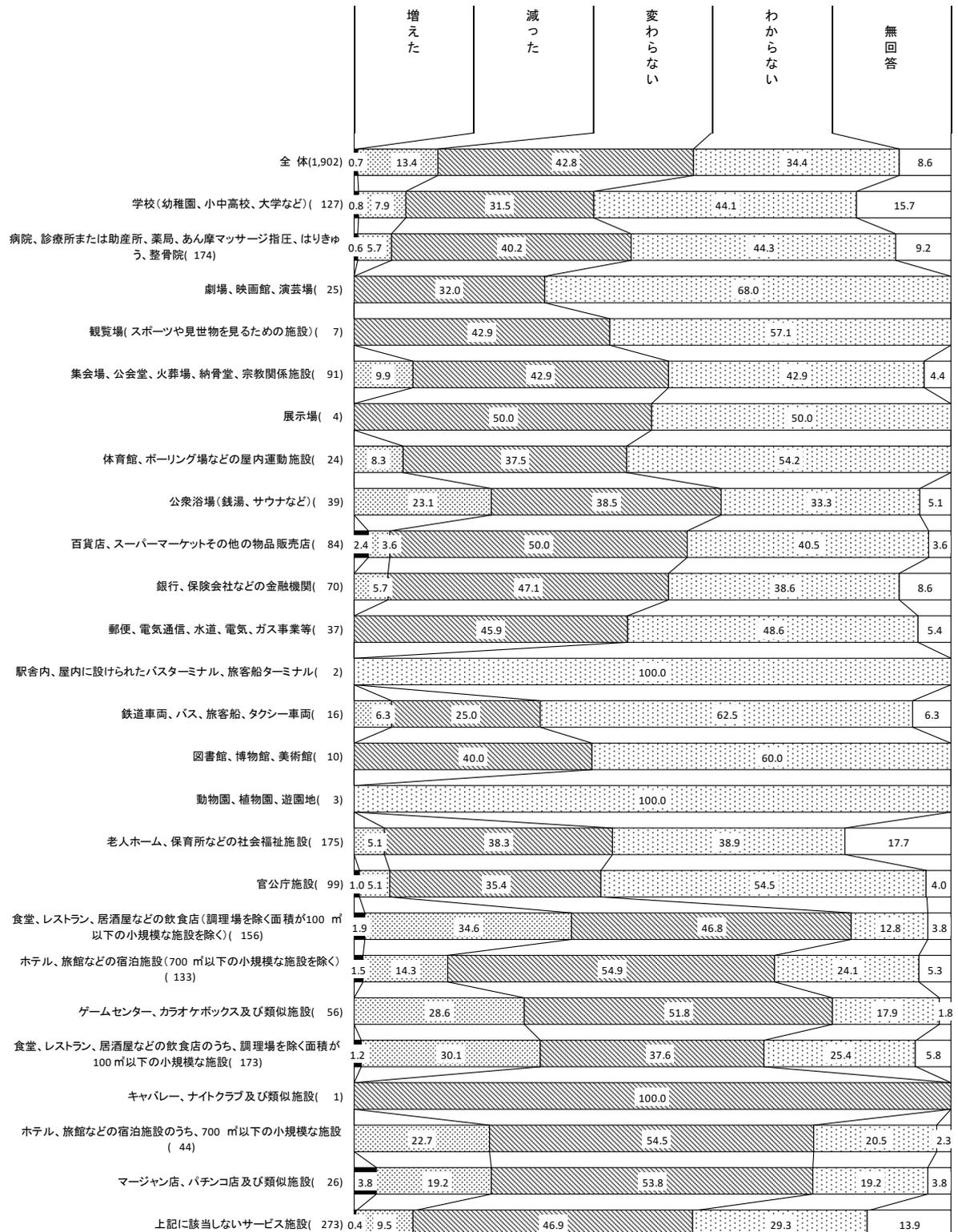


図表 3-10-3 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 -イ タバコを吸う利用客の来店

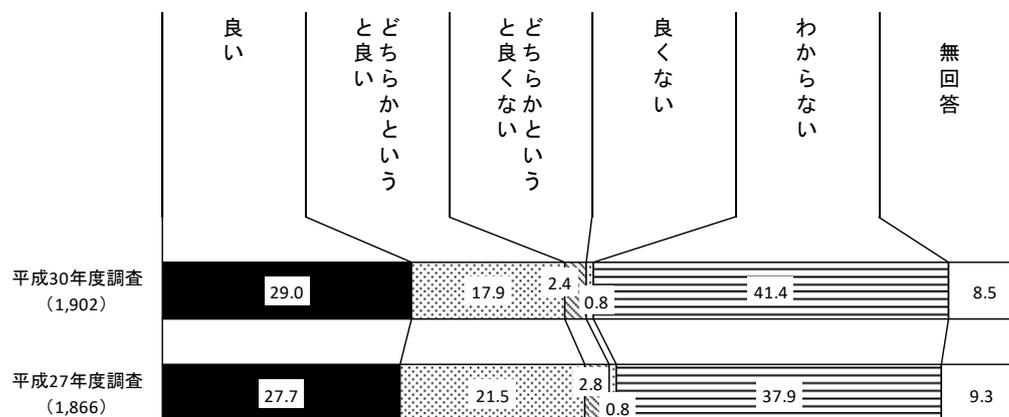


図表 3-10-4 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

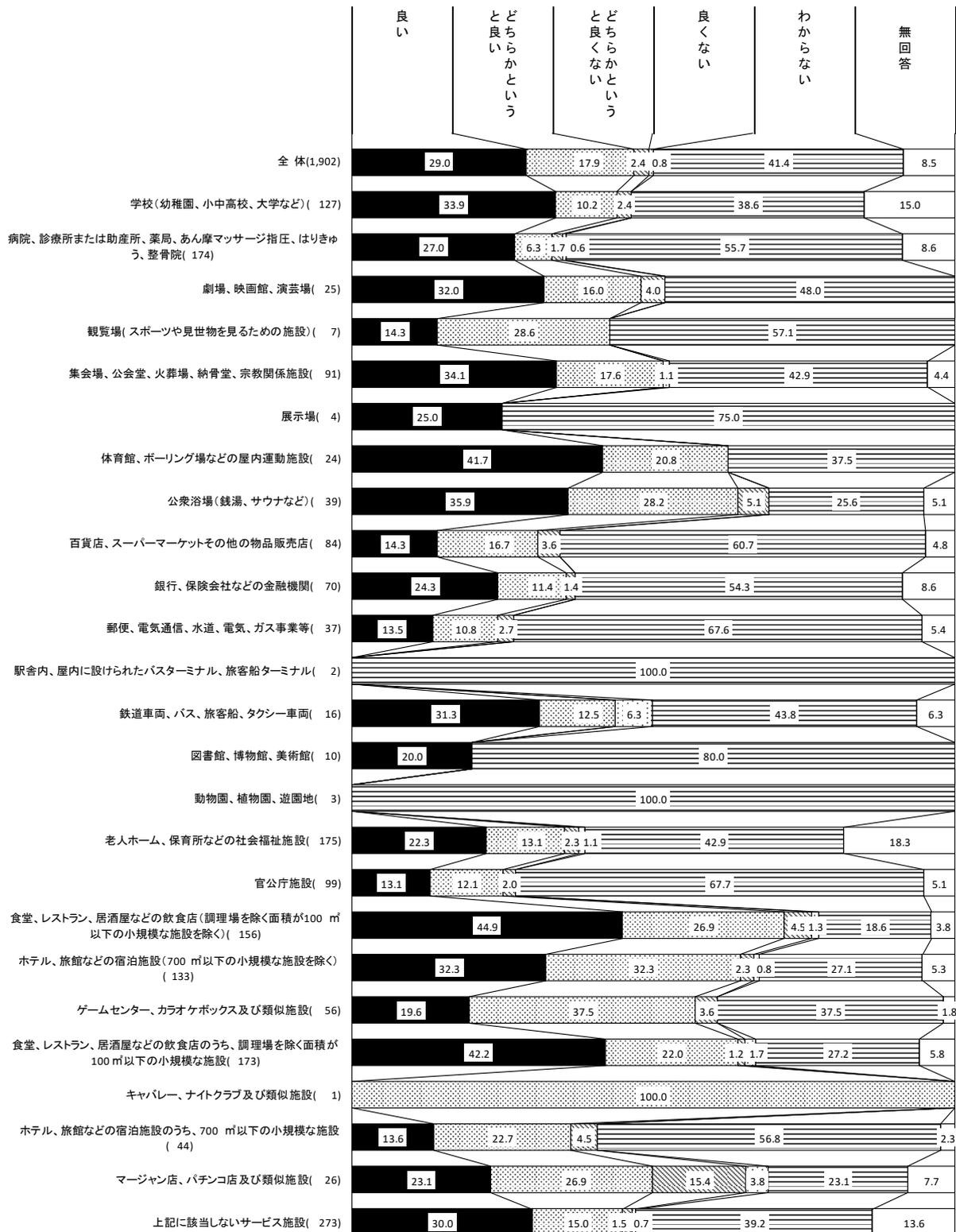
ーイ たばこを吸う利用客の来店ー業種別



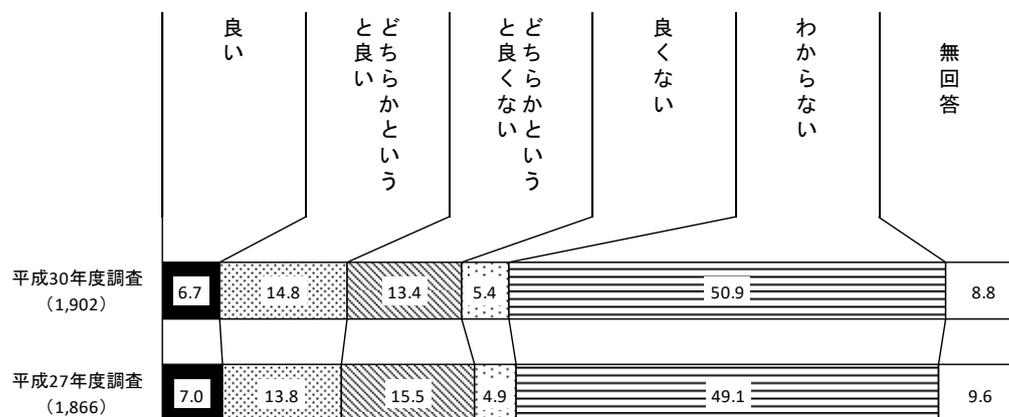
図表 3-10-5 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 ウ たばこを吸わない利用客の反応



図表 3-10-6 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 ウ たばこを吸わない利用客の反応—業種別

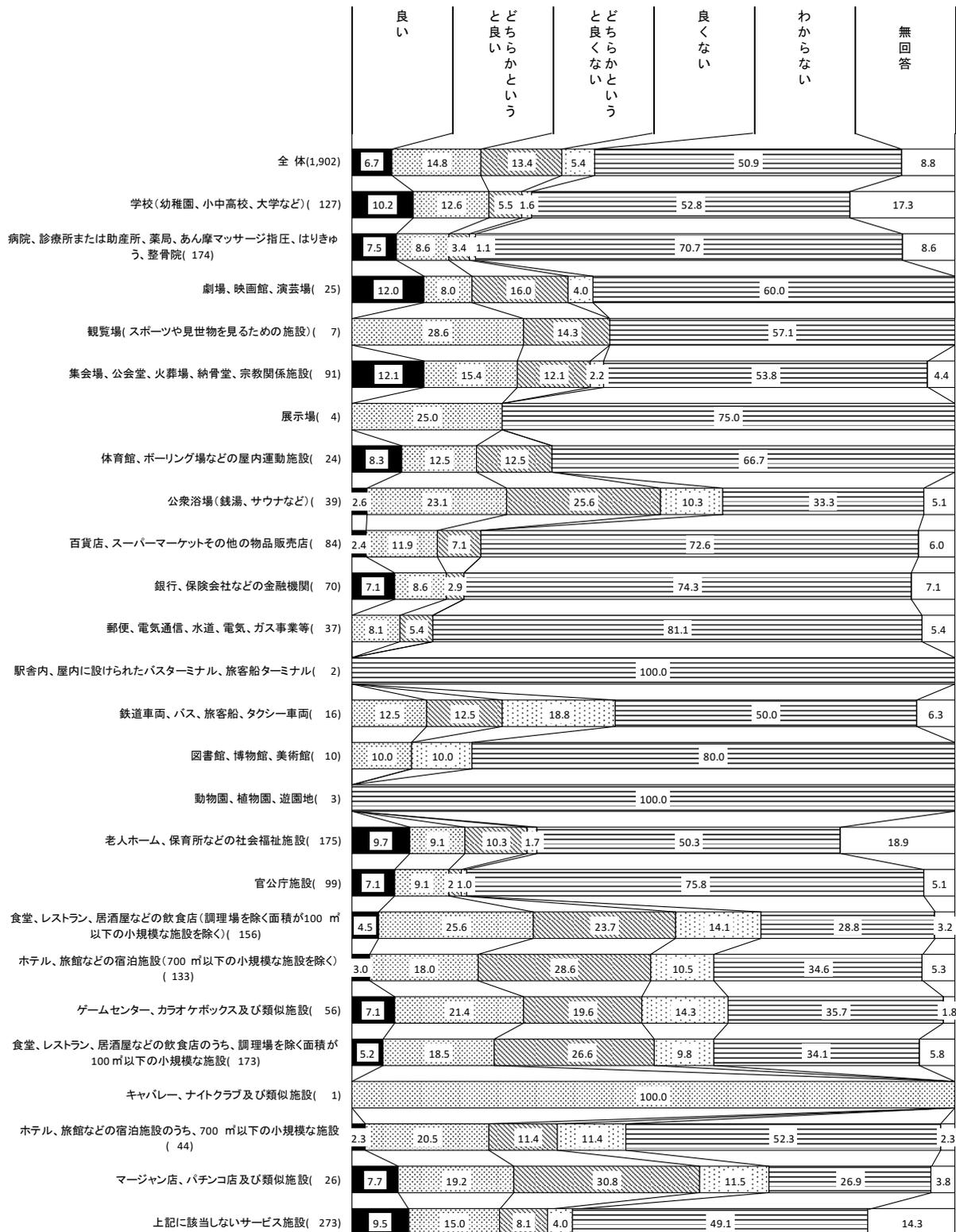


図表 3-10-7 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 エ たばこを吸う利用客の反応



図表 3-10-8 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

一エ たばこを吸う利用客の反応—業種別



(11) 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて

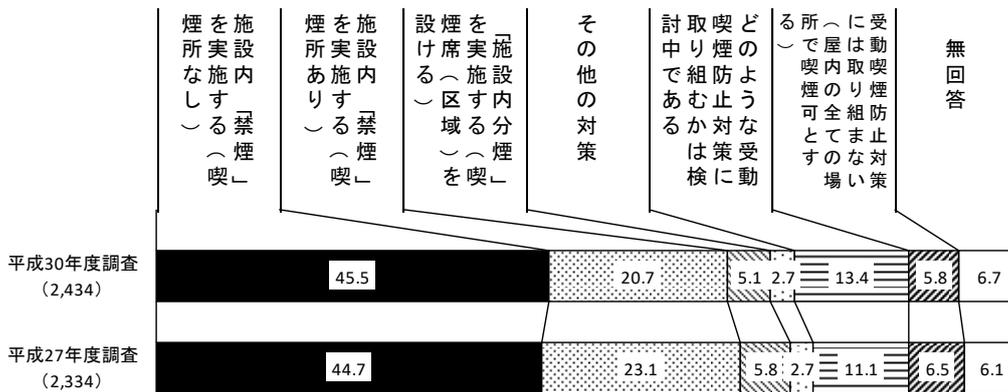
問 11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

受動喫煙防止対策の取組みについて尋ねたところ、「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所なし）」が45.5%で最も高く、次いで「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり）」が20.7%となっている。

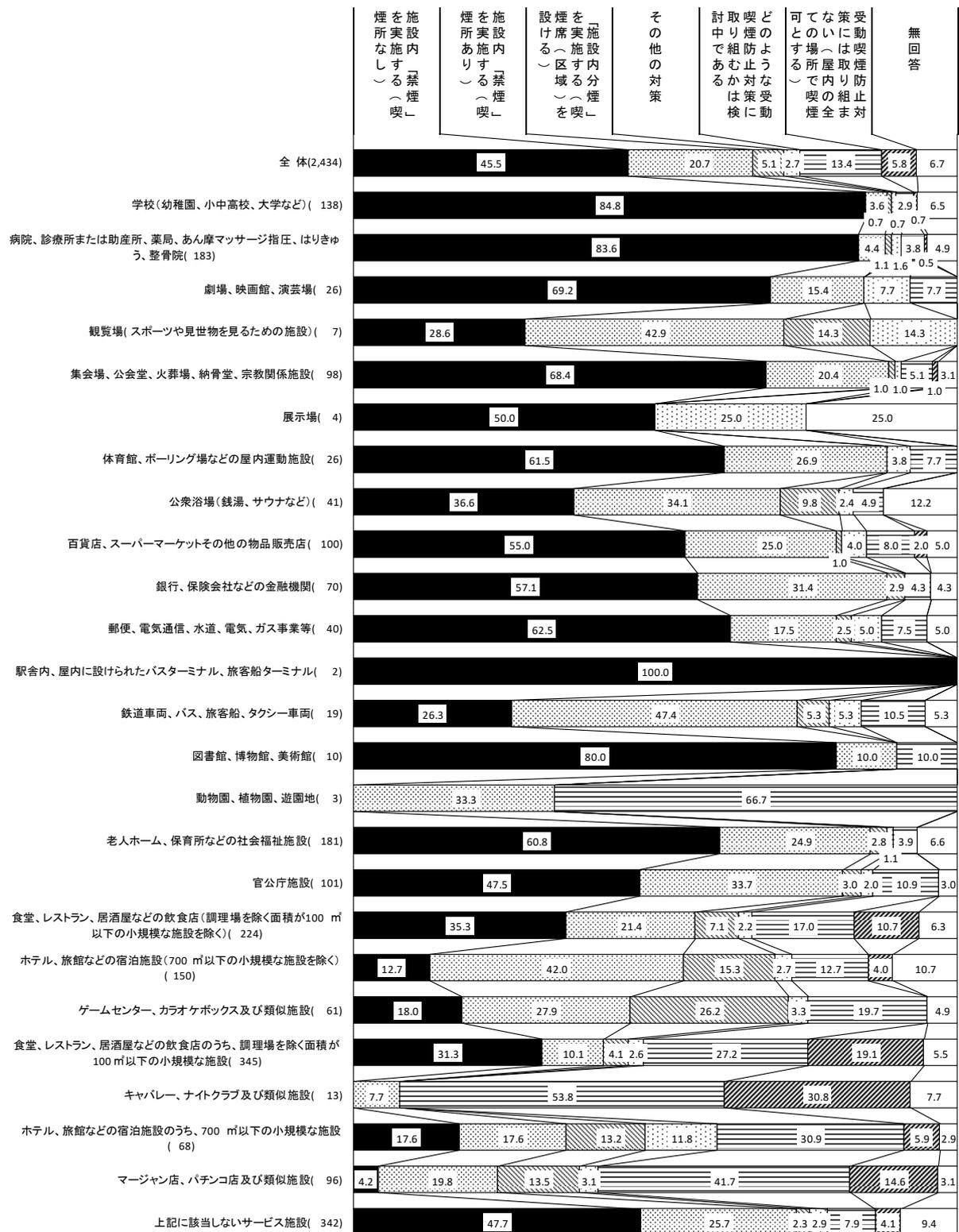
前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-11-1)

業種別にみると、「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所なし）」では“学校(幼稚園、小中高、大学など)”の84.8%、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”の83.6%、「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり）」では“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”の42.0%が比較的高くなっている。不特定多数の大人が利用する施設は医療機関を除き「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり）」が比較的多く、対策を講じつつ喫煙者への配慮も欠かさない傾向がうかがえる。(図表3-11-2)

図表 3-11-1 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて



図表3-11-2 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて—業種別



(12) 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について

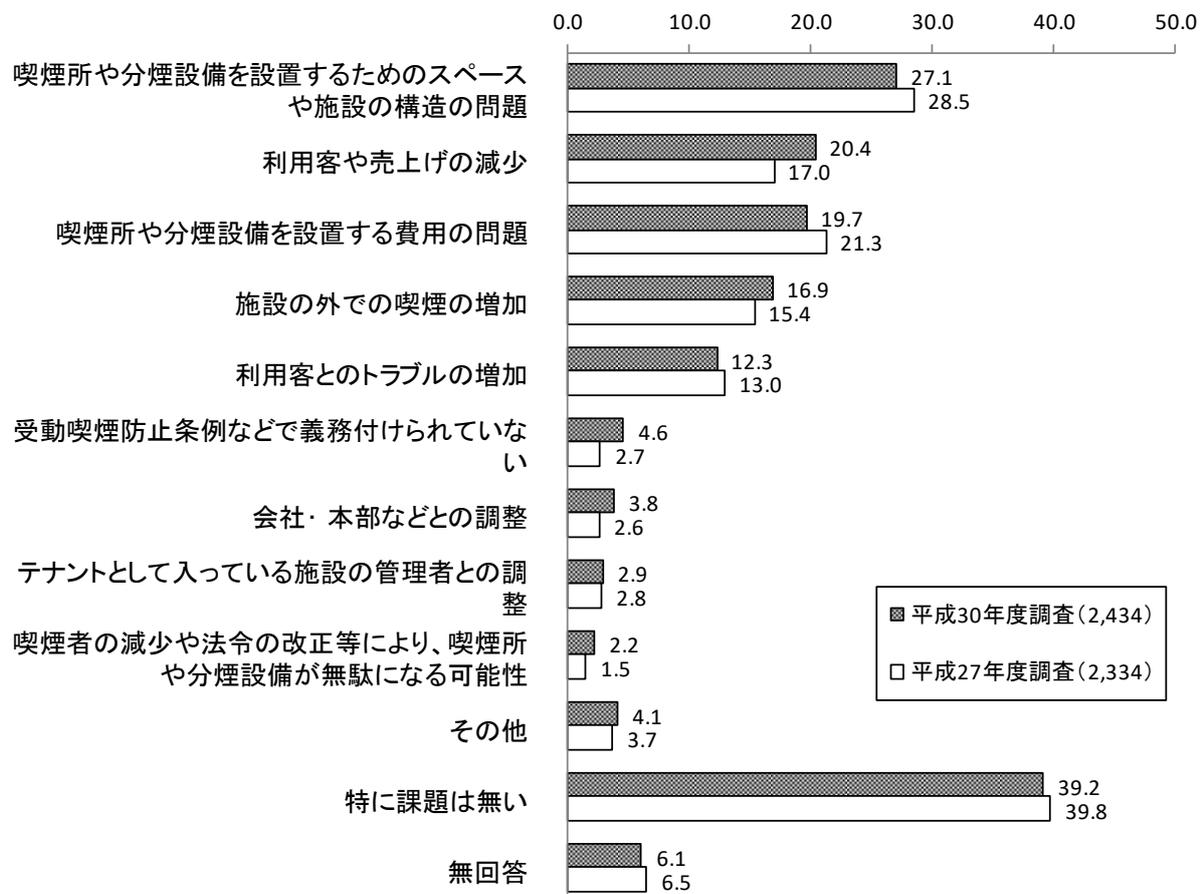
問 12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について尋ねたところ、「喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題」が27.1%、「利用客や売上の減少」が20.4%となっている。一方で「特に課題は無い」は39.2%になっている。

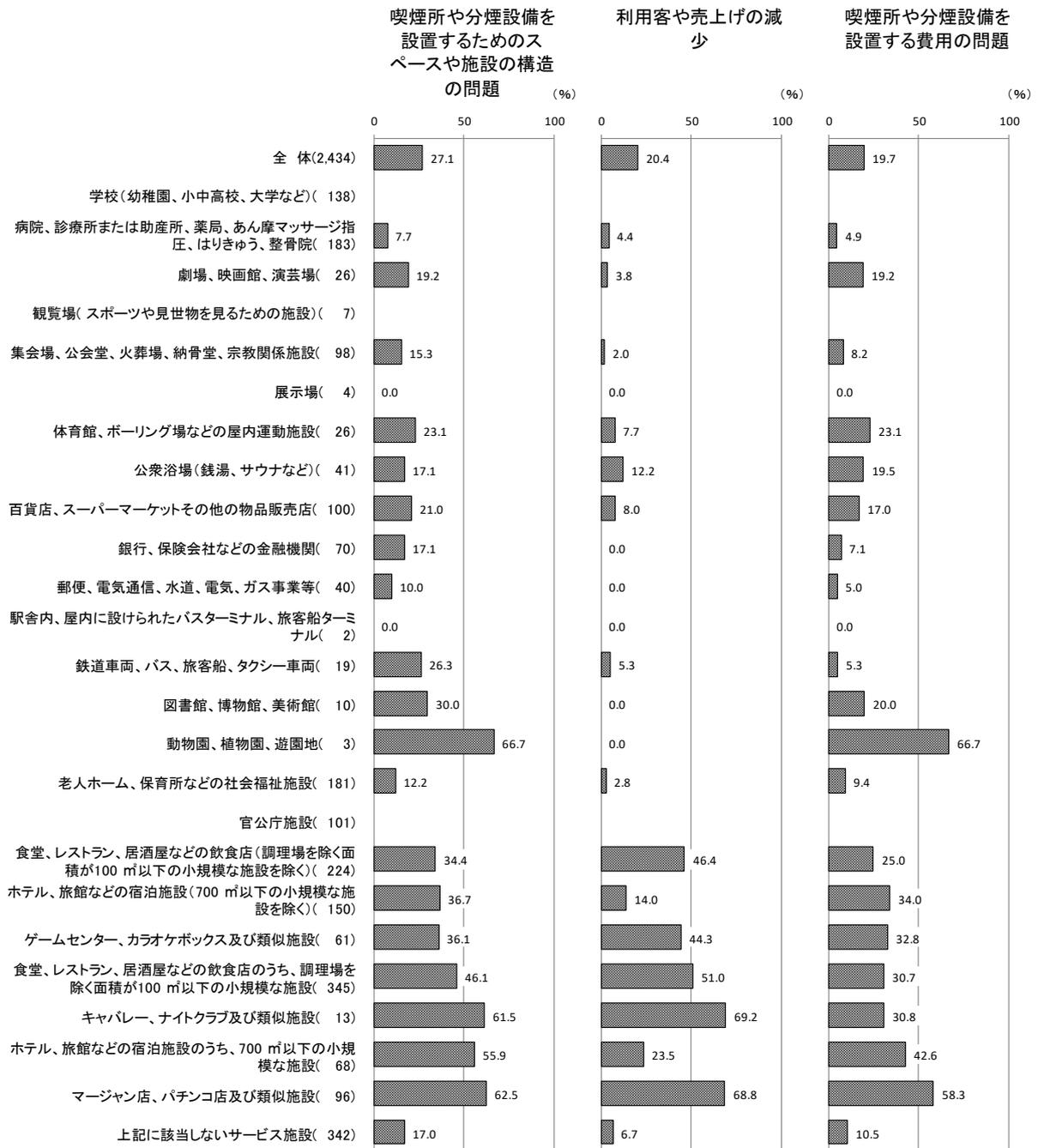
前回調査と比較すると、大きな差はみられないが、「利用客や売上の減少」が3.4ポイント増加している。(図表3-12-1)

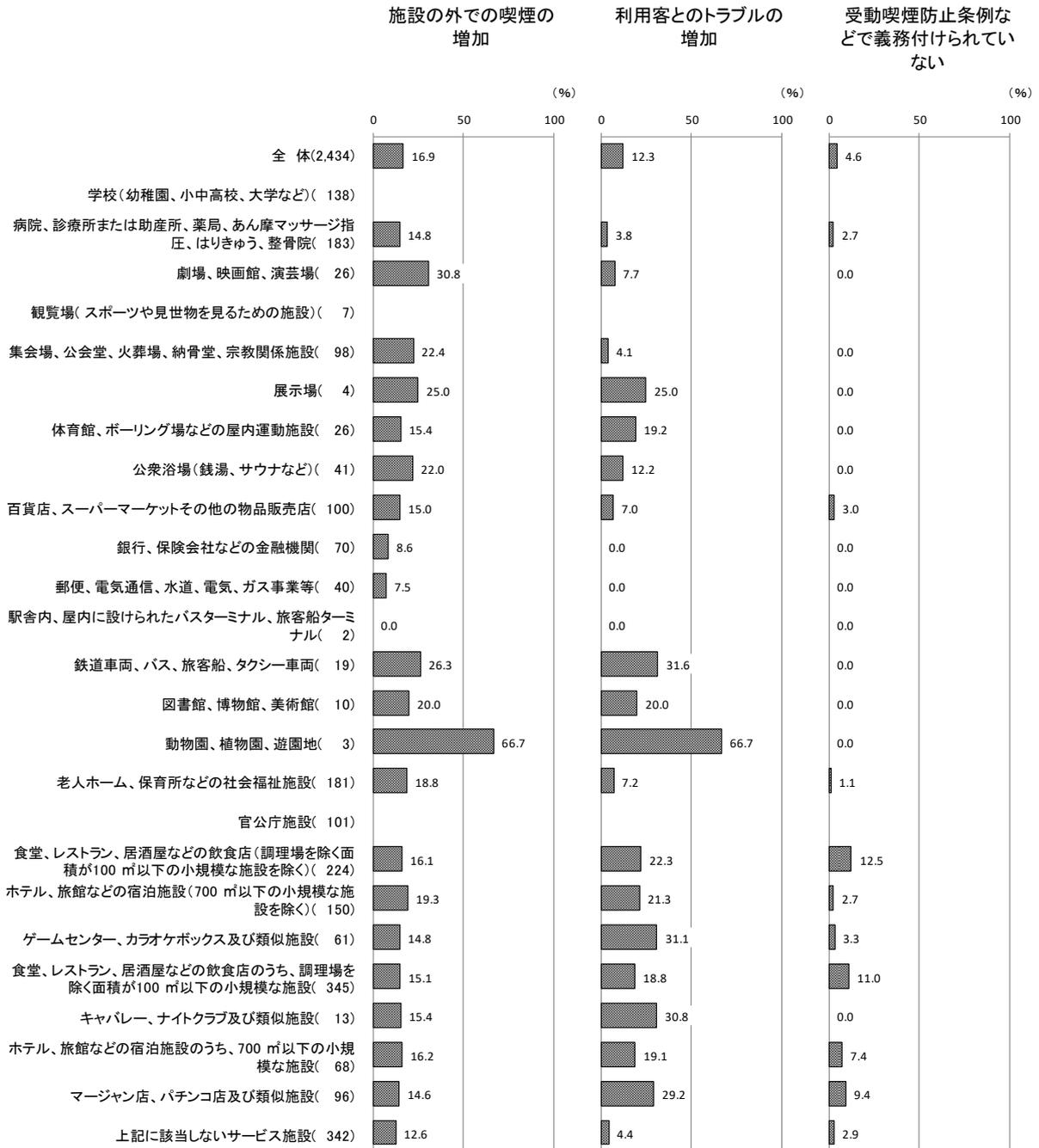
業種別にみると、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”が「利用客や売上の減少」で68.8%、「喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題」で62.5%、「喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題」で58.3%と比較的高くなっている。また「特に課題は無い」では“郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等”が77.5%で比較的高くなっている。「利用客や売上の減少」は外食産業と娯楽業界で高く、他は低く、2極化の回答傾向になった。「喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題」は小規模なものが多いと思われる施設で比較的高くなっている。(図表3-12-2)

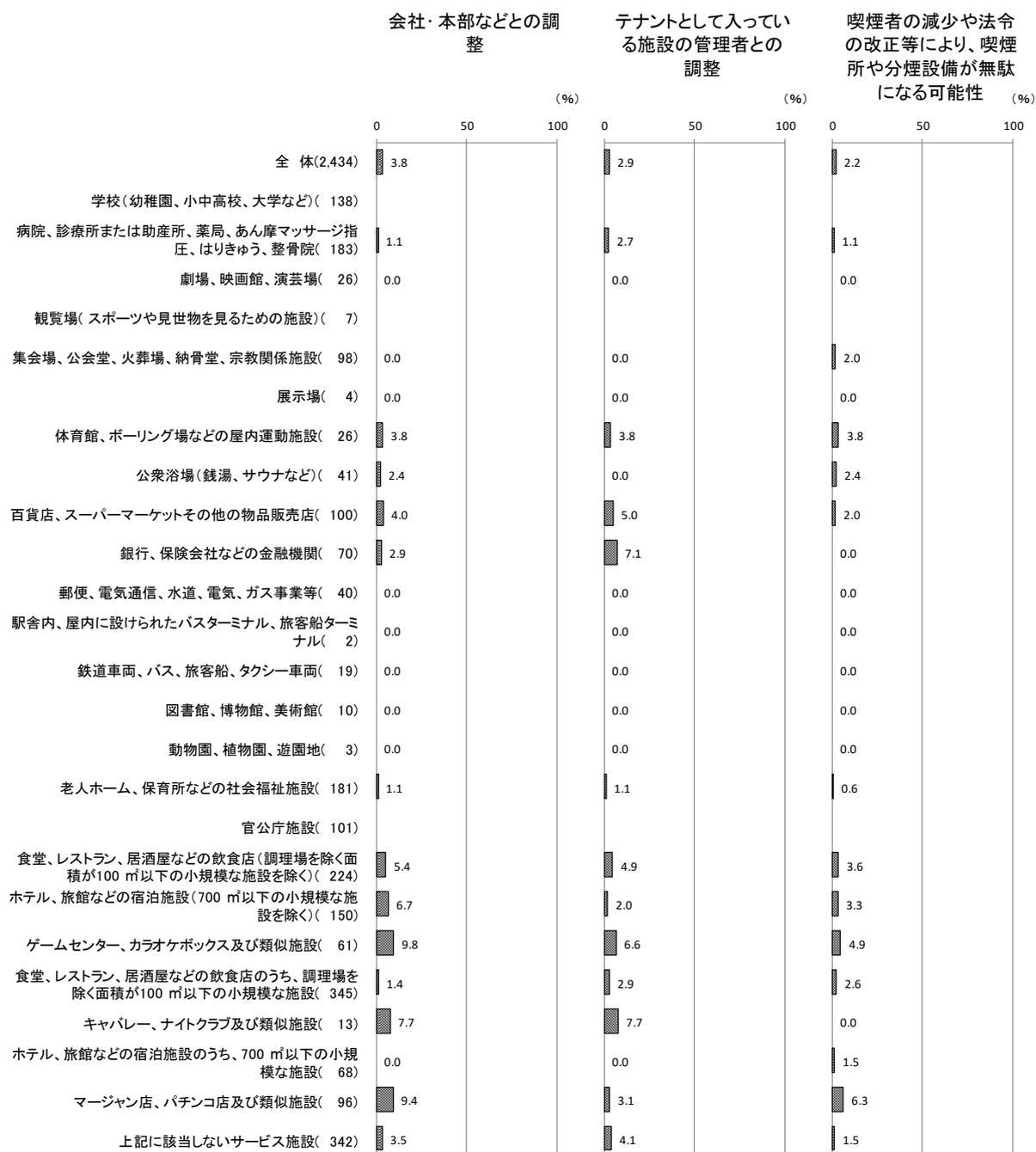
図表3-12-1 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について



図表 3-12-2 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について—業種別

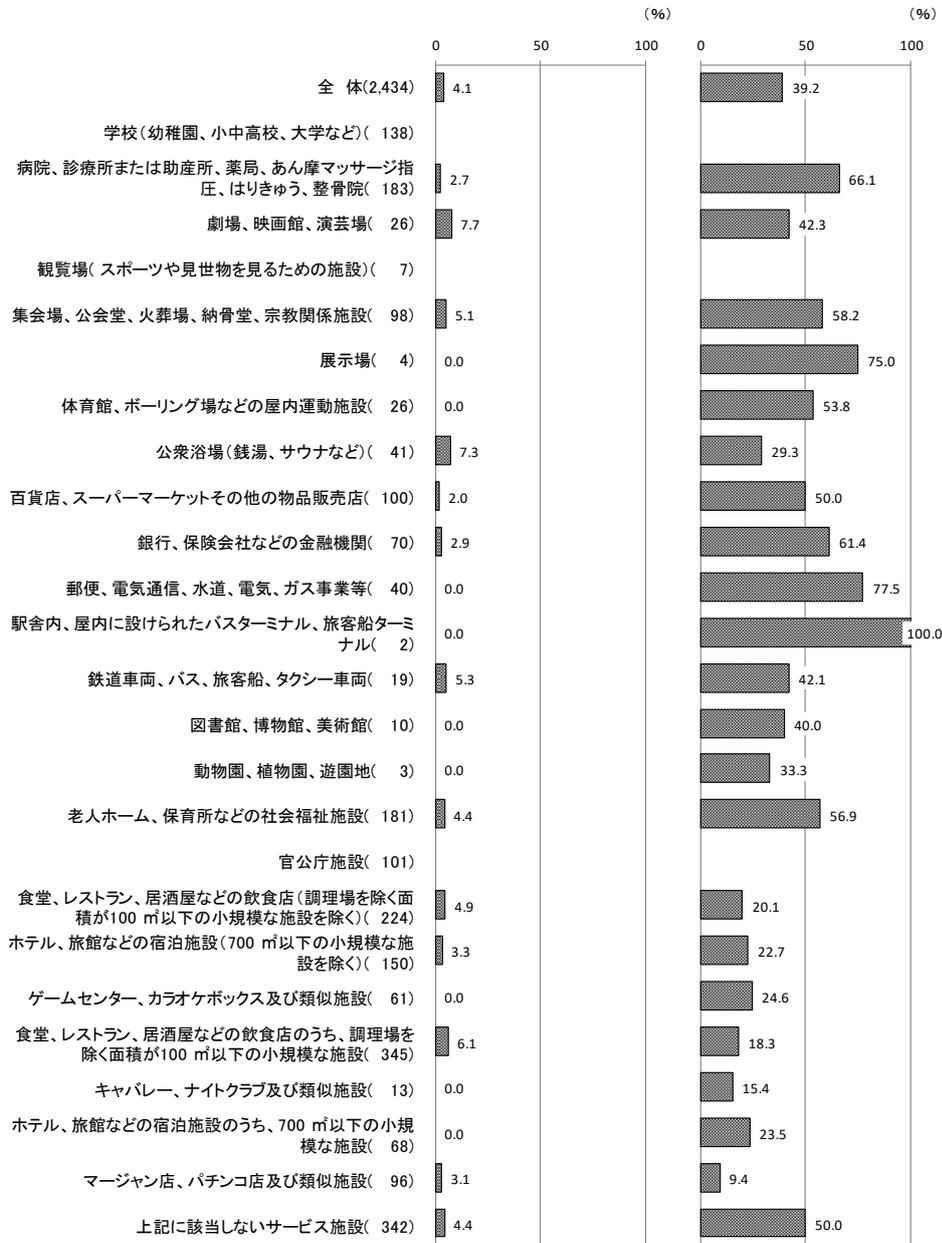






その他

特に課題は無い



(13) 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること

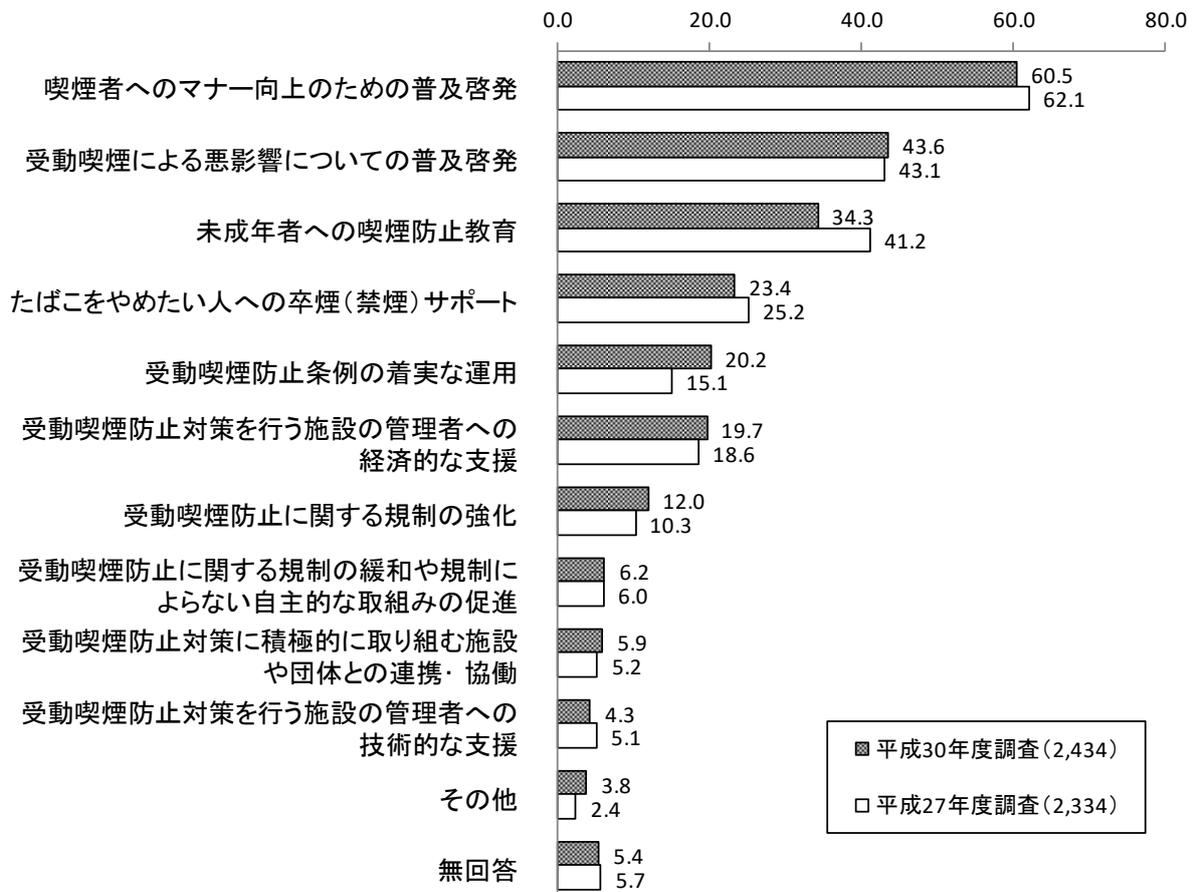
問 13 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで)

受動喫煙防止対策について、県に期待することについて尋ねたところ、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」が60.5%で最も高く、次いで「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」が43.6%、「未成年者への喫煙防止教育」が34.3%となっている。

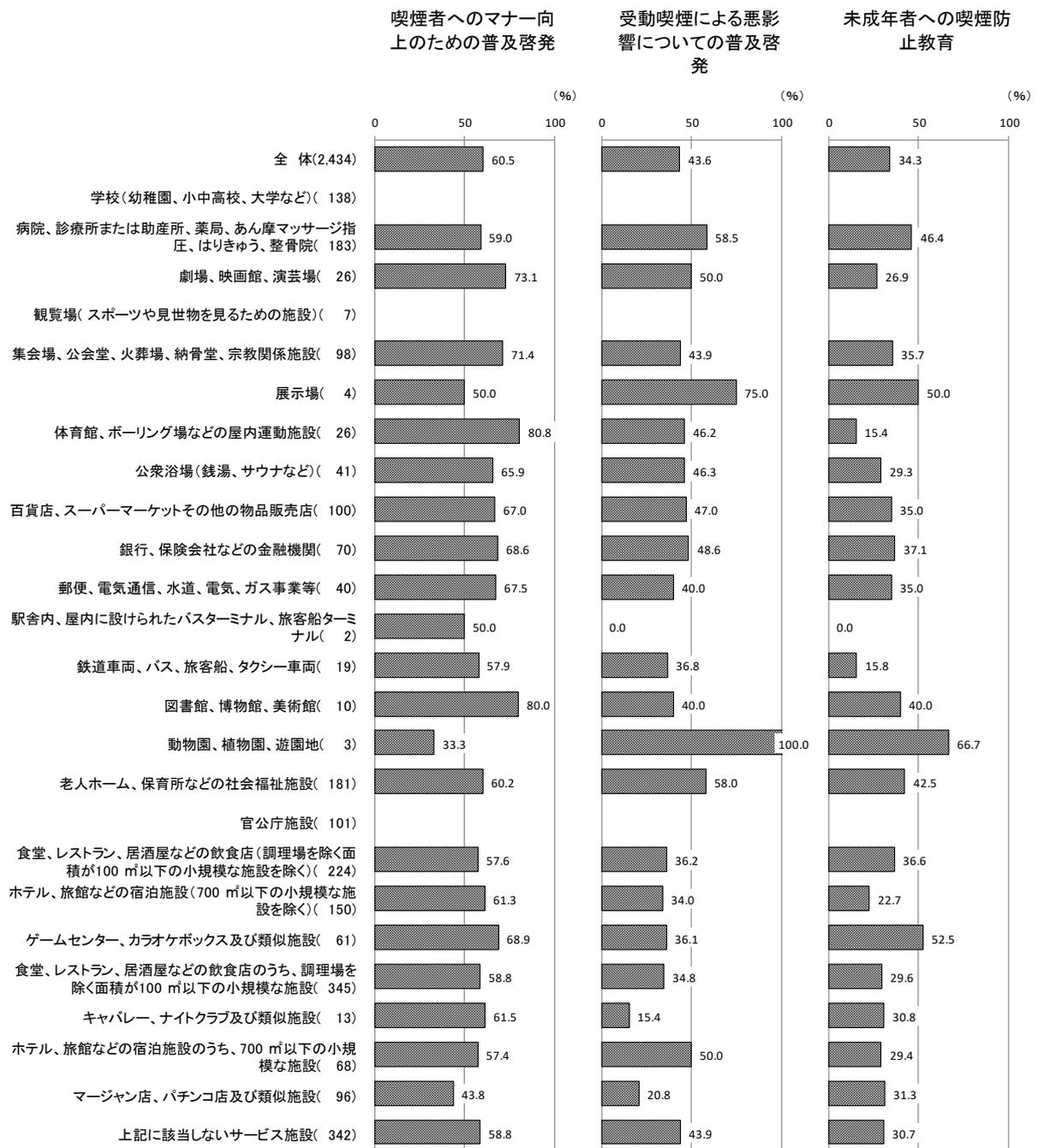
前回調査と比較すると、大きな差はみられないが、「未成年者への喫煙防止教育」においては、6.9ポイント減少している。(図表3-13-1)

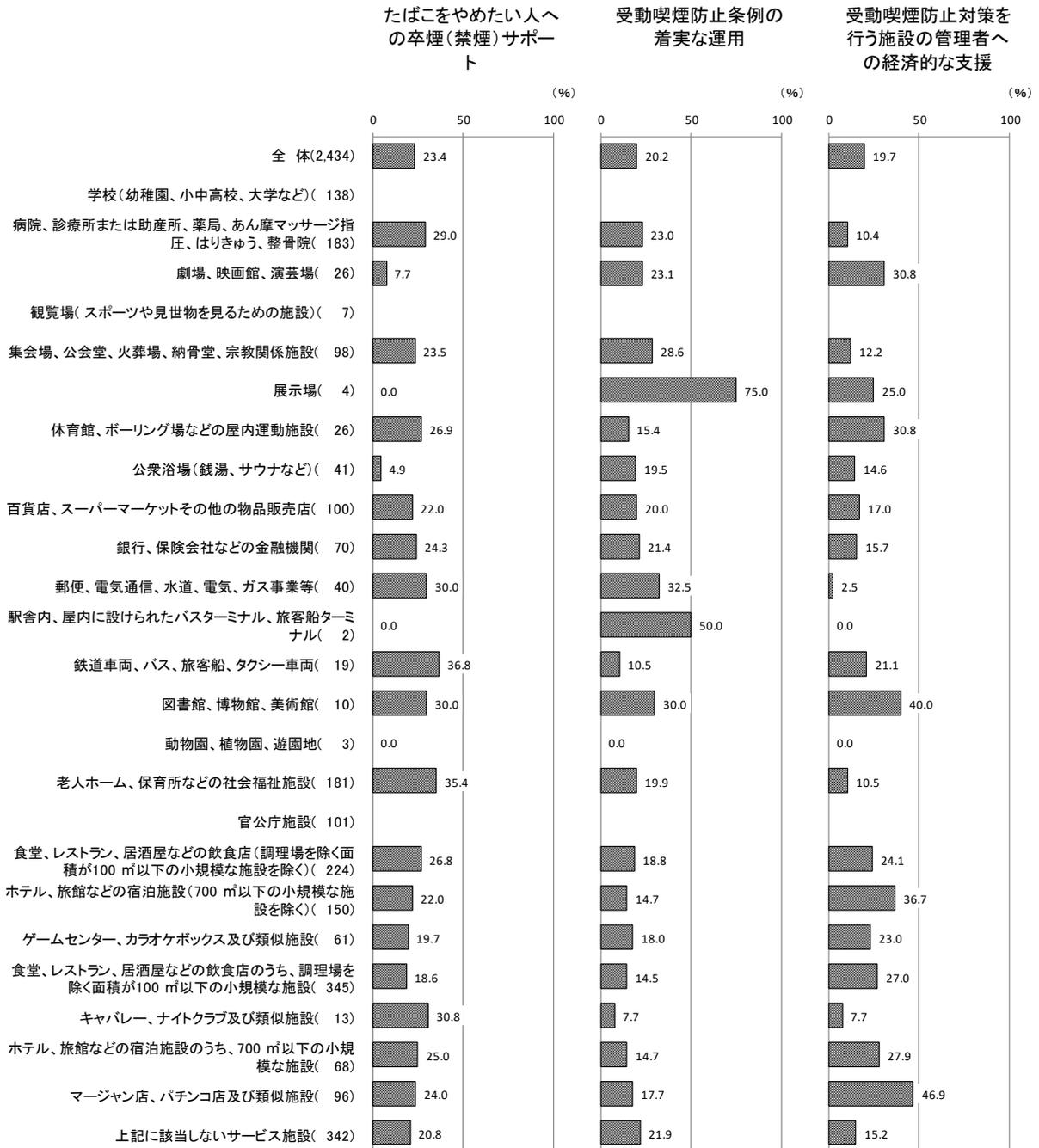
業種別にみると、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」では、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”が71.4%、「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」では、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が58.5%、「未成年者への喫煙防止教育」では、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”が52.5%で、それぞれ比較的高くなっている。「たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”が35.4%で比較的高く、高齢者にも卒煙意向者が多いのではないかと思われる。(図表3-13-2)

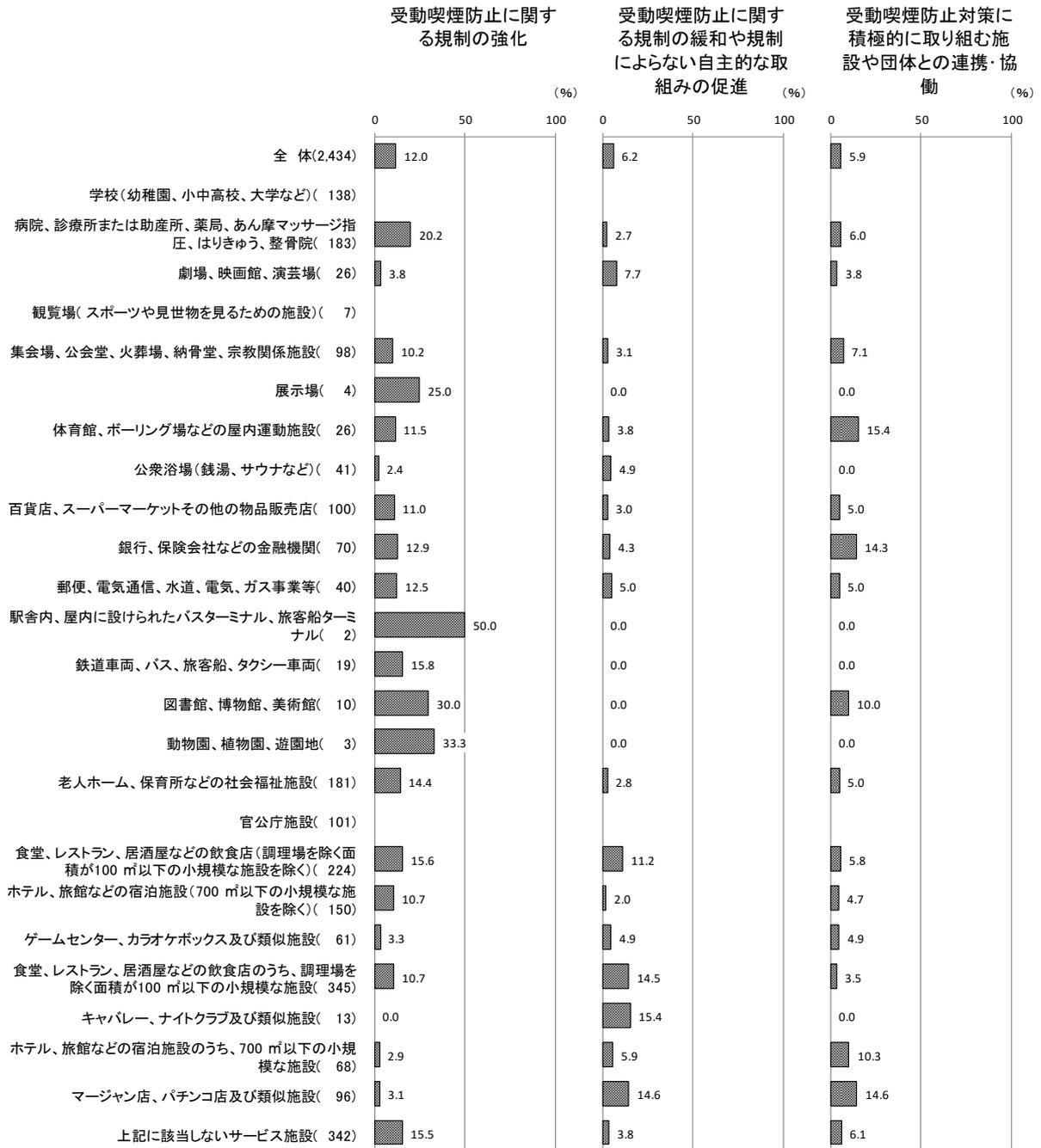
図表3-13-1 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること



図表 3-13-2 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること—業種別

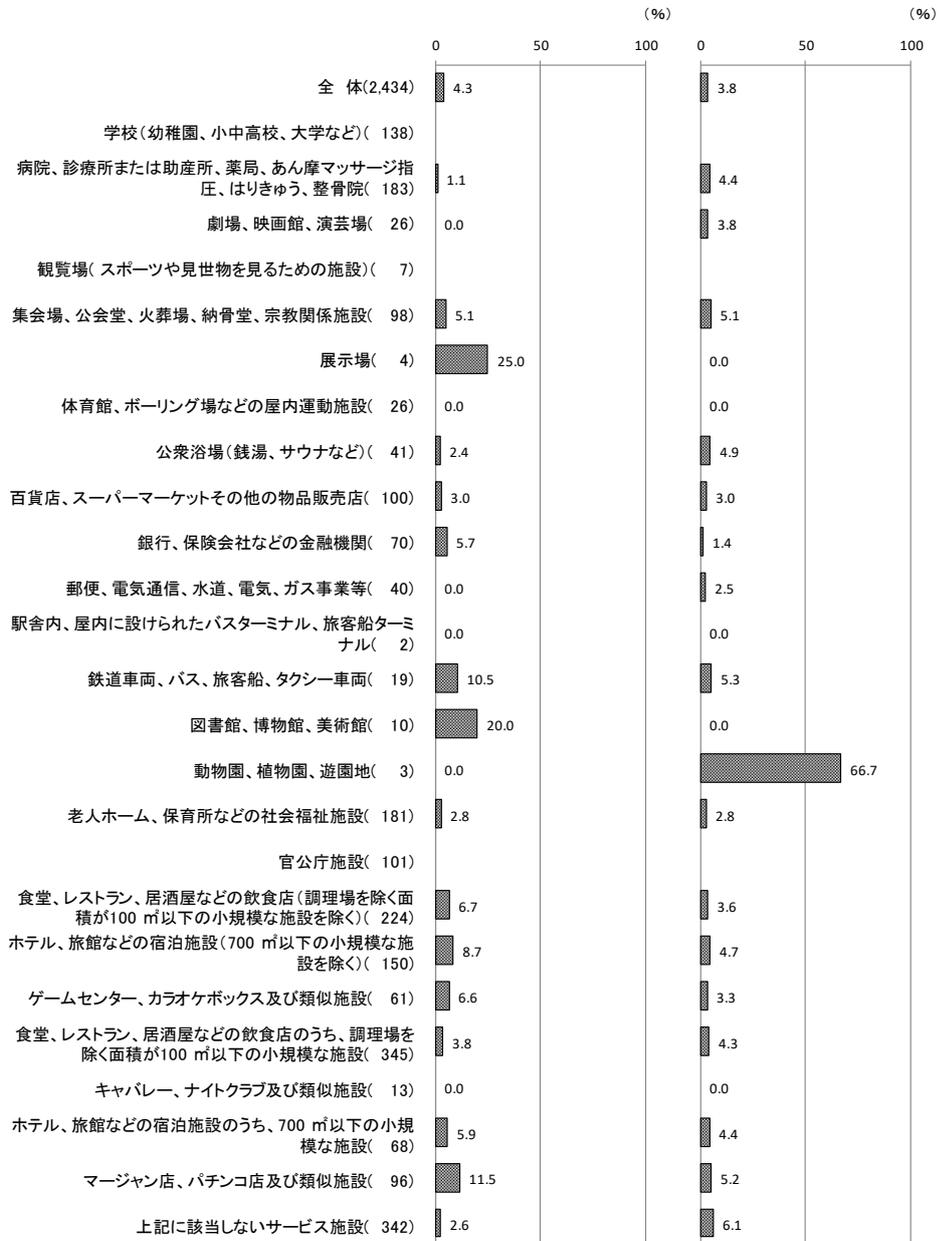






受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援

その他



(14) 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか

問 13 で「8 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。

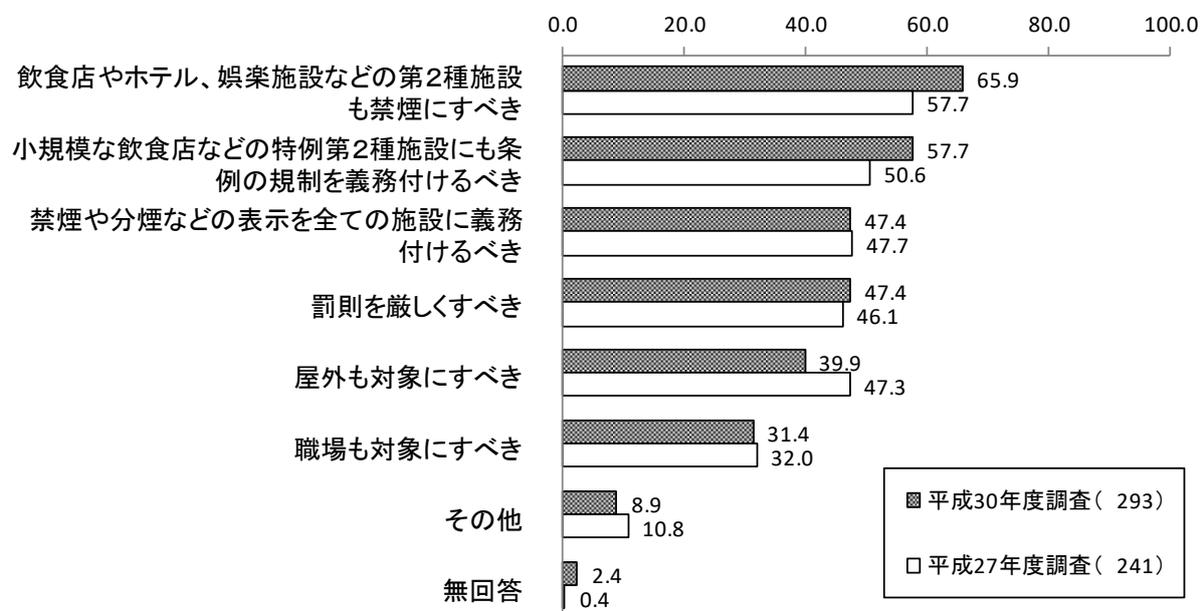
問 14 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」が65.9%で最も高く、次いで「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき」が57.7%となっている。

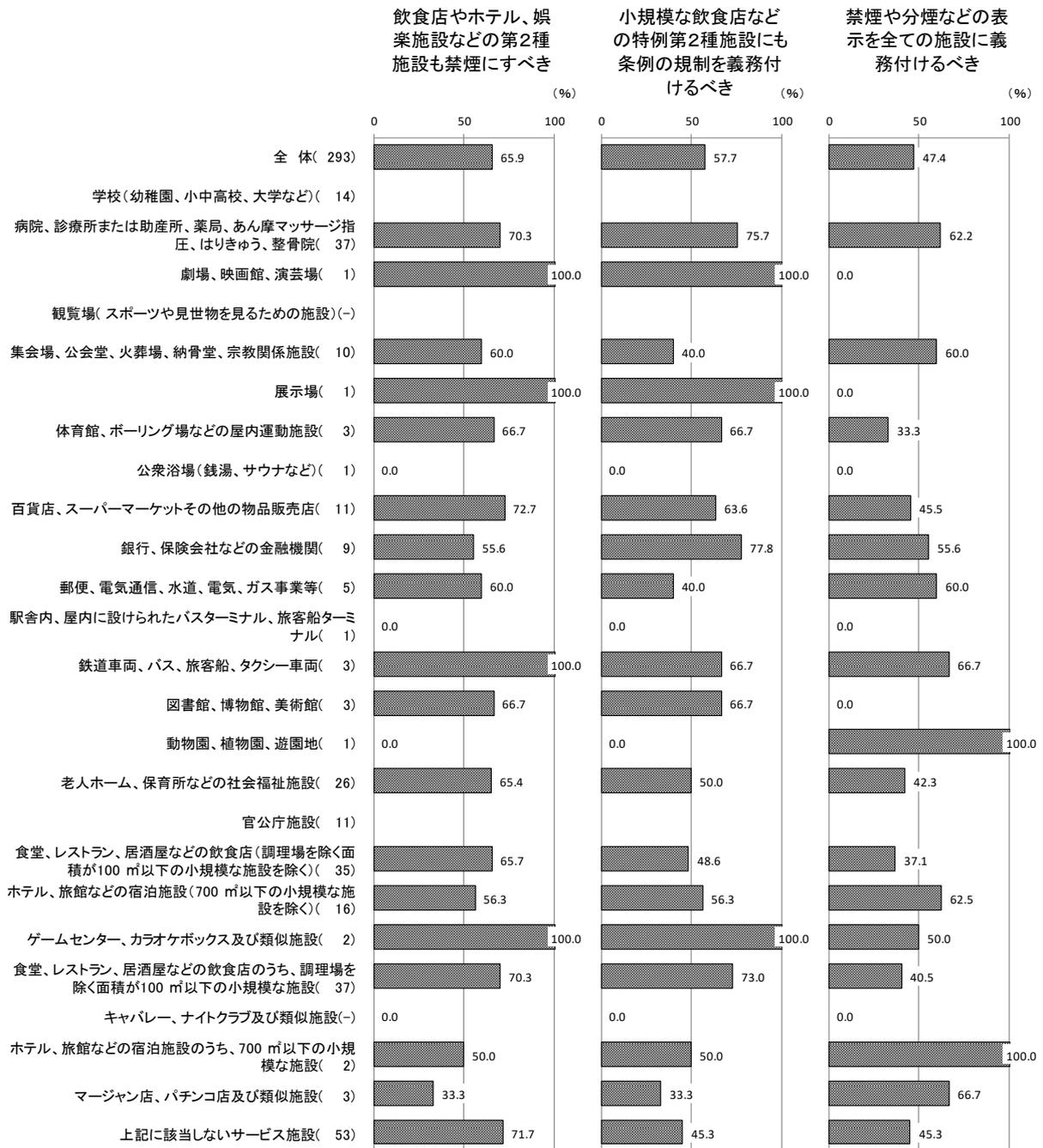
前回調査と比較すると、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」は8.2ポイント、「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき」は7.1ポイント、それぞれ増加している。一方、「屋外も対象にすべき」では、7.4ポイント減少している。(図表3-14-1)

業種別にみると、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき」「禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき」「罰則を厳しくすべき」のいずれでも比較的高くなっている。また、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”(小規模を除く・小規模共に)は「禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき」と「罰則を厳しくすべき」と「職場も対象にすべき」と「屋外も対象にすべき」のすべてで全体より低く、外食産業はあまり規制強化には賛同ではないように思われる。(図表3-14-2)

図表3-14-1 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか



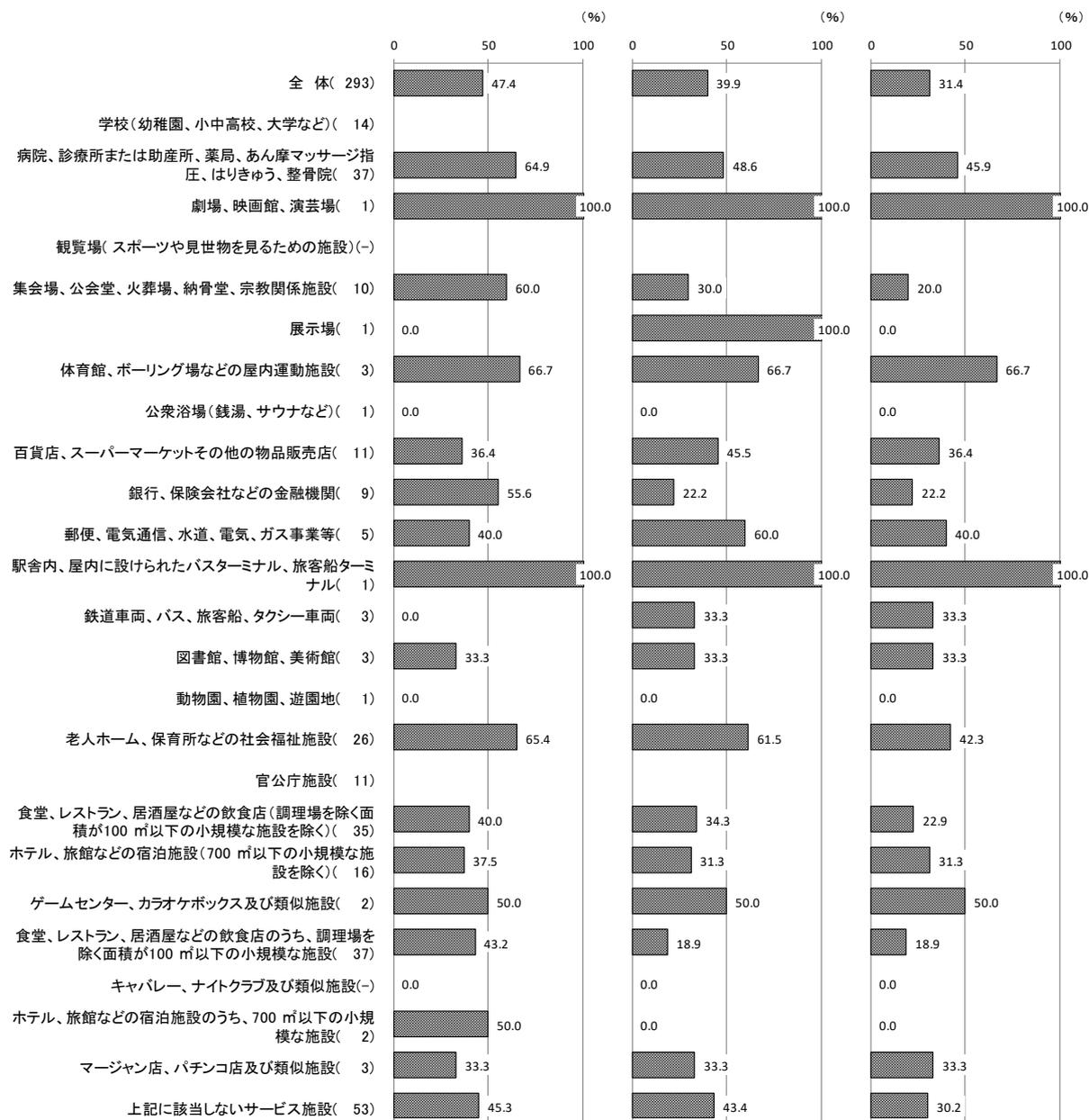
図表3-14-2 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか—業種別



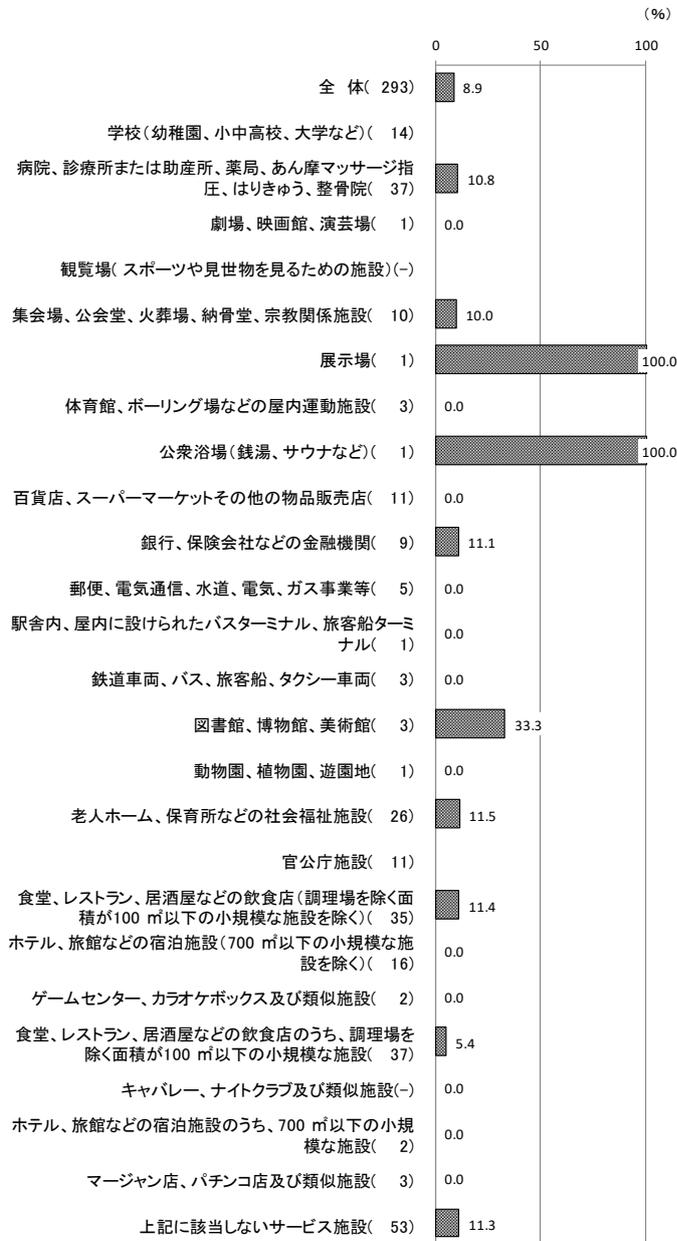
罰則を厳しくすべき

屋外も対象にすべき

職場も対象にすべき



その他



(15) 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか

問 13 で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ施設管理者のみお答えください。

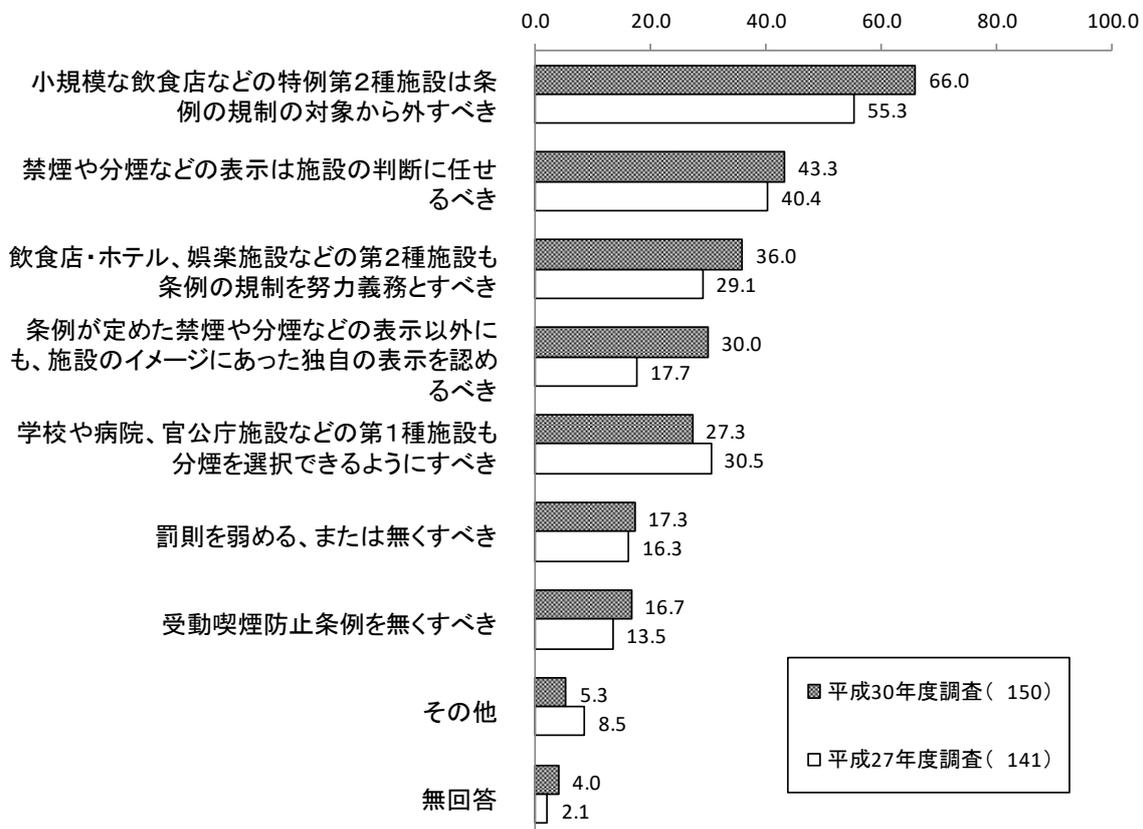
問 15 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか尋ねたところ、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の対象から外すべき」が66.0%で最も高く、次いで「禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき」が43.3%となっている。

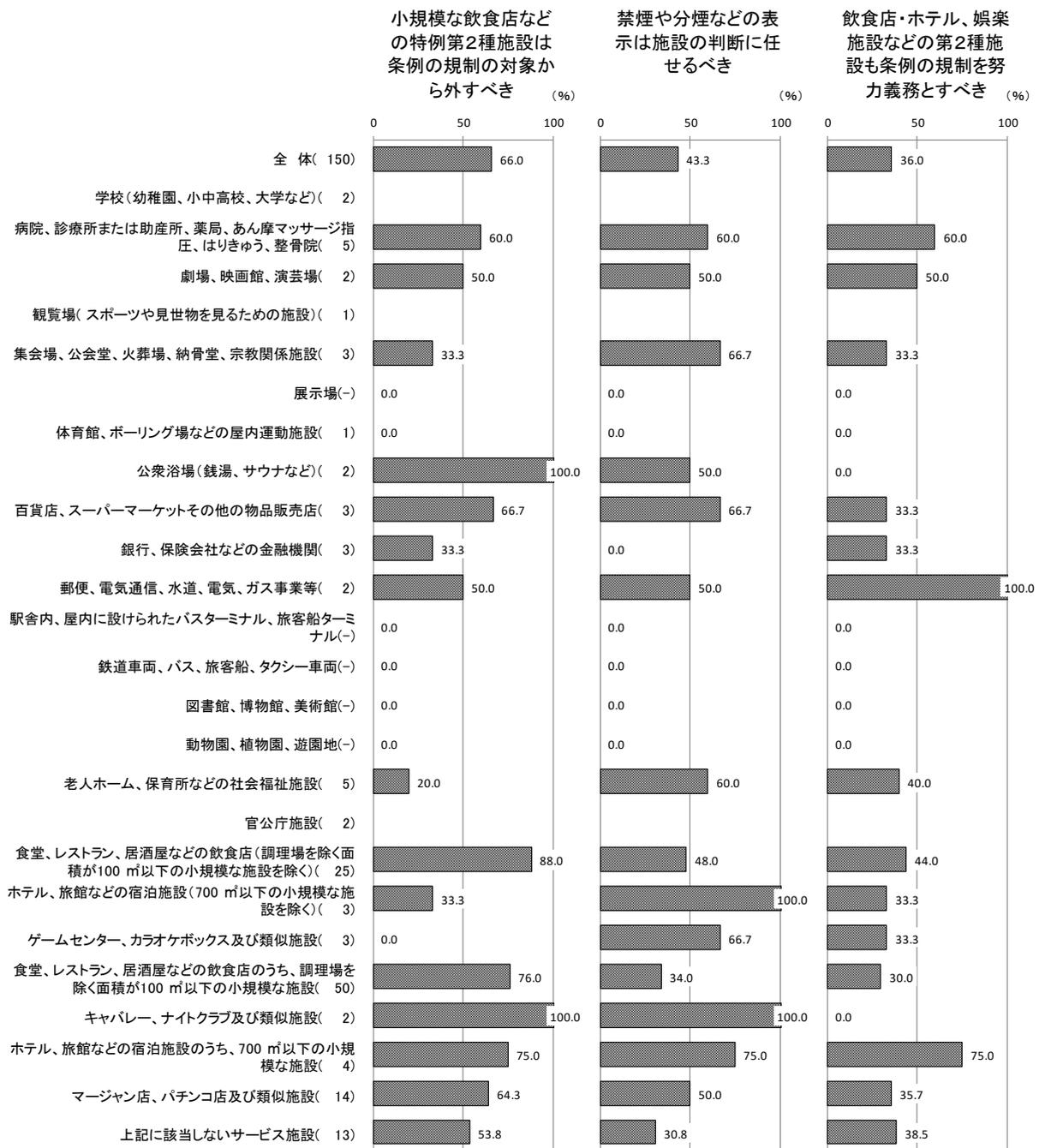
前回調査と比較すると、どの規制も前回より増加しているが、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の対象から外すべき」は10.7ポイント増加している。一方、「学校や病院、官公庁施設などの、第1種施設も分煙を選択できるようにすべき」では3.2ポイント減少している。(図表3-15-1)

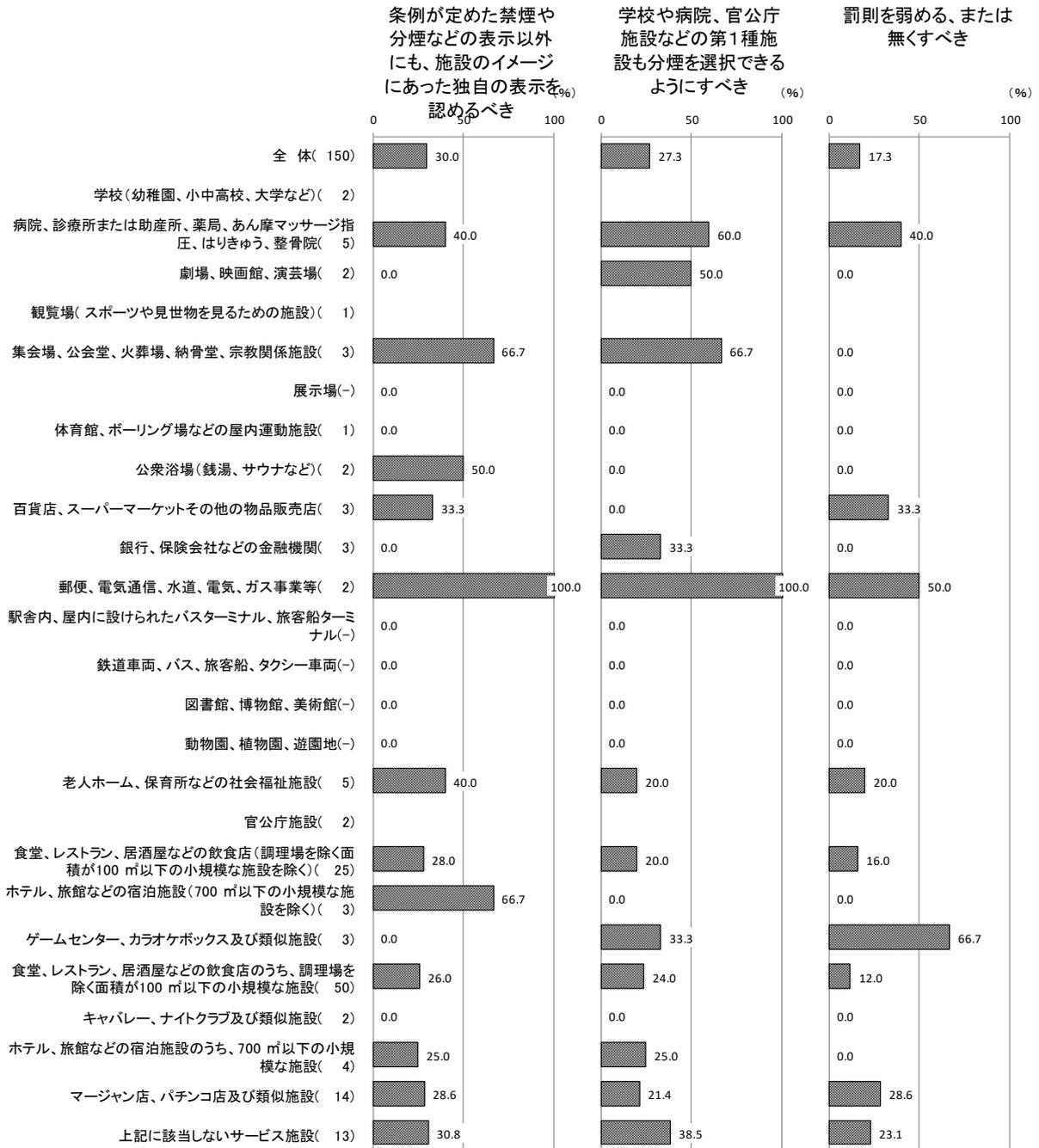
業種別にみると、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の対象から外すべき」では2つの“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設を除く)”が88.0%、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設)”が76.0%でそれぞれ、「禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき」では“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”が50.0%で比較的高くなった。(参考：含少数回答)「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の規制の対象から外すべき」と「禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき」は小規模が多いと思われる施設で比較的高く、規制の緩和を求める声があるようだ。(図表3-15-2)

図表3-15-1 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか



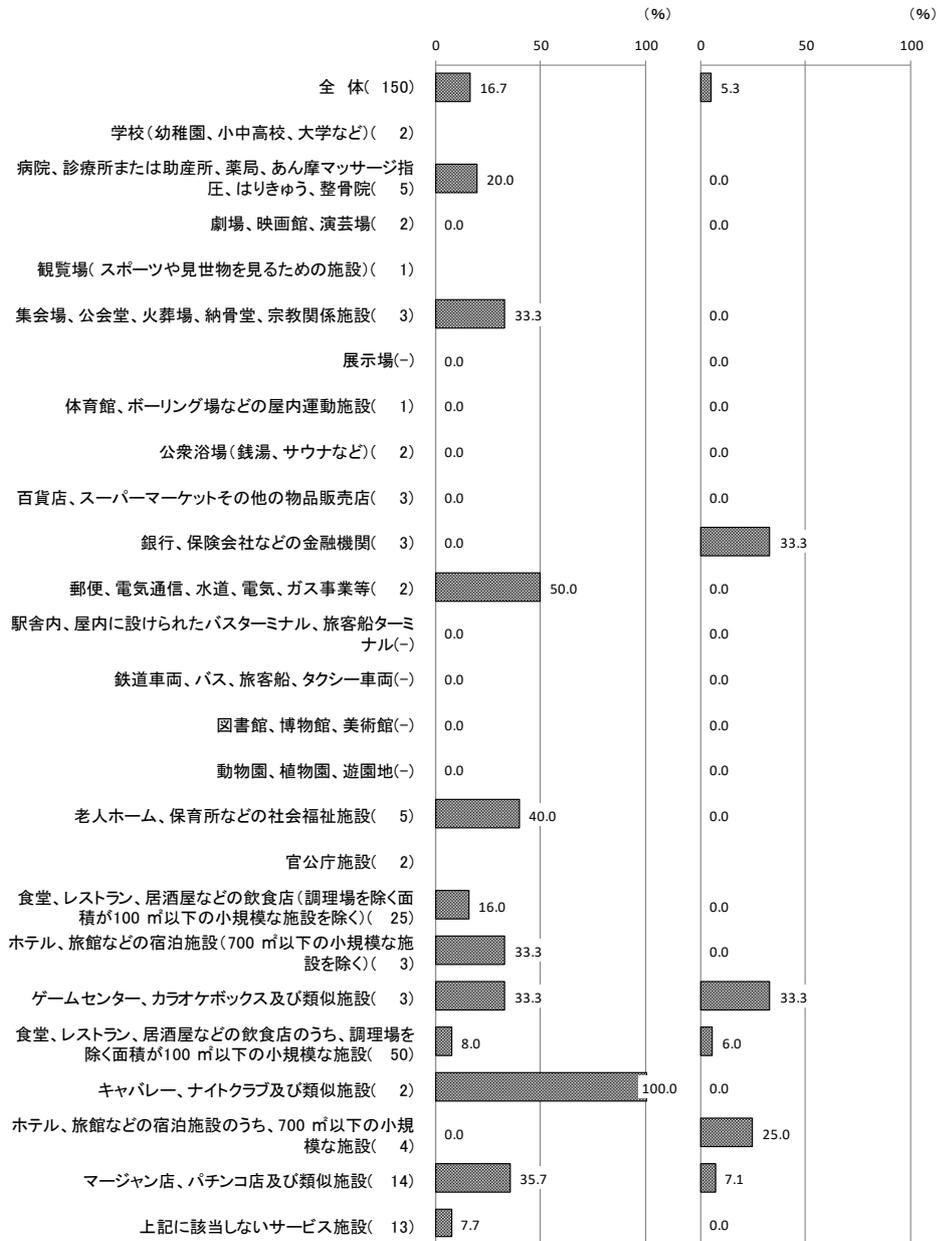
図表3-15-2 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか—業種別





受動喫煙防止条例を
無くすべき

その他



(16) 自由意見

☆受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

質問の最後に受動喫煙防止対策について、意見や提案を自由記入してもらったところ回答のあった 2434 施設のうち、15.9%に相当する 386 施設から意見が寄せられた。

以下に分類分けした上で代表的な意見を抜粋した。

【受動喫煙防止対策について】92 件

- ・客室内禁煙にすると、お客様は外やトイレ等で喫煙し、かえってフィルターがあらこちらに捨ててあり、管理ができない。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))
- ・官公庁以外は法律で決めるべきではない。特に小規模店には。実施するかしないかは経営者の判断に任すべき。(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)
- ・電子たばこ利用者が激増している。電子たばこの健康や受動喫煙に対する影響を早急に取りまとめて公表すべき。受動喫煙の害が無ければ対象から除外したい。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))
- ・小規模飲食店なのですが条例で義務付けられていないので禁煙にするのはお客様に言いづらい、仕方ないなと思っております。しかし、分煙にするのもお席の関係上とても難しく困っているところです。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))
- ・利用客の半数以上の方が喫煙しており、売上げ減少になる。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))
- ・受動喫煙防止対策で、不公平感が出ないように指導をするべき。対策店舗には県のステッカー一等を公布すべき。(上記に該当しないサービス施設)
- ・たばこを吸う人は吸う人の権利だと言うが他人に迷惑掛けていい権利はない。例えば、すし屋のカウンターでとなりの客が「私この香り好きなの」と香水をふりかけたらケンカになる。たばこも同じ(上記に該当しないサービス施設)
- ・法律により規制(罰則強化)できなければ無理。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)
- ・分煙は受動喫煙対策としては有効ではないので、「対策」としては意味がない。「分煙」の喫茶店でも、とても煙が多い。「禁煙」にするべき。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・分煙してればOKとかではなく、分煙している喫煙室の強化が必要かと思います。煙が充満

していてドアが開いたら外に…って施設が多い。吸う側の方は、ルールを守っていても、施設、設備がしっかりしていないと、結局同じことになる。(受動喫煙)(ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設)

・当店では、2年ぐらい前から禁煙にしました。そのせいか、子供連れの家族が来店するようになったように思います。禁煙によりお客が減ったとは、あまり感じない。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・一方では販売を許可しておきながら、条例で規制をかける事に違和感。第1種施設は禁煙にすべきと思うが、それ以外の店については店ごとに禁煙・喫煙を選択でき、店頭表示でよいと思う。自分もたばこは吸わないが、吸わない人間が望んでいる事は行政の思惑と異なる。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・受動喫煙防止などしたら今我々のような小さな飲食店は客が来なくなります。それだけでなく不景気でやっと商売をしていて毎月の家賃を支払うのに四苦八苦しているのに分煙とか禁煙などできません。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・緩やかに規制を強化し、最終的には禁煙が広がるように取り組んでいただきたいと思います。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・介護業界はまだまだ喫煙する職員が多く、内外禁煙にしてしまうと退職を考える人も出てくると考えられます。人員不足の施設も多いと思いますので、大きな課題だと思います。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)

【たばこの健康影響や受動喫煙防止条例普及啓発について】60件

・健康を害する事実を幼児期から教育して、きちんと自分で健康に良い生活ができるようにたばこのみならず、アルコールやその他の食生活についても教育が重要だと思います。(上記に該当しないサービス施設)

・他府県の人が利用する時、神奈川県条例を知らない事が多いと思うので、全国的にもっとアピールしてください。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))

・日常的に受動喫煙に晒されている非喫煙者は当然、ニコチンの依存症になると考えられるが、その後の離脱症状状態における精神的ストレスについての研究や議論がほとんどないので研究、啓発を望む。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・小規模店も、規制しておかないと、従業員が心配です。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・禁煙シールを増やして下さい。スピーカーでの呼びかけ。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・喫煙がやがて、高齢とともに酸素を補給しないと、生きられない肺気腫の原因となることもPRしていただきたい。どんなに不自由で苦しく、辛いものかを、体験談も含めて、周知していただきたい。(上記に該当しないサービス施設)

・アイコス等の加熱式たばこは、紙巻きたばここと比べて受動喫煙の影響はあるのかないのかをしっかりと調査をして、加熱式たばこはOKにするのか全面的にNGにするのか、現場の声を聞いて決めてもらいたいです。(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)

・県条例であるがため、他県からの宿泊者からの不満の声がある。予約時禁煙表示はしているものの、条例のあることさえ知らない人がまだまだ多い。しかし、喫煙所を設け、他禁煙とした事で部屋がクリーンとなったことには満足している。電子たばこならOKと考えている人も多く、一緒のものだという表示も強化して欲しい。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

・医学的なエビデンスを世に正確に伝える。体によくないということと、臭いが嫌いということを別けて考えるべき。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

・条例違反の過料を徹底して徴収して公表してください。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

・店内禁煙にしているのですが、アイコスや水蒸気の煙が出るたばこならいいだろう、と言い張り喫煙する方がいます。個人的にはたばこに関連するものは全てこの条例に適應させてほしいです。社会通念上、吸いたくない方は全部が「たばこ」なので。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・健康に害がある受動喫煙の取組みを先進的に実施してきた神奈川県役割は終わったと考えています。国の規制の補完としての条例を作り替え(県として独特のものを必要とするのみ)でも良いかと思えます。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

【喫煙者の卒煙(禁煙)について】4件

・電子たばこを吸う人が多くなった→本当はできれば止めたいと思っている。何故なら、素の?たばこの方が絶対うまいから。電子たばこを吸っている人を見てもカッコイイと思わないし、そんなにまでしてと思ってしまう。そのへんの自覚を気付かせてみては。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・職場(店内)は、従業員が喫煙しないこともあり、禁煙表示をしています。ただ、一歩外に出ると、隣接するストアー、飲食店の外で喫煙をされる方々の煙が流れてきてしまい、どちらかという、たばこが苦手ですので、辛いです。歩きたばこの方の吸い殻も毎日、投げ捨てられている物を掃除しなくてはなりません。外での喫煙は止め、個室でお願いし、ポイ捨て、歩きたばこのマナーの良くないことも、呼びかけて欲しい。たばこ税を上げる。依存されている方へのサポートも進めたばこを最終的に無くして欲しい。(百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店)

【未成年者等の喫煙防止対策について】 1 件

・幼児・児童・生徒など未成年者が興味関心を持って見たり読んで理解できるような映像（アニメや実写など）や冊子の普及をお願いいたします。（学校）

【喫煙者のマナーや喫煙者への配慮について】 45 件

・屋内、屋外とも、喫煙場所を決めるべきだと思う。（それ以外での場所の喫煙は厳禁）日本では屋外での喫煙マナーが悪いと思う。（官公庁施設）

・公共の喫煙スペースを増やして欲しい。（ポイ捨てが多いから。歩きたばこが多いから）条例ではなく、やるなら法で定めて欲しい。（食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店）

・今、スマートフォンや 아이폰等の通信機器でイヤフォンをしながらたばこを吸う方をよく目にします。自分が危険な物を持っているという自覚がない方が多いと思います。自覚がない方にもっとアピールできる場を多く作っていただきたい。（食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（小規模な施設））

・世の流れとして受動喫煙防止に関わる動きが進んでいるが、たばこに税金をかけている以上、公共施設は喫煙所を設けるべき。（学校は除く）（上記に該当しないサービス施設）

・たばこの販売が合法である限り喫煙者は存在し続けるので、“全ての施設で全面禁煙”は現実的ではない。受動喫煙防止の効果が確実に出る形式での喫煙所設置を推進するのが、吸う人、吸わない人の権利を守る上でも良いと思う。（集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設）

・たばこの販売が合法である限り喫煙者は存在しつづけるので、“全ての施設で全面禁煙”は現実的ではない。受動喫煙防止の効果が確実に出る形式での喫煙所設置を推進するのが、吸う人、吸わない人の権利を守る上でも良いと思う。（集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設）

・たばこを吸う自由もあり、吸わない自由もある。なのに、いつもどちらかに寄った内容になるのは良くない。バランスが大事だと思うので、今回はもっと喫煙場所を作る事が必要。各企業等ではなく、国や市がお金を出さないと駄目。（マージャン店、パチンコ店及び類似施設）

・学校敷地内の禁煙はかなり周知されて来たと思いますが、反面道路で喫煙している人を時々見かけマナーは悪くなった気がします。（官公庁施設）

・たばこが売られている以上、喫煙者はいなくならない。ゴミ箱がないからゴミがポイ捨てされるように、喫煙所が減り過ぎて、民家の軒下や、隠れた場所で吸う人が増える。なんでも行き過ぎは賛同できない。（上記に該当しないサービス施設）

・路上喫煙の問題を施設に苦情されても迷惑である。喫煙者のマナー向上と、喫煙できると

ころの確保が課題。(学校)

・外国人客が多い横浜は、もっと積極的に受動喫煙防止に取り組むべき。喫煙者のマナーが悪すぎる。小さい子連れが安心して街を歩けるようにするべきである。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・喫煙をする立場なのでしっかりとした喫煙所があれば受動喫煙が減らせると思うので、設置をお願いします。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・喫煙者のマナー向上を目指すべき。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

【たばこ税やたばこの販売等について】 65 件

・たばこを販売禁止すれば禁煙もなくなるため、販売禁止を望みます。麻薬と同じ扱いに。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))

・たばこの価格を 1 箱 1000 円以上にすれば 6~7 割方禁煙すると思うので(特に若い人たちは禁煙せざるを得なくなる) 早急に実施して欲しい。現在の喫煙人口が半分以下になれば、受動喫煙対策等は必要なくなり、屋内、屋外の全面禁煙が実施出来る。(上記に該当しないサービス施設)

・たばこが合法的に売られているのに吸う場所だけを制限することは矛盾がある。最終的にたばこを非合法化すべきと考えます。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・根本的に、害のあるたばこを所持も販売もできないようにする。害のないたばこのみ販売も喫煙も許可すればよい。(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)

・電子たばこについては今後、どのような対応していかれるのか? 検討していただきたいです。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・何で体に悪いたばこを売のですか? 国で禁止すればよいのでは?(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・たばこ自体廃止、なくす方向に行動していくこと。超高額で販売、税金に頼り過ぎ。健康に良いことは何もない。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

・たばこの税金を上げて、出産育児などの少子化対策に回す。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)

・喫煙に対して、これだけ世論が高まっているのに何故たばこを生産し販売するのか。政治的権限に依って廃止令を施行する事は政策上国民に対する好条例であろう。アメリカの或一部の州では麻薬として廃止している州もある、一考を要する。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・喫煙所から、はみでるたばこの煙を浴びると、これが体に毒と実感する。税金取ってまで売って、喫煙者・非喫煙者の健康を害しているのであれば、税金でちゃんとした喫煙所を設置して、そこ以外は吸えなくするべき。煙を吸いたくない人に吸わせないように行政が努力するべきです。たばこを作るのも、売るのもやめてしまえば済むことです。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)

・麻薬などのようにたばこの生産、所持、販売等を禁止する事が根本的な解決と思います。たばこのような健康に悪い物を社会に流通させている事が問題。そうすれば受動喫煙の話もなくなります。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))

・欧米並みにたばこの値上げをして、容易に入手できない法規制が必要だと感じます。マナーを呼びかけるだけでは弱すぎる。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

・ただやみくもに規制するだけでなく喫煙者の理解が得られるよう工夫する必要がある。また喫煙防止ではなく健康に害があるならたばこの大幅な値上げ、販売中止を検討して下さい。(上記に該当しないサービス施設)

【その他屋外における喫煙などについて】 68 件

・店舗の面積 100 m²の意味が分らない。100 m²以下でもチェーン店など駅近くの店は利用客が多いが、駅から少し離れていたりすると 100 m²以上でも利用客は少なくない、そういった店で規制を 100 m²括りで付けられたら生活できなくなる。規制するのであれば 100 m²とかでなく利用客の人数や、売り上げで分類しないと、本当に生活できなくなる。(例) 100 m²以下と 103 m²での違いが分からない。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・県内の主要な駅付近の喫煙スペースを廃止すべき。・県条例で歩行中の喫煙を禁止して欲しい。(学校)

・各店の自由意思をもっと尊重すべき。(劇場、映画館、演芸場)

・路上での喫煙防止についても強化していただきたい。(銀行、保険会社などの金融機関)

・歩きたばこには罰則を厳しくする。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・健康リスクを考えると国が主体となって規制の強化をしないと県だけでは難しいです。税収減になるからやらないのか？(百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店)

・路上、屋外を含め公共のスペースでは、喫煙を規制して欲しい。屋外の喫煙所から漏れる煙についても対策して欲しい。(図書館、博物館、美術館)

・まだ歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを見かけます。車の窓から灰を捨てる人も見かけます。

そういうことが無くなりますように。(学校)

- ・コンビニの入口に設置されている灰皿に、常時数人が喫煙されています。前を通るだけで臭いがするので小走りを通り過ぎるようにしています。改善を願っています。(上記に該当しないサービス施設)

- ・分煙も大事だが、歩きたばこやポイ捨ての罰則を強化して欲しい。店で吸えないから？歩きたばこの方をよく見かけます(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

- ・駅などの周辺には喫煙所を鉄道会社等が作るべきだ。当店は、駅周辺だが、駅周辺に喫煙所がないので、店の前の歩道は喫煙者がいつも留まって、喫煙し、吸い殻をばら撒いているので、非喫煙者が嫌がって通らない。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

- ・路上喫煙を厳しく取り締まること。ポイ捨てをもっと厳しく取り締まる。私はたばこの煙が嫌いなので信号待ちで近くでたばこを吸われると呼吸を止めているが信号が変わるのが長いと苦しくなる。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

- ・現実的に喫煙場所を増やさないと、ポイ捨て、路上喫煙はなくなる。止めさせる、より、共存できる環境作りを。(学校)

- ・歩きながらの喫煙、人々が行き交う道、歩道での立ち止まっての喫煙もやめてほしい。たばこのポイ捨ても、罰金にしてほしい。(モラルのない人も多いです。)(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

【特になし/他】81件

- ・神奈川県はよくやっているといます。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

- ・受動喫煙のみならず、バイクの目に余る排気ガスの排出(バイクが通り過ぎたあとの排気ガスの臭い)の規制を強化すべきである。同じ健康上の理由を考えると片手落ちにならないように。(上記に該当しないサービス施設)

- ・多数の者が利用する(すべて)喫煙であること(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

- ・例：車からたばこを捨てる人を警察に伝えても現行犯でないと、という(写真があっても)規則が空回りしている。(上記に該当しないサービス施設)

- ・条例の改正等があった場合は、早めに、分かりやすい内容で周知してください。(官公庁施設)

- ・寺院です。人の出入りがあるのは法事の時ですが、ところ構わず喫煙するような人はいませんので、特に何もしていません。本堂や客殿で喫煙するのは見たことがない。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・オリンピックに向けて、もっと厳しくやってもいいと思います。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))
- ・女子の喫煙は絶対だめ。胎児に影響あり(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・喫煙率を下げて行き、いずれは喫煙ゼロの世界を目標すべきです。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・部屋の中では守ってくれない人が多い。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))
- ・何でもそうですが、ルールを作る側の者から襟を正していかないと無理なのでは？(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・喫煙者のマナー啓蒙は必要だが、喫煙が“悪”であるというイメージが強くなり過ぎてもいけない。(劇場、映画館、演芸場)
- ・「受動」など関係なく、とにかく、禁煙運動を推進してほしい(公衆浴場)
- ・愛煙家がなかなか喫煙を止められない事は分かりますが、このような条例から徐々に、禁煙の流れになることを期待しています。(鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両)

資料編

1. 質問と回答（単純集計結果）

(1) 県民意識調査

F 1 あなたのお住まいの市町村を○で囲んでください。(N=2,563)

(%)

1 横浜	41.2
2 川崎	13.6
3 相模原	8.0
4 横須賀三浦	8.1
5 県央	9.6
6 湘南	14.9
7 足柄上	1.1
8 西湘	3.0
無回答	0.4

F 2 あなたの性別を○で囲んでください。(N=2,563)

(%)

1 男性	43.4
2 女性	56.2
無回答	0.4

F 3 あなたの年齢を○で囲んでください。(N=2,563)

(%)

1 20～29歳	7.1
2 30～39歳	12.3
3 40～49歳	18.5
4 50～59歳	15.8
5 60～69歳	19.7
6 70歳以上	25.8
無回答	0.8

F 4 あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。(N=2,563)

(%)

1 吸わない	76.3
2 毎日吸っている	12.0
3 時々吸う日がある	1.3
4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない	10.2
無回答	0.2

F 5 あなたはたばこを吸うときに気をつけていることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=341)

	(%)
1 公共的な場所では吸わない	63.0
2 指定されている喫煙場所以外では吸わない	82.1
3 禁煙の飲食店などでは吸わない	84.2
4 混雑している場合は吸わない	65.7
5 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない	79.8
6 周りに食事中の人がいる場合は吸わない	53.1
7 周りの人の了解を得てから吸う	37.8
8 その他	9.1
9 気をつけていることはない	1.5
無回答	0.6

問1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,563)

	(%)
1 言葉も意味も知っている	87.5
2 言葉は知っている	7.5
3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)	4.8
無回答	0.3

問2 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,563)

	(%)
1 健康への影響があると思う	91.5
2 健康への影響があると思わない【⇒問4にお進みください。】	1.8
3 わからない【⇒問4にお進みください。】	6.0
無回答	0.7

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) (N=2,346) (%)

	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	90.2	1.2	3.1	5.5
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	83.3	1.1	8.6	6.9
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	55.7	2.9	34.2	7.2
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	74.3	1.2	17.6	7.0

《問4は、全員の方がお答えください。》

問4 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(N=2,563)

(%)

1	受けたことがある ⇒ 問5にお進みください。	20.8
2	受けたことはない ⇒ 問6にお進みください。	63.7
3	わからない ⇒ 問6にお進みください。	13.5
	無回答	2.0

《問5は、問4で「1 受けたことがある」を選んだ方がお答えください。》

問5 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

(N=534)

(%)

1	小学校	22.8	2	中学校	63.1
3	高等学校	50.6	4	短大・大学・専修学校等	19.3
5	その他(具体的)	3.4		無回答	1.5

《問6は、全員の方がお答えください。》

問6 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(N=2,563)

(%)

1	内容を知っている ⇒ 問7にお進みください。	14.4
2	条例があることは知っている ⇒ 問8にお進みください。	48.0
3	知らなかった(今回の調査で初めて知った) ⇒ 問9にお進みください。	36.0
	無回答	1.6

《問7は、問6で「1 内容を知っている」を選んだ方がお答えください。》

問7 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。

(○はいくつでも) (N=370)

(%)

1	不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである	84.9
2	学校や病院、官公庁施設は禁煙である	90.5
3	飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である	86.8
4	小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である	51.1
5	施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない	51.9
6	保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない	46.2
7	喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則(過料)が科される場合がある	67.0
8	施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則(過料)が科される場合がある	43.0
	無回答	1.1

《問8は、問6で「1 内容を知っている」又は「2 条例があることは知っている」を選んだ方がお答えください。》

問8 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (N=1,599) (%)

1	県のたより	31.1	2	市町村の広報誌	29.8
3	新聞報道	36.8	4	テレビ・ラジオ番組	43.2
5	タウン紙	8.1	6	雑誌	3.1
7	イベント・街頭キャンペーン	7.2	8	条例の説明会	0.8
9	県のチラシ・リーフレット	6.9	10	ポスター	17.8
11	ホームページ	3.2	12	家族・友人からの情報	12.9
13	学校・職場・団体からの情報	11.6	14	禁煙や分煙の表示	35.3
15	その他(具体的に:)	2.8		無回答	3.2

《問9～問11は、全員の方がお答えください。》

問9 あなたはこの半年間に神奈川県内の次の施設(屋外を除く)で受動喫煙にあいましたか。次の「施設」ごとに1つずつ選んでください。(1つの「施設」に〇は1つ) (N=2,563) (%)

※受動喫煙防止条例では、第1種施設は禁煙に、第2種施設は禁煙または分煙を選択することとしており(ただし、どの施設も喫煙所の設置は可能)、罰則の対象となります。また、小規模な飲食店(調理場を除き100㎡以下)、小規模な宿泊施設(700㎡以下)などの特例第2種施設については禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

施設		よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった	無回答
第1種施設	ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)	2.2	2.8	34.8	54.2	5.9
	イ 病院、診療所又は助産所、薬局、あん摩	3.4	4.1	75.5	11.6	5.4
	ウ 劇場、映画館、演芸場	2.9	4.9	47.2	39.1	5.9
	エ 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	3.4	8.8	25.4	56.0	6.4
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	3.7	11.0	36.5	43.0	5.8
	カ 展示場	2.0	5.0	32.9	53.6	6.5
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	2.1	6.1	29.3	56.3	6.2
	ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1.8	5.4	28.4	57.6	6.8
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物販販売店	4.6	12.0	73.3	4.4	5.7
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	2.7	2.1	78.6	10.4	6.2
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	1.9	2.3	67.4	21.5	6.9
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	7.6	24.2	52.4	10.2	5.5
	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	4.4	9.8	72.3	7.7	5.8
セ 図書館、博物館、美術館	2.1	1.6	50.3	39.8	6.1	

	ソ 動物園、植物園、遊園地	1.7	7.1	30.7	54.2	6.4
	タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.7	1.6	33.4	57.2	6.1
	チ 官公庁施設	2.4	3.7	50.9	36.1	6.8
第2種施設	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）	13.7	36.3	39.0	6.3	4.7
	テ ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）	4.4	13.8	39.5	36.7	5.6
	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	9.1	13.7	15.5	55.7	6.1
特例第2種施設	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	14.1	32.8	32.4	15.5	5.2
	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	3.6	3.0	3.0	83.8	6.6
	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち700㎡以下の小規模な施設	2.6	7.3	22.2	62.0	6.0
	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	7.3	3.4	3.0	80.3	6.0
	ノ アからネに該当しないサービス施設	2.0	5.1	31.7	47.8	13.5

※「ノ」に該当する施設（理美容院やクリーニング店など）は「第2種施設」になります。

問10 平成22年4月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

次のア～キについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）

(N=2,563)

(%)

	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
ア 屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数	67.1	6.6	8.1	16.9	1.3
イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数	62.3	2.4	15.3	17.9	2.1
ウ 屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数	35.6	5.5	44.2	12.6	2.1
	しやすくなった	しにくくなった	変わらない	わからない	無回答
エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること	37.2	2.2	41.4	16.9	2.2
	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
オ 屋内の指定された喫煙場所の数	33.1	17.1	12.9	35.4	1.5
カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数	31.1	13.0	13.9	40.9	1.2
キ 屋外で喫煙する人の数	22.6	24.3	21.1	30.6	1.3

問 11 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで) (N=2,563)

(%)

1	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	50.2
2	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.3
3	たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート	27.1
4	未成年者への喫煙防止教育	51.9
5	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援	16.0
6	受動喫煙防止条例の着実な運用	28.7
7	受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒問 12 もお答えください。】	29.4
8	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進 【⇒問 13 もお答えください。】	5.8
9	その他（具体的に)	2.9
	無回答	0.9

《問12は、問11で「7 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方のみお答えください》

問 12 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=753)

(%)

1	飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき	61.9
2	小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)にも条例の規制を義務付けるべき	55.2
3	禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき	55.6
4	罰則を厳しくすべき	51.8
5	職場も対象にすべき	37.1
6	屋外も対象にすべき	62.3
7	その他（具体的に :	14.9
	無回答	0.5

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問13は、問11で「8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方のみお答えください。》

問13 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)(N=149)

	(%)
1 学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき	46.3
2 飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき	37.6
3 小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき	41.6
4 禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき	33.6
5 罰則を弱める、または無くすべき	10.7
6 受動喫煙防止条例を無くすべき	6.7
7 その他(具体的に:)	12.1
無回答	6.0

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

【参考】☆たばこを現在吸っている方に、参考までに今の喫煙に対するお考えをお聞きします。

ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)(N=341)

	(%)
1 たばこをやめたい	19.6
2 たばこの本数を減らしたい	27.0
3 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない	44.0
4 その他(具体的に:)	3.8
無回答	5.6

【参考】

《受動喫煙にあった経験》（問7の再集計）

○ より詳細な受動喫煙にあった経験を把握するため、「行かなかった」と「無回答」を除き再集計を行う。

(%)

施 設		よくあった	時々あった	あわなかった
第1 種 施 設	ア 学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	5.5	7.1	87.4
	イ 病院、診療所又は助産所、薬局、あん摩	4.1	4.9	90.9
	ウ 劇場、映画館、演芸場	5.3	8.9	85.8
	エ 観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	9.1	23.4	67.5
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	7.3	21.5	71.2
	カ 展示場	5.1	12.4	82.5
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	5.5	16.3	78.1
	ク 公衆浴場（銭湯、サウナなど）	5.1	15.2	79.6
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物販販売店	5.1	13.3	81.6
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	3.3	2.5	94.2
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	2.6	3.2	94.2
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客線ターミナル	9.1	28.7	62.2
	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	5.1	11.3	83.6
	セ 図書館、博物館、美術館	3.9	3.0	93.1
	ソ 動物園、植物園、遊園地	4.3	17.9	77.8
	タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	4.7	4.4	91.0
チ 官公庁施設（ア～タに該当するものを除く）	4.2	6.6	89.2	
第2 種 施 設	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（小規模な施設を除く）	15.3	40.8	43.8
	テ ホテル、旅館などの宿泊施設（小規模な施設を除く）	7.6	23.9	68.4
	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	23.7	35.8	40.6
特例 第2 種 施 設	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、小規模な施設	17.8	41.3	40.9
	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	37.8	30.9	31.3
	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、小規模な施設	8.2	22.7	69.1
	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	53.1	25.1	21.7
ノ	アからネに該当しないサービス施設（理美容院、クリーニング店など）	5.1	13.1	81.8

(2) 施設調査

問1 「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)
(N=2,434) (%)

1	言葉も意味も知っている	90.5
2	言葉は知っている	7.3
3	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	1.9
	無回答	0.3

問2 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。
次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,434) (%)

1	健康への影響がある	89.2
2	健康への影響はない【⇒問4にお進みください。】	1.4
3	わからない【⇒問4にお進みください。】	8.5
	無回答	0.9

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) (N=2,172)
(%)

	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	93.3	1.4	4.0	1.3
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	85.5	1.4	10.4	2.7
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	62.2	3.3	31.9	2.6
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	77.7	1.7	18.1	2.5

《問4は、すべての施設管理者がお答えください。》

問4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,434)
(%)

1	内容を知っている	26.1
2	内容を少し知っている	32.7
3	条例があることは知っている【⇒問6にお進みください。】	26.7
4	知らなかった(今回の調査で初めて知った)【⇒問7にお進みください。】	13.1
	無回答	1.3

《問5は、問4で「1 内容を知っている」、「2内容を少し知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)
(N=1,433) (%)

1	不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである	82.2
2	学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない	79.0
3	飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない	79.1
4	小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務(※)である	54.2
5	全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である	28.3
6	施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない	50.3
7	保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない	42.8
8	条例で定められている義務を果たさない施設には罰則(過料)が科される場合がある	40.8
	無回答	3.3

(※) これらの施設は、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問6は、問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問6 受動喫煙防止条例を何で知りましたか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (N=2,082) (%)

1	県のたより	28.4	2	市町村の広報紙	23.7
3	新聞報道	43.6	4	テレビ・ラジオ番組	43.2
5	タウン紙	6.2	6	雑誌	3.6
7	イベント・街頭キャンペーン	4.7	8	条例の説明会	2.8
9	県の職員の訪問	3.2	10	県のチラシ・リーフレット	12.3
11	ポスター	9.8	12	ホームページ	8.5
13	家族・友人からの情報	10.0	14	加入している団体からの情報	15.8
15	禁煙や分煙の表示	20.9	16	その他(具体的に:)	4.7
	無回答	2.4			

☆ 問7～問15は貴施設の「受動喫煙」の取組み等についてお聞きします。

《問7は、すべての施設管理者がお答えください。》

問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。

(○は1つ) (N=2,434)

- * 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。
- * 従業員のみが利用する事務室や特定の利用客しか利用しない屋内（宿泊施設の客室など）を除きます。

(%)

1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる	78.1
2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない（屋内の全ての場所で喫煙できる）	19.0
無回答	2.8

【⇒問11にお進みください。】

《問8は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=1,902)

(%)

1 利用客の健康を守るため	65.5	2 利用客により良いサービスを提供するため	50.3
3 利用客からの要望があったため	13.8	4 従業員の健康を守るため	45.8
5 従業員からの要望があったため	8.1	6 受動喫煙防止は世界的な動きであるため	28.9
7 条例などにより規制されているため	29.8	8 会社・本部などの方針であるため	28.6
9 テナントとして入っている施設等の方針であるため			7.4
10 その他（具体的)			8.4
11 特に理由は無い	1.5	無回答	0.7

《問9～10は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問9 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ) (N=1,902)

(%)

1 施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）	54.7
2 施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）	23.7
※喫煙所＝たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 たばこを吸うためだけの場所	
3 施設内「分煙」を実施している（喫煙席（区域）がある）	6.6
※喫煙席(区域)＝たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 食事など施設のサービスを受けられる場所	
4 施設で「喫煙所」のある「禁煙」や「喫煙席（区域）」を設けた「分煙」を実施しているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない（あるいはその可能性がある）	4.8
5 昼食時など一定の時間帯は、「禁煙」にしている（または禁煙席を設けている）	1.0
6 その他の対策（具体的に：)	2.2
無回答	7.0

問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)
(N=1,902) (%)

	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答		
ア	たばこを吸わない 利用客の来店	10.5	1.8	45.6	33.8	8.3	
イ	たばこを吸う利用客 の来店	0.7	13.4	42.8	34.4	8.6	
	良い	どちらか うと良い	どちらか いと良くない	良くない	わからない	無回答	
ウ	たばこを吸わない 利用客の反応	29.0	17.9	2.4	0.8	41.4	8.5
エ	たばこを吸う利用客 の反応	6.7	14.8	13.4	5.4	50.9	8.8

《問11～問13は、すべての施設管理者がお答えください。》

問11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,434)
* 現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合は、その対策に当てはまる選択肢に○をしてください。 (%)

1	施設内「禁煙」を実施する(喫煙所なし)	45.5
2	施設内「禁煙」を実施する(喫煙所あり) ※喫煙所=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 たばこを吸うためだけの場所	20.7
3	「施設内分煙」を実施する(喫煙席(区域)を設ける) ※喫煙席(区域)=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 食事など施設のサービスを受けられる場所	5.1
4	その他の対策(具体的に:)	2.7
5	どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である	13.4
6	受動喫煙防止対策には取り組まない(屋内の全ての場所で喫煙可とする)	5.8
	無回答	6.7

問12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=2,434) (%)

1	利用客や売上げの減少	20.4
2	利用客とのトラブルの増加	12.3
3	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	19.7
4	喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題	27.1
5	受動喫煙防止条例などで義務付けられていない	4.6
6	喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	2.2
7	テナントとして入っている施設の管理者との調整	2.9
8	会社・本部などとの調整	3.8
9	施設の外での喫煙の増加	16.9
10	その他(具体的に:)	4.1
11	特に課題は無い	39.2
	無回答	6.1

問13 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで) (N=2,434) (%)

1	受動喫煙による悪影響についての普及啓発	43.6
2	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.5
3	たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート	23.4
4	未成年者への喫煙防止教育	34.3
5	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働	5.9
6	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援	19.7
7	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援	4.3
8	受動喫煙防止条例の着実な運用	20.2
9	受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒問14もお答えください。】	12.0
10	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進 【⇒問15もお答えください。】	6.2
11	その他(具体的に)	3.8
	無回答	5.4

《問14は、問13で「8 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問14 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=293) (%)

1	飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき	65.9
2	小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)にも条例の規制を義務付けるべき	57.7
3	禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき	47.4
4	罰則を厳しくすべき	47.4
5	職場も対象にすべき	31.4
6	屋外も対象にすべき	39.9
7	その他(具体的に:)	8.9
	無回答	2.4

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問15は、問13で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問15 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=150) (%)

1	学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき	27.3
2	飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき	36.0
3	小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき	66.0
4	条例が定めた禁煙や分煙などの表示以外にも、施設のイメージにあった独自の表示を認めるべき	30.0
5	禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき	43.3
6	罰則を弱める、または無くすべき	17.3
7	受動喫煙防止条例を無くすべき	16.7
8	その他(具体的に:)	5.3
	無回答	4.0

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

平成 30 年度版

神奈川県における受動喫煙の現状

発行年月 平成 3 1 年 3 月

発行 神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ

〒 2 3 1 - 8 5 8 8 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話 0 4 5 - 2 1 0 - 5 0 2 5

調査協力 株式会社 アストジェイ